評議員
文學博士 萩野由之　文學士 笹川臨風
文學博士 黒板勝美　文學士 菊池謙二郎
文學博士 松本愛重　文學博士 三宅米吉
（イロハ順）

黒川眞道編

國史叢書

新東鑑 一

國史研究會藏版

解題

新東鑑二十卷　附錄三卷・追加二卷

本書は、德川家康撥亂反正、以て天下の權を掌握して、幕府を關東に開き、海內皆其堵に安じ、永く天下治安の基を築きしが、後泰平日已に久しく、人民漸く昇平に狃れて、政敎荒弛し、家康の政策世に知られざるもの少なからざるに至りしかば、之を遺憾とし、こゝに安永年間に至りて、公の勳功を錄し、新東鑑と題して編纂せられたるものなり。

本書二十卷の內容は、筆を豐臣秀吉の傳記に起し、次に政所・淀君を略敍し、次に德川廣忠竝に傳通院を記し、家康公の傳を記し、次に五大老・三老職・五奉行、次に大坂陣、豐臣家滅亡、家康・秀忠凱陣、家康參內、諸大名恩賞、法度を定めらるゝ事、家康薨去、日光山へ改葬する事に至りて、筆をさしおきたり。附錄三卷には、諸大

名諸將士につきての傳記逸話等、或は德川家に於ける正月嘉例の兎の吸物の事、連歌會の事、葵紋の事、家光公御治世の事等、許多の記事を掲げ、追加二卷には、藤堂家夏御陣御先手勤方覺といふ書を掲げたり。

本書作者詳ならず。最初に安永二年と記せる穆風子といふ者の、漢文の序を掲げたり。其の文に云、「此書也雖未詳何人之所采輯乎」云々と記し、また同年號を記せる北山隱士好々翁といふ者の奧書に云、「今玆に新東鑑とよぶもの二十五卷あるを、たま〳〵人のもとに得てひらき見るに、其心を用ふるの切なる、誠に予が願ふ所にかなへり。いかなればかく年月の勞を空しくして、みづからの名をもあらはさゞる、いよ〳〵心にくし云々。」また同年號を記せる浪速のいさりをといふ者のしりへにいふ解の中に云、「彼二荒神の天の下申給へる御有樣を、をちこちかい記せる記どもの侍るを、我がうからなるちかつあふみの國にすめる人、その事共の正しかるべくて侍る文どもを、たゞありきぬのあるがまに〳〵かいよせて、其はつこがよまむものとせれば、いはまくもかしこき二荒の御神のおほき御光の、

かたじけなさをかしこみて、いよゝたふとみあふぎ奉りねと、かくなしゝはおほきいさほしならめやも」と記されたり。

眞道按ずるに、以上の序跋に記せる文により推考すれば、本書編纂時代は、安永年中にして、近江人某の作なる事は知られたり。然れども編者の名を記さゞるは、當時何か憚る所ありて、名を掲げざるものか。序跋の作者も、共に本名を掲げざる所を以て察すれば、恐らくは其の內に何等かの事情ありしものと考へらるゝなり。尙博識の高教を乞はんとす。

大正四年一月

黑川眞道識

例言

一、本編には、新東鑑二十卷・附錄三卷・追加二卷合計廿五卷中、第一卷として、卷之一より卷之九下迄を採收す。

一、原本片假名なるも、本編には之を悉く平假名に改めたり。

一、讀誦の平易を計るが爲め、語尾を補ひ語格を正し、且文字の一定せざるものは、全卷を通じ、多きに從つて一樣ならしめたるもの頗る多し。

一、原本中の人名にして、往々誤記と認むべきものあり。此等は出來得る限り他書との對照檢索に力め、其疑なきものゝみ是正したりと雖も、能はざりしものは、其儘としたるもあり。又人名中、振假名を施したるは、悉く原本に從ひたるものなり。

一、括弧（　）を用ひたるは、原本の註記を示し、〔　〕を用ひたるは、當編輯部にての註記に據るものとす。又稀に□を篏入したるは、原本缺字の儘にして、而も對照の

便なかりしものに限れり。

一、巻之八將軍家軍器、及び巻之九上巻之九下諸將旗指物認旗等の挿圖を除きたるは遺憾とすと雖も、此等は悉く色別に因つて示され、且總數五百個の多きに及び、彩色の困難と諸版の整理との爲め、到底時日の許し難き事情多きに依り、本編には此等の挿圖を見合する事となせり。

目次

新東鑑一

巻之三

巻之四

巻之五

目次 終

新東鑑

序

古者魯有春秋何、則記事繫諸時月。蓋此周之舊典禮經而萬世操觚家之懿範也。偉哉名也。一治一亂、乃天下之春秋也。吾大東自保平以降、日沈虞淵。劒鍔霜飛、殘賊霧横、固不可説也。及神祖、英武鷹揚關東、而風敎浹洽于海内。乃使蒼生咸得極詠歸之娯。於乎天下回春之大觀也。然而人々擊壤、自矜政綏、或議皥々乎。不知神祖之力在玆者、蓋百有餘年矣。於是右文之化、被及遐陬。好事之作、高拄山斗。自非周任、董狐之規箴、則過譽吠虛。補闕必文、接武尋踵而出焉。此書也、雖未詳何人之所采輯乎、遍捜載籍、博詢芻蕘、去繁就簡、比類拔萃、斯亦述而好古之意、竊有所受焉。乃題曰新東鑑者、實能得所因而、足以徵之者耶。近頃余一讀而不能釋手。遂爲之序、以冠于首云。

安永二歳次癸巳夏五月　　穆風子

しりへにいふ解

かけまくもあやに畏く、いはまくもいと尊けれど、吾此すめら御國は、くはしほこ千足國と神のりに告たゝはし、いとたけび雄々しき國柄にしありけり。故に其上つ大御代には、あめの安河に神つどひに集ひまし〳〵、神はかりに議り給ひて、いなさのをばまの浪の穂に、十握の御劒おしたてまして、西の國をむけやはし給ひ、かくやはし給ひてゆ、後はひさかたのあめのみなかに、天津日のたゞ一つなん天照し給へる、六とくむらぎものこゝらくの歳月をし、常磐なすうごきなく堅磐なすしづもりまして、いはまくもかしこき大御位は、あめの如くたかくたゝはし、みなそこの臣の位は、星の如くになん連なりまして、諸々其位を違へ給はず。かくておはしませば、四方八方のおほみたからは、地の如くのべふして、たなつものゝわざたのときを忘れず。或は弓削のたくみが眞鉋(まかな)のおとも、市にいきかふ商人(あきど)しも、おのづから草木なすいやしげく、おほみつぎのたえずつかふまつり、そがすけきをおのれが業として、は

ふ蘿のおのがむき〳〵に、やすくにといとやすらけく、たひらけくなんありける。かくさむくはす事のもとを、うすすみ思ふに、かけまくもかしこき皇御門を、うねびの橿原にしろしめしゝより、菅の根の遠ながく、樛の木のいやつぎ〳〵に、大御代しろしめしゝ中には、さばへなす騒ぎとよめる事どもゝ、此かれ國史どもに書き載せ給へり。かくてしゆ、後もさゝるみだれ多く、天と動き地とふるひ、諸人なほうらやすにやすくいねしも侍らざりしは、そらかぞふ多くの歳月にこそ。さるをうつせみの今し大御代に至りてゆ、後は吹く風の音の、さやにもさやがず、四の海の浪はたゝず。重疊なすたひらぎて侍る事は、我皇御國をおきて、國ちふ國々の經緯にしも、かゝる御ためしは聞きもつたはへずなむ。そも〳〵かくつたはへしは、たきゞこる鎌倉山に、天の下申たまひし時より、太刀矛のわざい、よさしによさし給ひて、高野が上にうつの大御手たむだきまして、天の下のおほんたからを、皇御心にねぎらひ給ひ、大御手にかきなで給ふ。大御いつくしみにかもや。かゝる大御代の、つぎ〳〵天の下申たまへば、御光あるが中に、二荒の御神の御代申給はんづころ、みだれたりし

御有様を、古翁のひとつ〳〵心にとしめ耳にと傳へ、物にも記しおきてしを、かつかつうけ給はるに、おほんたからは、軍のえだちに立ちてときを失ひ、たくみはかきやの役をつかふまつれども、業にあたらず。商人は、もたるたからを奉るのみか、家を焼かれ、わかきはうせ、老いたるははふれ、親は子をもとめ、子は親をしたひて、おくかなき山野にたちさまよひ、あるはよこざまに命をすごし、ゆく水の往方も知れず南になく子なすしたふを見れば、北には焼太刀の稜うちならす音のみして、脚ひとつだにうちあげつゝ、立休ふ晨も侍らざりきとなん。かゝることばを耳に聞き書にも見て、つれ〴〵と思ひとりて言擧していはく、かくゆたけき御代にうまれあひて、枕はいとたかくまき、足手はいと長くのべ、飯をば折敷にくらひ、膝をば席の上に折りて侍ることは、いかなる幸かこれにたぐひてん。故に彼二荒神の天の下中給へる御有様を、をちこちかい記せる記どもの侍るを、我がうからなるちかつあふみの國にすめる人、その事共の正しかるべくて侍る書どもを、たゞありぎぬのあるがまに〳〵かいよせて、其はつこしがよまむものとせれば、いはまくもかしこき、二荒

の御神のおほき御光の、忝なさをかしこみて、いよ〻たふとみあふぎ奉りねと、かくなし〻は、おほきいさほしならめやも。

安永二年みづのえみのとしうづき　　浪速のいさり男

凡例

一、此書は、東照宮の御恩德、古今に比類なき事を知らしめんが爲に、諸錄を取合せて一部とせり。然るに書の中に、或說或本と載せて、題號を著さぬは、是諸家の實錄といへども、採らざる所あり。僞書たりといふとも、用ふべきは之を採り、彼を去り此を取り、其本書の儘ならぬ故なり。然りと雖も、毫髮も加ふるに私意を以てせず。

一、記とあるは、難波戰記をいふ。世に此題號の書數品あれども、阿部豐後守忠秋執事職の時、萬年不休・二階堂才兵衞兩人を以て、著述せられしを眞とす。然るに今の行はるゝ所は、彼書に於ても、後人筆を加へ、僞る事數見えて、分明ならずと雖も、彼書偏く流布し、其聞え久しき故粗其據とす。

一、騎戰の事は、關ヶ原御陣以前よりも無ㇾ之。（太宰氏の經濟錄にも其趣あり。）軍將の馬に乘るは旅行の中にて、敵陣近くなれば、牽かするのみなりといへり。然るに引き用ふる書に、

往々騎戰の事を載せたるは、古よりの文法に傚へるものなるべけれど、今悉く私意を以て改め難く、舊文に依つて其儘に記せり。

一、此書猥に附假名せし故、諱、或は苗字・地名等に、訓の違あるべし。且文字の誤も多かるべけれども、文華を振ひ理を非に作して、人の聞を悦ばしむる害あらず、見易からしめんが爲なり。

一、此合戰の頃は、祖父或は父の諱を冒せる人も、往々ありきといへり。然れば其諱の祖父又は父と同じきを以て、強ひて咎むる事勿れ。又諱を記さゞるは、本書に脱せるものなり。

一、關東方諸大將の中に、此合戰の以前より、松平氏を賜はりたる家もあれど、見易からしめん爲に、本姓を以てせり。然りと雖も、關ヶ原御陣の以前に賜はりたるは、已に年久しきが故に、松平氏とせり。

一、此合戰の以前より、四位に敍せられし人もあれば、朝臣と書くべき例なれども、何頃官位昇進せるか、分明ならぬ將あるにより、其差別をせず。但し忠輝朝臣・

忠直朝臣の如きは、將軍家の御連枝たるを以て、敍位の年月を正さず、朝臣と記せり。

一、眞田左衞門佐が諱を、幸村とせるは誤なる由にて、信仍或は信繁とし、後藤又兵衞基次は、政次ともあつて、其論紛々として決し難し。然れども世に幸村・基次といへる名高きを以て、今是に從へり。其他右に準じて知るべし。土井大炊頭を大炊介とし、渡邊主馬介を主馬首とする類なり。

引用書目 諸家祕錄は題號なきものあれば此に載せず

秀吉家譜　太閤記　本朝武林傳　難波戰記　同後編　浪速軍記　大坂覺書
關原軍記　同大成　家忠日記　玉露叢　武德大成記　同安民記　同編年
柳營祕鑑　同婦女傳　本朝舊章錄　亢寬日記　本朝通記　甲陽軍鑑　信玄全書
武田三代記　越後軍記　北越太平記　北陸七國志　諸家勳功記　東國太平記
織田軍記　織田眞記　信長記　淺井三代記　志津ヶ嶽記　陰德太平記
武家高名記　武將感狀記　大坂物語　淸正記　同感狀記　難波戰記評判
異本難波戰記　浪花軍記　難波實錄　大坂記　土佐軍記　朝日軍記　石田軍記
三成記　慶長記　慶元記　三河記　創業記　御先祖記　東武實錄　慶元實錄
榮松錄　三河物語　同後風土記　同御風土記　中興武家盛衰記　同後編
落穗集　岩淵夜話　落穗集大成　同大成拾遺　武林陰見錄　和州諸將略傳
續武者物語　武野燭談　古老燭談　浪速全書神澤氏著　翁草神澤氏著　御馬印圖　藩翰譜

駿臺雜話　俗說贅辨　軍禮記　西山遺事　睡餘錄　甲乙錄　老人雜話
永夜茗談　本多市正聞書　島原軍記　平生要馬　軍戰要儀　御系圖譜
五畿內志　雍州府志　山州名跡志　明和武鑑　花押藪　續花押藪

新東鑑巻之一

秀吉公御兩親の略傳

秀吉公の御父は、尾州愛知郡中々村（上中村・中々村・下中村と三村ありといふ）の住人にて、木下彌右衛門といへり。（或記に、木下彌右衛門、福島左衛門大夫正則の父新右衛門は、兄弟なりといふ。）織田信長公の御父備後守信秀が鳥銃の卒なりし所、度々の戰に創を蒙り、軍役勤まり難く、故郷中々村に歸り、天文十二癸卯年正月二日病死せり。法名を妙雲院榮本といふ。（堀川元誓願寺の北なる瑞龍寺に位牌あり。）彌右衛門に一女一男あり。女子は同國海部郡の農夫彌助が妻なり。

或本に、彌助、後には三好（又羽柴）武藏守一路（かずみち）といふ。剃髪して三位法印に敍任し、慶長十七壬午年八月廿五日に逝去せらる。建性院日海大居士といふ。二男あり。

第一は秀次公なり。初め孫七郎又は武藏守と稱せり。後秀吉公の御養子となり、

關白左大臣に任ぜられしが、罪あつて文祿四乙未年七月十五日、高野山に於て生害し給ふ。時に卅八歳なり。瑞泉寺高嚴道意居士と謚せり。洛東木屋町三條南瑞泉寺內にある惡逆塚俗に畜生塚といふといへるは、秀次公並に其妻卅餘人を埋葬しける所なり。一本に、善正寺高岸道意居士、又は高嚴一峯居士といふ。今洛東神樂岡の南妙惠山善正寺は、秀次公追福の爲めに、母公瑞龍院殿の建立せられたる寺なりといひ傳ふ云々。一說に、大德寺の塔頭天瑞寺の位牌には、禪能院殿龍雲大居士とありといへり。

第二は大和中納言秀保卿なり。秀保、一本に秀俊卿に作り、父を筑阿彌とするは誤なるべし。別記に、卿に二女あり。所謂森美作守・毛利甲斐守等が妻なりと云々。後に、太閤異種同腹の御舍弟なる大和權大納言秀長卿の養嗣となり、文祿四年未四月十六日、和州西河に於て橫死せらる。一本、四月廿五日、十七歳にて逝去せらると云々。瑞光院殿花岳好春大居士と謚す。其位牌は、同國壺坂の納所院に在りといへり。或本に、秀保卿橫死の後に、木下肥後守家貞の四男に家を繼がせ、大和中納言秀俊卿といひしが、所以あつて小早川中納言隆景卿の養子となり、秀秋卿と諱乘られきと云々。別本に、秀次公の御舍弟を長千代丸といひしが、大和大納言秀長公の養子となり、十三歳の時に、南都猿澤の池に於て、水練の遊を興催され、遂に溺死せられきと云々。

文祿五丙申年正月剃髮せらる。瑞龍院殿日秀尼と稱す。洛陽堀川元誓願寺の北なる瑞龍寺といへるを草創あり。世に村雲の御所といふ。寛永二丁丑年四月廿四日に、九十二歳にし

て遷化なり。男子は則ち秀吉公なり。

或說に、秀吉公、實は人王一百六代後奈良帝の御落胤なり。御母は則ち天瑞院殿にて、此朝に仕へられし處、其頃は禁裏も衰廢し、公卿殿上人も、多く諸國へ分散せし頃なる故、御姙娠の後、尾州上中村の何寺とかやに、叔父の僧のありしを便として來り給ひしが、彼僧、婦人をかくまひ置きては、人口如何と思ひ、木下彌右衞門が篤實なるを見て嫁せしめ、其後御出產あり。此說による時は、天瑞院殿は、彌右衞門が繼室にて、瑞龍院殿は御別腹なるべし。然れども秀吉公は、此事を深く御欽ありけり。或時、朝鮮國より御種姓を尋ねし事ありしが、父は不知、母は宮女と書かしめ給ひけりと云々。一本に、秀吉公は、筑阿彌が息にして小字を小筑といへりとあるは誤なるべし。

秀吉公の御母公大政所殿は、尾州愛知郡御器所（ごきそ）村の出生にて、織田大和守信微が足輕の女なり。

或本に、秀吉公の御母公は、尾州旭といふ所の御出生なるにより、旭殿と稱す云云。此說恐くは誤なるべし。

或本に、持萩中納言といへるは、尾州村雲の里へ配流せられしが、中納言逝去の後に、其後室は、二歳と當歳の息女を誘ひ、京都に登られし處、其頃兵亂屢あつて、都の住居もなり難く、二人の息女、十五歳と十六歳の時に、又尾州へ下られたり。彼婦〔姉カ〕君は、則ち秀吉の母公、妹は加藤肥後守清正が母也。「詠めやる都の月に村雲のかゝる住居も憂世なりけり」といへる歌も、持萩黄門の詠まれしと云々。

初め木下彌右衛門に嫁し給ひけるが、彌右衛門死去の後、二人の御兒を養育せられしを、里人の量らひを以て、同國岩倉城主織田伊勢守信安一本信秀に作る。一本に織田伊勢守は、尾州の内にて四郡を領すと云々の浪人筑阿彌といへる者を以て、入聟とせし所に、程なく男子一人女子一人を産ませられたり。

或本に、筑阿彌が一男子は、羽柴秀長卿小市郎と稱し、初め小筑といへり。或本に、羽柴小市郎の母は、自運院と稱せりとあるは誤なるべし。後、美濃守に任せられ、從二位權大納言に至り、和・紀・泉の三州を領せられ、天正十九年卯正月廿二日に逝去なり。一本に、秀長公は天正十九年四月廿二日、五十三歳にて逝去、和州郡山の城三の郭内に葬る。今大が墓と呼ぶといへり。大光院殿春岳紹榮或は榮公大居士と謚す。女子は朝日姫と稱せり。天

正十四戊年五月、或二月、家康公へ御入輿あり。或本に、朝日姫は、初め佐治日向守が、内室なりしが、御離縁あつて、家康公へ進ぜられたり。是は秀吉公、徳川家と御和睦はありしが、家康公大坂へ來り給はざるにより、かく量ひ給ひきと云々。或本に、家康公の妃南明院光室宗玉夫人は、初め尾州の士副田與左衛門吉成に嫁し給へり。秀吉公東國と和融の後、副田に命じて、汝我妹を離別せよ。是を徳川に嫁せしめ、天下を鎭めんと思ふ。汝に封をまし、五百石の餘邑を與へんと。副田が曰、妻を離別の事は、命のまゝにせん。然れども妻の代りに祿を得ん事、武門の本意にあらずと、室家を返して、向後男を立てんと剃髮して、尾州烏森村に閑居して終りけりと云々。前説の佐治日向守とあるは誤なるべし。同十八寅年正月十四日、四十八歳にて逝去なり、南明院殿と謚せり。今洛外東福寺の塔頭に、南明院といへる寺あり。是其後に建てられたりと云々。

後年秀吉公、官位御昇進の後に、從一位に進み給ひ、文祿元辰年七月廿二日、或は廿五日、京都に於て逝去なり。或本に、烏丸通佛光寺の南大政所町といへるに、其第のありしと云々。法名天瑞寺殿春岩宗桂或は春巖桂公ともあり大禪定尼と號し、准三后を贈り給へり。今大徳寺の塔中に、天瑞寺といへる寺あり。是れ秀吉公御母公の爲めに、建てられしといへり。

豐臣秀吉公の略傳

秀吉公は、天文五丙申年正月丁巳朔日卯刻に御誕生なり。御小字を猿と稱せり。

或本に、秀吉公の御母公、日輪懷中に入ると夢みて孕み給ふ。之に因つて、御小字日吉丸と稱せりとあれど、附會の說なりと云々。（或說に、朝鮮征伐の前に此事を書して、異國へ渡されたりと云々。）

天文二十亥年の秋、遠州頭陀堂の住人（或久野城主とあり）松下加兵衞尉之綱の奴僕となり、永祿元年九月より、織田信長公に奉仕し給へり。

或本に、秀吉公は十六歲にして、松下氏に仕へ給ひし所、廿歲の頃、之綱、秀吉公に問うて曰、尾州に於て、如何なる甲冑をか用ふるとありければ、公答へて、桶皮胴に事變り、胴丸といひ、右の脇にて合せ、屈伸自由なるを、多く用ひ候由を申し給へば、然らば其兵器を調へ來れと、金五兩を授けゝれば、秀吉公之を受取り、途すがら思ひ給ふは、この金を以て主人を欺くとも、大丈夫たらんには如かじ。然れば此金を支度とし良主に仕へ、親屬を厚く惠まんと、叔父に其事を告げ給ひければ、尤と諾せし故、夫より衣服刀劍を調へ、木下藤吉郎と名告り給へりと云々。

或本に、秀吉公幼き時に、筆墨を學び給ひし處は、尾州萱津の光明寺なり。門前三島の祠邊に榎樹あり。傳曰、秀吉公此樹の本に遊び、長となり、忘れ給はず。木

下を以て氏とし給ふ。今榎樹なほ存す。光明寺に傳ふる所なり云々。

夫より秀吉藤吉郎と稱し給へり。

或說に、信長公、伊勢國淺香の城を攻め給ひし時、秀吉公は先陣にて、城主大宮大之丞に、左の股を射られ乍ら、追手の門を打破つて、攻入り給ひければ、信長公大に感じ給ひ、古の朝比奈義秀にも劣るべからずと宣ひければ、藤吉郎太だ悅び、義秀を顚倒して秀吉と改めらる。但し義の字は、公方の諱を憚あつて、吉の字に變へ給ひけりと云々。（江源武鑒に、佐々木義秀の諱を授かり、秀吉と名乘り給ふとあり、かの書は、僞作なれば採るに足らず。）

同六年亥（一本に七年）春、百貫の地を領せらる。

或本に、何貫といへる數詳ならず。武家系圖相模入道平高時の下に、領地廿八萬七千貫、當代の知行百四十三萬五千石に當る。是田五反を、一貫とせしものなりといへり。

又一說に、古永樂錢十文に、米四合八勺を得る故に、百貫は四十八石に當る。然れば百貫といふは、今の知行百石なり。後世家により、知行を藏米にて遣はすに、

四つ八分の兇ならしとて、四十八石を百石と名付くる、是古法なりと云々。
同本に、伊澤氏曰、土州博多郡中村郷不破村八幡の寶藏に、一條家の永祿二己未年三月の文書あり。田千步を一貫といへり。今の三反三畝十步なり。是錢千文を一貫とするが如し。然れば百貫は田十萬步、今の法にして、卅二町三反三畝十步にて、知行三百三十三石三斗三升三合とすべしと云々。
或本に、徂徠先生曰、大名の身上を幾十萬石といひ、平士の身上を幾千石・幾百石といふ事、古法に非ず。大方、信長・秀吉の時より起ると見えたり。古の領地の書物を見るに、何郡何鄉何村にて、幾十町・幾百町などありて、石高はなし。武士の知行を幾十貫・幾百貫といふも、當時百姓の詞に殘りて、田一坪に苗一把種うる事にて、百坪には百把を種うる、これを百目といふ。千坪に千把を種うる、これを一貫目といふ。此積にて大抵十貫は百石、百貫は千石に當ると云々。
西村氏考に、本朝今の制、三百坪を以て一反とし、三千坪を以て一町とす。水帳の石高所々に依つて不同ありといへども、大抵一反を一石五斗、或は一石六斗一

石三斗とす。然れば百坪の高大略五斗なり。右所謂十貫は一萬坪なり。五斗を乘け五十石を得。是を以て思へば、千貫は五千石、百貫は五百石、十貫は五十石なるべきか云々。

尾州加藤氏藏書に曰、熱田の祭主尾張宿禰田島氏なり家領、中世に至りて、三百五十三貫八百五十文の地を領せしなり。彼家の古き帳を見るに、右の分錢を石に直して、五百三十石七斗五合と記せり。

又熱田古證文の中に、慶長三戊戌年八月の證文狀、廿貫文の米廿三石六斗と記せり。此等を以て、古、分錢石直しの法を知るべきか。但し是は尾張にての法なり。諸州の石直しは、所々同じからざるもの多し。予が先祖私に曰加藤景政をいふなるべし三州大濱村にて、五十(百カ)貫の地を領せし、此米は五百石なり。然れば尾州よりは石直し少なきにや、或は時代により又異なるか云々。

秀吉横山城主となる

同七甲子年三千石となり、元龜元庚午の秋、御加增あつて、江北橫山の城主となり給ふ。

秀吉姬路に築く

信長、光秀に弑せらる

或本に、横山城は、淺井備前守長政の家臣大野木土佐守秀俊・三田村左衞門大夫國定・野村肥後守直光・同兵庫頭直次等之を守りし所、元龜元年六月、織田信長公の爲に攻落さるゝと云々。

天正元癸酉年、同國小谷城地（舊は淺井備前守長政の居城なり）十二萬石を領し給ひ、敍位せられ、羽柴筑前守と稱す。

一本に、天正三亥年の秋、丹羽五郎左衞門尉長秀と柴田修理亮勝家と兩人の氏を取合せて、羽柴氏に改められしと云々。

同二年、小谷は雪深く、往來の勞あるを以て、城を同國今濱に構へ、地名を長濱と改めらる。同五年播州を加へ給はる。同八辰年正月、同國三木別所小三郎長治が城を攻落し、暫く住し。同九年同國姬路に城を築かせらる。同十年六月二日、信長公は、逆臣惟任日向守光秀が爲に弑せられ給へり。

或本に、本能寺は、此時西洞院三條の南にあり。（今誓願寺通西洞院西入町を元本能寺町といへり。）其後京極二條の南に移され、其跡に古田織部正重能暫く住せり。而して重能は、堀河三條の南

に移る。（古田が屋敷は錦小路堀河の東、藤堂和泉守の宅地なりしといへり。）其宅を從者木村宗善に附與せし所、彼宗善は、大坂一亂の時に逆謀あつて、其家を沒收せられ、茶屋中島宗右衞門拜領し、其子孫今に至つて住すと云々。

信忠自殺

嫡子城之介信忠卿は、二條御所にて自害せらる。（時に廿七歳なり。）

或本に、二條新御所といふは、小川二條下る町にありしと云々。（今古城町といふ。又高倉二條の下の北を天守町といふとかや。）

別記に、信忠卿は、後に大雲院殿仙巖と謚す。信長公御父子の塔は、京極西園寺の南阿彌陀寺にあり。是れ貞安和尚、彼遺骨を納めし所なり。又戰死一百廿六人の骸骨を集め、同じく斯地に埋むと云々。

秀吉、光秀を討つ

是より先に秀吉公は、信長公の命により、中國毛利輝元卿の討手に向ひ給ひしが、和議調ひ京都に攻め上り、城州山崎に於て、明智日向守と對陣ありし所、光秀が軍勢忽ちに敗せり。

或本に、光秀は土岐の末葉なり。（時は今天が下しる五月かなといへるも、土岐たかけての發句なり。）信長、或時明智光秀・丹

羽長秀に宣ひけるは、我頓て九州を攻取り。汝等に領國を與ふべしとて、丹羽に惟住、明智に惟任と氏を給へりしが、信長公御生害の後に、再び明智と改めたりと云々。惟任・惟住、九州侍の名なりと云々。

同月十三日、日向守は同國宇治郡小栗栖にて、野伏の鎗にかゝつて死せり。時に五十五歳とかや。

或本に、同十四日、秀吉公、江州三井寺に至り給ひし所、里人光秀が首を奉りける、により、大に悦ばせられ、杖を以て明智が首を打ち給ひ、後に梟首し給ひけりと云々。光秀が墓は、洛東三條黒谷道より三町計り東なる人家の後にあり。是則ち光秀が首を梟けし土地なりと云々。

其後秀吉公は、信長公の嫡孫、三法師と稱す、後に岐阜中納言秀信卿といへる是なり、三歳にならせらるゝを立て、輔佐し給ふ。是よりして威勢大に振ふ。同十月三日、従五位右少將に敍任し給ひ、大徳寺に於て、信長公の葬禮を執行せられ、總見院殿大相國一品泰巖大居士と諡せらる。然るに織田家の老臣越前の國主柴田修理亮勝家は、羽柴氏の天下を知るべき萌ある事を憤り、信長公の三男美濃守信孝、並に勢州長島城主瀧川左近將監一益を語

賤ヶ嶽合戰柴田勝家討たる

家康、秀吉を破る

らひ、羽柴氏を誅すべき企あるにより、同十一年四月、秀吉公軍を出し給ひ、江州志津ヶ嶽に於て合戰ありしが、柴田勢を卽時に追崩し、越前國へ攻入り給ふ。勝家防戰術盡きて、終に切腹せり。時に五十七歲なり。信孝爰に於て謀を失ひ、戰ふ迄もなく自害せらる。瀧川一益は、冑を脫ぎて降人となる。此後は秀吉公の威日々盛にして、信長公の二男尾張國を領し給へる信雄公に、南伊勢五郡を加へ、其外軍功ありし諸將に、國を分ち與へらる。同年攝州大坂に城を築きて移り給へり。又參議從四位下に進み給へり。同十二年、信雄公の家臣尾州星崎城主岡田長門守・勢州松島城主津川玄蕃允・尾州芥安城主淺井丹宮の三老、秀吉公へ內通して、主人を蔑にする聞あるに依つて、信雄公は甚だ怒られ、彼三老を誅せらる。此事にて信雄公と矛盾に及び、尾州小牧山にて、織田家の軍と對陣ありしが、德川家康公、信雄の頼に因つて、御加勢ありしかば、羽柴家の軍利あらず。於是秀吉公、主君の恩義を思ひ、忽ちに御和睦あり。同十一月廿三日、權大納言に任じ、從三位に敍せらる。同年家康公の御息於義(おぎ)丸君(後に越前中納言秀康卿と稱せり)を、御養子とし給へり。同十三年三月、(或は正月、)正二位內大

臣に進み給ふ。同年七月、從一位關白に任じ給ふ。

或本に、秀吉征夷大將軍になり給はんと思召し、權大納言義昭卿足利尊氏卿より十四代、始南都一乗院門主法名覺慶と稱す。永祿八年還俗、同十一年九月、征夷大將軍に任ぜられ、慶長二年八月廿八日、六十一歳にて薨去。靈陽院殿と謚すへ、我を養子とし、將軍職を讓られきば、安富尊榮たらしめんと申し給へども、義昭卿之を許されず。依之菊亭右大臣晴季公に議し給ひし所、菊亭公の曰、關白は人臣の高爵にして、將軍より貴し。然れば關白に任ぜらるべしとありければ、秀吉公大に悅び、其儀に從はせらきしと云々。或本に、秀吉公關白に任じ給ひし時落首、關白は位でなると聞きつるに金にてなるは夫に金箔。又、秀吉は將棊の駒にさも似たり歩の成上り王に近づく。

別記に、今年前田德善院玄以・增田右衞門尉長盛・石田治部少輔三成・長束大藏大輔正家・大谷刑部少輔吉繼後吉隆を以て、五奉行と定められしが、大谷は癩病を煩ひ、後年病眼中に入りて盲となりたる故に、奉行職を辭退しけれども、大谷は政所殿の御母、朝日御方の甥にて、政所殿とは從弟といひ、其上才智あつて貞實なる者故、秀吉公深く惜ませ給ひ、暫くは願を容れ給はざりしが、心地よからず闕座せし故、淺野彈正長政を加へられきと云々。大谷刑部少輔は、越前國敦賀の城主にて、五萬石を領せり。關ケ原合戰に、秀頼公へ忠を盡しけるが、敗軍の時敵方へ首をと

られなば、見苦しからんとて早く自害せり。息大學は筑前へ下り、黒田長政の扶助をうけ一齋と稱し、同國相樂郡島飼村に居たりしが、大坂陣の前に城に籠り、父吉隆の志を繼げりと云々。

同十四戌年十二月、太政大臣に昇進し給ひ、姓を豐臣と賜へり。

同十五年、島津修理大夫義久を降し給へり。

聚樂を營む

或記に、去ぬる天正十三年の春より、內野に城郭を營み給へり。東は大宮、一本に堀川、南は春日、一本に二條、西は朱雀、或は內野、北は一條なり。南北七町東西四町なり。今年御移徙にて、聚樂城といふ是なり。後に關白秀次公に讓り給ひし所、御生害の後、離折して處々に移り、其跡民家或は田疇となれりと云々。或本に、今の二條は、慶長七年德川家にて經營し給ふと云々。

秀吉天下を一統す

同十八年寅年、北條相模守氏政を攻め給ふ。氏政戰ひ負けて、同年七月十一日自殺せり。時に五十一歲なり。氏政の息氏直は、高野山に登れり。終に天下一統して後、

朝鮮征伐

同十八年十二月、或は十九年の春となり、御養子近江中納言秀次卿へ、關白職を讓り給ふ。是よりして、太閤御所と稱す。文祿元年春より、朝鮮國征伐し給はんが爲め、彼地へ軍勢を差向けらる。同二巳年朝鮮と和融なり。同三年城州伏見に城を築き給ふ。奉行佐久間河內守・瀧川豐前守・佐藤駿河守・石尾與兵衞等なり。

秀吉逝去

或記に、慶長元年伏見の南なる向島に出城を構へられ、本城の間に橋を渡されし所に、同年閏七月十二日大地震して、本城の天守並に殿舎顛覆す。依つて同月廿日、彼の城地を替へて營造せらる。今の城山といへる是なりと云々。

慶長二酉年の春、朝鮮國と和議破れ、再び軍勢を遣はされし所に、同三戊年八月十八日、伏見城に於て薨去まします。御歳六十三。洛東阿彌陀が峯に葬り奉る。

或本に曰、阿彌陀嶺は、鳥部山（今豊國山といふとなり）の巓をいふ。始め小松内大臣重盛公造立せらるゝ處の燈籠堂及び本尊彌陀、儼然として存せしを、日蓮宗の僧徒、親鸞の門徒と法論に因つて、日蓮宗徒大に起り、京都より此山を經て、山科の本願寺に向ふ時に、出陣首途の吉兆として、矢を以て彌陀の像を射、終に火を放ちければ、堂宇忽ち焦土となる。然れども本尊は、土人取り納めて、今山科の小堂にありと云々。

國泰院殿俊山雲龍大居士と諡す。其後阿彌陀が峯の麓に神祠を建て、（今の新日吉邊なりと云々、）豊國大明神といへる神號、並に御宸翰（後陽成天皇の御宸翰なり）の額を賜はる。元和元年七月、（一本に七月九日に作る、）

豐國の神號を削り、大佛殿の側に廟塔を建てられたり。實は今に阿彌陀が峯にありと云々。

豐國社の圖　其一

同　其二

豐國

此所は、大佛の東なり。平秀吉關白の廟所なり。殿は西向に立ちたり。秀吉公は、もと羽柴氏にして、天正壬午の年、明智日向守光秀を殺し、同乙酉の歳七月に關白に任ぜられ、其明年豐臣の姓に改め、文祿壬辰の年、諸兵を催し朝鮮を征し、遼東の李子といひし高將を擒にし、恣に四海を掌に握り、獰威猶多かめり。慶長戊戌年八月十八日に薨じ給ひて、爰に葬り、明年四月十八日に、帝より豐臣の廟號を賜はり、豐國大明神とかへし給ふめり。太閤記に委し。此廟殿、所柄騷しからず、峯構高う道幽にて、殊更其わたり、四面何れも櫻栽ゑ竝べ、春の日の長閑く麗かなるに、いと美しう咲亂れ、さながら雪積む枝と見れば、遊士倚莚の思々に圍める中、歌聲のひゞけるは素娥をふるはし、舞容のおだやかに艶なるは、飛燕のまなぶ計りのしなじ〵、豪曹も蕩蕘も、同じまとゐせる名所なれば、往し年、余が父法橋友親三度誘ひて、此地の花詠めしに、何地ともなく

短冊おこせたり。其歌に、

知る知らぬ物なり乍ら花をそふ心計りは變らざるらん

とさも淸げなる筆にて書き侍りき。則ち使者休らふまもなく、愚父取敢へず、

花に來て同じまとゐの木のもとも心々の色にこそみれ

と詠みて返しとし、そのまゝ跡したはせて、

ぬし知らぬ心の色ぞさきにほふことばの花を送る春風

と書付け遣はしけり。思はずも斯る興ある事かなと、各一入に詠めまして、日の傾く頃、四方の鐘の音に、かへさ伴ひてゆらめきけるに、先に詠み送り給ふ如何かたやむごとなき裝なりければ、さにこそと見やり、のゝしりけらしぬ。是ぞ誠に都の花ならではと、見かさねつる事共、又もたゞにやきかましなど、愚父語り侍りしより、一際興じて書付け置くとぞ云々。

秀吉公に、御男子二人あり。所謂、

豐國社の圖 其三

第一は、棄君と稱す。一本に、八幡太郎又は鶴松君と稱すとあるは誤ならん。天正十九年丑四月五日、或は天正十七年五月廿七日に作る、聚樂城に於て早世し給へり。東山祥雲寺に葬り、祥雲院殿玉岩麟公と謚せり。或本に、正月十六日太閤過ぎし夜の御夢に、若君を御覽じて、火燵の上に御涙を落し給ひて後、「なき人の形見に涙のこしおきて行方しらずに消え果つるかな」と詠じ給ひ、返しせよと仰ありければ、玄旨、「をしからぬ身をまぼろしとなすならば涙の玉の行方たづねん」と答へ奉りきと云々。

或說に、元和元卯年五月八日、家康公、祥雲寺の僧正日譽を、二條の城へ召され、寺領三百石一本二百石、凡て五百石なり御加增あつて、祥雲寺を廢して、智積院と改めらる。是紀州根來寺の舊號なり。一說、大佛殿の鐘は、夏御陣後迄も三聘を撞きけるが、僧正日譽、家康公の御前に出で、大佛殿の鐘、三時に撞き渡つて、論議の碍と相成候儀、停止に仰付けられ被下候樣にと申上げければ、元來兵亂の基たる凶鐘なれば、願の趣御意に叶ひけるにや、此時三百石御加增を給はりぬ。鐘の撞木は、智積院に預り、今に至りてあり云々。

或說に、祥雲院殿の靈牌は、今妙心寺の內玉鳳院にあり。又廟塔は、祖堂の西の側にありと云々。

或本に、田原藤太秀鄉の矢根は、妙心寺にあり。彼寺記を按ずるに、豐臣秀吉公の令子棄君を妙心寺に葬る。棄君の生れ給ひし時、蒲生氏鄉より、慶誕の日獻せしものなり。秀鄉が妖怪を射斃しゝ箭鏃、代々家に傳へ祕藏せしなりと云々。

秀頼誕生

第二は、秀頼公なり。御小字拾君（ひろひ）。一本、捨君とあるは誤か。文祿二癸巳年八月三日に御誕生なり。御母君は淀殿なり。慶長元申年五月、權中納言に任ぜらる。本は從三位左中將。同十三日太閤と共に御參內あり。同六丑年六月一本三月廿七日權大納言、同八卯年四月廿二日正二位內大臣、同九辰年四月十二日、右大臣に進み給ふ。元和元卯年五月八日、大坂城中に於て御生害なり。

秀頼自盡

或本に、秀頼公は、大坂落城の後に、薩州へ御下向あつて、島津義久を頼み蟄居し給ひ、御改名にて、種子島藏人と稱せり。寛永の頃、京都の具足師何某が方へ、薩州より鎧を直させに來りしが、彼具足師是を見て、此鎧は常人の所持すべきにあらず、太閤秀吉公御召の鎧と言傳へしに叶へりと思ひ居たりし所、其後又具足の損ぜしを直しに來りしが、其具足は、先年秀頼公御召の具足とあつて、細工せし註文に符合せりといへり、又伊勢奉幣の目錄に、豊臣某と書き給へる事もありきと云々。

秀頼公薩州へ御下向ありしといふは、浪華亂の書を講ずる者の、附會せるなる

べし。

嵩陽院殿秀山大居士と諡す。（一本に、龍淵寺天眞玄性大居士と諡すと云々。）

政所殿の略傳

秀吉公の御臺、御諱に根伊（或は根々）と稱す。御父は尾州春日部郡朝日の郷の住人、杉原助左衞門といふ。（一本、助左衞門、後に伯耆守、剃髮して道松と稱せりと云々。）文祿二癸巳年二月六日に死去せり。法名隆勝寺貞安道松居士、（位牌は洛東高臺寺にあり、）御母は木下七郎兵衞家利が第二女、朝日と稱す。

或本に、木下は故杉原氏にて、平相國淸盛公の令孫、中將惟盛卿の息季衡の二男を、光平（みつひら）伯耆守と稱呼す。數十世の後、杉原七郎兵衞家利といふ者、尾州に住して一男二女を產む。嫡男を家次七郎左衞門と稱す。丹州福智山の城主にて、二萬石を領す、天正十一年江州坂本の城へ移り、京都所司代を勤め、同十二年甲申年九月九日に卒去す、行年五十七歲なり。（家次の息を杉原彌平治長房といふ。十三歲の時より秀吉公に仕へ、十六歲の時、從五位下伯耆守に敍任せり。秀吉公薨去の後、關東に還し、慶長六丑年常州新治郡小栗莊に於て、五千石加賜せられ、寛永六巳年二月四日、江府に於て卒す。時に五十六歲とかや。息あり、重長伯耆守と稱す。正保元申年十月三日卒去す。實子な

かりし故、竹中越中守重常の三男帶刀重元を養子とし、家督を譲りし處、承應二巳年十月十四日、十七歳にて卒去し、實子なくして、領地召上げられたりと云々。第二女子は、朝日と稱す。杉原助左衛門に嫁す。第三女淺野久右衛門尉長勝の妻にて、慶長八癸卯年四月十八日死去す。法名雲亮院寶林妙瑜大姉といふ。位牌は、洛東高臺寺にあり。長勝は淺野彈正長政が父にて、天正三乙亥年九月十日に死去す。勝海院金光善性大居士と諡す。これ政所殿の養父なりといへり。慶長三戊戌年八月十一日に卒去なり。康徳寺松屋妙貞大姉と謚せり。助左衛門に一男一女あり。嫡男は家定卿、伯耆守初孫兵衛といふと稱す。後に木下肥後守といふ。

或本に、家定卿は播州姫路城主、采地二萬五千石領す。後に備中國を給はる。剃髪して二位法印に敍せり。法名圓林院長翁量公。一本に、常光院茂叔といふと云々。慶長十四酉年に卒去なり。

或記に、家定卿に四男あり。嫡男は木下若狭守勝俊、入道して大哉翁長嘯と稱す。或本に、若狹守勝俊は、關ヶ原合戰の時、山州伏見の城にありしが、彼城を遁れ出で、京師東山靈山に栖み、晩年幽居を大原野勝持寺の北の山に移し、大哉翁と稱せりと云々。慶長二己丑年六月十五日に卒去なり。大成院と謚す。二男は宮内少輔利房、一本利定、今備中國足守にて、二萬五千石を領する木下氏の家系是なり。三男は右衛門大夫延

後、今豐後國日出（かし）城主、二萬五千石を領する木下氏の家系是なり。或説に、利房・延俊の領地高は、政所殿臺所領六萬石を、德川家より分ち給はる所なり。又或本に、延俊は寛永十九年正月七日に卒すと云々。四男は、小早川中納言隆景卿の養子、秀秋卿と稱す。此卿は、關ヶ原合戰の時、關東に內通し裏切せられたり。備前・美作二ヶ國の主となり、中納言に昇進せられ、慶長七年十月十八日、廿二歲或廿三歲にて逝去なり。瑞雲院殿秀巖日詮と諡す。嗣子なくして家斷絕せり。或説に、家定卿に男子六人あり。嫡子若狹守勝俊、二男宮內少輔利房、三男右衛門大夫延房、四男信濃守俊正、五男金吾中納言秀秋卿、六男を出雲守と稱せり。此人は故あつて加藤清正を賴み、肥後國熊本にありしが、太閤御他界の後、肥後國寺澤邑に住し、鍋島氏に仕ふといへり。

女子は卽ち政所殿なり。前田又左衛門尉利家卿の媒を以て、秀吉公に嫁し給へり。

一本に、政所殿は、風姿容艶なりしゆゑ、秀吉、藤吉郎の時、之を愛戀をなし、入媒婚姻を望み給へども、其父許容せず。是故に心塊にいやましに病めるが如し。遂に信長公の臺聽に達し、近臣をして其實否を尋ね給ひ、父に命じて嫁せしめらると云々。

或本に、太閤秀吉公の御臺所、もとは尾州御器取（ごきそ）村の禰宜の女にて、於根々と稱せり。淺野又右衛門が妹の子なり。依つて又右衛門、彼女を養ひ置きたり。或時織

田信長公、鷹狩に出で給ひしに、又右衛門が家に御休息あり。然るに彼女茶を持運びしを御覽あつて、名を御尋ねなされて後、又右衛門へ、彼女を御所望あり。又右衛門は信長公の御側にて、召仕ひ給ふと思ひ、早速御請申して差上げしに、信長公仰に、又右衛門は身上よく、藤吉郎は不勝手なりとて、其儘秀吉公に遣はされたり。御祝言の時には、又右衛門が長屋の簀子の上に藁を敷き、其上に薄縁を敷かれきと、後に至り政所殿、此事を御物語なされきとぞ云々。

天正十六戊子年四月十九日、從一位に敍せらる。是より以前、位階等未詳。太閤薨去の後に、御落飾あつて、高臺院殿湖月高臺寺鐘の銘に、高臺院殿快陽心公とありと云々と稱す。然るに秀賴公竝に淀殿、伏見より大坂へ移らせ給ふにより、家康公の御計らひにて、京都に在住し給ふ。

今裏門通正親町の南なる高臺寺町といふ所に、在住し給ひきと云々。

一本に、居館は御幸町の北、今の築地の內なりと云々。

寬永元甲子年九月六日、七十六歲にて薨去なり。今洛東高臺寺といへる禪寺は、此政所殿の御願に仍つて、慶長十一年に建立し給ひきとかや。彼寺僧の曰、大坂御陣の頃にも、御普請ありきといへり。奉

行は堀監物なり。則彼寺に木像ありといへり。

或記に、政所殿御存命の間は、關東より祿一萬六千石（或一萬石）を給はりしが、逝去の後に、彼遺領の内三千石を分ちて、木下左近利三に給はりきと云々。

淀殿の略傳

秀吉公の側室淀殿、諱は於野々（一本おちやゝ）、父は江北小谷城主淺井備前守長政（下野守久政の息なり）、母は織田備後守信秀が女、諱は於市と稱し、信長公の末妹なり。長政は天正元年九月朔日、信長公に攻圍まれて自殺せり。徳勝院天英宗清居士と謚す。（寛永元年九月中納言從三位を贈らる。）又養源院とも謚す。今洛東養源院は、即ち淺井備前守長政の息、僧正清伯の草創する寺なりと云々。

長政に二男三女ありしが、小谷落城の砌、女子は別條あるまじとて、内室と息女三人に、藤掛三河守を相添へ、織田家へ送り返されたり。

内室は、後に柴田修理亮勝家に再嫁せられ、（一本に、息女三人を連れて嫁せられしともいふ、）天正十一年四月

淀殿生害

廿四日、勝家と共に自害せらる。　自性院と謚す。

嫡男は萬福丸と稱せり。家臣木村喜內之介を相添へて、越前國敦賀へ遣はし、隱し置けるを、織田家より尋出され、江州木のもとの驛に於て、串刺にせられたり。串刺は、今の磔の類か、或本に、磔は吉利支旦の刑にて、百有餘年以來用ふと云々。二男は當歲子なりしが、中島左近・小川傳十郎傳育て、同國長澤村一向宗門の福田寺の弟子となり、慶安といへり。　是は住所を知り給はざるか、又出家なる故に、命を助け置き給ひしにや、咎なかりしなり。　女子三人は、信長公の舍弟上野介信兼預り置かれし所に、成長の後、長女名於發は、京極宰相高次卿の內室となれり。後に常高院といふ。今若州後瀨山の麓に、常高寺といふ寺あり。　此常高院の爲に、建て置かれたりといへり。　第二は於野々の方なり。是秀頼公の御母公なり。　中頃淀城にましませしにより、淀殿と稱す。　元和元卯年五月八日、大坂城中に於て生害し給ふ。時に四十九歲。一本に四十歲、別本に、淀殿は天正十一年柴田勝家自殺の時十三歲、同十七年十九歲にて秀吉公の側室となり給ふと云々。此說によれば、四十五歲なり。　大虞院英岩一本、大廣院又淀光院ともあり又は大虞院花顏妙香とありと謚す。　第三は秀忠公の御簾中なり。秀忠公の略傳に載す。

廣忠卿并傳通院殿の略傳

家康公の御父、贈大納言二郎三郎廣忠卿と申すは、八幡太郎源義家の四男、徳川四郎義俊より十五代、三州岡崎城主世良田二郎三郎清康君の息男なり、清康君は、永正八辛未年九月御誕生なり。天文四乙未年十二月五日、尾州森山陣中に於て、不慮の變に依つて横死し給ふ。時に廿五歳なり。善徳院年叟道甫大居士と謚す。御母は青木筑後守貞景が女なり。廣忠卿は、大永六丙戌年四月廿九日、三州安祥寺に於て御誕生あり。御母公は産後に卒せらる。

一本に、清康君に息女あり。初め長澤源七郎康正（或は康忠）に嫁せられきと云々。一説、（康正死去の後に、酒井左衛門尉忠次に再嫁し給ふと云々。）

御小字千松君又竹千代君と稱す。天文十八酉年三月六日に逝去なり。時に廿四歳。瑞雲院殿應政道幹大居士と謚す。

一説、其後慈光院殿と稱し、慶安元子年百回忌の時、大樹寺と改め給ひきと云々。

廣忠卿に二男三女まします。皆御異腹なり。

嫡男は家康公。（家康公の略傳に詳なり。）

二男は家元、後に康元（或は元康）と改め給ふ。御病身にて、十三歳の時より手痺れて、歩行も不自由になり、出家にもなり給ひ難ければ、誰にても御對面なく間居し給ふ。慶長八卯年八月十四日卒去にて、正光院殿梁傳宗英大居士と謚せられきとかや。

康元君の事、諸實錄に載せず。世に流布する所の三河後風土記に載すと雖も、此書は本平岩主計頭親吉が名を假りて、僞作せる書なれば、信ずるに足らず。

三女の第一は、市場殿と稱す。後に寶鏡院殿といへり。（母公は、平原助之丞が女なりといふ。）荒川甲斐守賴將（或賴之）の內室なり。一女を產ませらる。酒井備後守忠利の室なりといへり。

或本に、荒川甲斐守は、後に逆心ありしにより、永祿六年領地沒收せられ、河內國に蟄居せしが、幾程なく病死すと云々。（同記に、市場方は、甲斐守卒去の後、筒井伊賀守定次に再嫁せられ、一男一女を產む。嫡男は主殿介定慶、二女は酒井備後守忠利の內室とあるは不審なり。又或本に、市場方は、後年筒井主殿介定慶に嫁せらる。是は家康公、大和の國人を懷け給はんが爲なりとぞ。然るに定慶は、元和元年五月自殺せし故、其息に遺領を給はれり。今筒井治左衞門が家系是なりと云々。）

第二女は、矢田方と稱す。長澤源七郎後に上野介康高或は安直〔高ハ忠、安ハ康ノ誤カ〕の內室にて、一男子を產ませらる。

或本に、康高は德川二郎三郎信光の八男、源七郎康氏の孫康正源七郎が子にして、德川氏と同家たりと云々。或本に、康正が妻は、廣忠卿同腹の女子なり。康正卒去の後に、酒井左衛門尉忠次に再嫁せられ、於風と稱せりと云々。康忠上總介初上野介康直といふと稱せり。文祿二巳年十月、廿三歲にて卒去なり。

或本に、康忠に嗣子なく、女子二人あり、一女は有馬玄蕃頭豐氏の內室、一女は遠藤修理亮が妻なりといへり、後年家康公の九男忠輝朝臣、遺跡を繼ぎ給へりと云々。

第三女は、多劫方、後に長源院と稱す。

一本に多劫方は、久松土佐守勝俊の息女にて、家康公と異種同腹なりと云々。

初め與一郎忠正の內室なり。

或本に、忠正は、德川出雲守長親の三男或は二男松平內膳正信定の孫なり。或は曾孫に作る。天文七戊年十一月廿七日に、卒去すと云々。忠正の家系は、今攝州尼ヶ崎の城主四萬石を領する松平氏是なり。

一男子松平內膳家廣を產ませらる。然るに忠正は、天正五丑年七月廿日、三十四歲

にて卒去す。此時家廣幼少たるを以て、忠正の舎弟與二郎忠吉家督相續す。家廣は、後に忠吉の家督を繼ぎて、慶長丑年六月十四日廿四歳にて卒すといへり。其内室となり、二男を產ませらる。卽ち松平伊豆守信一の養子安房守信吉と、

或本に、松平伊豆守初勘四郎信一は、德川二郎三郎親氏法名德阿彌、還俗して太郎左衞門尉といふより五世、出雲守長親五男藤井彥四郎利長の息なり。家系は今信州上田城主五萬三千石を領する松平氏是なり。

松平宮内少輔忠賴實は安房守信吉と雙子なりといへりとなり。而して忠吉も、亦天正十壬午年六月、廿四歳にて卒去せしにより、同十二甲寅年七月、保科彈正忠正直の內室となり、二男四女を產ませらる。長女は黑田筑前守長政の內室、一本に別腹とす、第二は男子保科甚四郎正貞、第三男子北條出羽守氏重、第四女子、安部與一郎信勝の內室、第五女子、小出大和守吉英の內室、第六女子、加藤式部少輔明成の內室なりとかや。

傳道院殿

傳通院殿、諱は於大と稱せり。三州苅屋城主水野右衞門大夫忠政の息女にて、卽ち家康公の御母君なり。

或本に、忠政は、天正十一年寅七月十二日卒去なり。今肥前國唐津城主六萬石、下野國結城領主、一萬石の水野氏兩家の祖なりと云々。

母は大河内左衛門尉元綱（初名滿成、但馬守と稱す）の養女、於留方と稱す。

或記に、阿留方、實は青木加賀守式宗の息女にて、始め水野忠政に嫁せられし所に、天文十二年忠政卒去。是に依つて息女（傳通院殿事なり）を召具して、享祿元年二郎三郎清康君の繼室となる。（此時に清康君は十八歳、阿留の方廿四歳なり。）天文四年清康君横死の後に、菅沼藤十郎定賴の室となり、定賴歿後に、星野備中守秋國の室となり、秋國死後、川口帶刀先生盛祐の室となり、後に剃髪あつて、永祿三庚申年五月六日に死去なり。法名華陽院玉桂慈仙と稱す。駿州宮崎智源院に葬ると云々。

於大方は、天文十丑年正月、廣忠卿の内室となり給ひ、家康公を產ませ給ふ所に、水野右衛門大夫忠政卒去の後に、阿大の方の舍兄下野守信元、織田信秀に好を通ず。德川家は、此時今川義元の助を受け給ふにより、同十三甲辰年御離緣なり。其後三州小川城主久松土佐守勝俊（一本定俊）に再嫁し、四男三女を產ませ給へり。

嫡男を彌九郎定道（一本に別腹に作る是なるべし）といひしが、父土佐守の弟十郎左衞門吉次と不和にて、殺害せられたり。二男は康元（始め勝元と稱す）三郎太郎と稱す。永祿三庚申年五月十八日、家康公より（此時は元康公と稱す）松平氏を給はる。天正十八年庚寅年七月十三日、駿州沼津城主となり、一萬石（或二萬石）を給はり、其後一萬石御加增にて、下總國關の宿へ移り、從五位下因幡守に敍任す。關ヶ原合戰の時は、江府に在て本丸を守れり。其後二萬石御加增にて、都合四萬石に至り、慶長八年八月十四日、五十二歲にて卒せり。

或本に、康元の息を、忠良三郎太郎と稱す。家督相續ありて、從五位甲斐守に敍任し、元和二辰年一萬石加賜せられ、濃州大垣の城に移れり。我意を奮ふ事多かりける故、食祿減少し、一萬石となる。寛永元甲子年五月十八日、四十三歲にて卒す。息三人あり。嫡男を五郎憲良と稱せり。後に從五位下因幡守に敍任し、廿八歲にて卒す。（一本廿五歲に作る。）嗣子なくして、領地召上げられ、憲良の弟數馬良尙に一萬石下され、從五位下佐渡守に敍任せりと云々。

三男は、康後源三郎と稱す。（一本に、勝後と作れり。初の諱なるか。）舍兄康元と同時に松平氏を賜はり、從

五位下豐前守に敍任す。始め今川家へ、德川家の質として遣はされしが、今川家歿落して後、又質として武田家へ赴けり。然るに大雪の降りたる夜、參州へ逃歸られし所、雪燒して指悉く落ちける故、仕を止められけり。

或本に、康俊は嗣子なくして、水野藤次郎を養子とし、家督を讓れり。後豐前守勝政（本書に勝義とあるは誤ならん）と稱し、八千石を給はるといふ。今、下總國香取郡多古領主一萬二千石を領する松平氏の祖なり。

第四は、定勝三郎四郎と稱す。舍兄と同時に、松平氏を給はる。慶長六丑年二月、（或十一月）、遠州掛川城主となり、三萬石下され、從五位下隱岐守に敍任す。同十巳年二萬石御加增にて、山州伏見の御城代となり、大坂兩度御陣に其功ありて、御歸陣後、二萬石御加增にて、勢州長島城主となり、程なく四萬石御加增あつて、十一萬石に至り、同國桑名城主となり、元和亥年七月廿七日、從四位下侍從に進み、又左近衞權少將に昇り、寬永元甲子年三月十四日、六十歲にて卒す。（一本、寬永三丙寅年十月四日、六十五歲にて卒去すと云々。）今豫州松山城主十五萬石、奧州白川城主十一萬石、豫州今治城主三萬五千石を領する松

平氏等の祖なり。

女子の第一、松平玄蕃頭家淸の內室なり。

或本に、家淸は、慶長十四酉年十二月廿一日、四十六歲にて卒去せりと云々。

二女は、松平丹波守康長の內室なり。

或本に、康長は、戶田主殿介重貞の二男、小字虎千代、其後孫六郞と改めたり。今信州松本城主、六萬石を領する松平氏の祖なりと云々。

三女は、早世なり。

或本に、嫡女は松平與一郞忠政の內室、二男豐前守康俊、三男隱岐守定勝、四女松平玄蕃頭家淸の內室、五男遠江守定吉といへり、早世す。第六女、松平丹波守康長の內室、第八男因幡守康元と云々。

又三男四女に作る。男子第一松平豐前守康俊、(或吉勝)第二因幡守康元、(或勝元)第三隱岐守定勝、女子の第一松平伊豆守信一の內室、第二松平丹波守康長の內室、第三松平玄蕃頭康淸の內室、第四女子、早世せりと云々。

永祿三申年正月、家康公（此時元康公と稱す）に御對面あり、慶長七寅年八月廿九日、七十五歲にて逝去なり。法名傳通院殿、諡は蓉譽光岳和香大禪尼、武江小石川宗慶寺に葬る。

一本宗慶寺、後に寺號を改む。無量山傳通院壽經寺と號すといふ。

新東鑑卷之一畢

新東鑑巻之二

五大老の略傳

武州江戸御居城　徳川内大臣家康公

家康誕生

家康公は、天文十一年壬寅年十二月廿六日、三州岡崎城に於て御誕生なり。御小字は竹千代君と稱し奉る。同十六年八月、質として今川上總介義元の許へ行き給ふ。尾州役に參州田原城主戸田藤五郎、途中に迎へて織田彈正忠信秀に授けしにより、尾州熱田住人加藤圖書が館にましませり。同七年信秀の嫡男尾州安祥城に籠りたる織田三郎五郎信廣、德川家の勢に攻圍まれ、已に生害に及ばんとしけるが、父信秀よ

家康今川家に質となる

り和談あつて、同十八年の春、竹千代君は岡崎へ御歸城ましまし、再び今川家へ行き給ふ。弘治二丙辰正月三日、御首服あつて、義元より諱の字を授かり給ひ、元信

と名乘り給ふ。

同年（或永祿元年）參州へ御歸城。 同三年五月（或正月）元康藏人と稱す。 永祿三申年五月、今川義元尾州に出張し、織田信長公と合戰し、義元の軍利あらずして、終に生害せらる。 其後に家康公と改め給ひ、織田家と御和睦なり。

一本に、永祿六年の秋、家康と改め給ひ、同十二巳年正月、松平を德川と改め給ふ。德川は御先祖の稱號なりといひ、或は永祿九年十二月、家康公從五位下三河守に任敍し給ふ。 是より德川氏に歸り給ふともいへり。

元龜元午年、遠州濱松（濱松以前は、引間といひしを改め給ふとかや）城に移り給ふ。 天正十四戌年十二月、駿府の城に移らせらる。 同十亥年八月八日、從二位權大納言に昇進し給ふ。（故は正三位權中納言なり。是より以前官位御昇進の次第、諸書に讓り、爰に略す。） 北條氏滅亡の後、同十八年本領駿遠三甲信の五州を、伊豆・相模・上野・下野・武藏・上總・下總・安房八州に換へて、秀吉公より進らせ給ふ。

或記に、房州の里見安房守忠義・下野國宇都宮三郎左衞門國綱、或は皆川・秋元以下の國人は、皆附庸なり。 右の外に江州守山邊にて九萬石、駿州・島田にて二千石、江

州石部・勢州關地藏・四日市場・石藥師・庄野、三州白須賀・中泉、駿州興津にて、各千石を進らせ給ふ。附庸を除き二百餘萬石ありと云ふ。

家康江戸に居城

其後江府に御在城なり。（天正十八年八月御入國なりと云々。）

或記に、是より以前に、北條の從軍遠山左衞門景政、江府に在城せしが、其身は小田原城に在りて、弟川村兵部大輔に守らしめたり。然るに景政が甥、及び眞田隱岐守を嚮導として、江戸城を追立てけりと云々。

慶長元丙申年正月八日、正二位に敍し、内大臣に任じ給ふ。同七年寅正月六日、從一位に昇り、同八癸卯年二月十二日、征夷大將軍に補任し給ひ、牛車兵杖を賜はる。同日淳和弉學院別當を兼補し、右大臣に任じ、源氏長者の宣旨を蒙り給ふ。同十年（一本九年四月云々）奏して秀忠公を勸め、御身は征夷大將軍を御辭讓あつて、大御所と稱す。同十二年七月三日より、再び駿河を居城とし給ひ、江城には將軍秀忠公まします。

家康逝去

元和二辰年三月十七日、太政大臣に任ぜらる。同四月十七日薨去し給ふ。駿州久能山に葬り奉り、安國院殿德社崇譽道和大居士と謚を奉る。同三年丁巳二月、後水尾

天皇勅して、東照大權現と神號を授け給ふ。同三月九日、正一位を贈り給ふ。同四月、下野國日光山に御改葬あつて後、後光明天皇正保二乙酉年十一月、宮號を授け賜はり、東照宮と稱し奉る。

家康公に御子十男四女まします。

第一男子、一本に、第一女子奥平美作守信昌の内室に作るは誤なるべし、岡崎三郎君なり。御小字竹千代君と稱す。永祿二己未年正月或三月六日に御誕生なり。元龜二辛未年八月廿八日、十三歲にして信長公の許に於て首服あり。御諱の字を授かり給ひ、信康君と稱す。天正十壬午年、信長公の姫君を娶り給ひ、二女子御誕生なり。

或本に、信康君の御女一人は、小笠原兵部大輔秀政の室、一人は本多美濃守忠政の室なり。信康君の室は、寛永三年五月十日、七十八にて卒せらる。見星院殿と謚す。

同十七己卯年九月十五日、罪あつて遠州二股に於て御生害なり。時に廿一歲。騰雲院殿隆岩長越大居士と謚す。又遠州二股淸龍寺の碑の銘には、淸龍寺達岩善通大居士とありといふ。御母公は築山殿と稱す。今川治部大輔義元の養女、實は關口刑部少輔親永義元の妹聟なりといふの息女、二を家康公の御

簾中是なり。天正十七己卯年八月廿九日、故あつて御生害なり。遠州敷知郡西來院に葬り、青池院殿峰月秋天大姉（或は照池院月山に作る）と謚す

第二御息女、（一本嫡女に作る）、諱は盛姫、（或龜姫、）永祿三庚申年に御誕生あつて、奥平美作守信昌（信昌は元和元卯年三月、六十歳にて卒去す。今豐前國中津城主奥平氏の家系是なり）奥平大膳大夫家昌・松平右京大夫家治・松平攝津守忠政・松平下總守忠明・大久保加賀守忠常が內室等の母儀なり。寛永二乙丑年五月二十七日（或は廿二日）に卒去なり。時に年六十六。盛德院殿香林慈雲大姉と謚す。京都妙心寺に葬れり。信康君の御同腹なり。（或は御妾腹ともいふなり。）

第三御女子、諱は德姫、（一本、第七女に作るは誤か。）始めは北條相模守氏直の室なりしが、氏直歿後、文祿三甲午年九月、池田三左衛門尉輝政の繼室となり給ひ、池田左衛門督忠繼・同宮內少輔忠雄・仙臺中將忠宗の內室等の母公にて、元和元乙卯年二月四日に卒去、良正院殿（或良照院に作る）智光慶安大姉と謚す。御母は鵜殿三郎長持が女、西郡の方と稱す。慶長十一年丙午年五月十四日卒なり。（或本に、御位牌は京都寺町本善寺にありと云々。）

第四御男子、於義（おぎ）丸君といふ。天正二甲戌年二月八日、遠州產目村に於て御誕生。

雙子にして、一は死去なり。後年秀吉公の養子となり、羽柴三河守秀康と名乘り給ふ。天正十八庚寅年、下野國結城城主十萬五千石結城中務大輔晴朝に再び養子となり、慶長十二丁未年壬四月四日、或八日、越前福井城に於て逝去。時に從三位中納言、卅四歲なり。孝顯院吹毛月珊大居士と諡す。同五月改葬あつて、淨光院殿森巖道慰運正大居士と追號すとかや。母はお萬方と稱す。尾州熱田の祠官永見志摩守が娘なり。

或本に、於萬の方は、攝州大坂に居住せる村田意竹が女といひ、又永見志摩守、後に村田意竹と稱せりともいへり。

元和五年十二月六日に卒去なり。長勝院松室妙載大姉と諡し、越前國孝顯寺に葬るとかや。

第五御男子秀忠公なり。秀忠公の略傳に載す。

第六御男子、薩摩守忠吉朝臣。初め忠康下野守と稱す。天正九巳年九月或は八月御誕生なり。秀忠公と御同腹、御小字福松丸と稱す。同十九年卯年、東條の松平甚太郎家忠徳川長親の四男、松平右京亮義春の息なり死去して、嗣子なきにより、此遺跡を繼ぎ給へり。然る後慶長十二丁未年或同十三申年

武州江戸御居城　徳川内大臣家康公

三月五日に逝去。時に從三位左近衞中將、歲廿七なり。或本に、下野守忠康朝臣、慶長六年三月從四位下侍從、同十一年薩摩守になり給ひ、忠吉と改められきとなり。往高院憲譽玄伯大居士と諡して、江府增上寺に葬れり。

第七御男子、萬千代君諱信吉と稱す。天正十一癸未年御誕生なり。母公の氏を繼いで、武田とし給ふ。慶長七壬寅年、常州水戸城主となり、廿五萬石を領し給ふ。故は下總國佐倉。同八年九月十一日に卒去、時に廿一歲なり。淨鑑院殿と諡す。母公は甲州の秋山越前守虎康が養女にて、實は武田信玄の息女なり。寬永十四丁丑年三月十三日に卒す。涼雲院と諡す。或本に、秋山夫人の墓所、何れといふこと詳ならざりしに、貞享元年水戸黃門光圀卿御穿鑿の所、下總國小金村本土寺にありきと云々。

或記に曰、家康公の御妹君穴山梅雪齋武田家の一族なり。天正十年故あつて害せらるが女を養ひ給ひ、萬千代君を聟と定む。依つて武田氏を繼ぎ給ふ所に、此君卒去により、彼女は薙髮して、天性院と稱すと云々。

第八御女子、蒲生飛驒守秀行卿の室なり。一本第六に作るは誤ならん。然るに秀行卿、慶長十七年五月卅歲にて〔逝去ノ二字脫カ〕時に參議從三位。依レ之元和元卯年十二月、或は二年四月七日、又三年三月十五日に作る、淺野但馬守長晟（ながあきら）に再嫁し、紀伊守光晟淺野因幡守氏治の弟なりを生み給ふ。同三巳年八月廿八日或は晦日卒去。時

に廿九歳なり。正清院或昌清院英譽果說善芳大姉と謚して、洛陽新黑谷に葬る。墳墓は本堂乾の南向なり。御母は市川十郎右衞門が女なり。寛永十四丑年三月十三日に卒す。良雲院天譽壽淸大姉と謚す。

第九御男子、上總介忠輝朝臣なり。文祿元辰年遠州濱松城に於て御誕生なり。御小字辰千代君と稱す。後年長澤源七郎康忠の遺跡を相續し給ふ。康忠は、徳川信光の八男、長澤源七郎康氏が裔なり。文祿二年に死去す。一本に、康忠始秀吉といふとなり。慶長十五年壬二月三日、越後國を給はる。一本は信州川中島なり。元和二辰年八月、所以あつて配流せられ、天和三年七月三日、配所に於て卒せらる。時に年九十二。寂林院殿心譽輝窓月仙大居士と謚す。御母は於茶阿の方と稱す。初め尾州金屋村の商賈の妻女なりしが、夫死して、家康公に仕へたり。元和七酉年六月十二日或十三日に死去す。長覺院貞譽宗慶大姉と謚す。

第十御男子、松千代君と稱す。文祿三甲午年御誕生にて、慶長四亥年正月十二日卒去。時に六歳なり。大應淨安と謚す。御母公不詳。

第十一、御男子仙千代君と稱す。文祿四未年の秋御誕生にて、家康公創業の功臣平

岩主計頭親吉が養子となり給ひ、慶長五庚子年二月七日卒去。時に六歳なり。高岳院殿と贈名す。御母は、龜の方と稱す。清水甲斐守（或加賀守）宗清が女なり。（龜方、實は八幡の社人竹腰氏の女なりといへり。）寛永十九午年九月十六日に死去す。相應院信譽公安大姉と謚す。

第十二御男子、尾張義直卿なり。始め義利と名告り給ふ。慶長五子年十月廿八日、城州伏見に於て御出生、仙千代君と御同腹なり。御小字五郎太丸と稱す。同八年甲州を給はる。同十二未年壬四月、尾張國を給はる。慶安三寅年五月六日逝去。時に從二位大納言、御年五十一なり。敬公と謚す。

頼宣逝去

第十三御男子、紀州頼宣卿なり。始め頼將（よりまさ）と名乘り給ふ（一本に政頼とあり。）慶長七寅年三月七日、城州伏見に於て御誕生あり。御小字長福君と稱す。同八年常州水戸を給はる。同十四年酉十二月、駿遠二州の內にて、廿萬石を給はる。其後紀州を給はり、和歌山城へ遷り給ふ。寛文十一亥年正月十日に逝去なり。時に從二位大納言、御年七十。南龍院殿と謚して、同國鴨谷に葬る。御母は正木左近大夫康長（或は頼長）入道が女。（或本に於萬方。）承應二巳年八月廿一日に卒去なり。養珠院殿妙后日心大姉と謚す。

第十四御男子、水戸賴房卿なり。慶長八卯年八月十日、城州伏見に於て御誕生なり。御小字鶴千代君（或鶴松）と稱す。同十一午年常州下妻を給はる。同十四酉年十二月、常州水戸の地を給はり、寛文元丑年七月廿五日（或は廿日）逝去。時に正三位中納言、御年五十九なり。威公と諡す。（御母はノ三字脱カ）蔭山長門守氏廣の養女、實は太田新六郎重政（一本に新八郎康治に作る）が女、於勝方と稱す。寛永十九年八月廿三日に卒去す。（一本六十五歳。）英勝院殿長誉清春大姉と諡す。

一本、賴房卿の母堂は、太田新六郎重政の養女、實は蔭山長門守が女なりと云々。一本に、太田新六郎康資の女、實は正木左近大夫賴忠女、養珠院妙紹日心、賴宣卿の御同腹なりと云々。或本に、鎌倉英勝寺の石碑銘には、父は太田康資、母は遠山丹波守直景（の女ノ二字脱カ）にて、一女を産ませられし所、早世により、永戸賴房卿に命ぜられ、御母に准ぜられし由見えたりとぞ。

第十五御女子、慶長十未年正月朔日御誕生にて、同十五戌年壬二月十二日（或十三日）に卒去せらる。御母は遠山丹波守眞宗が女なり。（英勝寺の銘による時は、直宗は直景の誤にて、英勝院の御腹なるべし。）

第十六御女子、慶長十三申年二月御誕生。同十五戊年二月十五日に早世なり。御母は太田武庵が女なり。

或記曰、家康公御子、十男六女まします。

第一男、岡崎三郎信康君。　第二女、奥平大膳大夫信昌室。
第三女、北條左京大夫氏直室。　第四男、越前秀康卿。
第五女、蒲生飛驒守秀行卿室。　第六男、將軍秀忠公。
第七男、薩摩守忠吉朝臣。　第八男、萬千代信吉君。
第九男、仙千代君。　第十女、早世。
第十一男、越後忠輝朝臣。　第十二男、尾州義直卿。
第十三男、紀州賴宣卿。　第十四男、水戸賴房卿。
第十五女、早世。　第十六女、早世。

と云々。

或說に、右の外御男子等ありといへり。然れども未詳。

或本に、白石先生の曰、文祿二巳年、天下に政令を敷かれし時に、德川殿・前田利家・浮田秀家・毛利輝元・小早川隆景連署せらる。時に五人の大名衆といひし由、北川治郎兵衞が記にあり。夫を五大老と稱せし事は、太閤薨じ給ひし後に、大坂の奉行等が言出せることにて、德川殿をも、彼家の老（おとな）と稱し、家司なりといはん爲なり。然るを又、其世にも其心を得ず、人皆五大老といひもし、筆にも章す。大に僻事なり。德川殿、此時已に大臣の位に昇らせ給ふ。昔照宣公の、始めて關白にならせ給ひしより以來、關白の家に、大臣を以て臣とせし例なし。或は大織冠、始めて內大臣にならせ給ひしより、內府たる人の、家治めたる例あるべからず。世已に澆季に及び、人皆不學なりと雖も、かく名の正しからざるこそ淺ましけれと云々。

加州金澤城主　前田大納言利家卿

利家卿は、尾州荒子の住人前田縫殿助利春の四男なり。

或本に、前田利家卿の父は、尾州愛智郡一柳の莊荒子村の住人源左衛門と稱せり。然れども系圖等には、前田藏人菅原利昌と記すと云々。

或家記に、利春は信長公に仕へ、食祿三百貫を給はる。永祿三庚申年十月十三日に卒去す。通機庵休岳大居士と諡せり。母は長齡妙文と法名す。永正元癸酉年十一月廿四日に卒す。利春に六男二女あり。

長男利久。

利春卒去の後、家督相續の處、故ありて織田公の命により、荒子城を去らしめ、利家卿に代らしむ。利家卿、封を加州金澤城に受くる時、金澤城の留守たらしむ。六千石を領すと云々。

二男三右衛門利玄、早世す。或曰、人を殺し、亡命して在所を知らずといふ。

三男安藤五郎兵衛と稱す。

能州七尾城に居て、利家卿に仕へ、采地二萬石を領し、文祿三年五月廿三日に卒す。一男二女を産む。其一男子は、孫左衛門利好と稱し、一萬三千七百餘石

を領し、播磨守に任じ、七尾城に居す。慶長五年二月一日に卒す。長如庵が女を妻とす。嗣子なくして、其婿家青木善四郎を養子とせし所、故あつて采地を除かれ、家亡ぶといふ。長女は青木善四郎が妻、次女は舍兄利久の息慶次利治の妻たり。慶次は能州松應村に住せり。文祿年間仕を致し、京師に居る。石田亂の時、上杉氏の家臣直江兼續に從ひて功あり。景勝卿之を賞し、佐渡守に任せしめ、卽ち家臣とせらる。一說、慶次は利益と諱すと云々。

次は寺西某の妻、次は良之、次は秀繼、次は高畑定吉の妻なりと云々。

或記に、縫殿助利春が六男に作る。嫡男は藏人利久、弟には五郎兵衞安勝、後に能州七尾城主となる。第三は三左衞門利玄、第四孫左衞門尉良繼、第五右近亮秀繼、初め加州津幡城主、第六卽ち利家卿、第七佐脇藤八郎良之、第八女子、高畑石見守定吉の內室なりと云々。

別記に、利家卿の父は、藏人利昌（或は利成と稱す。初め源左衞門といへり）と諱し、初め尾州荒子に城を築きて居り、前田村を去る事十町計なり。故に前田を以て家名とす。永正五年二月十

三日卒す。法名道譽といふといふ。

其高祖は、天穂日命より出でて、歴代年世の久しき、未だ委しからず。

或家記に、前田氏は右丞相道眞公の苗裔なり。右丞相筑紫に配流せられ、居る事三年にして二男を生めり。長は前田を姓とす。次は原田を姓とす云々。又曰、前田は藤原氏にして、利仁將軍より出づ。嘗て原田中務大輔某、筑紫より尾州荒子の里に移り、前田某の家を主とす。後に養子となり、一男子を生む。是れ利家卿の父なりと云々。

利家、信長に仕ふ

利家卿、小字犬千代、後、孫四郎と稱す、又、又左衞門と改む。天文七戊戌年十二月廿五日、荒子郷に於て誕生し、十二歳の時に、織田信長公に仕へ小姓となり、永樂錢三千貫を賜はる。或記に、鐚錢は、永樂錢一錢に四錢を以て易ふといへり。慶長十一年より、永樂錢の通用を制禁すと見えたり。

或家記に、十四歳の時、始めて信長公に見ゆ。公遂に命じて臣たらしめ、祿五千貫を給ふと云々。按ずるに、五千貫は、父藏人利春の采地なるか。

十五歳の時に、信長公の同朋〔朋カ〕利家卿の笄を盜みながら、却て惡口せしかば、利家

卿立腹あつて、直に手討にせられしにより、信長公の氣色を損じ、忽ち浪人となりし所に、弘治二辰年、(或三年、)信長公、御舎弟武藏守信行と御合戰ありける時、利家卿十九歳なるが、忍びて先鋒に進み、太刀打の高名あり。然れども歸參を容し給はず。其時又敵陣に馳入りて力戰し、信行の家臣宮井勘兵衞、弓を以て利家卿を射たりしに、直に鎗を以て宮井が首を取り塵を添へ、實檢に入れられければ、信長公御心解けて召返され、百五十石を給はりぬ。

或家記に、弘治二年五月、尾州稻生の役に、宮井勘兵衞恒忠、利家卿の右の眼下を射たりし所に、利家卿大に怒りて槍を取り、直に進んで宮井を突殺さる。永祿二年、私の仇を以て、寺人重阿彌といへる者を殺し浪人す。同三年今川義元と合戰の時、私に織田公に從ひ、進み擊つて首を獲、信長公の馬前に來り之を獻せられけれども、先の罪を許し給はず。同四年濃州に於て、長井甲斐守・日比下野守と合戰の時に、復前年の如く從ひ、首二級を斬り得て、直に信長公の門に到らるゝを遙に見給ひ、彼處を免せられ、百五十貫を加賜せらると云々。

利家逝去

夫よりして程なく三百石になり、數度の軍功あつて、越前府中の城主となり、三萬五千石を給はる。

或家記に、天正九年に、能州七尾城に移る。卅餘萬石を領す。息利勝、越前府中に封を受くと云々。

信長公弑せられ給ひて後、柴田勝家に組せられしが、勝家も亡滅して、秀吉公に降參あり。而後に加州金澤城主となり、天正十七年小田原陣に、利家卿並に息利勝（後利長と改む）勳勞あつて、次第に加增し、終に加賀・城主・越中三州に主たり。且秀吉公の姓と稱號とを給はり、羽柴筑前守に任じ、文祿元辰年八月、從三位權中納言に敍任せらる。（本は宰相。）慶長三戊年四月廿日、（或二年三月十一日、）從二位權大納言に昇進し、同四巳年壬三月三日に逝去。時に年六十二、（或六十一、）高德院と諡す。遺言に依つて、加州金澤野田山に葬り、從一位を贈り賜はる。

或本に、利家卿に五男子十一女子ありと。第一女子、前田對馬守長種の室。第二女子、中川武藏守光重の室。第三男子、筑前守利長卿。第四男子、羽柴孫四郎利

政。第五女子、磨阿の方と名付く、第六女子、京方と名付く。是れ備前中納言秀家卿の室なり。第七女子、長と名付く、細川與一郎忠隆の室なり。後に村井出雲守に再嫁す。第八女子、世目と名付く、淺野紀伊守幸長の室。第九女子、前田修理亮利好の室、第十女子、福と名付く、長九郎左衞門尉連龍の息男十左衞門尉好連の室。好連死去の後、中川大隅守に再嫁す。第十一女子、暮知と名付く、篠原主膳の室。第十二男子、筑前守利光。後に利常中納言に任ず。第十三男子、前田大和守利高。第十四男子、備前守利豐。第十五女子、早世。第十六女子、早世なりと云々。

利家卿の嫡男利長卿の母は、高畠吉光の女なり。元和元年七月十六日、金澤の城に於て卒す。後平安城紫野大德寺に移葬す。法名芳春院華岩宗富大姉といふとなり。天正九年巳年、越前國府中城主となる。始は利家卿なり。元龜十一癸未年加賜せられ、加州松任の城に移らる。後、越中國守山城主となり、文祿三年年同國富山の城に移居せらる。官位次第に昇進あつて、慶長二戌年四月廿日、從三位權中納言に敍任せられ、利長(家カ)卿逝去の後、家督を繼がる。然るに關ヶ原合戰の時、舍弟能登守利政は、太閤の御厚恩を思ひ、豐臣家に與力し、舍兄利長卿は、德川家へ屬せらる。而して

大坂方敗軍の後、家康公、利長卿の忠節を感じ給ひて、利政の死刑流罪を免せられ、所領盡く沒收せらる。其沒收する所の能登國廿四萬六千餘石を、利長卿に給へり。然れども利長卿實子なきにより、同十年六月十八日、舍弟利光に家督を讓り、其身は越中國高丘城に隱居し、同十九寅年五月廿三日或七月廿三日に逝去なり。時に五十三歲。瑞龍院聖山英賢大居士と謚し、又正二位大納言を贈り賜はる。

前田利長逝去

備前國岡山城主　浮田中納言秀家卿

秀家卿は、備前・美作・備中半國・播磨二郡、凡て四十七萬四千石或四十四萬四千石を領せらる。此卿、父は和泉守直家、母は中山備前守信正の女なり。直家、初め三郎右衛門と稱す。惡逆暴行にして、親屬緣者を追討ち、或は毒殺して其土地を押領し、自立して備前・美作二國の主となり、猛威を振ひけるが、信長の時に當つて領地を召上げられ、備前國に於て五萬石を給はる。天正十年年正月卒去す。秀家卿は、此時九歲にて八郎と稱し、後に河內守家氏と名乘り、秀吉公天下草創の時より、忠戰勤勞ありし故に、

舊領を給はり、且羽柴の氏諱の字を拜領し、秀家と名乘り、終に從三位權中納言に昇進す。然るに關ヶ原合戰の時は、豐臣家に屬し、專ら下知を加へられけるが、敗軍の時主從三人となり、竊に大坂へ歸り、島津父子に相議し、再び旗を擧げんと思ひ、中島の屋鋪へ來り、內室（前田利家卿の息女なり）に逢ひ、竊に薩摩へ下向すべしと用意せられしに、前田利長卿より、秀家卿歸館の旨を德川家へ達せられ、此度の罪御赦免の儀を願はれしにより、死罪を免し、八丈ヶ島へ配流せられ、領地悉く沒收なり。

一本に、秀家卿は、薩州へ逃下られし所、島津の願により、死一等を免ぜられきと云々。

是より先秀家卿は、剃髮して休移と稱す。時に廿七歳なり。寛永の頃まで、配所に存命せられきとかや。今に至り、彼島に其子孫ありといへり。

或本に、秀家卿ならびに息男八郎も共に八丈ヶ島に配流せらる。彼八郎が乳母ありしが、是は速に遁去りぬ。其介の女房、（俗にさしといふ。夫は澤橋氏なりといふ、）八郎の幼少にて乳母に離れ、遙々の島に赴くを深く悲み、徒跣にて奉行所に參り、共に島へ行かん事を

願ひけれども、禁制にて、之を免ぜられざる故、彼女、此上は何の爲に生きてあらんと、已に自殺せんとしければ、官吏之を止めて議しけるは、此女を眼前にて見殺し、後に上聞に達せし時、など伺はざりしと御咎あらば如何なり。只今言上し、御旨に任すに如くはなしとて、其段申上げければ、婦人の事なれば苦しかるまじ、島へ遣はすべしと令下りけるにより、婦人限りなく悦び、秀家卿父子と共に島へ赴きけり。其時三歲になりし吾子を抱き、浮田家の內室の許へ來りて、八郞御曹子の御事、餘りいたはしく存じ候へば、御供申して島へ參り候。此御奉公を忘れおはしまさずば、此子を御側の人へ仰付けられ、育てさせられ、人になして給はり候へといひ捨てゝ去りしが、其子を常々膝下に置きて撫育せられし所、成長の後に前田家に仕へ、澤橋兵太夫といひしが、只明暮母のことのみ思ひ、淚を落しけるに、程なく遁世して僧となり、行方も知らざりし所、元和の頃にかありけん、將軍家御上洛あつて、二條城へ入らせらるゝ時に、駕輿近く訴訟狀を捧げる者あるに、供奉の中より押へければども、聞入れざる故に、討つて捨てんとしけるを、御

輿の内より御覽あつて、沙門を聊爾する事なかれ。訴狀を受取り、後より召連れ來るべしと上意あり。彼僧、もとは前田肥前守家來の由申すにより、供奉の中に在合ふ前田大和守へ御預になり、程なく江戶へ還御故、大和守は、渠を召具して江府へ下りぬ。扨彼の訴狀の趣は、某三歲の時、母にて候者、主家の爲に八丈ヶ島へ罷越し候。母を島に差置き、子として跡に殘り居申候事、生きてあるべうも覺えず候。御慈悲を以て、母と一所に島へ遣はされ下され候へとの事なりけり。官吏、上の御旨を承り、思止まる樣にと、再三寛諭ありけれども得心せず。思切つたる顏色ある故、其志を不便に思しけるにや、重ねて仰出さるゝは、島へ遣はさるゝ事は、御大法に於て相成らず。母を召返さるべし。島より還り候やうに、文にて申遣はし候べしとの事也。兵太夫畏つて申すは、難有御事に候へども、其儀は母が承引仕るまじ。されども仰出されに候儘、申遣はし候はんと文を送りし所、母が返事に、我汝を三歲の時、御主君の先途を見屆けんと、上へ願ひ奉り、此の所へ來りしものを、今汝を見んと、再び歸るべき樣やある。いと口惜き事を聞くものか

な。重ねて申越し候はゞ、返答にも及ぶまじといひ來れば、官吏、兵太夫を公廳へ召寄せ、是程に仰出されて叶はねば、上にもなさるべき樣なし。其代り、外に願ひ奉りたき事あらば、御叶へ下さるべき由言渡しければ、兵太夫承り、卑賤の身として、上を憚り奉らず、所存を申上候に、重々御取上あつて、是程迄仰出され候を、此上私の所存を立て申すべきにも候はず。但し一つ願ひ奉りたき事こそ候へ。前田家は、浮田家と由緖も之ある事に候間、あの家より、毎歲助成の金竝に入用の物承り候て、永代島へ差越候やうに、公命下り候はゞ、限なき御恩澤に御座候。然れば母も悅び申すべし。此外に可ㇾ奉ㇾ願事は無ㇾ之由、申上げければ、御評議の上、是は苦しかるまじ。されども金も、員數多くはなり難し。其外の物も、品によりならぬものもあるべし。所詮詮議し、其員數品物を極め、前田家へ申渡し候やうにとの事にて、其事なりぬ。則ち今に至る迄、毎年加州より、定の如く認めて官へ出せば、公廳に於て、其物件を點檢し、島へ送り屆くるになりたり。又、兵太夫は、列侯の家より招かれけれども、仕官の望なしとて仕へざりしが、舊主加

州へは固辭し難しとて、歸參しけれども、程なく病死し、子なくして家斷絕せりと云々。

或說に、浮田家の舊の家臣花房氏よりも、每年米二十俵宛を贈ると云々。

奧州若松城主　上杉中納言景勝卿

景勝卿は、始め喜平治と稱す。權大僧都輝虎入道不識院謙信の姉聟、長尾越前守政景の二男なり。仙桃院と稱す。

或記に、越前守政景、自立の志あるにより、謙信之を亡さんとせられしを、謙信の臣宇佐美駿河守定行、于時七十六歲、是を聞き、後難を恐れて、永祿七年七月五日、政景と共に船に乘り、遊觀して水底に沒せり。越前守の嫡男右京亮義景は、同九寅年十月に死去せり。

輝虎は、桓武天皇の後胤長尾信濃守平爲景の四男にて、享祿三寅年三月廿一日に出生せり。小字虎千代、後に平三景虎と稱す。然るに景虎の舍兄彈正左衞門尉晴景は、

酒色に長じ制度を亂るにより、家臣等計りて景虎を立て、家督を繼がしめんとす。晴景之を聞きて兵を起し、景虎と合戰に及ぶと雖も、軍利あらずして、終に天文十六歳未年四月十六日、越後の府内に於て生害す。時に四十五歳なり。之に依つて景虎家督を繼ぎて、威勢最大なり。

或説に、是より先に、爲景の二男平藏景康三男左平治景房は、父越前守の出頭人黑田和泉守、並に弟伊豆守が逆心により、天文十一寅年二月生害す。後年景虎、黑田兄弟を誅す。

輝虎上杉氏を冒す

天文廿一年子年三月、或二月、剃髮して謙信と稱し、淫事を禁ず。時に廿二歳なり。是は舍兄彈正左衞門を討つて、長尾の家を相續せし先非を悔いてなり。然るに鎌倉の管領上杉修理大夫憲政は、累年相州の北條左京大夫氏康と國を爭ひしが、憲政終に戰ひ負けぬ。長尾家は、代々上杉家の長臣たるにより、景虎を賴まれたり。謙信辭するに及ばず是に應ず。其後憲政より關東管領職、並に上杉氏の稱號、且相傳を與へらる。かるが故に長尾を改め、上杉と冒姓す。

一本に、天文廿三年寅歳、關東管領職、並に憲政の諱の字を受け、政虎と名乘り、同年從五位下彈正少弼に敍任し、弘治三年より、上杉氏に改められきと云々。永祿二己未年上洛ありて、公方義輝公より、塗輿朱柄の傘並に屋形號、且御諱の字を給はり、輝虎と名乘る。同六亥年正月廿一日より、禁じて魚肉を食せず。元龜元子年甲州の武田信玄大軍を發し、駿州に寄せ來り、國を掠め奪ふ。此時北條氏康は謙信と和睦し、七男三郎を以て人質とす。輝虎嗣子なきにより、七郎を養子とし、景虎と名付け、景勝卿の妹を以て妻たらしむ。謙信は、其威益震ひ、終に能登・加賀・越中・飛驒・越後・佐渡、其外も亦從ひ屬しけるが、天正六寅年三月十三日、四十九歳にて卒去せらる。然る所に景勝卿は、謙信の本城越後國春日山に入りて、三郎景虎を討たんとせらる。上杉家長臣等も、三郎を家督とせば、舍兄北條氏政父氏政は元龜元年十一月卒に從はん事を恐る。依之景虎軍を出して挑み戰ひしが、終に戰ひ負けて、同七年三月廿四日、同國鮫尾城に於て切腹す。此騷動につき、能登・加賀・飛驒等の國々は、悉く信長公に降る。同八辰年景勝卿は、越後・佐渡の仕置をせらる。同十年六月二日、信長

景勝逝去

公は、明智光秀が爲に弑せられ給ふ。諸國大に動亂するにより、景勝卿は信州に進發し、更科郡川中島の邊を攻め取り、其後秀吉公に屬し、同十四年六月、攝州大坂に來り、同廿二日、左近衞權少將に任じ、越後守と稱し、其後彈正大弼に任ず。文祿三午年正月五日從三位に敍し、同十月權中納言に任ず。本は宰相。慶長二酉年、小早川隆景卿逝去の後に、大老職に列し、同三戌年奥州會津郡若松城に移り、百五十萬石となる。同五子年石田治部少輔三成、上杉家の長臣直江山城守兼續廿二萬石に相計りて、徳川家を亡さんと巧み、合戰に及び、大坂方戰ひ負けしにより、其後領地召上げられ、羽州米澤城主となり、卅萬石を給はる。元和九亥年三月廿日に逝去。時に六十九歳なり。息喜平治定勝、家督を繼ぎて後に、左近衞權少將に任じ、彈正大弼と稱し、正保二酉年九月十日、武州江戸に於て卒去す。時に四十三歳なり。定勝の息を播磨守綱勝と稱す。寛文四辰年壬四月七日、十七歳にして卒す。令嗣なくして、領地召上げられ、綱勝の父定勝の婿吉良上野介吉英の息を召出され、十五萬石を給はり、遺跡を繼ぐ。彈正大弼綱憲といふ是なり。

藝州廣島城主　毛利中納言輝元卿

輝虎卿は、平城天皇の後胤なり。小字幸鶴丸と稱す。祖父は少輔太郎元就といふ。父は備中守隆元、後に大膳大夫と稱す。元就は神武叡智の良將にて、備中守弘元の二男なりしが、舍兄備中守興元、早世たりしにより、元就家督を繼ぎ、三千貫の地を領し、武威益盛にして、郡國を攻取り、從四位下大膳大夫に敍任し、永祿三年菊桐の御紋を給はり、陸奧守と改め、終に安藝・周防・長門・備後・因幡・伯耆・隱岐・石見・出雲・備中十州を領す。元就數子あり。嫡男大膳大夫隆元、二男吉川駿河守元春と稱し、後に隱岐國を領せり。三男は小早川左衞門督隆景卿と稱す。

或記に、隆景後に筑前國立花城主となり、卅萬六千石を領し、從三位權中納言に昇進し、五大老職に列し、慶長二酉年六月十三日逝去。時に六十六歲なりと云々。

四男伊豫守元淸毛利甲斐守秀元卿の父なり等なり。嫡男隆元は、雲州の尼子下野守晴久、毛利家の命令を背くが故に、渠を退治せんとて、出陣せられし所に、永祿六年八月四日、藝州

元就逝去

輝元逝去

佐伯郡舟木に於て、父元就に先立ち頓死せられたり。依之隆元の息輝元卿、當年漸く十一歳なりしが、父に代つて出雲へ赴き、日々夜々に猛戰せられしかば、尼子終に利を失ひ、毛利家の幕下に屬して、居城を明渡せり。然るに元龜二未年六月十四日、元就七十五歳にて卒去せられしかば、輝元卿、父祖の家督を繼ぎて、猶九州に武威を振はれけり。其頃織田信長公は、中國九州を掌握せんと思召し、天正十二申年、羽柴秀吉公を大將として、數萬騎を差向けられ、中國合戰の最中に、信長公、明智光秀が爲に弑せられ給ふ。此事秀吉公へ未だ達せざる以前に、秀吉公・輝元卿、已に御和睦あつて、毛利家より備中・備後・伯耆、此三國を獻せんとの約ありければ、秀吉公は、速に京都へ攻上り、光秀を誅伐し天下を治め、中國七州を、輝元卿に給はりぬ。さる程に輝元卿、百廿萬千石を領し、後に從三位中納言に昇進し、大老職たり。關ヶ原合戰の時豊臣家に屬し、敗軍の後剃髮あつて、宗瑞と稱し、關東へ降參せらる。依之領地を減じ、周防・長門二國を給はる。然る後寛永二丑年四月廿七日逝去。時に七十三歳なり。或本に、天樹院雲岩と謚すと云々。一本、幻庵宗瑞七十二歳にて薨ずと。

三老職の略傳

讃州香川郡高松城主六萬石　生駒雅樂頭親正

親正は、初め甚助と稱す。秀吉公に仕へて、所々の戰場に於て軍功を顯せり。就中江州志津ヶ嵩、尾州小牧に於て高名あり。依つて三萬石本五千石に取立て給へり。太閤歿後は家康公に屬し、老衰して病死す。息讃岐守一正家督を繼ぎ、關ヶ原合戰の時は、關東へ屬し軍功あり。其賞として讃州一國を給はり、十七萬千八百石を領せり。元和六申年六月五日、卅六歳にて卒去す。一正が息壹岐守高俊、小字小法師と稱す、魯鈍にして制法整はず、家中騷動するにより、所領悉く沒收せられ、寛永十七辰年八月、出羽國へ流刑す。萬治二亥年六月十六日、配所に於て卒去せり。

生駒親正逝去

生駒高俊流刑

或本に、生駒壹岐守の江戸家老生駒將監と、國家老前野助左衞門と爭論出で來り、家中騷動せし事上聞に達し、配流せられ、前野助左衞門は切腹、將監は雲州松江の城主松平出羽守へ御預けになれり。然るに助左衞門が甥に、前野織部といふも

のあり。情思ふに、今度將監が非道により、伯父助左衞門は切腹し、主人は流刑になり給ひし所、結句將監が存命するこそ遺恨なれ。所詮彼を討つて、此鬱憤を散ぜんと、忍びて雲州に下り、將監を狙ふと雖も、御預の者なる故、容易に本望を遂げ難ければ、織部はすべき樣なく、彼宅に火を掛けゝり。されども將監を預の番人、疾く圍んで立退きし故、討つ事叶はず。然るに此家の長臣乙部九郎兵衞は、彼將監を一ヶ年に一兩度招きて、終日慰むる事あり。依之織部は身を窶し緣を求め、乙部が方へ鷹匠奉公に出でしが、或時出羽守、鷹野に出でられしに、九郎兵衞も供なりし故、彼織部に鷹を据ゑさせ罷出でし所、出羽守の眼に留りける故、何角の事を尋ねられしに、織部は、あらぬ僞を申して陳防せしが、出羽守殊の外稱美あつて、汝は九郎兵衞などに奉公すべき人體ならずといはれぬ。九郎兵衞へは、彼者に目を懸けて召仕ふべしとありけり。斯くて乙部が方へ、將監を招く催ありければ、織部は時至れりと喜び、九郎兵衞に申す樣は、拙者は新參者にて、御家中の方々を、未だ見知り申さず候故、途中にて不禮など候ては如何に御座候。何卒

御玄關番を仰付けられ被下候へと願ひければ、尤なる心懸なりとて、之を宥して取次をさせけるが、扨當日になりて、生駒將監は、九郎兵衛が屋鋪に來り、案內を乞ひければ、織部あはやと思ひて案內し、將監が書院へ通る處を、廊下にて遣過し、辭をかけ突殺しければ、乙部が家來共、こは如何にと織部を取卷きけれども、少しも動ぜず、如此々々の次第なりと申せば、九郎兵衛も驚き走り出で、織部が手を取り、扨々神妙の事なり。先づは本望を遂げられ滿足たるべし。只今迄斯くとは知らず失禮を致せり。乍去大法なればとて、一間を圍んで番をつけ、出羽守在府なるに依つて早々註進し、公儀へも上聞に達しける所、御評定の上、織部が働感ぜられ、何卒助命を致させたしと御沙汰ありけれども、叶はずして切腹に決し、其段仰渡されしが、切腹の場にて織部が申すは、御鷹野の節、出羽守樣に見咎められ候故、天命に盡きしと存ぜし所、幸に其場を遁れ、本意を遂げ悅入り候。各方には賴母しき御主君を持たせ給へり。隨分勤功を勵まされ候へと申し終つて、尋常に切腹せりと云々。

或本に、壹岐守高俊は、藤堂和泉守高虎が外孫にて、土井大炊頭利勝が壻なり。高俊、天性愚なる人にて、世の笑草となる事のみぞ多かりける。此家の老石崎若狹・前野助左衛門といふ者二人は、常に關東にあり。中にも前野一人が計らひにて、家の事を沙汰するにより、國にある老共、心得ぬ事のみありしかども、常に勇士井殿の仰なりといひ、又執政の人々の旨を得たりなど言送りし程に、さらば彼の人のいふ所ならんを、背かん事、家の爲め然るべからずと、曲げて其旨に從ふ。さる程に國務日々善からぬ事共多くなるに依つて、士も民も怨み苦しむ。國にありける老生駒將監、斯くては家の亡びん事、遠きにあらずと思ひしかば、竊に關東に參り、高俊が家の事、須く關東の御沙汰を止められ、父祖が例によりて、國の靜謐を致し候はんやと訴へければ、執政の人々大に驚き、先づ前野を召して御吟味の上、對決に及びける所、前野色々と陳じけれども、將監より、初め執政の人々の仰承りし由にて、前野が心の儘に國務を沙汰せし文共、取出して捧げければ、執政の人々大に怒り、前野を搦取りて禁獄せらる。頓て壹岐守を始め家臣等召され

て、高俊天性愚なる事を知召すと雖も、父祖の功捨てまじきが故に、其家を繼がしめらる。然るに斯く家の亂れたらん上は、此後國を給はらん事叶ふべからず。されども心の至つて愚なる故、其罪又重からざるに似たりとて、別の儀を以て、所領一ヶ所給はりたり。前野助左衞門は、一族悉く誅せらる。石崎若狹事は、前野と二人、一所に關東に在り乍ら、渠が心にのみ從ひし事、其罪遁るべからず。されども前野とは、罪科同じかるべからずとて、誅は其人に止まり、其餘の家人、罪輕重に依つて、刑に行はれきと云々。(前説國家老を前野助左衞門とするは、誤なるべし。)

駿州府中城主 (十四萬五千石) 中村式部少輔一氏

中村一氏病死

一氏が父は、一政彌平治と稱す。秀吉公に仕へて病死せり。一氏も秀吉公天下草創の時より、數度戰功を表はし、次第に立身して、食祿十四萬五千石を給はる。太閤歿後は、家康公に忠死(志カ)あつて、慶長五子年七月病死す。然るに石田三成、德川家を亡さんと軍立して、濃州關ヶ原に於て德川家と鬪戰す。其時一氏が息一學、幼少た

るにより、伯父中村彥右衞門尉一營、陣代として忠戰す。此賞として御加增あり、都合十七萬五千石を領し、伯耆國米子城へ移る。其後秀忠公の御前に於て元服し、御諱の字を給はり、忠一伯耆守と稱す。同十四酉年三月に御暇を給はり、本國伯州へ下りし所に、亂心して數人を殺害し、同五月十一日狂死す。時に廿歲とかや。忠一嗣子なきに依つて、領地沒收せられ家斷絕す。

遠州敷智郡濱松城主十一萬石　堀尾帶刀先生吉晴

吉晴は、尾州の住人中務少輔吉久が息なり。小字仁王丸、後に小太郞又茂助、初め信長公に仕へ、後に秀吉に附けられたり。秀吉公に仕へ、軍功數度あるが故に、二百石より十二萬石に至れり。太閤歿後は、家康公に忠志あり、慶長五年或四年四月、家康公の御指揮にて、越前府中の城五萬石或六萬石を加へ給はり、其後も拔群の功あつて、關ヶ原合戰以後に、卅萬餘石となり、雲州松江城に移る、老衰に及び、息出雲守忠氏に家督を讓りし所に、同九辰年八月、忠氏廿二歲にて卒去せり。孫小太郞幼少なる

堀尾吉晴逝去

が故再勤し、同十七（一本十六年）年六月十七日、六十九歳にて卒す。而して小太郎忠晴、父祖の遺跡を相續して、後に山城守と稱し、寛永十酉年九月廿日卒去す。領地召上げられ、家斷絶せり。是嗣子なきが故なり。

右三老職を、小年寄とも稱す。太閤御遺命に曰、五老・五奉行の中に爭論の事あらば、右の三老、和議を取計るべしとなり。

五奉行の略傳

丹州桑田郡龜山城主（五萬石）　前田德善院玄以法印（一本に丹州八上の城に作る）

玄以法印は、前田利家卿の一族にて、織田城介信忠の臣なり。

或家記曰、玄以は、濃州土岐氏に仕へし同國美莉城主齋藤左衞門利以（としゆき）が孫、前田與三左衞門以勝が息、與三左衞門正以が子といへり。利家卿の一族といふは誤なるべし。

後に秀吉公へ召出され、段々御取立に預り、所司代となり、京內京外の雜事神祠佛

宇の事を掌れり。關ヶ原合戰の前より、石田が密談、悉く家康公へ告げ、又息主膳正利宗は、家康公上杉家退治の供奉をなし、父子共に忠節を盡しゝにより、泰平以後に、本領安堵せり。然るに玄以卒して、息主膳正は狂氣し、京師·近江の間を横行し、暴虐なる事多くありしが、水口の里人と喧嘩をして捕へられ、里人伏見へ訴へければ、則ち利宗を獄に下し、慶長十二年六月、領地悉く召上げられたり。

前田玄以逝去

或記に、後年主膳正が息平右衛門といへる者を召出され、數俵を給はりけりと云云。

又一說に、平右衛門、後に安藝守と稱し、寛文十三丑年二月より、京都町奉行となりきとも云々。

或本に、太閤は、諸大名出仕あれば、多く留めて饗應し給ふ。或は象棊又は棋亂舞、其好に隨ひて遊び給ふ。德善院、其輕々しきを每度諫めけりと云々。

甲斐國府中城主 廿一萬五千石　淺野彈正少弼長政

長政は、尾州中村の莊の住人又右衞門長勝の子なり。長勝は信長公の弓の衆といひ傳ふ。

或本に、長政は安井彌兵衞と稱せり。長勝の養子なりきと云々。

或本に、淺野長政の實父は、尾州宮後村の人にて、安井彌兵衞政時といへり。其頃信長公弓の衆淺野又右衞門長勝は、武功の人にて、其先は土岐の種族淺野治郎光時の裔なり。長政弓矢に長じて其名ありしが、長勝其女を以て、長政の妻とせらる。此女の姉は、秀吉公に嫁すとぞ。後に淺野の稱を嗣がしめ、信長公に請うて弓の衆とせり。信長公命じて、秀吉公の旗本に屬せしむと云々。

秀吉公の御臺政所殿の養父にして、天正三乙亥年九月十日に卒す。母は木下七郎兵衞家利が嫡女にて、政所殿の姉なり。長政初めは彌兵衞尉と稱し、信長公に仕へたり。智謀人に超え武勇も亦拔群なり。秀吉公と相並びて、京都の所司代を勤めけるが、信長公横死の後、秀吉公に服從し、軍功數多あるを以て、廿一萬四千石或廿四萬石に至れり。息左京大夫幸長も、父長政に劣らず、朝鮮國に於て數々高名あつて、諸將

淺野長政逝去

に超越す。關ヶ原合戰の時は、父子共に德川殿へ屬して勳勞あり。其賞として卅七萬四千七百石に擧げられ、紀州和歌山の城に移る。

一說に、此時長政は、常州眞壁（或笠間）に隱居して、五萬石を給はる。長政死後に、三男采女正長重に給へり。長重は、內匠頭長矩が祖なりと云々。

慶長十六亥年四月六日に卒去。時に六十五歲なり。幸長は後に紀伊守に任じ、同十八丑年八月十八日に卒去せり。二女子あり。一人は越前宰相忠昌卿の室、一人は尾張大納言義直卿の御簾中なり。男子なくして、舍弟但馬守長晟（ながあきら）、家督相續せり。

或記に、長晟は先達て人質として、秀賴公に昵近して二千石を領せり。（一本に、後政所殿に仕へきと云）云。依之家督に立たん事を憚り、淺野左衛門等言上して、其弟采女正長重を立てんとす。家康公聞召し、嫡庶を亂るべからずとの命に依つて、長晟家督を繼げりと云々。

元和五未年、安藝・備後兩州を給はり、藝州廣島の城主となり、四十二萬六千石となり、寛永九申年九月九日、四十七歲にて卒す。息岩松丸は、是より先寛永四年卯年

十一歳にして、家光公へ拜謁し、松平氏並に御諱の字を給はり、松平安藝守光晟と稱せり。

増田長盛剃髪

和州添下郡郡山城主廿萬石 増田右衛門尉長盛

長盛は、初め仁右衛門と稱し、秀吉公に仕へて大功あり、且公事裁判等に晝夜心肺を碎き、其理非を斷ずる事著明なり。慶長五庚子年に、徳川家を亡さんと謀り、大坂の城にありて下知をなせり。關ヶ原合戰の後に、知行沒收せられ、高野山に登り剃髪す。其後高力左近大夫に預けられ、武州岩付に赴けり 息兵太夫長廣は、尾州家にありしが、夏陣の時、坂城に籠り、五月六日に討死を遂げぬ。是れ父長盛が下知なりと聞きければ、右衛門尉は、同廿七日配所に於て誅せらる。時に七十歳とかや。或説に、家康公大坂へ御動座あるべき御沙汰の頃に、高力左近大夫台命を承り、増田に語りけるは、御邊は太閤の御恩ある人なれば、豊臣家の容子を見られたき願あらん。然らば大坂へ上られよ。是私にあらず。駿府より免し給へりといひ

ければ、長盛聞きて、大御所は天下の仁君なればこそ、今此仰を承り候へ。某老人にて大坂へ上り、新附の兵を下知すとも、更に捗々しき事もなく、却て太閤の御眼力をも徒になすべき恐あれば、配所にて命を終り申したしといふにより、大御所は其旨を聞かせ給ひ、兎も角も心に任すべしと仰せけるが、其後豊臣家滅亡しければ、長盛、高力に就いて、兩御所大坂へ御出陣の時より、如何もして主君の終を承らんと祈り候ひしに、天命あつて終に亡び給ふ由。然るを某、何を樂みに暫くも存命すべき。身の御暇給はり候へと申乞ひて、切腹せりと云々。

江州犬上郡佐和山城主廿三萬五千石　石田治部少輔三成

或記に、石田三成の食祿、實は十九萬石なり。其餘は御預り地、竝に兄弟等の領知なりといへり。

三成は、初め宗成左京と稱す。藤右衞門尉爲成が二男なり。秀吉公に仕へて御意に叶ひ、次第に立身せり。

或本に、石田三成は、幼少の時、或寺の童子なり。秀吉公、一日放鷹に出で給ひ、喉乾き給ひしにより、其寺に至りて、誰かある、茶を點じ來れと所望あり。石田大なる茶碗に、七八分にぬるく立て持參る。秀吉公之を飮み舌鳴らし、今一服とあれば、又立てゝ之を捧ぐ。前よりは微し熱くして、茶碗半に足らざるを飮み給ひ、又試に今一服と仰あり。石田此度は小茶碗に、少し計熱く立てゝ出しければ、之を飮ませられ、其氣の働きを感じ給ひ、住持に乞ひ近侍にし給ひ、次第に立身しけりと云々。

然るに太閤歿後に、家康公を亡さんと謀り、慶長五子年諸大名を語らひ、濃州關ヶ原にて、關東勢と合戰し、終に敗軍して搦め捕られぬ。

或記に、三成が父爲成も、後に隱岐守と稱す。嫡男は木工頭重成といひ、各一萬石を領す。關ヶ原合戰の時は、三成が本城佐和山にあり。治部少輔敗軍の後に自害すと云々。

同十月朔日、其黨小西攝津守行長・安國寺慧〔瓊ノ字脫カ〕長老三人、共に洛中を引渡され、

石田三成斬らる

三條河原或は六條河原にて梟首せらる。時に卅八歳なり。其札の文言に、
　此者石田治部叛を起し、京田舍の者を惱ますによりて、如此行ふ者なり。
或説に、三成が嫡隼人正は、此時僅に十二歳なりしが、小性和田千之助並に乳母が父津山甚内主從、忍びて大坂にありしに、同年九月十七日の夜奥州へ落行き、津輕右京亮爲信が方に知人あつて、其所に忍び居て命を終れりと云々。
一說にいふ、今祇園西門右階の側より、白川橋へ通ずるこつぼり街智恩院櫻馬場の西北の隅の方、一間計石を積みし空地あり。此地石田三成が首を梟けし所なりといへり。

江州甲賀郡水口城主五萬石　長束大藏大輔正家

正家は、初め丹羽五郎左衞門長秀の從者なりしが、算術に達せし故に、秀吉公に擧げ用ひられ、一萬石を給はり、諸國の檢地且御城入用の金銀米穀、其外の事共、費なきやうに考へ勤むべしと仰付けらる。長束承り、其事をなすに損失なかりしかば、

秀吉公之を感じ給ひ、貢賦の奉行を仰付けられ、且所々の戰場へ召連れられ、其働を見給ふに、軍計智謀も深かりければ、段々御取立に預れり。相州小田原合戰の時も、兵糧軍器を大坂より運送し、日數等も豫て考ふるに違はず、遲引なく着船せしかば、諸軍勢皆之を感ず。又朝鮮征伐の時は、彼國へ渡海して、忠勤武功を立てたり。然るに慶長五子年、石田と共に濃州關ヶ原へ向ひし所に、大坂勢敗北に依つて、戰はずして居城へ逃歸り、終に城中に於て自害しけり。

長束正家自殺

或記に、池田三左衛門尉輝政、謀を以て降參を勸め、城を請取り、正家を擒とし、江州日野に於て、其老臣まで悉く誅戮し、長束が首を京都へ送り、三條河原に梟首せりと云々。

秀忠公の略傳

秀忠誕生

秀忠公は、家康公第五（或は第四）の御子にて、天正七卯年四月七日、遠洲濱松城に於て御誕生なり。御小字長丸君（或は千松君）と稱す。同十八年、秀吉公の御諱の字を授かり、武藏守

秀忠逝去

秀忠と名乘り給ふ。慶長六丑年三月廿八日權大納言、(或は從三位權中納言なり、)同年十一月七日右近衞大將を兼ねしめらる。同七寅年正月六日正二位に敍し給ふ。同十巳年(一本九年)四月十日、(或は十六日、)征夷大將軍に任ぜられ、牛車兵仗を賜はり、同日淳和・奨學兩院別當を兼ね、內大臣に任じ、源氏長者の宣旨を蒙り給ふ。同十九寅年三月九日、從一位右大臣に任敍し給ふ。寛永三寅年八月十八日、太政大臣に任ぜられ、同九申年正月廿四日亥刻に薨去なり。時に御年五十四。台德院殿と諡し、江府增正寺に葬り奉れり。御母公は三州西郡西鄉右衞門尉淸員が養女、實は服部平太夫が息女なり。

或本に、秀忠公の御母儀西鄉局の父服部平太夫は、本伊勢國の者なり。明智光秀叛逆の時、家康公は、泉州堺の今井宗薫が方へ、御茶に入りて御座ありけるを、平太夫馳付きて、委細を告げ奉りければ、大きに驚き給ひ、御評定の上、堺を御立あつて、伊賀越に三州へ御歸ありし時、間道を行き給ふ。御忍の事なる故、平太夫簑と笠とを奉れり。夫より平太夫を、簑笠之助といふべしと仰せられ、常に奉仕せし。而して天下一統となり、江府へ召されけれども、老年の由にて御斷を申し、

其弟服部七右衛門を、將軍家の御差圖にて、青山伯耆守より苗字を貰ひ、青山圖書介と改め、一萬石給はりきと云々。

御諱は、於相方（おしやう）西郷局と稱す。天正十七丑年五月十九日、駿府に於て逝去なり。時に廿八歳。龍泉院殿（後に寶臺院殿と稱すといへり）松譽貞樹大姉と謚し、駿府龍泉寺に葬る。寛永五戊辰年、從一位を贈り給ふ

秀忠公に、御子四男五女ましませり。

第一御女子、諱は千代姫君、（或千君、）慶長二酉年御誕生。同八卯年七月（或六月）廿八日、秀頼公の御簾中となり給ふ。大坂落城の後、元和三巳年九月、本多中務少輔忠刻（たゞとき）に御再縁あつて、女子一人を産ませらる。池田相模守光仲の內室是なり。寛永元甲子年十二月六日に卒し給ひ、天樹院殿（或天壽院）と謚す。御母公は江州小谷城主淺井備前守長政の息女にて、諱は德姫、後に達子と稱す。初め羽柴中納言秀勝卿（信長公の末子にて、秀吉公の御養子なり。或本に、秀勝卿小字次丸と稱す。文祿三年朝鮮國に於て逝去なり。別記に、秀勝卿天正十三年十二月十日逝去とするは誤か）の簾中となり、一女子を産ませらる。九條殿の御簾中是なり。

一本に、德姬は、是より先に、織田上野介信兼の臣佐治與九郎に嫁し給ひしが、秀吉公の命により、御離緣あつて、其後秀勝卿の內室たりと云々。此說は、秀吉公の御妹南明院殿の事を誤れるなるべし。

同四年九月十七日、秀吉公の御養子となり、秀忠公に嫁し給ひ、寬永三寅年九月十五日逝去なり。崇源院殿昌譽和興仁淸大姉と諡す。同十一月廿八日、從一位を贈り給ふ。

第二御女子、慶長四年或五亥年御誕生にて、同六年九月晦日、前田中納言利光卿へ御入輿あり。前田筑前守光高・同淡路守利次・同飛驒守利治・森右近大夫忠廣の室、淺野安藝守光晟の室、八條智忠(としたゞ)親王の御簾中、二品中務卿智忠親王、始めの御諱忠仁と稱奉る。し一品式部卿智仁親王の御子なり、外に女子二人早世産ませ給ふとかや。元和八戌年七月三日に逝去。天德院殿と諡す。御母同上。

第三御女子、越前宰相忠直卿の簾中なり。慶長六年御誕生にて、同十六亥年九月廿八日御入輿あり。後に高田殿と稱す。松平越後守光長・高松好仁親王・九條道房公の御簾中、凡て一男三女を產ませ給ふ。

或本に、好仁親王は、後陽成天皇第七の皇子、御母は中和門院と稱し奉る。寛永十五年六月三日薨ず。卅六歲なり。大德寺に葬り、永照院殿と謚す。或人曰、後水尾天皇皇子高松家御相續ありて、花町親王と稱し奉る處、後光明天皇、承應三年九月廿日崩御、御寶算廿二。依之位に卽かせらる。之を後西院天皇と申し奉る。

其後、花町の御家を有栖川と改められきと云々。

寛文十二子年十二月廿一日に逝去なり。江府天德寺に葬り、天崇院殿穂譽泰世（一本泰安）豐壽大善女と謚す。御母同上。

第四御女子、京極若狭守忠次の內室。慶長八卯年七月、城州伏見に於て御誕生なり。御母同上。

第五御男子、長丸君と稱す。慶長八年二月御誕生あつて、翌年御早世といへり。御母同上。按ずるに、同年兩度御産あるべき謂なし。御妾腹なるべし。然れども秀忠公の御簾中、嫉妬深くましませしにより、保科肥後守正之朝臣のみ御妾腹なりしが、是時も、御簾中の御聽に入らん事を恐れ、他所に於て御安産せられし程の事なり。疑ふらくは此長丸君は、慶長十年の御誕生にて、家光公の御舍弟なるべし。奈何となれば、廣忠卿初め御嫡男は、竹千代君と申せばなり。

家光誕生

第六御男子家光公、慶長九辰年七月十七日御誕生にて、御小字竹千代君と稱す。元

家光逝去

和九亥年六月（一本閏六月）征夷大將軍、淳和・奨學兩院別當、源氏長者に任ぜられ、慶安四卯年四月廿日に薨去し給ひ、大猷院殿と諡し奉り、同五月六日、下野國日光山に葬り奉れり。同月十七日、正一位太政大臣を賜はる。御母同上。

徳川忠長生害

第七御男子、忠長卿と稱す。慶長十一午年十二月朔日御誕生にて、御小字國松君と稱す。元和三巳年、信州小室城を給はり、同四午年十萬石御加增ありて、甲州府中城に移り、官位次第に昇進あつて、同九亥年七月、從三位中納言に至り、其後駿府の城に移り、高五十五萬石となり、寛永十癸酉年十二月六日、故あつて生害。時に從二位權大納言なり。慶芳院殿時徽曉雲大居士と諡せり。（一本に芳岩院殿と諡すといへり。）御母同上。

第八御女子、慶長十二未年十月四日御誕生なり。元和六年六月御入內まし〱て、後水尾天皇の后妃に立たせ給ひ、東福門院御諱和子（かず）と申し奉れり。延寶六年六月十五日に薨じ給ひ、同廿六日、京都泉涌寺に葬り奉る。御母同上。皇子二人、皇女五人まします。

明正天皇

或本に、御諱は興子。元和九年十一月十九日に御降誕。女一宮と申し奉る。寛永七年九月十二日御卽位。元祿九年十一月十日崩御。泉涌寺に葬り奉ると云々。

第二皇女　昭子內親王

或本に、近衞關白左大臣尙嗣公の御簾中なり。寛永二年九月十三日御誕生。女二宮と申し奉る。慶安四年五月十五日に薨去。東福寺に葬り、光明心院殿寂照尊常と謚し奉ると云々。

第三皇子　高仁親王

或本に、高仁親王、寛永三年十一月十三日御誕生。同五年六月十一日薨ず。眞照院殿と謚し奉ると云々。

第四皇子

或本に、第四皇子は、寛永五年九月廿五日御誕生。同年十月六日に薨去。光融院殿と謚し奉ると云々。

第五姫宮　顯子內親王

或本に、顯子内親王は、寛永六年八月廿七日御誕生。女三宮と申し奉る。延寶三年閏四月廿六日薨ず。光雲寺に葬り奉る。妙莊院殿覺海龍宗と諡し奉ると云々。

第六　姬宮賀子内親王

或本に、賀子内親王は、二條攝政光平公の御簾中。寛永九年六月五日御誕生。女五宮と稱し奉る。元祿九年八月二日薨ぜらる。二尊院に葬り奉る。深信解院宮と諡し奉る。

第七　皇女

寛永十年八月廿三日御誕生。菊宮と稱す。同十一年七月十五日に薨去。元證院殿と諡し奉ると云々。

第九御男子、幸松丸と稱す。慶長十六亥年五月七日、以あつて武州足立郡大間本の里にて御誕生なり。元和三巳年、信州高遠の城主保科肥後守正光の養子となり、寛永九年從四位下肥後守に任じ、正之と諱し、羽州山縣の城主となり、廿萬石を領し、正保元年三萬石加賜せられ、奥州會津郡若松城主となる。寛永九年隱居、同十二年

保科正之逝去

十二月十八日、（一本七日）六十二歳にして卒す。時に正四位上右近衞中將、土津(ににつ)靈神と謚す。母は北條家の浪客神尾氏の女、於群(おから)といふ。（或は靜(しづ)と稱す。眞田安房守昌幸入道一翁齋の養女なりと云々。）後常光院と稱す。

秀吉公薨去の事

秀吉病む

茲に本朝人皇の始め神武天皇より一百八代、後陽成院の御宇に、豐臣秀吉公と申すは、其身卑賤より出で、武威益盛にして、向ふ所を攻潰し、不降を挫き、忽ち四海の逆浪を鎭め給ひ、位は從一位に至り、官は關白太政大臣を極め、天下を掌に握り給ひぬ。然れども天は仁なきを惡めば、御父子二代にして、終に滅亡し給ひけり。其由來を尋ぬるに、去ぬる慶長三年夏の頃より、太閤御不例により、療養數を盡されけれども、更に其驗なく、六月二日より御腰も立たず、七月十六日には殘暑に中り、絶え入り給ひしが、漸くにして御息出で、將に死になん〱とせん事を思召し、五大老德川內大臣家康公・前田大納言利家卿・浮田中納言秀家卿（一本に在國とあり）・毛利中納言輝元卿・

上杉中納言景勝卿。（一本に在國にて九月十二日に上洛すと云々。）　三老には生駒雅樂頭親正・中村式部少輔一氏・堀尾帶刀先生吉晴。　五奉行には、前田德善院玄以法印宗旬・淺野彈正少弼長政・增田右衞門尉長盛・石田治部少輔三成・長束大藏大輔正家を御前に召され、吾不慮も大病をうけ、死期近きにあり。然るに秀頼幼稚にして、未だ東西を辨へざれば、十五歲に至る迄は、家康輔佐すべし。尤も吾歿後には、秀頼を大坂の城に移し、大老奉行相談の上に、政道正しく執行ふべし。若不義の者あつて、吾死後の弊を窺ひ、叛逆をなす者あらば、其國の方角に隨ひ、大老一人大名を召具し、速に馳向つて退治すべしと宣ひ、又將來の事をも微細に仰ありければ、一座の人々一同に、御上意聊か背き奉るまじと、御返答を申上げ、誓書を認めらる。其詞に曰、

敬白、天罰靈社上奏起請文前書之事

一、奉レ對二秀頼樣一御奉公之儀、太閤樣御同然不レ可レ存二疎略一事、附 表裏別心毛頭存間敷事。

一、御法度御置目之儀、今迄如レ被二仰付一彌不レ可二相背一、各相談之儀者多分可二相付一事。

一、公儀之御爲存上者、對ニ傍輩一企ニ私之遺恨一不レ可レ及ニ存分一事。

一、傍輩中不レ可レ立ニ徒黨一。公事若喧嘩口論之儀、自然雖レ有レ之、親子兄弟緣者親類知音奏者依怙贔屓不レ存、如ニ御法度一可レ致ニ覺悟一事。

一、御知行方之儀、秀頼樣御成人之上、爲ニ御分別一不レ被ニ仰付一以前、不レ依ニ誰御訴訟雖レ有レ之、一切不レ可レ申ニ次一候。況手前之儀、不レ可レ申ニ上一候。假令被レ下候者候共拜領仕間敷事。

一、公私共以ニ隱密一被ニ申聞一儀、一切不レ可レ有ニ他言一事。

一、此方一類竝家來之者共、自然背ニ御法度一不レ屆族有レ之者、無ニ隔心一被ニ申聞一候者可レ爲ニ祝着一事。

右之條々若於ニ相背一者、忝茂此靈社上奏起請文御罰、各深厚爾可ニ罷蒙一者也。仍前書如レ件。

神文省略す

慶長三年戊八月五日　　内大臣家康血判

五大老五奉行の外、徳川中納言秀忠卿・羽柴宰相利勝卿に至る迄、各誓書を認めて捧げられたり。

或説に、太閤重ねて仰に、各誓書を今二通づつ認め、一通は吾歿後に靈前に納め、一通は面々の手前に差置きて、之を壁書に准じ、晝夜に見るべしと仰ありけるに依つて、各三通を捧げられけりと云々。

或記に、秀吉公、初め小出播磨守秀政・片桐市正且元を以て、秀頼公の傅とし給ひしが、薨じ給はん極に望みて、彼二人を御枕近く召され、如何に汝等承れ。吾家の天下は、我れ一日も世にあらん程計りぞ。吾失せなん後は、家の亡びん事遠からず。世に在らん程、吾家亡びざらん事を謀らんとするに、本朝の禍、又立所にあるべし。彼といひ此といひ、慮るに此七ヶ年が程、朝鮮を討ち大明と戰ひ、兩國に仇を結びしこそ、我が一生の不覺なれ。我れ歿なりなん後、彼兩國に向ひし十餘萬の勢、生きて歸らん事思ひも寄らず。夫も又希有にして、免れて歸り來る事もあるべけれども、其事難し。鳥獸も仇を忘れぬは、生くる物の習なり。まして大

國の君王をや。など此年月の仇報いんと思はざらん。さなきだに元の世祖の本朝を討たんとなしゝ事、近き鑒ならずや。其時に至つて、誰あつてか本朝の動きなからん樣を謀るべき。只德川の內府こそ、此事に堪へぬべき。此人若し本朝の大勳を致されんには、神明も其德に感じ、聖主も其功を譽め給ひ、士民悉く其惠に懷き其威に畏れて、天下自ら彼家風に歸しなん。然るに物の心をも分かぬ輩、愁に秀吉が私の恩を忘れ兼ねて、幼き秀頼を主になし立てんなど謀らば、吾家の自ら滅びん事、踵を廻すべからず。抑本朝人王の初めより、今百王の御末に至り給ふ迄、異賊の襲ひ來る事、凡廿餘度に及びぬれども、竟に一度も彼が爲に破れし事なしと聞くに、今秀吉が時に至り、主上萬乘の寶祚を危くし、下は四海の生靈を亡さん事、最も口惜しかるべき事にあらずや。よしや、本朝の爲に秀吉が家を顧みず、我後の天下の事、內府の計り候はん樣に任すべしと思ひ定めたり。されども此人、昔今川義元が所緣を思ひ、氏眞を三河の國に返し入れん事を謀り、故右大臣殿の因緣を忘れ兼ね、信雄を扶け秀吉と戰ふ。是等皆信を守り義を重んず

る故なり。秀吉また此年月親を語らひ、已に結びし中となりぬれば、我家の事、情なくは擧動はじ。汝等世嗣の絶えざらん事を思はゞ、相構へて此人によく從ひ、秀頼が事、惡く思はれぬ樣になすべし。然らば又我世繼の絶えざらん幸もありぬべし。此事ゆめ〳〵忘るゝ事なかれと仰せ置かる。然るに太閤薨じ給ひ、幾程なく奉行等、德川殿を失ひ參らせんと謀る事を、秀政・且元深く歎き思ひしかど、制せんとするに力及ばず。秀政は病と稱し、己が岸和田の城に籠り居て、世のなりなん樣を窺ふに、德川殿奥へ向はせ給へば、三男を御供に參らせたり。其後又上方に軍起りて、秀頼公の仰なりと披露あつて、殊に丹波・但馬の軍勢を催して、丹後を攻めらるゝ上は、彼といひ此といひ、秀政辭すべき處あらず、嫡子吉政を向はせしと見えたり。德川殿も、此人他人の例に准ずべき者ならねば、吉政、丹後を攻めし事、何の御祟もなし。其後市正も、彼の仰せ置かれし御詞を思ひて、秀頼公の御母子を諫め參らせしものなりと。白石先生曰、誠此說の如くならんには、太閤の仰置かれし事、やんごとなく又哀なり。又尊くもこそ覺ゆれ。さり乍ら斯かる

天下の大事を、當時其勢をも假らぬ彼二人にのみ、仰せ置かるべからず。家の事をも司る奉行等には、猶も仰せ置かるべき事ぞかし。それに失せ給ひし後幾程もなく、頻に德川殿を失ひ參らせんと謀り、彼の仰せ置かれし如く、終に事故なく終りしかば、外國の憂もなし。太閤失せ給ひて後に、當家の禍なからん樣を思ひしにや、覺束なき事にこそ覺えけれ。思ふに豐臣家に仕へし人の、我等の舊主の後に、天下は、人の天下になりぬべしと、知召されぬにはあらざりけめど、本朝の爲め思ひ給ふ故に、自ら我家の事を鑒み給はざりしものなりといひしにあらずや。若又市正且元は、豫て大坂の軍の起らんとせし事を知りて、さる智謀ゆゝしき人なれば、常に斯くぞ仰せられしと、諫め參らせしも知らずと云々。

同八日には、德川家康公・前田利家卿を御寢所に御招きありて、竊に朝鮮國在陣の諸大名、無事に歸國致さしめん謀を、仰せ含められけりとぞ聞えし。

或本に、秀吉公、聚樂の城に在しける時、いかゞ思ひ給ひけん、

露と置きて露と消えぬる我身かな難波のことは夢の世の中

と詠み給ひ、御自筆に書き置き、寵尼孝藏主に命じ、深く納め置くべし。用あらん時、早速出せといひしが、慶長三年八月十七日、孝藏主を召して、いつぞや預け置きたる歌やある、持參せよと仰せければ、早速に奉りければ、年號月日に御諱に花押を半書き給ひ、今はいかにも叶はずとて、其儘止め給ひし。是を太閤御辭世の御歌とて、木下家に傳へ納めらると云々。

秀吉逝去

其後御不例頻にして、同月十八日巳の刻、伏見の城に於て薨去し給ひぬ。

或本に、是より先に秀忠公は、關東へ御下向といへる沙汰ありけれども、太閤御不例の重きにより、未だ伏見におはしけるを、家康公より急ぎ江戶へ下向あるべしと仰せられしにつき、同十九日午刻、伏見を御立にて、九月二日江城に入らせ給ひぬ。是は太閤御在世の中より、四老五奉行參會し、何事とは知らず、度々密談ありしにより、家康公不審に思召さる。御父子一所に坐しては、御爲に惡からんと御遠慮を廻らされて、斯くは計らひ給ひきと云々。

又家康公の誓書一封は、太閤冥途まで御身を放たるまじとの御遺命に任せ、御棺

中に納めぬ。又薨去の儀、朝鮮國へ洩聞えん事を畏れ、長束大藏大輔一人、御遺骸に供奉し、高野山の木食興山上人、經始の事を監し、京都東山阿彌陀が嶺に葬り奉り、其嶺下に神祠を結構し、後、三位大藏卿・卜部兼治卿の二男兼從（かねより）（今萩原家の始祖なり。一說に、從四位下卜部兼從は萬治三年八月に卒すと）を神祠司として、社領一萬石を寄附せられたり。（或本に、慶長六年五月廿一日、豐國社へ一萬石を寄附せらると云云。）

一本に、今阿彌陀ヶ峯に、方二間四方の地に、四枚の石を蓋ひ、廻りに石垣せし地あり。是秀吉を葬りし地なり。豐國廟は、是より一段下壇の地にして、今猶礎石殘れり。

或說、同四年四月十八日、敕して秀吉の社に、謚を豐國大明神と賜ふ。

［補］豐公御遺骸は、慶長三年八月廿九日夜、阿彌陀峯に納む。翌年二月十八日御葬式あり。酉刻伏見城出門、大和大路を北、七條通を東、大佛へ被ㇾ爲ㇾ入。此間道の左右に埒を結び、一町毎に左右四ヶ處土臺を築き、其上に篝を焚き、其間々兩側高燈灯隙間なく、人家の軒は幕を打たせ白砂を敷く。總門より龕堂まで疊を敷く。

其用意嚴重なり。

御龕堂は、檜を以て八方に造り立て、金銀珠玉美麗を飾り、結構いはん方なし。當日前後三四日快晴なり。翌日十九日より三日間、諸人拜見御免。京都町中諸方より群集すること夥し。尤三日の後雨降なり。

黑田甲斐守・片桐主膳正・飯尾主殿頭を差添へ、其外役人五十人餘非常を制す。但し、葬所預りの役人なり。大佛殿の東に假堂建つ。四方四面の龕堂を建て、左右小座敷を掛け、則、御座敷の左には、敕使菊亭右大臣晴秀公・副使廣橋大納言長重卿着座し給ふ。一段下には徳川殿、其外大名衆中竝居、右之方には秀頼公・政所殿・淀殿、其外前田殿諸大名なり。

秀吉葬式の行列書

○或藏書に、葬式の行列書あり、左に載す。

御列奉行速水甲斐守　渡邊内藏助（此外六十人雜兵三百餘人）　山田八左衛門尉

御道場奉行淺野左京大夫・今木源右衛門尉（但し雜兵二百五十人）　宇都宮彌吉

大高張添人　大高張十二張各足輕
高張五十足輕添人以上百人　松明五十本各足輕添人以上百人
高張五十足輕添人以上百人　松明五十本各足輕添人以上百人

大高張足輕添人　前驚圖

淺野左京大夫五百人　久留米頭三百人　毛利河內守三百人
黒田甲斐守五百人　寺澤志摩守三百人　鍋島加賀守三百人
島津兵庫頭三百人　伊達陸奥守三百人　山形對馬守三百人　相馬彈正忠三百人
長曾我部土佐守三百人　佐竹右京大夫三百人　里見左馬頭三百人　宇都宮治部大輔三百人
成田下總守百人　仙石越前守百人　相馬宮內少輔百人　桑山相模守百人
佐野天德寺百人　田中兵部大輔百人　溝口伯耆守百人　多賀出雲守百人
關治部兵衛尉百人　木邑彌八郎百人　北條美濃守百人　小川土佐守百人
九鬼三郎兵衛百人　遠藤但馬守百人　北條左衛門大夫百人　小出信濃守百人

山内對馬守二百人富田信濃守二百人筒井伊賀守二百人橋左近將監三百人
有馬玄蕃亮二百人津輕左京亮二百人金森兵部少輔二百人小西攝津守三百人
宮部善祥坊三百人
梶尾信濃守三百人以上各馬上にて大紋を着す供の衆人素襖なり
毛利中納言輝元卿東帶にて供勢素襖
吉川藏人尉三百人　稲葉兵庫頭三百人　生駒雅樂頭三百人
毛利河内守三百人　京極若狹守三百人　中村式部大輔三百人
出方勘兵衛尉三百人　夯部左京亮二百人　佐々木淡路守百人　齋藤左兵衛尉百人
戸田武藏守三百人　堀田若狹守二百人　堀内若狹守百人　平塚因幡守百人
岡田常陸介百人　岐阜中納言秀信卿束帶供勢素襖　杉原伯耆守二百人　長谷川丹波守二百人
出口信濃守百人　眞田安房守二百人　中川修理亮二百人

此間少し隔つ　徳川内大臣家康公 供勢素襖五百人 束帯

石川掃部助百人　進（イ近）藤六之丞百人

石田木工頭百人　佐々木　丹波介百人

木食興山上人 伴僧卅人 供百人

淺野彈正少弼

堀尾帯刀先生

小堀遠江守 大紋股立なり　御太刀

脇坂中務大輔 三十人　左青龍旗　谷内膳正

加藤左馬助 三十人　右白虎旗　治部少輔

前朱雀旗　加藤主計頭　金蓋三人

中央日月旗　金吾中納言秀秋公

増田右衛門尉

平野遠江守

藤堂佐渡守

大谷刑部少輔　金蓋三人 御鑓

蜂須賀阿波守　近藤大藏少輔

前田徳善院　金蓋三人

堀　左衛門尉　市橋下總守

福島左衛門尉

金蓋　後玄武旗

松浦法印意後 伴雷廿人 伴人五十人
池田三左衛門尉
加藤遠江守
大納言秀頼公 束帶 御供人數 添附
片桐市正 大紋

丹波加賀守二百人
森左近大夫二百人
細川越中守二百人
九鬼大隅守二百人
前田大納言利家卿 束帶 供人數五百人
大野修理亮
大野道犬

足利左兵衛督義代卿
木下宮内少輔百人
木下肥後守百人
木下周防守百人
木下右衛門大夫百人
木下若狹守百人
木下美濃守百人

浮田中納言秀家卿 同上
前田肥後守百人
毛利長門守百人
中川但馬守百人
柳川豐後守百人
羽柴下總守百人
羽柴參河守百人

谷出羽守百人
松下兵部少輔百人
片桐主膳正百人
木村伊勢守百人
江戸中納言秀忠卿五百人 同上
一柳監物百人
朽木河內守百人

上田主膳正百人　西尾豐後守百人　松浦隱岐守百人　赤松上總介百人　津田長門守百人

宮木長門守百人　山中山城守百人　寺西備中守百人　前田權之介百人　竹中丹波守百人

上杉中納言殿　伊藤長門守百人　山崎左京亮

政所殿御供百五十人　淀殿供百五十人　古田兵部少輔百人　菅平左衞門尉

直江山城守陣代二百人

長谷川可竹百人　福原左馬助百人　寬和泉守百人　織田有樂百人

德永式部卿百人　島大和守百人　熊谷內藏助百人　織田常眞百人

有馬法印百人　寺西筑後守百人　正園道阿彌百人　稻葉等全百人　拓大炊助

桑原法印百人　古田織部正百人　中川宗平百人　新庄駿河守百人　前波關入

戸田民部少輔百人　茶道廿人　醫師卅人　連歌師詰包　山名禪高

連歌師昌起

野々宮伊豫守百人　茶道廿人　醫師卅人　連歌師詰包　板倉部卿雪

中島式部少輔百人　堀田圖書助百人　伊藤丹波守百人　瀧川豐前守百人
速水甲斐守百人　前所豐後守百人　眞野藏人百人　佐久間河內守百人
長原雲澤軒百人　井上勘左衛門尉百人　竹中定右衛門五十人　佐野駿河守五十人
郡主馬百人　三好丹波守百人　石尾下野守五十人　水尾織之助五十人
荒川助八郎百人　近藤九助百人　水原石見守五十人　杉山源右衛門尉五十人
尾藤甚左衛門百人　長坂　頭百人　布施矢隱岐守五十人　友松次右衛門尉五十人
山城宮內少輔　布施矢飛驒守五十人
三上與三郎　松井藤助五十人

以上

同四亥年正月小十日太閤の御遺命に任せ、秀頼公を、伏見より大坂城に移し參らせ

んと、內府家康公議り給ひて、樓船を裝ひ淀川に泛べ、秀頼公並に母君淀殿を乘せ參らせ、共に浪速に到り給ふ。前田利家卿を始め列侯諸士は、舊臘より悉く大坂へ移り居られけり。家康公、その夜は片桐市正が弟主膳正貞隆が宅（或は市正が宅とも云々。）に止宿あり。此日老中奉行の面々相談して、大坂中の勤番法禁を定めらる。其趣に曰、

若君樣御前邊不ㇾ依二何事一可ㇾ有二伺公一衆

江戶內府　加賀亞相　備前黃門　會津黃門
安藝黃門　江戶黃門　羽柴筑前守　淺野彈正少弼
增田右衞門尉　石田治部少輔　長束大藏大輔　片桐市正
前田法印　石川備前守　石田木工頭　石川掃部頭

詰衆御番之次第

杉原伯耆守　堀加賀守　毛利河內守　羽柴孫四郎
宮部中務大輔　同捨吉（一作二於吉一）　淺野右兵衞　伊東美作守
木村虎松　橋本中務少輔　山中紀伊守　加藤孫六（一本源六）

村井右近　伊藤武藏守　蜂屋勝千代

二番

大野修理亮　石田主水正　有（一作左）地市藏　羽柴長吉

山口左馬助（奥ォカネ）　毛利長門守　土方丹後守　山岡彌平治

小西式部大輔　長谷川吉左衛門　石田右近　青山右衛門太夫

木村右京　堀田淸十郎

右一日一夜宛無二解怠一可レ被二相勉一者也。

定番之衆

暮松越後守　垣原八藏　菊阿彌

定番詰衆之外可レ有二伺公一衆

增田兵部大輔　長束兵部少輔　石田隼人　前田主膳

右書付之外無二御用一衆參上候者、爲二當番一堅可レ被二相改一者也。

進物に而御禮可二申上一衆

公家衆　門跡方　國大名衆

右出仕之時者、加賀大納言・羽柴肥前守父子之內一人伺公候而可レ有ニ御取次一事。

右之衆之外、無ニ案內一心安進物に御目見可レ有レ之衆之取次者、石田木工頭・石川備前守・石川掃部頭・片桐市正、此內可レ爲ニ奏者一也。　此四人之內、形儀法度女中方竝若衆狼藉之族於レ有レ之者、是亦不ニ見隱一不ニ聞隱一爲ニ四人一可ニ申上一事。

自ニ詰衆御咄之衆一罷出候而後、掃除坊主以下自ニ唐門外一可ニ罷出一候。　然共不レ依ニ夜中一御用之時者、右四人當番可ニ罷出一候。

右之掟違背有間敷也。　條々如レ件。

長束大藏大輔
石田治部少輔
增田右衞門尉
淺野彈正少弼
前田德善院

慶長四年正月十日

安藝中納言
會津中納言
加賀大納言
江戸内大臣

同十一日大名小名登城して、秀頼公を拜し、其後大廣間に列座せる所、大老奉行出座して、天下の諸法度御先代の條目を讀聞かせ、愈違背あるべからざる旨を示さる。

或本に、御先代御法度の趣、

御掟

一、諸大名縁組之儀、御意以二其上一可二申定一事。
一、大名小名深重合二契約一誓紙等御停止之事。
一、自然喧嘩於二仕出一者、致二堪忍一之輩者可レ被レ爲二理運一事。
一、小身之儀者不レ及レ申、雖レ爲二大身一目掛之女房大勢不レ可二相抱一事。
一、酒者可レ限二根器一、大酒御制禁之事。

一、乘物御赦免之衆、家康・利家・景勝・輝元・隆景、一本家康以下五人を脱す並公家長老出世之衆、其外雖為大名、若年之衆者可為騎馬。年齢五十於以後之衆者、及路次一里者駕籠之儀御赦免被成候。於當病者是亦駕籠御免之事。

右之條々於違犯之輩者可被處嚴科者也。

隆景

輝元

秀家

利家

家康

文祿四年八月二日

御掟　追加

一、諸公家諸門跡嗜家之道、可被専公儀之奉公事。

一、諸寺社之儀、寺法相守、専修造學問勤行不可致油斷事。

一、天下領知方之儀、以毛見三分二地頭、三分一百姓可取之。兎角田地不荒様

可申付事。

一、小身之衆者、本妻之外遣候者一人可召置。但別不可持家。雖爲大身手懸之者不可過兩人事。

一、隨知行分限諸事進退可相働事。

一、可致訴訟儀於擧目安者、先十人之衆江可申。十人之衆訴人之儀、以正直雙方召寄、慥可被聞申分。直訴之目安者、各別之儀之間、五人江被申、以談合上御耳江於可入儀者、可被申上事。

一、衣裳之紋御赦免之外、菊桐不可付。於御拜領者、其服取持之間可着之外、備替制之、衣裳御紋不可付之事。

一、覆面仕、往來之儀堅令停止事、

右之條々於違犯之輩者可被處嚴科者也。

文祿四年八月二日　　老中五人

又近年伏見に居住の輩は、前々の如く大坂へ移るべしと仰渡されたり。同十二日の

早朝に、家康公は大坂を發駕し給ひ、申中刻、伏見の御館へ歸着まし〳〵けり。

或本に、京極長門守通吉の息女松丸殿といふは、太閤秀吉公の側室にて、伏見城松丸に居られし故に稱す。然るに秀吉公御他界の後は、京極家の居城江州大津に住す。其後京都西洞院一條の南に移らる。今松丸殿町といふ。又讃州寺町とも呼ぶ。是は始めの號なれども、尙相伴にいふとなり。法號は、壽芳院月晃盛久禪定尼といへり。洛陽誓願寺に石塔ありといへり。或說に、松丸殿は、始め若州小濱城主武田孫八郎元明の室なりしが、元明滅亡の後、秀吉公の側室となれりと云々。

新東鑑 巻之二畢

【附録】

豐國社の事

抑洛東豐國社と申すは、太閤秀吉公薨去の砌、神號敕許ありて其廟を祭らる。社封一萬石、社務は照高院御門跡なり。（御本坊は、今の妙法院御門跡の地なり。）堂上萩原家へ家領千石を賜ひ、玆に移りて神職を勤められ、是に屬する社士數多並に僧院を附けらる。

此僧院三宇の內二院は、豐國神社破却の砌、共に退轉し、右の內祥雲寺一院は、元和元年卯五月八日二條御城へ、院主日譽僧正を被召、先判の寺領二百石の上へ、采地三百石加へ合せられ五百石を賜ひ、祥雲寺の寺號を投じて、紀州根來寺の舊號智積院に改められ、眞言新議を修せしめらる。今に於て和州小池坊と相並びて、眞言一宗の衆會所となる。又一說には、其頃迄大佛殿の鐘三時（みとき）を撞きけるに、日譽僧正二條御城に於て願はれけるは、右大鐘の音三時に響き渡り、論議の障となり候儘、撞き候事を停止仰付けられ被下候樣にと申上げらる。神祖是を聞召

して、元來彼鐘は兵亂の基たる凶鐘なれば、さなくとも停止仰付けらるべきに、幸の事なりと、早速御許容ありて、右の撞木は、直に智積院へ取入れ置候樣にとの御事にて、今に撞木は彼院にありといふ。是等の事、思召に相叶ひしにや、寺領增地の事等仰付けられきと云々。按ずるに彼鐘は、兵亂の濫觴にて、供養も無レ之、始めより癈り有レ之鐘なれば、三時を撞き候といふ事信じ難し。又且撞き候はば、假令今錆朽ちたりとも、撞木の跡も、少しは顯はるべけれども、それも見えず、其上鐘の釣りやう外々と違ひ、逆に釣有レ之は、旁仔細有レ之鐘と見えたり。又當時妙門跡の院家地日嚴院北在路傍は、豐國社拜參の諸侯の裝束所なりと。今は無住にて、昔の膳具等殘り有レ之由。右に記す社僧三院の內なるか可レ追考。

公武の崇敬他社に過ぎ、都鄙の貴賤群參して是を額く壯觀の地なり。然るに御當家の御治世に至り、日を追つて衰廢し、

或人曰、大坂御陣後、南光坊云、彼廟社を其儘被二立置一なば、神靈爰に止まりて世の仇をなさん。神は人の敬によつて威を增す、神威衰ふる時は害をなさず。須く

破却あるべしとの勸めに任せ、御鞭にて華表を三度打ち給ひ、御陣後早々、社殿破却ありしと云々。

今は舊地の跡もなく郊野となりて、豐國の名をだに知る人も稀なり。吁一瞬の間に、斯くまで榮枯を變ふる事、誰か嘆息せざらんや。ある雜錄に曰、大猷公の御代、老臣の面々へ仰せけるは、豐國社當時廢れる事、是道理に當らざるなり。秀吉に於ては、敵と稱する類にあらず。當家興立の事も、彼恩義に仍つてなり。然るを彼靈社を捨てんはいかん。須く修理を加へ、祭祀の禮を以てすべしと宣ふ。時に酒井雅樂頭忠世云く、上意の趣謹で承り畢んぬ。但倩相考へ申す處、神靈は人の敬に集り、神威是より生ず。是を廢する時は威なし。威なき時は祟をなさず。今假令上意の如くして是を祭らるゝとも、正しく社稷の嗣秀賴公は御敵にして、亡命ありし上は、何ぞ神靈、祭を受け給はんや。慾に今取綺ひあらば、是則御武威の虛となりて、邪氣是に乘じて、禍害をなさん。唯其儘に差置かるべしとありければ、公も之を信じ給ひ、其後御沙汰なかりきと云々。

按ずるに、忠世の言葉、前に註する南光坊の謂と同じ。兩說何れぞ非なるべき。一說に曰、保科肥後守正之朝臣、此廟社の衰壞を嘆きて、是を祭らざる時は、萬々世の後、他姓の國政を執る時、當神廟も豐國の例に傚ふべし。靈修理して、例祭の式をなすべしと、頻て被ㇾ諫によつて、禁裏へも御沙汰ありて、吉田家江府へ參向、台命を奉つて歸京せられ、時の所司代板倉內膳正、彼靈社見分ありしに、妙法院御門跡御方より、板倉伊賀守の證書を差出され、此靈社を廢する所以を伸べられけれども、右證文內膳正の意に應せず、其上、事決着の上にて、差出されたる段、取遲れたる事なりとて、坊官を叱ありて取用ひられず。專ら再興の催ありしが、堂上にても、三條西家抔、時の議奏傳奏の職にやありけん、右再興の事は不可なりと難ぜられしが、其後いかなる譯にや、中途に御再興の御沙汰止みしと云々。或人の曰、今倩（つらつら）數說を併せ考ふるに、靈社荒廢の儘に棄置かれしといふは、僻說なるべし。古宮の荒果つるなどといふは、數百年を經たる上の事なり。この社に於ける、さしも太閤の靈社なれば、金殿玉樓の結構、申すも愚なる造營ならんに、

謹の年暦に、自ら破壞すべき謂れなし。既に大佛の大厦現在する證を以て考へ見るべし。全く破却ありしに必せりと云々。

或覺書に曰、京大佛殿の前に、石燈籠卅三基あり。これは元來豐國社の燈籠なり。右社建立の時、諸大名より獻ぜられしを、豐國破壞の後爰に移され、此燈明を燈す。役は山崎離宮八幡の社人の役なり。其謂れは、秀吉公の代迄は由緒ありて、日本國に油を絞る事は、山崎社家の外は停止なり。仍之秀吉公の御判を賜ふ。此恩謝として、豐國社の燈明役勤むるなり。其後只今の所へ移され候ても、此例を以て、京所司代板倉周防守殿計らひにて、燈籠一基に付、銀九十三匁づつ被下、永代燈さんとの事なり。夫故山崎より此邊に家を構へ、火燈しの役人を置きしが、時代を經て、今は其事廢りたり。然れども右の舊例にて今に至り、年始禮に山崎社家より、妙法院御門跡へ胡麻油五升、一乘院御門跡へも同斷、老中所司代へも同斷、京町奉行へ三升づつ進上す。石燈籠の數、豐國には六十六基ありしとかや。今大佛に立つる所は卅三基なり。

奉寄進豐國大明神、慶長の文字或は紋所等、徴に殘ると云々。

同記曰、家光公の御時、日光御造營、御長久の仕形、種々御吟味有レ之、島田幽也彈正事は、思慮ある者なる由聞召し及ばれ、二の丸へ召され、松平伊豆守・阿部豐後守に、中根壹岐守差添へ、上意とはなく、幽也の存寄を尋ね試みられ、御襖越しに聞召され候へば、幽也云く、外に存寄は無二御座一候。豐國社を御修造有レ之候はゞ、日光自ら長久たるべく候と申して退出す。時に伊豆守・豐後守を召し、幽也が申處一應尤なれども、豐國の破壞を捨置くには、仔細ある事なり。今に於て五月七日には、誰とも知らず、豐國へ香奠を納むる由被二聞召及一たり。大坂落去も、未だ程遠からず、秀吉恩顧の者も多ければ、先代の事、沙汰に及ばぬを以て、當代は立つ事なり。此故に豐國には、手を付けず差置くなりと被レ仰、是より後は、一入忌ませ給ふ御樣子なり。上方へ上使の節は、豐國の御影堂を閉ぢ候樣被二仰付一、今に至り其通の由。

同記に曰、豐國の社人右社廢後、一統に浪人致し、冼町邊に數多散在せり。近頃

日吉祭禮御再興ありて。此者共帶刀御免供奉之。又伏見街道七町目を、妙法院町といふ。以前は妙法院殿、爰に御本坊ありしとなり。其由緒を以て、今に此一町は諸役免除、毎夜一人づつ、御門主御臺所へ番に出づ。又、瓦師宇兵衛曰、豐國社御たゝみなされ、社內並寶藏に有之數多の珍貨名物、悉く妙法院へ被納、毎年土用中に、幾日も虫拂有之、豐國の樓門は江州竹生島へ引上げ、層閣は同國木の本觀音堂へ引き、唐門は西本願寺へ引き候なり。

愚按、元和より安永の今に至り、春秋僅百五十有餘年、まのあたり近世の事乍ら、此事蹟を委しく知る人なき故、色々の說を設けて評すと雖も、何れ是を知らず。予が聞傳ふる處は、社領を被除、照高院殿御退去、萩原家を始め、社士社僧離散の事は、大坂御陣後早々の事の由なり。

此時、萩原家罪ありて、既に豐後へ謫せらるゝ御沙汰極まりしを、細川忠興緣座たるにより、色々愁訴有之、爰に於て左遷を免かれ、家領千石其まゝにて、禁裏へ被召返といふ。

其節、靈社破却せらるゝにはあらず、祭祀を停めて廢社とせられしなり。夫より以後、段々にて、豐國の寶前にある諸侯の獻燈數十基を、大佛殿の正面へ移し、秀吉の五輪塔を、佛殿の横にあらはにし、社内の什器は、妙門主へ御引取り、誠に社は狐狸の栖と荒れ果て、凡そ明暦年中迄は、其形も僅に殘有之候。連々に崩し取られし樣に承り傳へ侍る。是とても浮きたる事にや、分明の事は可追考。豐國の神體は、吉田の齋場所へ收むといふ。

右說々の如くんば、大猷公の寬仁、正之朝臣の良材、惜むらくは僻論に匿れて、徒になりし事嘆ずべし。但し中國にて、先朝の宗廟を廢する據例抔を、儒家より申上げて爾(しか)なりや。さあれば我朝は、皇主不易なれば異國とは換り、秀吉公を先朝の例には引き難し。されば神號を稱するも、天子の敕によるなり。然るを一度敕許の神號を、武家の御沙汰として廢せらるゝ事はいかん。但し其砌敕して、神號を削られしにや。何れにも庸愚下賤の、評するも憚あれば、爰に筆を閣く。

右豐國社の一條は、翁草卷之卅五に出でたるを、寫してこゝに加ふ。

新東鑑巻之三

利家卿逝去并息男利政の事

さる程に太閤薨去の後は、さまぐの風說ありて、唯何となく世間騷がしき所に、慶長四己亥年の春より、大老職前田大納言利家卿不圖病に嬰り、心身安からざれば、今は在世久しからじとや思はれけん、同三月廿八日、嫡子中納言利長卿・二男能登守利政（初孫四郎）を近く招かれて、我れ太閤の御厚恩を蒙る事年久し。是兩人も能く知る所なり。然るに去秋、圖らずも太閤かくれ給ひてより、悲歎心痛暫くも止まず、此故に吾病氣重くして、最早死期近きにありと覺ゆ。依之汝等へ申遣はすべき趣あり。今若君御幼少なれば、世の形勢如何ならんも測り難し。吾が死後に於て、縱ひ不思議の世に遇ふとも、兄弟志を同くし、豐臣家に對し奉り二心を存せず、專ら忠義を

盡すべし。凡そ人の臨終に語り遺す事は、親しきも疎きも、持ち空しくせず。是れ人倫の法則なり。況や父が遺言に於てをや。聊忘却あるべからず。若其實を飜し、秀頼公を後になし奉らば、是れ不孝の第一ならん。相構へて固く此旨を守るべし。且吾骸は櫃に納め本國に下し、野田山に葬るべしと申さるれば、兩人共に頭を擡げ、如何ぞ命を背くべきや。努々御心に掛けらるべからず。御容體頼みなきにしもあらざれば、此上御養生をこそと申されければ、利家卿、心も輕げに見えけりとかや。又利家卿の聟備前中納言秀家卿を招き、亡き跡の事共懇に語り置かれきといへり。其後は日に添ひ病苦累りければ、同閏三月三日、内室（芳春院と稱す。利長卿・利政等の母にて、土方河内守雄久の伯母なり。）泣泣利家卿の枕許に近づきて、御若年の頃より、躬ら刀鎗をとり、或は從者に命じて戰はしめ、數多の人命を斷ち給ふにより、罪業の程も恐しく候へば、自らの爲に裁縫し置ける經帷子の候。日頃は見苦しとのみ宣ひつれ共、御落命あらば是を着せ參らせて、棺中に納め奉るべしと申されければ、利家卿冷笑ひて、我れ亂世に生れ、諸方の戰場に赴き、敵軍を攻擊誅伐する所の人、幾といふ事を知らず、然りと雖も不

前田利家逝去

義にして殺害する事なければ、如何なる罪に依つて、地獄に墮つべき謂なし。若黃泉にて牛頭馬頭等、猥に我を呵責せんといはゞ、吾より往昔に終命する家臣從僕數多あれば、彼等を前後左右に從へ、却て鬼共を責靡け、武威を冥途に振ふべし。只死後の行先より、今生に思ひ煩ふ事あり。若君幼くまし〱て、御父太閤に後れ給ひ、其後は內府と某とを召さるゝに、江戶の祖父・加賀の祖父と仰せられ、御最愛さ限りなきに、如此むた〱と黃泉へ赴き、幼君を棄て參らせなば、御力なきやうに思すらん。せめて五七年の餘命もあらば、天下を治め給ふべき樣をも、慥に見屆け奉るべきに、人生の限ある悲さ、世の變り行く有樣共の推量せらると、目を見張り齒をくひしばり、側にありつる新藤五國光の脇差を取りて、鞘乍ら胸に突立て、二聲三聲喚きて、程なく息も絕えにければ、內室を始め、家臣等の悲歎はいふに及ばず、豐臣家の諸臣に至る迄、惜しまぬ人こそなかりけれ。

或記に、利家卿は、柳瀨陣の時、秀吉公へ降參あり。其後大老職に列し、三法師殿は中納言に任ぜられ、信雄卿配所より歸られたる事、皆利家卿の願に依つてなり。

此故に二君に仕へられし事を人誹らずと云々。

其後に、利家卿の後室芳春院を始め、息利長卿並に舍弟利政歸國せられけり。

或記に、五奉行の輩は、家康公の御威光日々に增長するを惡み、家康公と前田家の中をさけて、德川家を亡さんと、種々に謀を回らし、增田右衞門尉長盛・長束大藏大輔政家、密に家康公へ、加賀中納言隱謀の企ある由を訟へけるに依り、已に加州へ御出陣あるべき旨なり。是に依りて再後侍從忠興を始め、利長卿の緣者、又は親しき面々より、金澤へ飛脚を差遣はし、秀頼公を輕しめ、御謀叛の聞えあるに依りて、東國西國の大名、悉く德川家に從ふ由なり。然らば御家の大事とこそ存ぜられ候へ。急ぎ內府に御手を下げられ、御和睦あれかしと告ぐるに依り、利長卿は、舍弟利政を、能登の國より招き寄せて相談し、更に逆心なき由を委しく書狀に認め、家臣横山山城守をして、伏見に上せられければ、則ち家康公の御前に召出され、山城守は、御前に列座する諸士の中を、少しも畏れず進み出でて、利長卿の書簡を捧げ、其上に利長儀は、太閤の御恩情を忘却し、父大納言の遺命に背

き、御幼君に對し奉りて二心あらば、誠に天下の元惡たるべし。縱ひ利長狂病に冐され、天下を覆す企ありとも、家臣等諫言をなし、不義を正さん事勿論なり。此趣を能々御明察下され、御疑を散らし給はるべしと申上ぐれば、內府愈御憤あつて、中納言隱謀の萠あればこそ、當春老母を、大納言の遺言に託して、金澤へ下されたれ。是れ我を欺かるゝにあらずや。然れば今般餘人を以て、使者たらんに於ては、旅宿より返さんと思ひしに、其方を給はるに依つて、對面にも及べり。此上は用事とてもなければ、歸國すべしと仰せられ、利長卿の書束を御披見なかりしかば、山城守憶せずして、無實の仰は、兎もあれ角もあれ、先づ利長より捧ぐる所の書東を御披見下さるべしと、再應申上げければ、家康公書東を御覽ありて、何とて誓紙を添へられざるやと御尋ありければ、長知承り、去年太閤御他界の砌、末々逆意なからん爲に、誓約をなし申す上は、今更誓紙に及ぶべからず。若し先約を御疑あらせられんには、重ねて百千枚の誓紙を捧ぐといふも、反故に同じ。只其人の實不實は、平生を以て御覽あらせられよと申上ぐれば、家康公聊か御氣

色を和げ給ひて、然らば御老母と、家老一兩輩相添へて、大坂へ登らるべしと仰せられければ、山城守承り、是は利長・利政の計る所にして、某麁忽の御請に及び難しと申上げけるに、家康公、其方の遠慮理なり。急ぎ加州へ馳歸り、兩所へ此旨を告げ、重ねて返答に及ぶべし。御老母大坂へ上り申さるゝ事、此度の肝要なりと仰せられ、山城守に御暇を給はりけり。斯くて山城守金澤へ罷歸り、家康公の仰を述べければ、利長卿並に舍弟利政、其外家老等參會して、色々相談もありけるが、人質出さるべきに定まり、同年霜月中旬の頃、芳春院に村井豐後・山崎安房を相添へて、大坂へ上せらる。其後に家康公、增田・長束兩人を召され、利長老母は、大老奉行の指圖を受けて、當春加州へ下向ありしが、此度又老母を登されし事は、我等と和睦の證なり。然るを公儀の質と同じく、當所に置かんも如何なれば、近日江戶へ遣はさんと思ひ、各へも知らせ申すと仰ありければ、兩人承り、仰の如く今度の人質は、何れに置かせ給はんも、御心任せと申し乍ら、太閤天下を平治し給ひてより以來、公儀へ差出す所の人質の外、私として取遣なし。今利長

卿の御老母を、關東へ御下しあるに於ては、御過にもなり申すべきや。願くは御同職の思召をも、御聞あれかしと申せば、家康公兩人の意見を用ひ給はずして、此後とても逆意の輩あつて、我等を失はんとせば、其品により領地を削り、又は人質を請取り、江府の城下に留め置きて、天下靜謐の謀とすべし。先づ今度は其手始に、芳春院を關東へ下すべしと仰ありければ、兩人重ねて、御遠慮の程はさる事に候へども、御老母を關東へ御下しあらん事、中納言殿御兄弟御承引あるまじ。然れば事の破れとなり、天下の御爲にもなり難く、又仰出されたる事を徒になさんも、御威光薄きに似たり。御思案あるべしと申せば、其時家康公、然らば加州へ使を立て、其返答に任すべしと仰せられ、利長卿へ御書を以て、御老母を關東へ下し、一兩年御留ありたき由を懇に仰せられたり。利長卿利政を呼びて、關東へ下され壽東の旨を相談ありければ、能登守涙を流し、內府今般の人質を、關東へ下されん事を、露計りも察するに於ては、母君を大坂へ登せ參らせし時、如何なる思案もあるべきを、皆々其心のなかりしは、誠に後悔千萬なり。緣事を申す樣には候

前田利長人質を家康に送る

へども、備前中納言殿を始め、老中奉行の面々にも、日頃疎くなり給ひ、萬事相談なかりし故に、今母君の御身上まで、斯様になり下りしにや。此上左右申すとも、無益の事なれば、内府の所望に任せ給ひ、母君を關東へ下し參らせ、重ねて天下の御爲に、餘儀なき事あらんには、御痛はしさは限りなしと雖も、母君には御自害を勸め、面々は切腹致すべき覺悟の由を、村井・山崎兩人の者へも、篤と仰聞けらるべしと、始終の事を備へて申されければ、利長卿諾せられて、返翰に及ばれけるは、芳春院儀、關東へ遣はされ候事、異儀なき由なり。依之慶長五子年五月伏見を立つて、六月三日に江戸へ下着ありけり。然るに同年の秋、石田三成等、家康公を亡さんとせし時に、利長卿は關東に屬し、舍弟利政は、大坂に同志せられ、關ヶ原敗軍の後に、浪人して京都に住居し、再び孫四郎と稱し、訪ふ人あれば、能登國一國に換へたる一曲を聞かせ申さんとて、三絃をひき今様を唱ひ、心の儘に行はれけるが、孝心厚き人にやありけん、亡父の事を語り出し、見るさへ哀れに涙を流されきとかや。

此後は、世上薄氷を履む思をなす所に、内府は、和を以て衆を懐け、智を以て士を降し給ひければ、恩を荷ひ德を戴く輩、招かざるに集まり來り、追從する形勢は、風の草を靡かすが如し。之に依つて石田治部少輔三成、上杉景勝卿と心を合せ、忠不忠を辨へず、秀賴公の命と僞り、諸大名を語らひ、德川家を亡さんと、同五年の秋大軍を起し、濃州關ヶ原に於て關東方と對陣し、開戰すと雖も、敵し得ずして、大坂方忽ち敗北し、諸將戰死し或は降參し、又擒となれるもあり。因玆秀賴公の御身の上も如何あらんと、皆人腹心を煩はしたる所に、其儘大坂の城に差置かれたり。

或記に、慶長五子年六月、德川家康公は、上杉家を亡さんと、大小名を從へ、野州小山まで着かせ給ふ所に、上方に於て石田三成旗を上げて、家康を討たんとするの由、註進のありければ、關西より下向する所の諸將を召され、山岡道阿彌·岡野江雪齋兩人を以て、大坂の奉行等、幼君の下知と稱し、諸國の兵士を催促し、當家を亡さんと企つる由告げ來れり。定めて各も御存知あるべければ、詳に述ぶるに及ばず。然れば何れも故太閤御恩顧の面々にて、多くは三成が舊識なり。就中父

子妻子、質として大坂に遣はし置かるゝ上は、急ぎ大坂へ馳上り、石田等に屬し給へ。家康に於て、各へ恨を含む事あるべからざる由、仰出されければ、列座の諸侯口を噤して、其返答なかりし所に、福島左衞門大夫正則進み出でて、今度奉行等が企は、全く三成が奸謀より出づる事歷然たり。いかんぞ幼君の知召す所ならん。元來列座の諸大將は、皆人質を大坂に差置き、德川殿の麾下に屬して下向ありし事なれば、內府を背きて、今更彼奸臣に與せられんや否、其處は他人の量るべきにはあらず。某に於ては、何國迄も內府に服從して、御下知を蒙らんといひつゝ、左右を顧る時に、諸大名、盡く福島と同意の由を申しければ、正則重ねて、左に右に石田三成が、私の企に疑なし。全く御幼君の知らせ給ふ所にあらざれども、三成を誅伐の後には、豐臣家を亡し給ふ御思慮ならば、味方申さん事罷成らずと申しけりと云々。

同八年七月に、德川大納言秀忠卿の御嫡女、豐臣家へ御入輿ありければ、天下の諸民、暫く安堵の思をなせり。

或記に、關ヶ原の軍終り、程經て福島左衞門大夫が勸によりて、太閤恩顧の大小名、秀頼公に對し、益彪略なかるべしといへる起請文を呈す。巷說紛然たり。抑福島は、關ヶ原の役に、最初より關東に忠を盡すと雖も、是れ偏に石田と不和たる上、秀頼公は御幼少にて、何事も知召されざるを度り知りて、德川家に屬せり。實は秀頼公を天下の武將となさんと欲す。然れども其後豐臣家と合戰に及びし時は、天下の人望悉く德川家に（此間脫字アルカ）挽回し難く、其上家康公の雄謀を以て、正則を江戶に止めらるゝが故に、遂に其機を顯さゞりきと云々。

秀頼公御上洛の事

慶長十六亥年三月大六日、前將軍家康公は、御上洛あるべしと、駿府を御發向ありて、同十七日伏見の城へ着し給ひけり。（諸記御入洛に作れり。）是より先、織田長益入道有樂の方へ、御使を以て仰遣はされたる儀あり。其趣は秀頼公、御年齡已に長ぜられ、婚姻も相調ひてより、數年に及ぶと雖も、御對面もなく、殊に官位御昇進ありてより、一度の參內

も遂げられず。城中に安然としてましまする事、冥加なきに似たり。御上洛の折を御見合ありて、御上京の上、參內をも遂げられ、ゆる〳〵御對顏もあらせ給ひ、兩家親睦をなさせられんには、永く泰平の基たるべき旨なりけり。然れども關ヶ原合戰の後より、淀殿は、秀賴公に變あらん事を恐れ給ふにより、有樂は淀殿の叔父たりと雖も、其詞に應じ給はず、來否の返答もなきにより、今度大御所より、加藤肥後守淸正・淺野紀伊守幸長を召され、我れ久しく右府に謁せず、思ふに淀殿疑心深くして、此事を果されざるならん。兩人往き向うて、別の仔細なき由を明に申し、よきに計るべしと仰ありけり。

一本に、去る慶長十年五月、大御所は伏見の城にまし〳〵、政所殿へ御內意を仰せられたるが故に、政所殿より、秀賴公御上洛の儀を、申入れられしかども、秀賴公の母堂淀殿、得心なきのみならず、達て此儀を仰あるに於ては、秀賴公へ切腹を勸め、其身は自害すべき由を申さるゝにより、大坂の町人共此を聞傳へて、寄寄荷物を運送などして、靜ならざりけり。是は上方大名の內より、秀賴公御上洛

然るべからずと、内通せし者ありし故なりと云々。

清正・幸長兩人共に畏りて御請を申し、卽ち大坂へ下り登城して、淀殿へ申上げけるは、先達て大御所より、我君へ御對面ありたき由、御使を以て仰せられしに、今に否の御返答も仰せられざる段承りて候。君此度御上洛し給はぬ時は、德川家へ對して、御威光あるに似たりと雖も、天下の人は、却て物怖し給へる柔弱の君なりと、嘲る者多かるべし。所詮參內の儀は御止ありて、豐國大明神へ御社祭と仰立てられ、當日に御歸城遊ばさるべし。然るに於ては、幸長・某供奉し申さん。萬一京都にて異變の事あらば、身命を抛ち、守護仕るべければ、御心安かるべし。幸長とても、所存一同なる由を、清正懇に申すにより、淀殿暫く御思案あつて、兩使さほどに申さるゝ上は、我れ何をか否まんやと仰せられ、來る廿七日吉日たるを以て、愈御上洛あるべきに定まりぬ。

或記に、今般秀賴公御上洛の儀に付きて、淀殿甚だ怖れ危み給ひて、軍配者白井龍珀は、占に長じたる者なるにより、吉凶の考を仰付けられけり。龍珀卽ち宿所

に歸り香を焚き、其烟氣を見るに、大凶の氣あり。故に其趣を、先つ片桐且元に見せし所に、市正、龍珀を私宅に招きて申すは、烟氣の事は、我曾て知らずと雖も、當然の理につきてこれを考ふるに、今度我君御上洛ましまさずば、忽ち大御所と不和になり給はん。然れば我君に禍の至らん事必然たり。又上洛し給ひなば、異心なき事著にして、後難の恐もなし。さらば勘文を吉なりと書き變へて然るべしと、强ひて勸むと雖も、龍珀更に得心せざりければ、且元が曰く、後に事出來り、御咎等あるに於ては、我れ其事に預らんといふにより、龍珀今は止む事を得ず、若し不慮の事あらば如何せんと憂へ乍ら、勘文を吉なりと書きて差出しければ、淀殿太だ喜び給ひて、御上洛の儀相調ひ、秀頼公も異儀なく御歸城ありけるにより、淀殿を始め其外よりも、白井に金銀を多く給はりければ、是を頂戴して、片桐が宅に來り、鄙生今占候の名譽ありて、金銀を得たる事は、全く貴公御指揮の故なりと拜謝して、其後は一向に氣を見る事を止めて、閑居せりと云々。

さる程に京都に於ては、敕使として傳奏廣橋大納言・藤原兼勝卿・勸修寺大納言藤原

秀頼上洛

光豐卿を以て、今般大御所を太政大臣に任せられ、且菊桐の御紋を敕許あるべしとの御內意なり。家康公謹んで有難き旨を敕答ありて、其上に宣ひけるは、相國は卽闕の官なれば、輙く敕に應じ難し。また菊桐の御紋の儀は、敕許ありて、足利家に用ひ來れる事年久し。今是を拜領しては、足利の先蹤を追ふに似て、却て當家の面目ならずと、敕を被むる所の兩儀を御辭退あつて、新田の先祖大炊助義重（建仁二壬戌年正月十四日卒去、大光院と諡す）に鎭守府將軍、及御亡父廣忠卿に大納言を贈り賜はるべしと御願ありし處に、速に敕許ありけるに依つて、同月廿三日、家康公は、伏見より御出京ありて、勸修寺大納言の亭にて、衣冠を整へ給ひ、御參內あり。拜賀の式終りて後に、二條の城に入らせ給ひぬ。同廿七日、豐臣右大臣秀頼公は、浪速の津を御發向あらせらる。先づ淀川左右の陸地、一方は加藤肥後守、一方は淺野紀伊守、人數を備へ御舶を警衞し奉り、恙なく伏見に着かせ給ひけり。

或本に、福島左衞門大夫、虛病を構へ、供奉の儀を申斷り大坂にありと。是は自然京都に於て異變あらば、淀殿と共に、籠城せんとの謀なりと云々。

翌廿八日肩輿に召され、竹田大路を歷て、花洛に赴き給ふ。淸正・幸長に相議りて、秀賴公御成長の體を、京都の人々に見せしめんが爲に、御輿の左右の戶を開けり。佐佐木左京大夫義賢入道承禎が息右衞門督義治入道玄雄、（記に、江州の押領使佐々木四郎入道玄入と作るは誤なりといへり、）騎馬にて前驅す。左右は淸正・幸長兩人、褐色の肩衣袴を着し、伏見より三里の間を、步行にて供奉す。扈從には織田有樂以下、豐臣家を大名二十餘人、片桐東市正且元・大野修理亮治長・七組の長伊東丹後守長實・速水甲斐守時之・堀田圖書助勝喜・眞野豐後守賴包・中島式部少輔氏種・靑木民部少輔信重・野々村伊豫守雅春を始めとして、凡て三十餘輩、行粧の綺羅天を耀かし次第を正し、列を亂さず供奉せらる。見物の貴賤僧俗男女、棧敷を構へ、或は街に充滿して拜み、秀賴公の御性質、嚴にして淸らかなるを見奉り、太閤御在世ならんには、いか計か御寵愛あるべきをと私語き、淚を流す人も多かりけりとなり。時に家康公の公達尾張中將義直卿（于時十二歲、）御供には成瀨隼人正正成・竹腰山城守政信なり。御舍弟駿河（一本甲府に作る、下皆同じ）中將賴宣卿（于時九歲なり。記に少將に作るは誤なり、）御供には安藤帶刀直次・水野對馬守重仲（或本に、水野藤次郎範方の子對馬守重仲、後に出雲守と稱す。紀州侯の家臣となる。元和七年五月十二日卒すと

ふい等を召連れられて、東寺鳥羽河原の邊まで迎へ給へり。池田三左衛門尉輝政・藤堂和泉守高虎等、各僕二人を從へ來りて迎へ奉りぬ。已にして秀賴公、片桐市正且元が洛陽の宅に入らせられ、御裝束を着し給ひ、辰の刻に二條の城に入りましぬ。當城四門の警固には、德川家の御家人に、豐臣家七組の健士、相加はりて是を守れり。大御所は玄關まで自ら迎へ給ひ、秀賴公を誘引あらせられ、御着座あつて後に、

家康秀賴對面

家康公へ、秀賴公より御進物、

一、太刀一腰眞盛・刀一腰一文字・短刀一腰左文字・黃金三百枚・純子二十卷・錦十卷・猩々皮三枚十五間宛なり・駿馬一疋

なり。尾州義直卿へ、

太刀一腰光忠・馬代黃金百枚

なり。駿河賴宣卿へ、

太刀一腰守家・馬代黃金百枚

なり。大御所の三侍女於茶阿・於萬・於龜の方へ、各白銀百枚。

記に、於阿茶・於阿米・於勝の方へ、各黄金三十枚とあり。

總女中へ黄金三百枚、本多上野介正純・板倉伊賀守勝重・大久保石見守長安へ、各黄金三十枚。安藤帶刀直次・成瀨隼人正正成・村越茂介直吉へ、各黄金二十枚、

記に櫝戸淸右衞門・永井右近大夫直勝へ、各黄金二十枚とあり。

大澤少將基宿（左衞門佐基胤の息、剃髪して眞休と稱す。寛永十七年辰正月五日、七十六歲にて卒去なり）・奏者番永井右近大夫直勝・西尾丹後守忠永・秋元但馬守泰朝・榊原伊豆守政次・城和泉守昌茂（記に永威）へ、各白銀百枚なり。御馬頭諏訪邊宗右衞門定吉へ、（記に宇右衞門に作る、）白銀十枚なり。舍人三十八へ、各白銀三十枚なり。後藤庄三郎光次・吳服師榮任、（榮任は當時六角油小路西に住む。龜屋源太郎の家なり、）各白銀三十枚を給はる。（記に、此外に大工中井大和へ、白銀二十枚とあり。）家康公の御盃、秀頼公へ至る時、刀（左文字）・短刀（吉光）・蒼鷹三聯・御馬十疋を秀頼公へ進せらる。

一本に、政所殿も御入營ありて、御吸物の出づる時に、相伴し給ふと云々。御次の間にて、淺野紀伊守・池田三左衞門尉を饗せられ、平岩主計頭伴食たり。其次の席にて、藤堂和泉守・片桐市正・大野修理亮等を饗應あり。本多上野介伴食たり。

加藤肥後守は、秀頼公の傍にあつて、饗應の席に至らず。獻酬畢りければ、大坂にて、御母堂の待ち詫び給ふとて、清正御暇の儀を申上ぐるにより、家康公許容あつて、疾く御歸城然るべき旨仰せられ、其上に御懇切の思召にて、大坂の群臣、城中にのみ安居して光陰を送らば、自然と士風惰弱にもなるべし。向後は一萬石以上の者、一人づつ交替して、駿府に參勤すべき旨御掟あり。(當冬は、蒔田權之介在勤たりと云々。)後に秀頼公、御起座なりければ、玄關まで送り給へり。

或記に、秀頼公二條に入らせ給ひ、大御所御對面の後、本多上野介(本書に、佐渡守に作るは誤なるべし。今之を改む)を召され、我倩秀頼公の性稟を見るに、俊才にして制を他人に受くべからざる勢なり。必故太閤の志を繼がるべしとて、御滿足の氣色にて、猶細に上意の事ありければ、正純承りて、大坂の上臈局を呼出されて曰、凡て婦人は、上下共に嫉妬を以て第一罪とす。秀頼公は天下の主なれば、嬪妾數多なくんばあるべからず。未だ御男子誕生ましまさゞれば、太閤の正胤絶えなんやと、大御所深く歎き思召す所なり。然れば美妍女を選び進め、早く御嗣を求むべし。若し上臈局など、秀

賴公の幸を給ふ事を憎み嫉みて、妨ぐるなど聞召さば、女性とはいはせず、きつと刑戮に處せらるべしと申渡し、又秀賴公は、御生質明敏におはしませば、大御所大に喜び給へり。さりながら今、御血氣日々に充つるの時なり。若精神を勞し、御欝病を生じ給はゞ、恐れ乍ら御家廢亡の端ともなりなんとこそ存ぜられ候へば、常に猿樂共に歌舞せしめ、如何にもして御心を慰め參らせられよと、申しけりと云々。

さて秀賴公は、二條の城を出御なりて、直に太閤の御臺政所、禪尼の亭へ入らせられて、御見參の上、種々の御饗應ありける處へ、家康公御來臨ましく、様々の往事を語り給ふ序に、大御所、清正に對せられ、足下は累年太閤の幕下にあつて、勇猛を振はれけるが、如何難儀の合戰もありしやと命ぜられければ、肥後守謹んで、御掟の如く故太閤は勇將にてましく、而も天運に合ひ給ふが故に、軍場に臨み給ふ毎に、變化機に應じ、圖に中らずといふ事なく、又堅きを碎き剛を破りて、立所に天下を平治し給へば、某等が如きも、勞せずして毎度の戰場に名利を得候に付、何も難

秀頼大坂下着

澁の事は存ぜず候。貴命の如く、勝軍に馴るゝ計りにては、如何計覺束なく思召さるべし。さり乍ら拙者儀は、朝鮮國に於て大軍に圍まれ、困窮至極の合戰、數度に及び候へば、勝軍に馴れたるのみにても無之由、御返答申上げければ、大御所、實（げに）にさこそと命ぜられ、姑くして二條へ還御まし〳〵、又秀頼公も、政所亭を御退出ありて、（秀頼公、政所の亭へ入らせられし事、諸實錄になし。今記によつて載之、）直ちに大佛殿へ到らせ給ひ、柱立等の事を定めさせらる。是は去ぬる慶長十四年以來、御普請仰付けられしに依つてなり。夫より豐國大明神へ御社參あつて、白銀三百枚奉納し給ひ、拜禮悉く畢り、三十三間堂を御巡見まし〳〵てより、歸路に赴かせ給ふ。加藤肥後守は、秀頼公に先立ち、伏見なる吾屋鋪に往きて、御饗應の儲をなす。然れども屋鋪へ入れ奉る事は、關東の聞えを憚るが故に、川中に御舟を据ゑ、橋（今肥後橋）より下流へ三丁程、兩側に竹にてもがりを結ひ、樣々に畫彩せる金屛風を以て立圍ひ、御船に於て御膳を獻ず。扈從の輩は、私亭或は御船の近邊に、薄緣を布きて席を儲け、上へは悉く日覆をして、種々奔走結構す。最も善美を盡せり。已にして秀頼公、伏見を御進發ありて、大坂に下着し給へり。

是より先、秀頼公大坂御上船の日より今日まで、道のり一里づつに飛脚を立置き、只今は何處に御着、只今は何方に御入と、御母堂淀殿の方へ註進ありけり。其後無爲にして、御歸城あらせぬれば、淀殿大に喜び給ふといへり。扨、加藤・淺野の兩人にも、御暇を給はりぬ。淸正は宿所に歸りて、居間に入り着座し、肌に隱し持ちたる太閤の給はりたる腰刀を取出し、一見して鞘に納め、是を戴き、落涙數行の間に、我れ冥慮に叶ひ、太閤の御厚恩を、今日こそは報じ奉れと、獨言せりとかや。

一本に、幸長は、秀頼公御歸城の節、伏見にて病おこる由にて、大坂まで來らずと云々。

參議兩卿爲ニ御賀一大坂邊御下向

附 加藤肥後守淸正病死の事

慶長十六年四月小二日に、秀頼公御上洛ありし事を賀せられんとて、尾張宰相義直卿・駿河宰相頼宣卿を、大坂へ遣はされけり。家康公より、秀頼へ白銀千枚、淀殿へ百

枚・綿五百把・紅花三百斤、御簾中へ白銀百枚・綿二百把・紅花三百斤、大藏卿局・二位局へ白銀五十枚宛、饗場局・右京大夫局・宮內卿局・二位局・阿古局・伊奈局・正榮尼へ銀三十枚宛、淀殿の總女中へ白銀二百枚・綿五百把、御簾中の總女中へ白銀百枚・綿三百把を贈らせらる。兩參議より、太刀一腰・白銀二百枚・御馬一疋づつ、秀賴公へ獻せらる。御簾中且淀殿へ、白銀百枚・綿二百把・紅花三百斤宛進ぜらる。大藏卿局へ銀子二十枚・綿五十把宛、饗庭局以下正榮尼まで、白銀十枚・綿五十把宛、御簾中且淀殿の總女中へ白銀百枚宛、織田有樂・片桐市正へ白銀五十枚宛、織田民部少輔信雄・片桐主膳正貞隆・大野修理亮へ白銀三十枚宛、御簾中の輔佐渡邊筑後守へ白銀二十枚宛、これ遣はさる。秀賴公よりは、兩卿を厚く饗應し給ひ、義直卿へ、高木貞宗の太刀・吉光の脇差・純子百卷・時服十領・菊田の小鼓筒を進ぜらる。賴宣卿へは、二字國俊の太刀・松浦信國の脇差・純子百卷・御能衣裝束狩衣十・小袖十を進ぜらる。尾州の老臣竹腰山城守へ信國の刀、成瀨內匠頭（隼人正息なり）・淸水甲斐守へ信國の刀、駿州の老臣安藤帶刀に助眞の刀、水野對馬守に一文字の刀、三浦長門守（本姓柾木）へは長光の刀を賜ふ。同三

淺野長政逝去

日、兩卿伏見に歸らせられ、五日に御歸洛あつて、大坂の首尾を言上し給ふ。同六日淺野彈正長政卒去。時に六十五歳なり。一本に、野州溫泉に□□□卒すとあり。同十二日、新帝卽位。後水尾天皇と諡し奉る是なり。內大臣藤原信尙公內辨たり。家康公、儀式を拜見し給ふ。同十二日、在京の諸大名、書を以て盟をなす。

條々

如右大將家以後代々公方之法式、可奉仰之被考損益、兼日自江戶於被出御目錄者、彌可守其旨事。

一、背御法度、或違上意之輩、各國々不可隱置事。

一、各抱置之諸侍以下、若爲叛逆殺害人之由、於有其屆者、互不可致相抱事。

右條々若於相背者、被遂御糺明、可被處嚴重之法度者也。

慶長十六年亥四月十六日　　在京諸大名連判

扨大御所は、同十八日、花洛を御發輿あつて、同廿八日駿府に御下着ましく〳〵けり。加藤淸正は御暇を給はり、領國肥後に下りし處に、病の爲に冒され、醫術施す所な

加藤清正逝去

くして。同年六月小廿四日に卒去す。時に五十歳なり。淨池院日乘大居士と謚し、同國中尾山に葬る。

或記に、後に廟所を建立して、本妙寺といふ。日桓上人開基なりと云々。

抑清正は、彈正左衞門清忠の次男にて、永祿五戌年六月、尾州中村の郷にて出生す。母は太閤秀吉公の御母堂と從弟或は兄弟なり。小字鬼若と稱し、後に虎之助又主計頭といへり。秀吉公、江州長濱城を領し給ふ時に、母と共に來り仕へて、百五十石を給はる。所々の軍功諸記に詳なり。故に讓つて擧げず。去ぬる文祿年中朝鮮より歸國の後に、小西・石田が讒言によりて、蟄居仰付けらるゝ處に、慶長元申年閏七月十二日の夜子の刻大地震して、神社佛閣悉く破壞し、洛陽大佛殿並に聚樂の城も潰れ、伏見の城中殿舍顚倒して、上﨟女房七十三人奴婢五百餘人壓死す。時に秀吉公は危きを遁れ、漸く寢殿の庭に出で給ひけれども、誰あつて登城する者一人もなき所に、清正歩卒二百人に棒を持たせ、城中に入り來り、寢殿の庭上を望むに、秀吉公は砂上に屛風を圍ひ、女服を着し覆面して座し給へり。政所殿は、傍に蹲踞しおはしけ

るが、清正疾く登城せるを感悅ありて、政所殿を以て賞言を垂れ給ひ、又時に清正謹んで曰、微臣朝鮮に於ての戰功、誰か是を爭ふ者あらんや。然るに歸國して後、石田・小西が讒間に依りて、今に拜趨する事を得ず。忠誠の者を避けて權威を振ひ、恩幸を私にせんとするの姦臣等、君の危難を救ひ奉らんとする者や候と、紅淚を垂れて申上げければ、さしもの秀吉公、御辭なかりきとなり。翌十三日、秀吉公、家康公と共に步行にて參內ましまし、御歸城の後、淸正に對面し給ひ、寵遇昔日に變らず厚かりけり。然るに太閤薨去の後、去ぬる慶長五子年、石田治部少輔諸大名を語らひ、德川家を亡さんとせし時に、淸正は、豐臣家の親戚たるにより、秀家卿・輝元卿を始め其外の人々も、大坂方なるべしと思はれし所に、主計頭淸正は、家臣等を召集め、今度大老奉行の輩、天下の御爲として兵を起し、さばかりの內府を敵になし、一時に勝負を決せんとする事、滅亡を招くに似たり。縱ひ彼輩一同に、實心より出でたる計にもせよ、必ず勝利なかるべし。然る輩に與力して、共に家を亡さば、君の御行末を、誰か保護し奉るべき。其上石田・小西等が心中を察するに、事を左右に寄

せて、内府を始め手に立つ者を討ちて、天下を我意に任せんとする邪謀ならん。然れば今般は、我れ内府の旗下に屬し、彼輩を誅し、擾亂を鎭めんとて、領國に在る石田與力の黨を誅伐せり。其軍功に依りて、小西が闕地肥後國を半國給はり、都合七十三萬二千九百餘石を領し、益秀賴公に忠誠を盡せり。然る所に虞らずも急死せられしかば、豐臣家の存亡此人にありと、上下擧げて惜み歎かざるはなかりけり。

傳に、秀賴公、二條の城へ入らせ給ふ時、御菓子に饅頭を出されて、大御所、秀賴公へ御勸めありしを、淸正憶せず進み出で、秀賴公は御幼少より、母儀御寵愛の餘り、猥りに菓子などを聞召されず候間、たゞ其儘に差置かれ下さるべしと申しければ、然らば其許へと御手づから下さるゝが故に、淸正辭する事を得ず食せりとぞ。是れ毒藥を以て製したる饅頭なりと云々。

或本に、白石先生の曰、朝鮮の軍一度起りてより、兵連なる事前後七ヶ年の間、本朝の人々の戰功、皆取々なりしが、淸正一人、大明朝鮮の爲に名を呼ばれ、或は詩に作つて唱ひ、名を稱する事擧げて數ふべからず。崑山の王子賢といふ者は、倭王

と稱してうたを作る。又朝鮮國度尙全羅道の水營の官軍、年每に卜ひて、諸營船頭を集めて海に浮び、三海神を祭る事あり。藁にて人像を作り、是を射て海に沈む。彼國の人祕すれども、能く聞けば、是は清正を咒咀する事にてありけり。其人形は清正に象り、彼國の能く射る者と雖も、恐れて終に中つる事叶はず。何れの頃にや、一人射て中てたりしを、雙なき高名といひけるに、忽ち物に狂うて飛び走る。其親戚清正を祭りて、いろ〳〵に罪を謝しければ、其後人心地にはなりぬ。此後の人愈恐れて、中らん事を畏る。本朝寛文の中頃に、例の祭とて、小營の船頭共海に浮みしが、海上忽ち吹落ちて浪騷ぎ、船多く破れぬ。是清正の祟なりとて、大に恐れしといふ事を、對馬の人、密に承りぬと云々。

異本に、秀頼公、二條の城へ入らせ給へる時に、德川家の功臣平岩主計頭親吉は、嘗て加藤清正・池田輝政・淺野幸長等に毒を與へ、其身も伴食し、同年十二月晦日卒すと云々。按するに、是其頃の風說なるべきにや。

記に、池田輝政も今年卒去し、淺野幸長も翌年死去と聞えし云々。

此說誤なり。諸實錄に、慶長十七年正月、池田輝政病に臥すの由上聞に達す。是に依つて、家康公より上使を給はる。同年壬二月二十八日、輝政江戸城に登り將軍に謁す。時に饗膳並に御腰の物御馬を賜はり、松平氏を拜受す。同十八年正月廿五日、播州姫路の城に於て逝去。時に五十一歲。淺野幸長は、同年八月十五日、卅八歲にて卒す。弱冠より勇名絕倫なり。父長政、勇敢英智の譽あれども、幸長猶これに勝れり。然れども淫行によつて下疳を患ふ。虛損甚しきに依つて、治するに堪へざりきと云々。

大久保相模守御改易

丼吉利支丹宗門露顯の事

慶長十八丑年冬十二月大、大御所は關東に御逍遙ありて、已に駿府へ還りまさんと江府を御立あり、稻毛に二日御滯座、同六日相州小田原に着かせ給ふ所に、馬場八左衞門といふ者、御訴訟申上ぐる旨あり。依つて本多佐渡守正信を召され、密に御

穿鑿仰付けらる。其後大御所は、俄に來正月、上總東金（とうがね）の地に、新鷹を飼はせ給ふべき由、命に依つて、供奉の人數荷物等を持返せり。晩方に至り、土井大炊頭利勝伺候す。將軍より密に御諚の旨あり。同十三日、相州小杉の旅營に到り給ふ所に、秀忠公も來臨ましく、御密談時を移す。其仔細を知る人なしと雖も、是は八左衞門が訴へし事なるべしと、皆人推量せり。十四日には、兩將軍江城に還御し給ひ、同廿六日（或廿九日）には、相州小田原城主（四萬五千石）大久保相模守忠隣（たゞちか）を召され、京都及大坂・堺の耶蘇宗伴天連を禁獄し、其上に長崎へ渡海し、邪徒を糺明すべき旨命を蒙れり。忠隣は、翌年十九寅正月大十七日京師に到り、藤堂和泉守高虎が館に居て、急に監使を相添へ、所司板倉伊賀守勝重の役人を、切支丹宗徒の住せる四條・西京兩所へ差向け、西京なる切支丹宗の寺は、直に燒討たせ、四條の寺は、類火の恐あればとて、打毀つて燒棄て、邪徒を虜にせしむ。（京都古町の記に、吉利支丹宗門は、五條西洞院又一條油小路二ヶ所大寺を建て、宗旨を勸むと云々。）同月廿二日、何事とは知れず、大久保相模守へ御咎ある由にて、板倉伊賀守勝重、大久保が旅亭に赴けり。折柄忠隣は、將棊をさして居たりけるが、家人等聞く所の樣子を密に告

大久保忠隣改易

ぐと雖も、少しも恐れず將棊をさし終れり。斯る所へ板倉伊賀守入來して上意を述ぶ。其趣は山口修理亮重政（常州久保領主一萬五千石）が息伊豆守と、私に婚姻を結べる罪を以て、領邑を沒收せられ、江州彥根城主井伊右近大夫直勝に召預けらるゝの間、彼地に行きて蟄居すべしとの命なり。忠隣辭する事なく命を受く。

一本に、石川長門守康道は、父日向守家成に先達つて卒せり。（康道は相模守が聟なり。）家成が二男彈正は、不才にして暴惡なり。故に蟄居して、家督相續する事を得ず。又彈正が妹のありしを、相模守養女になし、山口伊豆守重信に嫁せしむ。重信が父重政も婚姻の事上裁を歷ざる罪を以て、去ぬる慶長十八丑年正月八日、領地を沒收せられ、父子共に武州入間川の邊に閑居す。其御咎の砌、重政言上して曰、公裁を歷ずして婚姻をなしゝ事、相模守は宰臣たれば、上裁を經たらんと思ひ過ぎける由を、陳謝すと雖も許容なし。同十日に、忠隣訴狀を呈し、右婚姻、最初御前に於て聊沙汰すと雖も、公裁を待たざる事、恐れ奉る旨を言上す。此趣秀忠公の御意に應せず、因茲忠隣怨める意氣あつて、病に託し、十五日の禮儀をも懈れりと云々。

或本に、相模守が罪蹟は、武田信玄の扶持せられし猿樂師直村藤十郎長安（實は金春氏なり）といふ者あり。天正十年年に、家康公甲州へ御入國の時に、彼猿樂師長安を、日下部兵右衛門定好が吹擧に依つて、家康公へ拜謁せしに、公、渠が才氣を賞せられ、大久保忠隣に預け給ひ、卽ち姓名を與へ仕官を許さる。天正十八年寅年より、大久保十兵衛と稱す。其後江州御領の御藏を預れり。慶長五子年以來、石見・伊豆・佐渡の金山奉行職に命ぜられ、事を行ふに、黄金・白銀・銅・鐵出づる事、往時に百倍せり。其功に依つて、諸國郡村の事を判斷すべき旨を命ぜられ、石見守に任じ、（或記に、知行三萬石といふ、）威勢廣大にして榮耀を盡し、多くの美女を集め好色に耽り、亂舞酒宴の佚遊を極め、諸事度を失へり。又末子右京は、十三歳の時より、越後城主上總介忠輝朝臣の近臣たりしが、忠輝朝臣の異種同胞の姊壻花井遠江守が女を以て、彼右京が妻とせり。是等の緣あるに因つて、長安公用を蒙り、佐渡往來の時は、越後に立寄り、家康公の命と詐り、國の老臣を蔑如にし、政務を沙汰し、我慢奢侈多かりしが、天の懀めるにや、終に重病を受けたり。其病中に、生涯召仕へ

る數多の愛妾共を呼びて、汝等是迄他念なく仕へたりとて、金銀財寳を目錄にな
し、各一通宛遺狀を渡し、後に年來の非道不義を大聲にて言顯はし、慶長十八年
四月廿五日、六十九歲にて卒す。然るに石見守が長男藤十郞、熟思ふに、亡父石
見守、諸國の御藏を預り、且佐渡等の金山の奉行たりしが、一度の御勘定も致さ
ず。今度死去せるに卽きては、極めて某に御勘定仰付けらるべし。若其節金銀不
足に於ては、身の一大事なれば、父が遺言たりといふとも、容易く金銀を分ち與
ふべきにあらずとて、少しも渡さゞるが故に、妾共大に立腹して、右の段を大御
所へ訟へけるにより、石見守が職中になし置ける事共、委しく御詮議ありけるに、
私曲最も大なり。先づ御上へ書付けて上げ置きたる帳面の外に、金銀五增倍に餘
りければ、大御所の仰に、不足は常なり。餘れるは不思議なり。未だ此に限るべ
からずと、長安が召仕へる女共の中には、諸事を知りたる者あらん、召寄せて尋
ねよと宣ひけるに付き、直に連れ來り、上意の趣を申渡さるゝに、其女の答に、私
とても、何事やらん存ぜず候へども、石見守殿常々祕藏せられし櫃、居間の下に

御座候と申すにより、彼所を掘り穿ち、件の箱を取出させて御覽あるに、日本の寶を、異國へ渡したる目錄、且我國を討たせんといへる密謀の書狀、其外吉利支丹宗門を弘むる事共の書狀、其上庫中に毒酒を造り置く事數石なり。依つて逆心隱るゝ所なしとて、石見守が家老戸田藤左衞門を禁獄して、猶御吟味を盡され、同年七月九日、長安が總領藤十郎を始め、外記權之助青山圖書頭守成が養子なり・運十郎・內膳・右京等を、磔罪斬罪に仰付けられ、其外一類緣者を御吟味あつて、或は切腹或は流罪追放等に行はれけり。又武田信玄末子海野龍寶といへる者は、盲人なるが故に、武田家滅亡の時、刑戮を免かれ存命せり。其子に顯了といふ者あり。此は一向宗門長遠寺の住職となり、武田家の系譜並に幕旗等を所持しければ、石見守之を賺し取りて、己が種姓を武田氏に系けて、武田家の旗を多く用意し貯へたり。依之長遠寺顯了其子敎了、遠州大島へ流刑せらる。さて馬場八左衞門といふ者は、元、穴山陸奥守入道梅雪齋が四家老の內にて、嚮に水戸城主萬千代君に附屬せられしに、彼家の長臣等と爭論をなし、非分たるに依つて、終に小田原に蟄居し、數年

忠隣が許に在りて、齡已に八旬に餘りしが、瑣細の事に怨を生じ、去年十二月六日、大久保相模守、逆賊の石見守に一味もせし樣に、妄りに訴へけるにより、本多佐渡守へ、密に御詮議仰付けられたり。忠隣・正信は、兩翼の臣として事を取ると雖も、內には威を爭ふ心ありければ、正信、時節を得て申上げけるは、相模守が嫡子加賀守忠常忠常は、秀忠公無雙の寵臣、天資柔和にして、諸臣も之を尊めり。此等に付きて忠隣・正信愈不和なりと云々死去の砌、忠隣哀慕の餘り、同職の面々にも違せず、竊に小田原へ赴きし事、其外相模守が平生の奢侈を逐一申上ぐ。忠隣罪重疊して、遂に改易となる云々。

別記に、大久保相模守と本多佐渡守は、倶に執事の職にして、天下の政を掌り、權威を爭へり。故に正信は、忠隣を斥けんと思ふ意あり。爰に慶長十六年の秋、忠隣が嫡男加賀守忠常卒去せし時、相模守悲に堪へ兼ね、諸事を棄てゝ引籠れり。其時正信も一女子を亡ひ、憂愁の中なりけれども、政事を聽く事常の如し。正信に或人のいひけるは、始は深く悲み給へるに、今さなきは如何と。正信曰、子の死を悲むは私なり。之が爲に官事を怠るを、忠臣といふべきやとなり。之を聞く人

感心し、又八によりて、夫は忠隣が所爲に、相敵の辭なりともいへり。然るに今度馬場八左衞門訴訟申上げたるより、大御所、相模守を疑ひ給ひ、正信を以て密に秀忠公へ仰遣はされし所に、秀忠公卽ち、大御所は何と思召すやと、御尋ありければ、正信答へて、御憤甚しくましますと申上ぐるにより、秀忠公の仰に、忠隣を罪し給ふ事、如何にも命に違ひ奉らじと御返答ありけり。正信奉りて、大御所へ申上げける時に、忠隣、平生大樹へ勤仕の體は、如何なるやと問はせ給ふ所、正信答へて申すは、相模守近年は、諸事上を怨み奉るやうに相見え候故、御政務の事、御相談も稀々に候。又當時御奉公相勤め候輩は、皆忠隣が親類共と懇なる者に候。恐れ乍ら君御在世の間は、縱ひ異心ありとも、事を作す程の儀はあるべからず候。後後に至らば、天下の御憂となるべき芽も相見え候。昔高師直、尊氏に背ける時、諸士皆師直に屬し、足利家の權威を以ても、敵し難かりきと承り候。斯樣の事をも思召され、相模守を暫し押籠め給ひなば、然るべきやなどと申上げけりと云々、或本に、白石先生曰、世に大久保相模守を、本多佐渡守が讒せり。其報にて、其子

上野介、同じ様なる罪に會うて、永く家を亡せりといふなり。正信程の人、いかでさる事のあるべき。信じ難き事なりと云々。

或本に、家康公へ御見舞として、四座の猿樂、上方より參上して御能あり。右役者共御暇給はざる内は、替る〴〵上れり。或夜曰、某若年の頃、參州半國を領し、夫より段々大身となりて、今關八州の守護となり、當時日本に毛利輝元と某ほど、國數を領する者なし。然れども金銀といふもの、思ふ様に持たれぬものなり。金銀乏くては、何ぞに付けて、手の廻らぬ事もある物なれば、如何ほどありても能きものなれど、金銀を貯ふるには、藏人を多くせねばならず、藏人計り多くしては、人を持つ事ならず、人を持たねば、國を守る事薄く、合戰して、敵に勝つ事ならず。可レ成事ならば、人をも多く金銀をも多く持つ様なる積りはあるまじきかと御笑ひなされ、御前伺公の面々、御意の如く、兩様共に御不足なき様にとの儀は、中々大體の者の積には參り難く候と申上ぐ。玆に金春座の大藏太夫、御座敷の末に罷りありて承り、其翌日青山藤藏方へ參り、夜前此の如き上意にて候。其砌

り申上度程に奉ㇾ存候へども、憚多く、其上一大事を、人に聞かせ可ㇾ申樣も無㆓御座㆒候と存じ、差控へ申候。殿樣御願の如く、人を如何程も召連れ、其上御金も大分出來候樣に、致すやう可ㇾ有ものに候。此段仰せ上げられ候へと申すに付、藤藏聞きて、夫は先以て宜しき御爲なり。偖いかやうの積ぞ。尤の儀ならば申上げ、其方御奉公致さん間、一先づ我に言聞かせよといふ。大藏太夫、其樣は御直に可ㇾ申候間、其節御聞き候へと申すに付、靑山登城して、御機嫌を伺ひ、右の趣を言上す。公御笑ひなされ、夫は如何やうの積ぞやと仰せらる。藤藏、私も其有增を承り、其上にて可㆓申上㆒と存じ、相尋ね候へども、大事の儀に候間、御直に可㆓申上㆒候。御前にて承候樣に申す由言上すれば、是はよき慰なるべしと、頓て大藏を召され、靑山一人御傍に差置かれ、樣子御尋なさるゝ處、申上げけるは、夜前殿樣御意の通り、金銀貯へと申すは、御領地の百姓に高免仕かけ、所納の御藏の米大分あるやうに仕り、是を賣代なし申すか、又は山川の諸運上過分に御取なさるか、此兩樣の外は無㆓御座㆒候。然れども左樣遊ばされ候ては、領分の民迷惑仕り、御仕置

も直に遊ばされ、御家中の士も多く召連れ候樣に思召候ては、兎にも角にも御用金の溜り可ㇾ申樣もなく候。是に付、私存寄り候は、御領分の內、所々を吟味仕候へば、金銀銅鐵鉛等の出で候山のなきと申す事あるまじく候。功者の山師金掘を呼集め、掘らせ見申度候。若し金銀を取出し、御用に立ち候はゞ、何の障りもあらず、御重寶なる儀に奉ㇾ存候と申上ぐ。公聞召し、夫は其方一人の工夫か、又は誰ぞ其道に功者なる者の申すを聞きての事かと、御尋ね遊ばさる。大藏承り、上意の如く、上方の金山に懸り候功者、多くこれあるに付、其功者の物語を常々承り及び候て申上ぐと。然らば汝が家の所作を止め、金掘奉行になるべきかと仰を蒙る。大藏承り、何分にも畏り奉ると御請申して、家の業を弟子に讓り、國々の山師を呼集め、是を召して、伊豆の國へ山入を致候掘子を寄せて、晝夜の境もなく掘らせける處に、積の通り山も榮え、過分の金銀を掘出し、江戶の御城へ納め上る故、御機嫌淺からず。則ち大藏を大久保石見守になされ、武州の八王寺にて知行下され、瀧山に居住を構へ、金に懸る手代役の者上下數百人、與力同心の如く召

使ひ、後々は伊豆の山計りに限らず、關東所々に於て金山を見立て佐渡へも渡り、金山の仕置を申付く。石見義如なる取立に預かると雖も、元來の心立惡しき故、分別違ひ多く、第一身の本を忘れ奢を極め、種々の惡事取繕はん爲に、諸人を諂ひ、公儀を掠めたる事多し。然れども其身一代は別の事もなし。死後に至りて、積る惡事露顯せりと云々。

此節洛中の貴賤男女、區々にいひけるは、大久保相模守、重科もなく讒言にかゝり、家を亡し身を廢するにより、郎從等徒黨して忠隣を奪ひ出し、旅宿を放火し、其上に禁裏へ籠るなど沙汰し、騷動せしかば、忠隣所持の兵器を取揃へ、繩搦にして板倉が方へ遣はしければ、洛中の輩之を見て、安堵の思をなせり。扨相模守は、二月小二日、江州彦根へ赴けり。

或本に、相模守御改易の節、子息の方へ密に申遣はしけるは、我れ今度御意に違ふ上は、如何樣の罪科に仰付けらるとも、汝等は上意を待たず、逸つて必ず自害などする事勿れ。上明白なれば、實不實は後に顯れ、汝等が中一人なりとも召出

され、御奉公仰付けられなば、今の恥を雪むべし。若し汝等皆命を亡ひなば、假令後々思召し直さるゝありとも、罪なき證據も顯はれず、祖先の名を汚すべきぞと、敎訓せりと云々。

忠隣が伯父治右衞門忠佐も、創業の舊臣にして、駿州沼津に於て、二萬石を領したるが、其子彌八郎去年病死し、忠佐も當春死去す。時に遺言して、末弟彥右衞門忠孝に、所領を與へ給はらん事を願ひし時に、本家大久保改易せられし故、忠佐が跡式も沒收せらる。本多上野介正純・安藤帶刀直次へ、沼津の壘を割崩すべき旨を命ぜらる。又忠隣が嫡子加賀守忠常は、去ぬる慶長十六亥年十月十日、卅二歲にて卒去せり。其子仙丸八歲にて、遺領二萬石を相續せり。母は奥平美作守信昌が女にて、大御所の御外孫女たる故にか、本領安堵し、江府六本木の別墅に蟄居せしむ。或本に、仙丸は、後に加賀守忠職（たゞもと）と稱す。寛永二年八萬石に至る。今相州小田原城主十一萬三千百廿九石を領する大久保氏の家系是なり。二男石川主殿頭忠總は、外祖父石川日向守家成が養子となり家を繼がる。故に本領安堵して、東武に蟄居す。三男右京亮敎隆或敎澄・四男主膳正幸信は召籠めらる。五男內記幸成石川氏・六男刑部忠政・七男主

計忠勝・妾腹の子平右衞門忠尙等は、其罪に伏するにあらずと雖も、各蟄居せり。

或記に、忠隣が庶子右京亮敎隆・主膳正幸信は、武州川越に謫せられ、後元和元巳年各配所を轉じ、敎隆は津輕、幸信は南部へ赴けり。寛永五辰年父忠隣、江州に於て卒去せる後、兩人共に歸參を容され、大番頭に召出さると云々。

或本に、佐野修理大夫政綱は、佐野太郎基綱が後にて、實は富田左近將監が第二の男なり。三萬九千石を領す。大久保が縁あるにより、翌年慶長十九年三月、信州松本小笠原兵部大輔秀政に預けらる。佐野累代の家、斷絕に及びたり。後年息男二人召返さると云々。

或本に、青山大藏少輔並に弟朝比奈彌太郎泰重（權左衞門泰成が養子）・森川内膳正重俊（後に出雲守と稱す。）大久保與市郞忠辰・同半助忠當（たゞあつ）・日下部河内守、（一本、青山・朝比奈二人を脫す、）去る慶長十六辛亥年三月十七日、大御所關東へ下らせ給ふとて、相模國中原の御旅館に渡らせ給ふ時、忠隣が息男加賀守忠常が病急なりと聞きて、上裁を經ずして、密に小田原に行きしにより、各所領を沒收せらると云々。

先レ是正月小廿二日、關東に於ては、安藤對馬守重信・本多出雲守忠朝・高力左近大夫忠房・松平越中守定綱・牧野駿河守忠成（一本になし）・淺野采女正長重、命を承りて相州小田原に赴き、大久保が居城を受取り、安藤對馬守則ち在番す。（三月より、松平丹後守替つて在番すといふ。）其日巳刻、大御所は江府を御出輿あり、路次御鷹狩をなし給ひ、同廿九日駿府の城に還御なり。去冬以來、駿府に在る所の御馬廻の健士を、盡く江府に召されしを、人々大に怪しみしが、今度皆供奉して從ひければ、其疑惑を散せり。扨大久保相模守忠隣、江州彥根に蟄居しけるが、其後、世に沙汰せしは、城主井伊掃部頭直孝、（元和元年より舍兄右近大夫直勝に替りて家督相續せり、）或時相模守に向つて、貴客讒諛に蔽はれ、如レ此貶謫の身となられし事、世擧げて憂ふる所なり。何ぞ再應歎訴なきやと問ふ。忠隣答へて、忠臣犯なくして罪を得る事、古今例多し。是皆天なり。然るを強ひて申開かんとせば、君上の非を擧ぐるに似たり。故に我れ之を恐れ、再三糺斷を願はずと申されければ、直孝聞くに堪へで、感淚襟を沾し退きけり。（忠隣は、寛永五辰年六月廿七日、享年七十六歲或は七十八歲にて卒すといへり。法諱は溪庵道白と稱す。）又高山右近友（とも）詳（よし）は、志津ヶ嶽合戰以後、前田利家卿に仕へ、薙髮して南坊と稱し、二萬石を領しけ

秀吉、大佛殿建立

るが、今度切支丹宗門を轉ぜざるに由つて、家中内藤飛驒守如安等を禁錮して、前田家より、三月十七日に京都へ送り、夫より西洋國へ追放なり。同月九日には、將軍秀忠公、從一位右大臣に敍位し給ふ。敕使廣橋大納言兼勝卿・三條大納言實條卿、綸旨を捧げて江府に下向あり。依之諸大名に仰せて御饗應あり。又今日前將軍家康公、諸州の牧伯に命じて、江戸並に越後國高田に城を築かしめ給ふ。

大佛殿再興の事

抑京都大佛殿と申すは、豐臣秀吉公在世の時に、大伽藍を造營して、洛中洛外を賑かならしめんと思召し、先づ土地を選み給ふ。爰に東山阿彌陀が嶺の麓佛光寺の地勢、御旨に合ふべきを相せり。依つて天正十六年德善院玄以を、普請の大奉行に定め給ひ、南都の舊規を摸し、大佛殿御建立あるべしとの御事なり。玄以畏つて、奉行二十人・大工二十人を選み、其上に四國九州の人は、土佐の山中に入りて材木を伐出し、淀・鳥羽へ着觸せしめ、勢・尾・濃三州の人は、木曾山の材木を伐出し川に流し、勢州

桑名に着津せしめ、夫より大船に積み、南海を經て大坂に至らしむ。又五畿內・中國に北國の人を加へ、大佛の地形・石垣・築山等の普請を相勤むべき由の下知をなす。佛像は奈良の宗貞法印に命ぜられ、暦數を歷て、佛像共に成就せり。

或本に、大佛殿の釋迦大像は、木を以て之を刻み、漆膠を以て其外を塗籠め、像華嚴說方廣佛の體相なり。故に方廣寺と號す。大德寺の古溪和尙をして、住せしめんとの事なりし所、寺なるに及ばず遷化す。故に聖護院門主道澄法親王を別當職とす。或記に、此時の御本坊は、今の妙法院御門主の地にて、妙御門主の御本坊は、今、伏見街道七町目妙法院町といふにありといへり。後に聖護院二品法親王、相續いで別當になり給ひきと云々。

然る處に、慶長元年閏七月十二日子の刻に大地震して、佛像悉く破裂せしにより、秀吉公命じ給ひ、信濃國善光寺の彌陀如來を、此堂中に迎へて安置せられし處、太閤幾程もなく薨去なりしかば、後室政所殿の御計ひとして、故の如く信州へ返し給ひ、重ねて造らせらる。

或人曰、明和八年より五十年計も以前、伏見街道正面上ル町に、晒屋善右衞門とい

ふ者ありしが、裏に井を掘らんと土を鑿りしに、底に物あつて、掘る事能はず。段段人夫を掛けて掘つて見しに、六七尺計りもある赤銅の箱の如き物にて、其長さ幾許といふ事を知らず。此事人口に在つて、其儘にも置かれず、公儀へ訴へし所、頓て檢使立ちて御吟味ありけれども、誰知る者なし。然るに時の所司代に、大佛普請の時の書あり。方廣寺の廻りへ七尺四方なる、長さ二十間の赤銅を二十本土中に埋められし、是地震の爲にせられしと云々。此條は、糸割賦の年寄有來新兵衞剃髮して宗清といひしが、若年の時見たりしとの説話なりと。

或本に、去る頃大地震に、大佛破壞の時、秀吉公宣ふは、佛の知見を以て、其身破壞を知らざるは、信ずるに足らずと、矢を以て射給ひ、而して信州善光寺の如來を、大佛殿の本尊とし給ふ。時に殘暑甚しき折にてありしに、俄に飛雪天に滿ち、寒氣人を侵しければ、是如來の祟なりとて、慶長三年八月十七日、（秀吉公薨去の前日なり、）善光寺の本尊を送り還さると云々。（越後國の人曰、善光寺正眞の一寸八分の黄金佛は、今羽州米澤に在りて、毎月一日に開帳あり。是に限らず、上杉景勝卿會津へ國替の時、彌彦明神の神寶、其外領國にある舊物等は、悉く彼國へ引取られきと云々。）

慶長七寅年十二月四日、佛像已に鑄立終り、御首を鑄る時、如何したりけん鑄火佛胴の中に落入り、結構の材木に燃え付きて、漸々燒上りぬれば、諸人驚き騷ぎて、之を消さんと、手を擧げ足を空にして、喚き叫ぶ折節、魔風頻に吹き、忽ち佛殿に火移りしかば、奉行棟梁の工匠はいふに及ばず、洛中洛外の貴賤緇素、天災の猛火に肝を焦し、徒に見物してこそ居たりけれ。數年の善功一時に焦土となりたるは、是唯事ならず、秀吉公果報いみじくして、天下を知り給ひけれども、仁もなく信もなく、只收歛の臣を愛し、身の榮華を極め、其餘慶を以て、佛像を造立し給ふとも、佛神何ぞ非禮を受け給はん。正しく積惡の餘殃なりと、諸人眉を顰めけり。

或本に、大佛燒亡は十二月四日にて、十二三日が程も、火のありしとなり。其頃大坂に、金銀夥しく有之し故、大御所の謀にて、減らざらしめん爲に燒かせ給ひしと、專ら風聞せりとぞ。實は大佛の蓮華座一間半程落ちてありし所に、乞食が居て火を焚きしが、二三年も過ぎて後に自然と燒けしと云々。

或記に、秀吉公御建立ありし時の佛像は、土佛たりし故に、慶長元年の大地震の

爲に破裂せり。依之善光寺の如來を安置せられし所に、太閤幾程なく薨去ありしにより、如來を故の如く返さる。夫に付き異國迄も聞えたる大佛殿、本尊なくては如何と議せられ、重ねて佛像を作らるべきに定まりしが、其頃の佛師は、不才覺なるにや、木佛に造らんといふ者更になし。依つて鑄物師等に仰付けられ、佛殿を其儘に差置き、本尊を鑄立てんと、佛像の下地を木を以て組立て、塀下地の如くにして、其上を土にて塗り、鑄形を整へ、本堂の後に山を築き鞴(たゝら)を仕かけ、佛像の御首より鑄かくる樣にして、銅湯を流しかくる時に、如何せしにや、土形の內へ流入り、下地の材木に火付きて、一度に燃上りしと云々。

大佛殿燒亡

斯る後は大佛殿の蹟は、浩々たる原野となつて、僅に礎石のみぞ遺りける。然る所に去ぬる慶長十三戊申年の春、片桐東市正且元を駿府に召され、秀賴公並に御母堂へ仰入れられけるは、故太閤數年の功を積み、建立し給ふ前の佛像、一度は地震の爲に破裂し、重ねては火災に係つて燒亡す。當に前生の積惡を告げ、當來の凶を示すなるべし。然れば秀吉公孝養の爲、且は豐臣家安穩の爲に、大佛殿再興あつて、然

るべき由仰せけるにより、且元畏り、大坂に還つて此事を申上げければ、秀賴公及淀殿、素より其志なりと仰せらる。併此儀如何せんと御尋ありければ、且元曰、異國迄も聞えたる佛堂の、退轉仕る事も如何なれば、大御所の仰に隨はせ給ひ、御建立あつて可然かと言上しけり。大野修理亮治長も列座せしが、誠に日本の飾にも相成事ならば、將軍家より御建立あるべき儀なり。以前は豐臣家に御威勢ありしかども、當時の御身上にては、謂れざる事と思ひ乍ら、古老の市正が申す故に、諫言も奉らざるにより、彌大佛再興の儀を御許容あつて、同年九月廿二日、片桐東市正・雨森出雲守兩人に、御檢分仰付けられ、卽ち且元を普請奉行に定め給ひ、同十四酉年に事始ありけるが、今度慶長十九年の春に至り、十六丈の盧舍那佛・三十仭の堂殿、事故なく造り終りけり。其頃世に評しけるは、大坂に金銀財寶限なく蓄へあるにより、大佛殿再興あらば、金銀普く通用して、天下の滋潤ともなり、又得難き財は、人をして爭はしむるなれば、亂をもなすべきかと、未定の人心を窺ひ測つて、大御所の此の如くはし給ひしといへり。故に秀吉公の貯へ置かれし金銀も、大佛殿度々の建立

に、夥しく費しけりとぞ。

［補］京師愛宕山德正寺の什物に、大佛殿入用書物あり。左に記す。

一、金子四萬二千三百八十四枚。

此米百三十四萬七千百六十石二斗。

一、銀子二萬三千七十四貫匁。

此米百三十八萬四千四百四十石。

一、米二十三萬六千七百石。

三口合三百九十六萬八千百十五石二斗。

慶長十八年三月十六日

右板倉伊賀守殿算用狀寫也。

太閤秀吉公三奉行增田右衞門尉長盛筆寫

［補］大佛殿諸寸方、

佛高九間四尺五寸。面相三間。眼横五尺五寸竪一尺。鼻高五尺五寸、横四尺。

鼻穴廣三尺。耳長一丈。口横八尺、竪二尺二寸。手首より指先まで二間、巾七尺餘、大指廻り六尺五寸。足の裏長一丈四尺、巾七尺。膝廻り廿三間。白毫指渡二尺。羅勃數三百五十、大さ二尺五寸。蓮華座高二丈、廻り五十七間、差渡十八間。後光高十八間、巾九間。後光佛十六體、長各一丈一尺。

一、本堂桁行四十五間二尺五寸。梁行廿七間五尺五寸。大虹梁長十八間。棟高廿五間。柱數九十二本。但四間間なり、柱太さ差渡し五尺五寸。垂木厚さ八寸、巾九寸。上屋根坪數千五百廿八坪、下屋根同千四百七十二坪、上屋根片流れ十七間。寶鐸上下屋根四隅に付四尺五寸。唐銅なり。丸瓦長一尺八寸、巾一尺六寸、平瓦長一尺八寸、巾一尺六寸。各目方凡八貫匁計。前側窓高さ四間三尺、巾五間七寸。同屋根南北八間四尺。

一、仁王門本堂の前四面南北桁行十五間二尺五寸、東西梁行六間一尺、高さ十一間二尺。

一、金剛力士の像、高さ二丈四尺、面相六尺七寸。但し此像三度まで作り直したりといふ。相貌無雙なり。

一、廻廊四方にあり四百廿八間三尺四寸、内間の巾凡三間餘。

京都大佛殿の圖　其一

京都大佛殿の圖　其二

京都大佛殿の圖

其三

耳塚を築く

一、南門桁行六間六尺、梁行四間七尺。
一、門內東に向つて高麗犬を置く。長七尺。金色。
一、鐘樓堂廻廊の外、南の方にあり四間四方、柱數二十本。
　釣鐘高さ龍頭迄二丈四尺、差渡九尺二寸、厚九寸。
一、耳塚門前にあり高五間、塚の總廻り百二十間、石塔臺石一丈二尺、四方、五輪の高さ三間。文祿中頃年、朝鮮在陣の諸將、其斬獲の數を報進するに、其首級の重きを以ての故に、之を劓り之を馘りて日本に遣はす。秀吉公大に喜んで之を賞し、之を大佛殿の門外に埋めて、耳塚と號す。初め塚の巡に巾二間の堀あつて、北面に欄干橋あり。緣石今尙西方人家の軒下にあり。
補御當家家光公の御治世に至りて、大佛殿破壞するが故、松平伊豆守信綱の計として、寛文二年四月、銅像を破碎して錢に鑄られ、今錢の背文に、文の字ある錢是なりと、改めて木像を刻彫せらる。大佛師左近。幷に大堂廊門等御修覆あり。
安永四未年八月十一日午刻、前大佛殿乾角北の方二間目の角の出木、雷火の爲め

に燒く。此木箱包なるが故、火、箱の內に入りて煙立てり。人夫等屋根に上り、箱を割り水を灌ぎて、火鎭まる。
寬政十午年七月朔日夜子の刻雨降り、雷大佛殿の東の方より四本目の柱の枡形へ落ちて、雷火柱に燃付きければ、妙法院宮の人夫及近邊の者驚きて、水炮を以て防ぐ內、東西本願寺より、數百人の人夫駈付け之を助け、數多の龍吐車水炮を以て、火を防ぐと雖も、二十四間餘の堂上なれば、防ぐこと能はず、俄に足代を設けて防ぐ故其火消え、又人々心を安んずる所に、此火柱の合目の透より內へ通りしが、暫くにして堂內より火燃え出でければ、再び力を竭して防がんとすと雖も、火盛にして、堂內上屋根下屋根の間、一面に火となり、內外の猛火熾に、屋根の所所燒拔け、大瓦落込み、堂內一面の火となりければ、數千の人夫等、いかんともする事能はず、只眉を顰め、手に汗を握りて、空しく守りたる計りなり。火已に佛像に移る。佛像に置く所の金箔、火の爲に流れ落つる事、さながら大像の汗を落し給ふが如し。此火仁王門及び廻廊に懸りしかば、人夫等は、せめて仁王門の二

像金剛力士、長二丈四尺なりとも取除けんと、大綱を像にかけ、數百人力を極めて之を曳けども、少しも動く事なく、終に仁王門及び二像燒失す。後に燒跡を見るに、數百人して引くも動かざるは、像の下に臺石あつて、此石を彫り、之より木像の中へ大なる鐵を以て立てたるものなればなり。其火南の方廻廊より、南門及び四方の廻廊悉く燒失す。凡て此燒跡を見るに、南方の廻廊は北方へ燒倒れ、北方の廻廊は、南方へ、東方の廻廊は西方へ、西方の廻廊は東方へと燒倒れて、たとへば紙を內へ折疊みたるが如くにして、一瓦も外へ落つることなきは奇といふべし。又廻廊の外石垣の下には、髮結の床ありて、屋根には松の枯葉なんど積りたれば、火の粉は勿論、火氣にても燒けなんと思ふに、恙なく殘り、其餘東北の方は、石垣に續いて家建列びたるが、少しの火もかゝらず。又大殿の南に豐公の石塔あり。是れ豐國社破却の後、營む所にして、國泰寺雲山俊龍大居士と彫す。此塔前に小門あつて、板の屋根を覆ひ、又賽錢箱等ありしが、此火を免る。

一說云、大殿の內に、水神の祉ありしを、其頃妙法院門主、祉を御殿に移さる。故に火の災ありといへり。始め火大殿に懸りしといひ罵りし時、門主は御殿に

於て消火の御祈、丹誠を抽んで給ひしかば、其火鎮まりしと聞召し、家士等宮の疲れ給はんことを恐れ、諫めて休息をなさしめ給ひしが、再び火ありと聞召し、我が力及ぶ所にあらずとて、再び御祈の事なしといへり。

一、大佛殿にある所の物火を免れしは、

天竺佛眉間佛といふ。阿彌陀の立像、丹後光あり。最後光に影上になりたるものなり。黄金佛なりといふ　三天合體大黑天小像大佛の御腹内に安置する所。作知らず　三寶荒神但厨子に納む。本堂内の南の方の社に納む　誕生佛釋迦如來唐金二尺堂內にあり　其餘像前の器物　香爐　蠟燭立　花瓶　鐵燈籠一對　眞鍮釣燈籠一對　經文八卷　丸平瓦二枚是堂內勸化所にある所

一、炎上の後、本堂仁王門の鐵物・鐵銅唐金鎹(かすがひ)・鐵鉢・寶鐸等、境內に積重ねたること山の如し。中にも鐵の胴輪差渡五尺五六寸、中廣さ一尺四寸、厚さ四五寸、目方六十貫匁。此胴輪は、本堂の柱を〆合せたる物にして、柱は悉くはぎ合せたるが故なり。長き柱には、胴輪の十七八も入りたる由、鐵釘長短品々目方一本に、七八百匁より一貫八百匁、或は二貫匁位あるもあり。瓦釘は銅を以て作る。長さ一尺

八九寸より段々あり。瓦一枚々々釘留にせしものなり。是を以て其廣大なるを知るべし。

今燒跡の北に堂を營みて、釋尊の像を安んじて、大佛殿の假堂とす。其像は、大像の後光佛の寫といふ。其堂は、豐國社の樂人部屋を引取るなりと云々。

扨四月大十六日卯刻に、梵鐘を鑄終り、唐金一萬七千貫目、鞴數百三十二挺、樋口四筋、鑄師の棟梁山城國三條釜座彌右衞門・同助右衞門・脇棟梁駿州江尻長谷川武藏・江戶椎名伊豫・伊勢山田源左衞門、其外播磨・若狹・備後・美作・大和・河內・攝津・和泉の脇棟梁十一人、並に諸國鑄物師都合三千百餘人なり。鐘の銘は、東福寺の清幹長老に命ぜられ、日を經て後彫刻せられたり。

鐘銘 并序

欽惟

豐國神君、昔年掌㆓普天之下㆒、位㆓億兆之上㆒、外施㆓仁政㆒、內歸㆓佛乘㆒。是故天正十六戊子夏之孟、相㆓所於平安城東㆒、創㆓業大梵刹㆒、安㆓置盧舍那大像㆒矣。蓋夫慕㆓藺聖武帝南京

之大像、睎顧賴朝公東大之再建者也。雖然慶長七年臘月初四、不圖罹爵所之變、
已爲烏有矣。凡載髮含齒類、無不歎惜焉。粤
前征夷大將軍從一位右僕射源朝臣家康公、謂
正二位右丞相豐臣朝臣秀賴公曰、舍那梵刹者豐國之創建也。不幸而有變、不能
无遺憾焉。右丞相何不繼先志乎。右丞相曰、盛哉此言、憑茲丕一（一本作不一之二字）發弘願、
輙命片桐東市正豐臣且元、再建舍那寶殿、始慶長己酉至成慶長癸丑矣。速畢其
功者以大樹鈞命無盬、右丞相志願不淺也。童子聚沙之戲、猶功用不可測、矧過
長者布金之制乎。其佛身也萬德圓滿之受用身（一本脫身字）華嚴會上敎主也。臺上之盧
舍那・葉上大釋迦・葉中小釋迦、一華百億國、一國一釋迦、三重相關互爲主伴、音聲
無邊、色相無邊之相好、不移寸步、可立而見矣。寔變忍界成報土者乎。其寶殿也
公輸削墨、郢工運斧。嵯峨棟宇高秀青雲上、璀璨玉碣深徹黃泉底。千楹萬柱峥嶸
其中。大梁小椽絡緯其上。繡楣焜燿彫拱玲瓏。堦塀疊石、鈴鐸鳴風。壁門前聳玉扉四
廻、訝都史（卒イ）夜摩忽現下界、怪蓬島瀛州已在人間。人天鬼神所共瞻禮、寔天下

之壯觀也。 緬憶菴沒(一本沒下有羅字)那爛陀大刹甲于西域、嘉州阿逸太大像冠于東震、亦風猶在下矣。 加旃欲鑄梵鐘、以備晨昏、金銀銅鐵鉛錫白鑞積如丘山、火官冶工差肩而雲集。 橐籥時奮鎔範已設、萬鈞洪鐘一時新成矣。 周禮所謂于鼓鉦舞甬衡旋篆無不備矣。 昔在佛世、梵王下鎔鑄祇桓金鐘、拘留孫造石鐘。諸佛出與亦不多讓矣。 夫鐘者禪誦之起止齋粥之早晚、送迎緩急之節、必鳴之以驚衆焉。 顯密禪法器之制、莫先於鐘。 故建寺安衆必先置之。 然亦摧折魑魅屈伏魔外、三寶爲之證明、諸天擁護、罽賓吒王劒輪頓、南唐李主累械忽脫、雲門七條德山下堂、其妙用不可勝計矣。 蒲宗(牢イ)一聲上徹天宮下震地府。雷鼓霆擊普及微塵刹土、使人天幽明異類耳根淸淨以證入圓通三昧、其絕(施イ)不亦博乎。 金索簨簴以之掛著寶樓、祝曰、仰冀天子萬歲台齡千秋。

銘曰

洛陽東麓 舍那道場 聳空瓊殿 橫虹畫梁 參差萬瓦
崔嵬長廊 玲瓏八面 焜燿十方 境象兜夜 利甲支(扶イ)桑

新鐘高掛　爾音于鍠　響應遠近　律中宮商　十八聲緩
百八聲忙　夜禪晝誦　夕燈晨香　上界聞竺(空イ)遠寺知(和イ)湘
東迎素月　西送斜陽　玉筍掘地　豐山降霜　告怪於漢
救苦於唐　靈異惟夥　功用無量　所庶幾者　國家安康
四海施化　萬歲傳芳　君臣豐樂　子孫殷昌　佛門柱礎
法社金湯　英檀之德　山高水長

旹慶長十九甲寅年孟夏十六日

大檀那正二位右大臣豐臣朝臣秀賴公

奉行　片桐東市正豐臣且元

冶工　名古屋越前少掾藤原三昌

前住東福寺後住南禪大英叟淸韓謹書

一本に、

洛陽大佛殿鐘之銘并序

欽惟　豊國ヽヽヽヽ聖武帝ヽヽヽヽ

鐘銘抄曰、人王聖武天皇より百八代の帝後陽成院の御宇、天正十六戊子年夏四月の始に、所を選みて平安城の東に相立てゝ、大梵刹を創建して、圓滿報身佛の盧舍那の大像を造らせられ、安立し給へり。昔夫昔人王四十五代聖武天皇の御宇に、南京の東大寺を建立にて、大佛を据ゑ給ひぬ。是を慕ひてなり。

又將軍頼朝公の東大寺を再興ありし事を、睎願見給へるなり。

雖ㇾ然慶ヽヽ爵所（南方の神の名火神なり）之變已ヽヽヽヽ過二長者布金之制一乎

法華經の第一卷に、佛の說き給ふは、乃至童子共の遊ぶ事の戯に、石や沙を集めて、佛を入るゝ塔を造るに、如ㇾ是にするの衆生も、皆佛道をなせり。矧や又天竺舍衛國に、須達長者とて、財寶山の如く貯へ積みたり。佛を招請して寺を立てんと思へども、よき靈地なければ、何卒して祇陀太子の園を、買取らんとあれば、此園に黄金を布きたらんに於ては、下し給はらんとあれば、則黄金を布きて參らせて、買二受之一。其所に祇園精舍を立てしとなり。

其佛身也萬德ゝゝゝゝ寔變ニ忍界一（此娑婆をいふ）成ニ報土一者乎

此大佛といふは、萬德圓滿の受用身にて、釋迦一佛の分身の盧舍那佛にてましますなり。盧舍那といふも釋迦といふも、名は異なれども、體は一つにて、釋迦如來の瓔珞細輭珍御の服をして、大きに身を現ぜらるゝを指して、盧舍那といひ、塵弊垢衣を召されて、小き身を現じ給ひ、或十六丈或一丈六尺の御身になり給ふを、大釋迦小釋迦といふなり。盧舍那佛は、釋尊華嚴經を說き給ふ時に、盧舍那の形を現ぜらるゝなり。さる程に東大寺は華嚴宗なれば、本尊大佛盧舍那にてましますす。今平安城の大佛も、南都のうつしなれば、舍那の事を書かれたり。釋尊の華嚴經を說かせらるゝ時に、影現報土といふ淨土が現じたるなり。此報土は、華嚴世界といひて、蓮華の如くなる世界なり。千葉の蓮華なり。其蓮臺の上に、大釋迦とて、十六丈の佛のましますす中程には、小釋迦とて、一丈六尺の佛、其蓮華の一葉の中に、大きなる國土が百億あるなり。其一國に、釋迦の一佛づつましますす程に、是も一葉の中には、百億の釋迦のましまして、其所

の菩薩達を教化なさるゝなり。千葉の蓮花の如くなる形にて、世界なれば、釋迦の數は限りあるまじきなり。華嚴經の時に、斯樣の淨土が現じたるなり。三重の舍那と、大釋迦と小釋迦と、互に戒文を授けられて、主となり伴とならせらるゝなり。玆は梵網經の事をいへり。梵網經は、華嚴經の開經なれば、舍那と釋迦と、別の佛にてはなし。釋迦一佛の分身にして、或は舍那報身となり、或十六丈大釋迦勝應身となり給へるなり。天台宗には、影現の報定めて、假初にも此摩竭陀國正覺山七寶菩提樹下金剛寶石の上に、現じたりとの事なり。又華嚴宗には、娑婆は則ち華藏と立てゝ、此娑婆こそ華藏世界なれ。更に娑婆を離れて、別に華藏世界をば求むまじきとなれ。さて釋尊の說法の御聲は、常に一里四方に聞ゆるなり。目蓮思へらく、佛の御聲は、聞えぬ所もなくして、十方世界に聞ゆ。さもあれいか程聞ゆるぞとて、神通を以て飛行して聞かんとて、西を指して飛行きて、十萬億の國土を飛過ぎて、光明幡世界といふへ至りて聞かれけるに、釋尊說法の御聲は、その座にあつて聽くが如し。又釋尊の御身

は、いか程といふ長を知らず。常は一丈六尺なりと雖も、勝應身の形を現じ給へば、十六丈になり給ふ。又須彌山の大海より、顯れ出でたる如くなりと。是も今限りのあれば、勝應身の事なり。舍那の身を現じ給ふ時は、いか程なりといふ計りはなきを、色像無邊とはいふなり。斯樣の事を思へば、是大佛を見れば、歩み行かずして、其まゝ華嚴會上も、まのあたりに見るやうにあり、忍界は此娑婆を指していふ。此大佛を見れば、此娑婆世界が實報土に變じたるやうに思はるとなり。

其寶殿也公輸ヽヽヽヽ庵沒那爛陀大刹菴沒羅國といふ所に、那爛陀寺といふ寺天竺第一の伽藍なり。堂の廣さ四十八里あり逸多大像冠于嘉州といふ國に、彌勒の大佛あり。石の山にあるを、其儘彌勒菩薩の像に切付け置ける、佛の高さ三百六十丈あり云々周禮所謂于鐘の口より上の筋をいふ鼓于の上の筋なり鉦鼓の下の筋なり。舞鐘木のあたる所甬舞の上の筋なり。衡甬の上の筋なり旋龍頭の事なり篆鐘の紋なり。無不ヽヽヽ梵王下鎔鑄祇桓ヽヽ梵天王、天より下り、黄金を以て祇桓寺の鐘を鑄たり拘留孫造石鐘ヽヽ過去七佛の內の拘留孫佛は、青石を以て鐘を造られければ諸の佛の出で給ひて說法なされたり罽賓吒王劍

罽賓吒王は、昔天竺にあり。殺生を好む事甚し。死して後、頭は魚となれり。

天より劒輪降下つて、其魚の頭を悉く切割く。されども鐘の聲を聞きて、苦患を遁れ助かり、後成佛せられたり。南唐の李公主といへるは、世の政を惡くせられたる報にて、死して累械を入れられてありしに、或人頓に死す。彼人李公主の有樣を見て居たりしが、李公主、此人に曰、子は非法にて死せる程に、頓て蘇生あるべし。我子に此有樣を告げて、我が此苦しみは、鐘の聲を聞けば止まる程に、寺々に鐘を鑄て、撞かしめよとなり。果して彼れ蘇りけり。其子に逢うて告げければ、既に鐘を鑄て寺々に寄せけり。忽其苦を遁れて、終に天に生じたりと夢に見けりとなり。

雲門七條德山下丶丶丶矣（雲門の聲、七條の古則あり。德山托鉢下堂といへる古則あり。鐘の妙用、あげて計へ難しとなり。）蒲牢（宗イ）（鐘の聲なり）一聲上丶丶丶幽（しせる）明（いける）異類丶丶丶金索（金にてしたるつる物なり）簨簴（つり木なり）以之掛丶丶丶台齡千秋

銘曰

洛陽東麓（阿彌陀峯の麓なり）百八聲忙（鐘を撞くに、三緩三緊といふあり。十八聲づつ撞くに、三度はゆる〱とつきて、又十八聲づゝ、三度は緊しくつく是を三緩三緊といふ。十八

聲づゝ六度なれば百八聲なり　夜禪晝誦座禪觀法にも、夕には灯をとぼし、晨に誦は香をたくにも、鐘の聲次第なりと　上界聞竺伯樂天が杭州天竺寺の詩にも、上界鐘淸下界聞といふ句あり。東坡もいふなり　遠寺ゝゝ玉笥掘地昔孫知諒といふ者、玉笥山にて、氣の立つたを見、掘りて鐘を得たり　豐山降霜豐山の鐘は、人不擣之とも、霜降る時は自らなる　告怪於漢漢武帝時、鐘三月迄鳴不止事ありし、蜀山崩じたり　救苦ゝゝ南唐李公主前に出づ　靈異ゝゝゝ國家安康天下國家もやすくやすらかにして　四海施化四海に化を施し　萬歲傳芳萬歲芳き事を傳へし　君臣豐樂ゝゝゝ法社金湯法社金湯の城を堅くする如くに守護せられよとなり　英檀之德英檀の德は山の如く　山高水長高くして水の流れは絕えざる如しとなり

慶長十九甲寅歲孟夏十六日

大檀那正二位右大臣豐臣朝臣秀賴公

奉行片桐東市正豐臣且元

冶工京三條釜座名護屋越前少掾藤原三昌

前住東福後住南禪文英叟淸韓謹書

同本に曰、鐘鑄の奉行として、中山山城守來つて鐘を鑄る。其鐘を鑄たる跡、今にかねい町といふ。山城守死去するに、此所に葬る。慈照院と號する禪院あり。高大寺の末寺なり。

又曰、豐國の社は、破壞に及びて今はなし。神號は落して、今大佛殿南の方に移し、墳墓を築きて、國泰院雲龍大居士とせり。智證大師より廿二代興意法親王、是は聖護院宮なり。大佛の棟札を書き給ふ事によつて隱居なされ、是を白川照高院の御門跡とて今にいませり。

或記に、東福寺淸韓長老は、五山の碩學、殊に文章を以て世に鳴る。最も秀賴公歸依し給へり。此銘の中に、國家安康の四字の句あり。今般大佛殿再興の事、將軍家の思召、據なくして張行せられけれども、莫大の費用なれば、心裡に怨恨を含み、之を幸とし、秀賴公淸韓に命ぜられ、關東調伏の文を書かしむるの由、誰れいふともなく言觸らせり。且大坂の群臣等が底意にも、大御所を怨み奉る故に、殿閣の棟札にも、大御所より經營の監使たる北島文左衞門・中村彌左衞門・正木治右衞門・淸水久左衞門・植木久兵衞が姓名を載せず。茲に基きて德川家と豐臣家と不和なりと云々。

別記に、棟札は、凡て普請奉行大工の姓名を記すべき者なるに、此度は豐臣家武運長久の事のみを書けりと云々。

或記に、片桐市正且元駿府に參向し、洛陽大佛殿成就し、洪鐘も不日に鑄終へければ、當仲秋上旬に、開眼供養あるべき由を言上し、且獻上物等有之なり。大御所御前に召出され、御雜話時を移し、五月廿二日に御暇給はり、秀頼公へ巢鷹を進せられ、市正へは駿馬並に巢鷹を下されたり。而して鐘は、五月に鑄終れりと云々。

大坂所々怪異の事

去ぬる慶長十七年午の春、秀頼公の詰衆津田出雲守・渡邊內藏介（此時は權兵衞と稱すと）及兒小姓十人計り、野田の藤の花を見に行きけるが、終日酒宴沈醉して、或は二三人、或は四五人づつ船を浮べ、福島・海老江などに赴き逍遙しけり。然るに林齋といへる盲人と出雲守と、藤の邊に遊觀して居たる所に、薩摩の浴者共六人、四尺計りの刀の鐺に、小さき車を付けたるが爰に徘徊し、出雲守と口論に及び、六人の者共刀を拔きて切つて懸りしを、出雲守は、十文字の鑓を揮つて、野田の邊まで押出しけるが、惡黨等爰より取つて返し、又切蒐けたるに、出雲守九ヶ所まで疵を被れり。林齋は盲人なれ

ば所爲もなく、濱邊に積み置きたる割木を取つて、透間もなく惡者共に投懸けたる故に、惡黨等少しは避易して、あぐみたる處へ、渡邊内藏介馳せ來り、薙刀を以て、敵三人に疵を負せたり。又出雲守が從者共は、野田の邊の在家に居たるに、之を聞きて漸に走り來りて、主を箯に乘せ歸宿しけれども、其疵平癒せずして終に死せり。同十八年の春、大坂城内、秀頼公の寢殿と蘇鐵の間の中間柳の間に於て、田屋式部といふ者、豫てより詰合衆饗場備後守に宿意あつて殺害せり。之に因つて營中大に騷動して、僉議の上、式部には切腹仰付けられたり。又其後渡邊内藏介は、私用あつて天王寺邊へ行きける處に、其頭名に聞えし關東の荊組といへる溢者、玆に徘徊し、渡邊と鬪諍に及びければ、渡邊奮擊して、惡黨共を追拂ふ事は拂ひけれども、その身も這々の體にて大坂へ歸れり。又其砌、内藤新十郎玄忠其外小祿の輩、生玉の社内に於て、是も荊組と口論して刄傷に及び、疵を被りて歸れり。去年渡邊が野田の藤見の鬪諍を始め、今日内藤等が喧嘩、皆西南の間なれば、大坂衆彼方角に軍して、敗亡すべき兆ならんと、さゝやきあへりける所に、同十九年二月小四日、彗星東より

出づ。此時朝鮮の浪客李文長といへる者に、焦氏が易林を以て占はしめければ、人面九口長舌爲ㇾ斧、劉破ニ瑚璉一殷南絶ㇾ後といふ辭に當れり。又曰、集ㇾ兵爭ㇾ强、失ニ其貞良一敗ㇾ我殺ㇾ卿といふ辭あり。大に凶なりと申すにより、秀賴公驚きたまひ、近國の諸社寺にて、祈禱を仰付けられたり。諸人これを聞きて、唯事ならずと眉をひそめけり。

記には、十九年の仲春より、東南の方に彗星出で、其西北に向ふ。朝鮮國より來れる李文長といふ者、武備志を以て考ふるに、最惡星にして、兵亂の兆あり。彗星春より夏に至らば南に利あり、若し東西に兵革發りて、春夏の内に合戰あらば、東必ず勝つべし。若秋冬に兵亂起らば、軍必ず和睦とならん。其故は時節陰なり。征伐の時にあらず、政道の時なり。又來春より夏の中に、東南より兵革起らば、西北必ず負くべしといひけるが、彗星春より夏に至るまで出で止まざるに、諸人愈之を忌みて、明年爭亂の事あらばと、恐をなさゞるはなかりしと云々。彗星出現の事は、諸實錄に多く之を載せず。不ㇾ審。

同年二月五日申刻、坂城天守より、黑氣龍の如く立登りて、矢倉に蔽へり。殿中の人々は、之を知らずと雖も、城外より見付けて、天守燒くと諸人周章さわぎて馳せ集り、城中の諸士も騷ぎ立ちて、人を天守に登らしめて見せしむるに、黑雲蔽ふのみにて異事なし。

黑氣の立登る事未ㇾ詳。或本に、二月五日坂城の天守より、羽蟻多く飛去り四月二日夕日の色銅の如く、三日旭の色、銅の如し。六日霰降りて寒天の如しと云々。

又叡山に一つの不思議あり。學林坊の奴次郎、天狗に摑まれ行方知れざる所に、十日計過ぎて、彼二郎歸り來り、我れ此間當山の次郎坊の使者として、愛宕山の太郎坊・上野の妙喜法印・鞍馬山の僧正坊・彥山の豐前坊・大山の伯耆坊、叡山へ參集せらるべき由の觸あり。卽天狗達各集ひられたりといふにつき、皆人不思議に思ひ、八王寺の三宮に參詣して之を見るに、天俄に曇り、甚雨疾風して大霰降り、其後に奴次郎、三宮の社壇の棟へ飛上り、例の如く落ち、軒端に於て起き、其後は足を揚げたり立ちたりす。其外同類の者共大勢、社の上に於て、色々の不思議をなし、扇を以て

歌舞の體をなす。又三社の扉を、尋常には二三十人ならでは持たれざるを、一町程づつ投げたり颺げたりす。然れども此扉聊かも損せず、且虚空より大礫を數多打ちけりといへり。

或記に、此事は今年ロ月廿二日、或は二日、叡山南光坊の天海、駿府に來りて申上げしといへり。

又今年伊勢躍と名付けて、庶民衣服を飾り、練絹を竹竿にかけて唱謠し躍る。勢州より始り來つて、都鄙殆んど普くして、遂に此躍遠州・駿州に及ぶ。伊勢太神宮飛來り給ふといひて、幣帛を道路に飾り、集り見る者市の如し。家康公聞召し、巫蠱不詳の事は、王者の禁ずる所なりとて、堅くこれを制し給ふにより、伊勢躍は止みぬ。後果して大坂の亂あり。古より民の訛言時の童謠、史の載する所、今も亦奇なる哉。

或記に、慶長十八年九月より十月に至り、畿內近國神躍をなす。又別記に、同十九年八月九日、於勢陽天照皇太神宮野上邑に飛遷り給ふ由託宣あり。是兵亂の兆相といへりと云々。

大佛供養評定の事

去ぬる四月十六日、或は五月八日、大佛殿の鐘鑄終りければ、開眼は仁和寺御門主、供養の導師は妙法院御門主と定まり、鷹司殿下並に公卿殿上人、諸國の僧衆の次第相調ひけり。さて關東より來る八月二日一本三日開眼、十八日堂供養あるべしとのことなり。然れども十八日は、豐國大明神臨時の祭日なる故、二日早天に開眼、同日午の刻に供養行はるべきに定まり、又豫て大御所よりは、秀賴公にも御上洛あつて、供養執行したまひ然らん。さあるに於ては、供奉の輩、諸大夫に任ぜらるべしと仰出されたり。

或本に、南光坊天海、大御所へ達しけるは、此度大佛開眼の導師は、仁和寺の御門主たる由なり。已に妙法院御門跡供養の導師なれば、開眼の導師も、相兼ねらるべき事なるに、眞言の御門主、開眼の導師たらんには、座論出來すべきか。故太閤秀吉公の時、高野山の木食興山寵遇厚きが故に、毎度眞言宗を左とし、天台宗

を右とす。是には準據すべからざる由を訴へければ、大御所聞き給ひ、他の供養の例に據るべからず。聖武皇帝南都大佛御造營、頼朝卿再興兩度供養の例を、追ふべき旨を命ぜらる。依之南光坊金地院兩人より、片桐且元が方へ書牒送ると云々。

さるに依つて七月小十七日、織田上野介信兼入道老犬齋（初長野三十郎と稱す。信長公の舍弟なり。丹州氷上郡三萬六千石を領す。）同舍弟長益入道有樂・片桐東市正且元・大野修理亮治長・片桐主膳正貞隆（或元重下皆同之）等を召され、今般上洛の事如何あるべし。各所存を殘さず、是非を可申旨、秀頼公仰せられければ、修理亮左右を見繕ひ、進出でて申しけるは、君今度御上洛無之とても、供養調ふまじきにもあらざれば、御不審の儀あるに於ては、御上洛御延引然るべき由を言上す。織田兄弟も、修理亮意見に同じければ、秀頼公も服從し給ふ處に、片桐且元が曰、先君御心を盡させられ、御建立の大佛殿御再興ましますは、天下安全の爲、且先年御入洛の節も、御參內なきにより、大御所御立腹の由を粗承り及び候。然るに今度御上洛を御止あらば、世上にて、さま〴〵の事を申觸らし、關東

の御疑を重ねらるべき間、是非とも御上洛の上、御參內あらせられ候へと申上げける時に、織田兄弟申すは、市正の申さるゝ所一理ありと雖も、關ヶ原合戰以後は、御譜代の人々も、心中賴み難きやうに相成りぬれば、如何なる變異あらんも測られず。殊に供養を兼ねて御參內も、恐たるべしと申すにより、滿座此儀に一同し、愈上洛を止めらるゝに決し、各退出せり。

或記に、去月片桐市正駿府に下向し、其子出雲守高俊を、本多上野介が聟とせし由を約しけるにより、大坂の姦臣等が讒言頻にして、秀頼公、甚だ市正を疑ひ給ふ處に、山口伊豆守・間宮權左衞門、泉南の耶蘇宗門を糺さん爲めに、大坂に來るを以て、御上京あらば、市正大坂を拔きて、城中へ關東勢を引入れ、淀殿を虜とすべき聞えある故、彼供養延滯すべしと觸促さる。然れども堺の邪徒、兵を動かすに及ばずして、山口・間宮敵人を捕へ、泉南速に平均すと云々。

然るに織田老犬齋、如何したりけん、起座すると等しく吐血して卒去す。時に六十七歲とかや。大佛供養評議の時に當つては、不吉の事かなと、皆人忌みて私語き合

ひけり。

或記に、七月十八日、匠長中井大和正次、大佛殿棟札の寫、鐘の銘の草案を駿府に獻ず。依之金地院崇傳長老、（寛永十年正月二十日に寂す。圓照本覺國師の號を賜はる、）林道春を召して讀ましめ給ふに、鐘の銘の中に、右僕射源朝臣家康公とあり。僕射は大臣の唐名なり。然るを斯く記せしは、射源家康公と讀む意か、又臺上の盧舍那、葉上の大釋迦、葉中の小釋迦、一華百億國、一國一釋迦、三重相關爲主伴とあり。是は華嚴經の文なり。三佛は、互に主となり伴となり、出世成道する意にて、天下の主となるも、交る交る君となり臣とならんといふ微意をこめて、此次は豐臣家天下の主たりとの義ならん。又天子萬歲とあるは、連書よりは上げて書くべき法なるに、大旦那豐臣朝臣と等しく書き、又國家安康と、御諱の字を兩斷に致され候事、沙汰の限なる由を言上に及びければ、大御所御憤甚しかりきと云々。

或本に、林道春は常に呼びて、羅浮山人と稱す。初め三郎信勝といへり。東照宮・台德公・大猷公・嚴有公の四主に仕へ、法印に敍し、明曆三年七十五歲にて卒去す。

文敏先生と諡すと云々。

新東鑑卷之三畢

新東鑑巻之四

片桐且元駿府邊下向の事

慶長十九甲寅年八月二日には、大佛供養執行の爲に、七月小廿一日より、片桐兄弟を始め、追々上京しけり。例の物見だけき京童部共なれば、棧敷を構へ、見物の貴賤上下群集しければ、當日は如何計り賑ふならんと思ひ居たる所に、同廿六日、或は廿一日、又廿九日に作る、所司代板倉伊賀守勝重、使を以て片桐且元が方へ申送りけるは、大佛殿鐘の銘の中に、關東調伏の文あり、且棟札の書體宜しからざる由、申す者あるに依つて、大御所の御憤斜ならず、今度の供養御延引あるべしとなり。且元は不意の事なれば、甚だ驚き返報に及びけるは、鐘の銘の事、全く右大臣殿並に淀殿の知らせる所に非ず。東福寺の清韓長老述作せり。某不學にして、文理を辨へず候。然れども

俺忽に銘を彫刻する上は、愚臣が罪免るべからずと雖も、只今天台・眞言の僧徒千口を集め、供養を促して、其の費用幾といふ事を知らざれば、止むるにも由なし。後日兩將軍家御腹立あらば、所詮某切腹仕り申譯遂ぐべしといへば、伊賀守重ねて、貴殿御切腹に於ては、申譯は相立つべけれども、勝重京都守護職としてあり乍ら、關東の御意に合はざる儀を私に容し、若し事あらん時、陳謝するに辭なければ、供養執行存じも寄らずと、嚴しく申送りぬれば、連日に上京せる大坂の諸臣、是非なく歸れり。又畿內近國より集り來れる僧徒も退散するにより、大佛近邊に結構したる商人の店屋も、忽に破却して、右往左往に散亂しければ、諸事徒なる事共なり。茲に片桐市正は、淸韓長老を呼びて、梵鐘銘文の事を糺斷するに、全く咒詛の詞にあらず。世の廣才碩學に、按問を遂げらるべき旨を陳謝せり。さる程に大佛供養停止ありければ、秀賴公の近臣會集して群議しける中に、大野主馬助治房治長が弟なり曰、去る頃南禪寺の崇傳長老駿府に下向して、鐘の銘に、國家安康の文あり。是關東調伏の意旨なりと申上ぐるに依り、大御所憤ありと承り及べり。然るを此儘に捨置かれ候て

片桐且元駿府へ下向

は、兩御所の御旨趣如何あらんや量り難しと、申上ぐるに付きて、片桐市正駿府に下向して、宜しく陳防すべき由を命ぜられ、七月廿九日、大坂を出足するとぞ聞えける。

或記に、八月四日、中井大和、大佛殿棟札の寫を、大御所へ獻じけるが、先達て上覽に備ふるに違はず。同五日板倉内膳正重正、（勝重が次男なり、）大御所の命を奉りて上京し、五山の碩學の僧侶を集め、大佛殿の鐘の銘並に序文、凶詞なるや否や、衆議判を得て、呈進すべき由なりと云々。

斯くて片桐東市正且元は、八月大九日駿府に下着し、鐘銘の作者清韓をも召具したる由を、本多上野介に相達しければ、正純の答に、御邊御城下へ參らるゝ事は、可レ有二遠慮一と申すにより、鞠子禪院德願寺を旅宿とし、御上意を相待ち居たるに、本多上野介正純・安藤帶刀直次・南禪寺崇傳三人、（一記に、成瀨隼人正正成を加へて四人に作る、）德願寺に到り、片桐に對して申しけるは、未だ上意の趣は承らずと雖も、秀賴公の御行狀關東に聞ゆる所、甚だ以て宜しからず。第一兵具を調へ、士卒に馳引を習はせ、諸國の浪人を集め給

片桐且元清韓長老共に鐘銘を陳防す

ひ、一向合戰の御用意あるの聞えに依つて、皆人怪み思ふ處、今度大佛殿の鐘の銘に、關東調伏の文顯然たり。其外棟札の書體、旁以て大御所の御旨に叶はず。故に御機嫌以の外に勝れ給はざる由を語れば、片桐答へて曰、只今仰せ聞けらるゝ所の浪人を集め、兵器を調ふる事更になし。是正しく讒者の所爲なるべし。又鐘の銘棟札等の事、聊右大臣殿の知らせる事にあらず。淸韓作爲の文章、自然に不詳の詞となりたる者ならん。然れども是は淸韓が不屆たる由を陳ずるにより、各登城して、且元が申す旨を上聞に達しければ、韓長老を、町奉行彥坂九兵衞光正に召預けられ、本多上野介が宅に呼寄せ、正純一人にて穿鑿に及ぶ。時に淸韓曰、斯る奇怪を承る事は、誠に末世に至る不思議ならんか。愚僧關東へ對し奉り、慽むべき仔細なし。又秀賴公曾て知食す所にあらず。唯自然に文章の接續を失ひ、文字の位置を違ひ候儀なり。然るを其事を含みて、其失を擧ぐる輩、訴へ申す事と覺え候。此外に聊申上ぐべき品も無ㇾ之候との旨なりとかや。同十七日、奈良興福寺の南大門法隆寺の護持堂・招提寺（或聖靈院）法華寺（或法華堂）四箇所の棟札の寫を、中井大和より捧上せり。仰に曰、各大

工棟梁の姓名を載せざるなし。然るに今度大佛殿の棟札に、是を省く事仔細なきにあらずと、御立腹ましましけりとぞ聞えし。扨是より先に、板倉内膳正重昌、鐘の銘の御吟味として京都へ赴き、五山碩學の長老七人に、鐘の銘の凶詞を尋ねし所、何れも書付を差出しゝにより、其書を携へ或本に、八月十八日龍歸つて登城せり。彼返答は、各崇傳・道春等が考へし所に相似たりと。中にも妙心寺の海山和尚の書付には、清韓長老文章を以て世に名あれば、愚眼を以て其筆力を知るべきにあらず。依之臧否、決し難しと雖も、强ひて此文に意ありといはゞ、則ち意あるにもならん。然れども清韓意に挾む所ありて、書けるにもあるべからず。唯天下泰平を祝し、且遮那の功德を顯すのみならんかとの趣なれば、其答の直なるを、聞く人皆稱譽せり。其後評議あつて、淸韓は歸京の上、蟄居すべしとの命なり。又大坂にては、且元駿府へ下向の後、大御所の御憤甚しき由を、御母堂・淀殿傳聞せられ、重ねて大野修理亮が母大藏卿局、渡邊內藏助が母正榮尼、下向すべき由命ぜられ、同十五日駿州へ下着し、片桐に對面し、御城中へは恐ありとて、七軒町或大野壹岐守が宅に作るといふ所に旅宿して、大御所

大藏卿局
正榮尼駿
府下向

大藏卿局
正榮尼江
戶下向

の侍女阿茶局を以て、鐘の銘の事を陳謝する處に、卽日御城中に召されて、御母堂並に御簾中、御息災たりやと御尋の上に仰せらるゝは、常々哀慕して、成長の期を待ち得たるなり。察するに、右府は勿論御母堂にも、大樹の簾中とは兄弟の事なれば、害心は含まるまじ。唯家臣等心僻みて、浪人を招き、軍旅を修練する者ならん。早く佞臣阿黨を追斥け、眞實の情を顯はし、大樹と父子の親を厚くせらるべき旨を申すべし。尙餘事は市正にと御諚ありて、鐘の銘の事は御沙汰もなく、例の如く御饗應共ありければ、二女は大に喜び寓舍に歸り、速に大坂へも註進し、片桐が方へも申送りけり。扨二女は、一兩日逗留して申上ぐるは、御機嫌の御容子共を、右大臣殿並に御母公・御簾中へも申上度候間、早々罷登り度由を申しゝ所に、是迄遙々下向の序に、江戶へも參向して、大坂の容體を御臺所へ告げ參らせて、又關東の事共をも、御母堂・御簾中へ申上ぐべき由の上意にて、傳馬其外の事共、いと懇に御沙汰ありければ、二女は喜に餘りて、江府に下向致しけり。

記には、四月下旬、片桐兄弟並に大野修理亮三人、陳謝の御使として駿府に來り、

七月下旬に、大野治長・片桐貞隆兩人に御暇を給はり、八月末に、大藏卿局・正榮尼・二位局三人、下向すと作れり。

二女大坂へ註進の事

さる程に片桐東市正は、駿河に逗留して、大御所の御氣色を窺ふと雖も、異なる仰もなきに依り、本多上野介に付きて言上しけるは、（一本に、此言上、八月廿六日なりといへり、）左も右も仰を承り、罷登つて申上度旨を述べければ、其御挨拶はなくて、仰出されたる趣は、今程は御齡も傾かせ給へば、秀賴公にも、大樹御同前に、極めて御孝行あるべき筈の所に、大に相違せり。第一秀賴公の御簾中は、御母儀の爲には正しき御姪たるに、御入輿の砌、只一度御對面の由。依之秀賴公、六ヶ年の間、御雙枕ましまさず。二つには忠吉朝臣卒去の時、中陰の日限を過し、殊に平侍を以て御悔を仰せ進せられ、三つには、先年秀賴公御上洛の時、大御所を御疑あつて、一日の御逗留もなく、剰へ朝恩は、父母の恩遇よりも重き所なるに、參內も遂げられず。彌以て道なき事なり。抑大御

所は、太閤の御遺命を敬持し、異國本邦の猥藉を鎮め、諸人をして豊臣家を蹲踞せしめ、誠に忠ありて、聊も犯す事なき所に、慶長五年、石田三成が勸により、東國西國の大名に命ぜられ、德川家に誅を加へらる。然れども天道私なきを鑑み給ふ故に、小勢を以て大敵の圍を出で、賊將を擒にし、運を立所に開き給ふ。其砌恩義を忘れ給ふ秀頼公なれば、殺害あるべしと、諸人勸め申すと雖も、故太閤の舊好を思召して、大坂の城に差置かれ、七十萬石（攝河泉合せて六十六萬七千四百石餘と云々）の領地を進ぜられたる所に、頃年は、大坂を頼み來る浪人は、扶持すべしと御披露あるに依り、日本國中の盜者、大坂堺に充滿して、闇討强盜をなし、往還の旅人を惱し、加之大坂の御近臣兵器を整へ、軍場の驅引を習はるゝの由、專ら其聞えあり。依之世の人、合戰近々ならんと危み合へるに付、不思議の所爲と思召されし處に、今度大佛殿の鐘の銘に、國家安康の文字を刻む。是れ家康を斷ち國を安んせんといふ義にて、調伏歴然たる由流布せり。然れば兵士を集め、武器を調へらるゝは、叛逆の企なりと、明察し給ふ由を演べければ、且元答へて曰、大坂に浪人を招き集めらるゝにより、諸國の賊徒等、

大坂堺に充滿して暴惡をなし、往還の人を惱す由、御聽に達する事、豐臣家の不詳と申すべし。其由は萬一叛逆ありといふとも、山賊强盜の族を以て、如何ぞ關東に對し奉り、一日片時も挑み戰ふ事を得んや。若し謀叛の志あらば、なり難き迄も、故太閤恩顧の輩を相語らふべき事なり。然れば諸國の大名に觸仰せられ、豐臣家の廻文ありや否や、御糺明を遂げ給ふべし。又浪人共多く大坂堺に集るを以て、御不審を蒙る。今按ずるに大坂堺は都會なれば、諸事賣買下直にして、貧賤の者共、渡世心安かるべし。遠國に往する族は、其國に在つて年月を送り迎ふる事、易しと雖も、國の守護人を戴くより外、渡世相續するの術なし。又駿武の御兩國は、諸大名參勤して、其繁昌廣大、大坂に百倍す。凡日本國の人、十にして四つ五つは、駿武兩州に集れり。然れば諸浪人官仕を求むるには、便ありと雖も、繁華に過ぎ、賣買甚だ高價にして、諸浪人居住するに難し。大坂堺は賣買下直にして、殊に西國大名往還の通路なるより、浪人共も自ら集まり居申すかと存じ奉り候。又鐘の銘の事は、淸韓書記して、聊かも右大臣殿の所望にあらず。又淸韓心に貯へて、凶詞を書くべ

き樣もなし。只自然に出づる事と雖も、御不審を蒙るに及びては辭なし。然るを世人、文句に種々の理を附けて、上聞に達する事、右大臣殿の不運たり。實に調伏し奉らば、如何ぞ衆人の見るべき鐘の銘などに記さんや。是等を以て、異心なき事を御明察下されなば、公私の大幸なるべしと、謹んで演べければ、上野介承りて立歸りぬ。又斯くて九月小上旬に至り、本多佐渡守正信並に天海上人、德願寺に來りて、市正を尋問し、雜話の後に、正信いへるは、今度鐘の銘に、關東調伏の事、棟札の書體、且兵具を調へ浪人等を集め、合戰の御用意ある事、顯然たる上は、陳防の辭はなかるべし。右の所爲により、天下の人、內心に疑惑をなして世上靜ならず、然れば大御所の御怒、何れの時にか散ぜんや。唯今の如くならば、兵亂近きにあらんかと、上にも御心を痛ましめ給へり、貴客忠義を思はれんには、深く謀り遠く慮りて、天下靜謐の謀を申上げられよ。定めて近日召出さるべしと申せば、片桐暫く思慮して申しけるは、天下の人、安堵すべき謀、嘗て愚案の及ぶべきにあらず。願くは貴殿の心底を承らんといへば、正信曰、某が所存を御承知だにあらば、萬民安堵し、天下

静謐の基たるべし。先づ試に申さん。第一、大坂の御城は、無雙の要害なるを以て、諸人疑を生じ、秀頼公御謀叛を企て給ひ、御籠城の用意ありとの風聞專なり。然ればは他國に移らせられんには、斯る沙汰は必ず止むべきなり。第二は、秀頼公と將軍家とは、御親子の好ましませば、折節關東へ御下向ありて、水魚の思をなし給ひなば、誰か疑ひ奉らん。第三には、御母堂と將軍家の御簾中は、御連枝の御事なれば、御對面の爲め、且天下安全の爲なれば、東國に御居住あらば、諸人の疑、爰に於て散ぜん。此三ヶ條を、秀頼公へ申上げられ、何れなりとも御得心ましまさば、天下泰平なるべしといへば、天海上人も傍に在りて、誠に佐渡守の思慮、天下平治の謀なりと申しけり。片桐聞きて、貴殿の謀、最も國を治め天下を平にするの道に中ると雖も、假初乍ら天下の大事、豐臣家の浮沈此三ヶ條にあれば、私に計らひ難しといはんとせしが、此三ヶ條は、本多が私言にあらず。大御所の御内意を受けての事ならん。然れば秀頼公、三ヶ條の内を御承引あらずば、忽ち災の端起らん。須く謀あるべしと思案を極め、謹んでいひけるは、右大臣殿、大御所へ御敵對の御所存更になし。然

る上は、天下靜謐の基とだに存せられなば、爭か承引なき事やあらん。隨分諫言を奉るべしと申述べければ、正信・天海言を揃へて、尤も然るべしと談じ、各宿所に歸りけり。同五日本多が方より、市正へ使を以て申送りけるは、徳願寺は餘り程遠く、折折の會合も心に任せず。安西(あんせい)一本安田の屋敷に移らるべしとの趣に付き、片桐は、頓て彼屋鋪に移りけり。

或記に、本多上野介正純、先月廿九日武陽に赴き、今月六日歸參して、淸韓密に大坂へ下り、秀頼公に謁する旨、且古田織部正重然(しげとし)、淸韓を愛育するの聞えありと言上しければ、大御所御憤を含まゝせらると云々。

同九日、重陽の儀式にて、出仕の大名群をなせり。大坂の二女大藏卿局・正榮尼、昨八日駿府に歸り來りしが、殿中に召され、叮嚀に仰ありけるは、兩人久しく當地に在留せば、右府及び淀殿心勞せらるべし。急ぎ歸坂いたせよとて、美服黃金を授與し給へり。時に二女、上野介迄御返答の事を窺ふに、正純命を傳へて曰、曩に御諚ありし如く、大御所へ對し、秀頼公赤心を顯されんに於ては、是後諸事等閑にはあ

らせらるまじとの仰なり。同日晩に及び、市正を御前に召さる。則ち出仕して、御目見致す所に、久しく逗留の事を仰せられ、後に鐘の銘に、予が諱の字を記し、文字を挾み斷切りし事、巧なき由を申すと雖も、嬰兒は知らず、心ある者、如何ぞ凶詞なしと思はんや。然れども汝再三陳謝の上、尙之を疑ひなば、却て人の嘲を受くべければ、市正が申す所を用ふべし。只大坂に兵を起すとの風說、一向に止まず。我れ齡旣に七旬に餘れば、餘命久しかるまじ。右府にも、大樹同事に孝行あるべしと常に思へりしに、左はなくして、怨恨を生ぜらる。吾在世の內すら如ㇾ此なれば、歿後に及びなば、大樹と開戰あらん事、歎息するに堪へたり。汝深く謀り、遠く慮つて、泰平の基を開くべしと仰ありければ、其時且元、願はくは御前の格言を蒙り、何卒して御兩家の和融、天下泰平の事をなし度候と申せば、夫等の譯には、汝が胸臆にあるべしとて、其所以を說かせ給はず。且元再三辭を盡して、命を蒙らんことを願ふと雖も、御許諾の體もなきにより、據なく申上ぐるは、天下安全の謀、愚按の及ばざる所に候へども、第一、淀殿を人質に準じ、江府に居住の事。第二、大坂城を去

つて、他邦に移り候事。第三は、右大臣殿、將軍の姻家となり給ふ上は、御對顏勞に江府へ來聘の事、以上三ヶ條に過ぐべからず。然れども如_此事は、臣として量るべからず。併、淀殿御下向の儀に於ては、叶はざる迄も、愚意の趣諫言を奉るべし。故太閤の母公を、遠州濱松へ遣はされたる先例も有_之事に候へば、承引あるべきかと言上し、其後且元、正純に對し、若し淀殿御下向に於ては、江府品川邊に、四五町四方の屋敷を給はり、新宅を造り入來ある樣に仕度旨を申しければ、宅地の事、所望に任せらるべしと仰出され、卽御暇を給はり、且御着用の吳服を御手づから下さる。市正は其頃持病起發して、顏色快からざれども、拜領の服を着用し御目見えす。仰に、市正は病氣と雖も、能く似合ふ、若やぎたりと宣ふ。然後退出し、本多上野介に申しけるは、御暇給はりぬる上は、速に罷登るべきなれども、持病快氣を遂げざるに依りて、五三日も療治を加へ、其上發足仕り度由を言上しければ、意任せにすべき旨仰出されけり。市正は、去ぬる六月或は去春に作る駿府下向の節、息出雲守高俊を、本多上野介が聟とすべしとの上意に依りて、本多と緣者たるが故に、彼一族等、奔走する

こと日頃に越え、又大御所よりも、度々病氣御尋として、御菓子などを給はりけり。大藏卿局・正榮尼の二女、密に聞くに、淀殿を人質として、東へ下し奉らんと約し、御屋敷の事迄定めたるに依り、市正大御所の御氣色に叶ひ、種々の拜領物あり。其上本多が一族、奔走する由を聞き大に驚き、安からぬ事に思ひけれども、未だ實否を知らざれば、胸を撫でて九月十一日に駿府を發足せり。市正は病惱少々快しとて、十三日に發足し、江州土山（一本江州水口に作る）の宿にて、二女に追付きし所、大藏卿局・正榮尼のいへるは、大御所樣御憤深しと豫て申すにより、我々も如何なる憂目にか遇はんと、一向に心を苦しめしに、思の外に相違して、兩御所共に、常の御機嫌に渡らせ給へば、嬉しさの餘り、不審にも思はれけると申しければ、且元曰、いやとよ、此度三ヶ條の御所望あり。秀賴公他國に移り給ふか。然らずば御親子の御中何れなりとも御一人、東國に下向し給へとの御事なり。若此儀一ヶ條御承引なくば、忽ち事の破となりなん。此上は御母公、江戸に住み給ふより外はあるまじ。若し御承引なくば、幾度も申上げられ御下向ある樣に、其々に御勸あれと語れば、二女大に驚き乍ら、何

となき挨拶して、翌朝飛脚を以て、市正が逆意の由を、大坂へ委細に註進せりといへり。

或記に、武城經營の爲め、江府在留の諸大名へ、九月十七日、秀忠公より歸國の暇を給はり、美服三十或は五十、白銀五百枚或は三百枚、又は駿馬等を授けらる。就中大坂に兵を起さんとする萌あるが故に、播州は攝州に隣るにより、國主武藏守利隆には、密旨を諭され、聊路次を急ぎ、歸城すべき旨、上意ありしと云々。

同記に、房州稻村城主（十二萬石）里見安房守忠義は、大久保加賀守忠常が壻たりしが、當春相模守忠隣上京の砌、忠義、駿馬に輕卒を添へて、小田原の城へ遣はし留守たらしめ、且我本國の城普請、並に道を作り川を掘り、其上過分の人數を抱へ置きしが、私の宿意あるかの由讒謗頻にして、封國を除かる。（或本に、實は大久保石見守長安に、一味をせしに依りてなりともいへり。）

同廿二日闕國受取として、內藤左馬助政長・本多出雲守忠朝・松平丹波守康長・藤田能登守信吉・西鄕孫六郎延貞・日根野織部正吉明等を以て、國中を鎮むべき旨の上意を蒙ると云々。

同廿日、（一本廿二日に作る、）市正は京都に至る。是板倉伊賀守に談話する事あるに依りてなり。此日二女は伏見に着し、夜船に乘りて大坂に歸れり。

記に、八月上旬、大藏卿局・正榮尼・二位局の三女駿府に下向し、三女は九月十一日に駿府を發足し、市正は十三日に發足す。片桐は病氣たるに依りて、道中を緩に行去に依りて、三女遠州濱松にて追付くとあるは不審なり。

片桐且元廻ニ思慮一物語の事

九月廿一日、大藏卿局・正榮尼は大坂に歸着し、頓て秀頼公並に淀殿の御方に參り申す樣は、安からぬ事の出で來り候。就中、一古老とて御憑に思召され候片桐東市正、いつの間にか心變（こゝろがはり）して關東に一味し、其上本多佐渡守が緣者たるに依り、彼一族は申すに及ばず、諸大名に奔走せられ、仰もなきに三ヶ條の事を申出し、自分も一存を以て、已に御母室を人質として、江戸へ下し奉らんと約し、御住所の事迄、駿府に於て懇に沙汰し申候。我々も暫く彼地に逗留し、大御所の御前に召されし所、御母子

且元讒せらる

の御事を呉々も大切にと仰せられしのみにて、彼三ヶ條の趣は、努々承り申さゞれば、察する所、皆是市正が大御所に諂ひ、御當家の御爲に託して、自己を立てんずるの所爲なり。是故に大御所にも拔群の御あしらひにて、手づから御召の小袖を給はり、其後も度々御使者御菓子等を、市正が旅宿に贈られ、所勞の容體を叮嚀に尋ね給ふ由、駿府に於て委しく承り候と言上しければ、淀殿聞召し大に怒り、詈罵りて仰せらるゝは、我は正しく信長公の姪にして、秀頼公の母ならずや。然るを市正、秀頼公を孤と侮り、下として上を量らひ、我儘に誓約をなし、押して我を人質に出さんとする事、言語道斷なり。いかに甲斐なき女の身といふとも、おめ〳〵と關東に下向して生恥を忍び、故太閤神靈の御名迄を汚し、何の面目あつてか、地下に見え奉らんと、或は怒り或は歎き給ひければ、秀頼公御怒甚しくして、母公を關東へ下し參らせ、恥を後代に殘さんよりは、當城を枕として死せんには如かじと、齗をして仰せられけり。大野修理亮治長は、大佛殿御普請に、市正夥しく金銀を費しゝを憎んで、其後は市正と、內心大に不和なりければ、時を得たりと思ひ、且元が非を算へ立

て、申上げぬ。同廿二日、或は廿三日、片桐市正は、斯る事とは知らず大坂に歸り、卽時に出仕して、大御所の御怒甚しく、大事に及ぶべき趣を、苦々しく申し、彼三件の旨を申上ぐるに、秀頼公は、豫て二女が訴を容れられければ、愈且元を疎み給ひて、意見理を盡すと雖も、御耳に逆ひて聞入れ給はず。又淀殿は御對面なく、侍女をしていはしめらるゝは、久々駿府の滯留訝しく思召されし所、果して當家の大事に及べり。何とて此大事を決すべきぞ。御母子樣の御間にて、御判談遊ばし、其上に、其元言上の趣をも委しく御聞なされ、然る後に駿府へ御返答の御沙汰あらせられんとの御意なり。所詮今日は、御對面あるまじければ、先づ宿所に還り休息致されよと申しけり。且元畏りて申すは、御疑恐入候へども、三ヶ條の事は、天神地祇も照覽あるべし。全く愚臣が心腑より出づる所に非ず。皆大御所の御內意に依つてなり。然るを一ヶ條をも御承引なき時は、忽ち大事起つて、天下擾亂の憂安かるまじ。天に順ひ天を畏ると、聖賢の誡も候へば、能々御鑒あつて、御返答然るべしと申上げて、且元はしらけなりに退出せり。其後に秀頼公は、大野修理亮治長・木村長門守重成・渡邊內藏助

紀等を召され、市正駿府より歸り來りて、大御所の怒甚しき餘り、如ㇾ此内意ありしといひて、三ヶ條の難題を告げたり。是皆當家にあつては、薄氷を踏む大事にして、如何とも智慮に及び難し。幸なる哉、織田信雄入道常眞當地に在り、親戚といひ、爵齒共に人の崇信する所なれば、各往きて密談すべしとの命によりて、三人は御前を立ち、急ぎ常眞公の亭へ赴きけり。扨三使は奥へ通り、常眞公に對面し、密談の仔細を、大野治長引取りて申すは、今度片桐市正を御使として、駿府に下し給ひければ、天晴大御所の御憤を宥め申さんと思召す處に、本多佐渡守が縁を以て、諸大名に賄賂奔走せられ、慾に耽り恩義を忘れ、大御所に諂ひ、御前にも伺はずして、輕々しく御母公を人質として、關東へ下し參らせんと約し、剩へ宅地等の事迄、懇に相定むる由、先立つて大藏卿局・正榮尼が、註進せしに相違なし。是れ下として上を計る我儘の擧動といひ、御當家に仇となる大逆、其罪死刑に當るに依り、時日を移さず市正を罰せられ、關東と手切あるべき思召なる由を相演ぶれば、常眞公聞き給ひ、夫は以の外の荒氣なり。天下の權威を、思ふ儘に掌握せる關東へ敵對せん事、富士

且元の苦衷

山に長競し、石を抱いて淵に臨むが如し。其上且元は、故太閤御取立の者にて、智謀も深く忠義を重んじ、卒爾なき者なり。今度駿府の次第、某は委く知らずと雖も、必遠き慮あらんも知れず。若仔細を糺明せず、女性の口上に付きて、粗忽に誅戮せられなば、後代の嘲、且は國家の大事なるべし。願くは七組の內にて、仁體を選み、御使を以てまめやかに片桐に尋ねられ、其返答に隨ひ、御思慮あるべしと申されければ、三人も理に伏し、一つには名望の威嚴に押へられ、左右の辭もなく、直ちに罷歸り、常眞公の旨趣を言上しければ、秀頼公實にもと思召し、即ち七組の長たる速水甲斐守時之を召して、委曲を申含められ、市正が意趣を問はしめ給ふにより、即ち市正が宅に行き、今度駿府へ御使として御下向、久しく滯留、苦勞の段を挨拶し、扨仰の趣を演說しければ、且元はいつかな動ずる氣色もなく、忠誠を面目に顯はし、舒に述べて曰、今般大御所より仰出されたる三件の內を、若一箇條も御承引なくば、忽事の破となつて、天下人民の禍とならん事、歎かはしく存ずる、其所を語り候べし。能々聞分け給ひて、何卒御承引候やうに御諫言あるべし。抑御當家の近臣を始

め、御家中の族、兵具を調へ、戰場の駈引を習ふ事、誰いふとなく關東に聞え、御不審に思召す段、先づ以て陳ずるに辭なし。又頃年諸浪人を招き集め給ひ、大坂堺に充滿す。是れ兵士を催するの證據なり。且大佛殿の鐘の銘に、大御所の諱の字を用ひ、夫を斷截りたるは、密に調伏するものなりと、天下の風說專なり。此等の儀如何にとも御不審を蒙り、難澁に及び、漸々愚案を勞して、二ヶ條は申啓くと雖も、鐘の銘の事は辭するに術なく、淸韓長老の誤にてこそあれと、思ひ設けざる由を申立てたるに依り、强ひて御咎もなかりし事は、某が身に取りて、莫大の功ならんか。其後に本多佐渡守・天海上人來りて、三箇條を內證として示すと雖も、佐渡守などが、腹心より出づる所にあらず。正しく大御所の思召に相違なき事、某が心魂に徹せり。此等の始末は、大藏卿局・正榮尼などの知るべき事にもあらず。其上女性の儀なれば、遠慮もなく、某が心中より出でたる事と、惡樣に言上せしと覺えたり。扨御母公御下向に付きては、宅地を申受け度段、遮つて沙汰に及びしは、遠き慮有之事なり。其由は、大御所御所望の趣を、一ヶ條も御承引なくては、御不和となり合戰に及ばん

事、掌を指すが如し。尤も當城は、無雙の要害とは申し乍ら、歷々大名數多荷擔なくては、一戰に利を失はん事必定せり。當時兩御所は、民を撫で士を愛せられ、日本國の諸侯庶民に至る迄、靡き從はざるはなし。今兵を聚むるに、御當家より先君御厚恩を蒙りたる大名は、語らはじと思召すとも、皆關ヶ原一亂に手懲して、身を思ひ家を顧み、忠義を盡すべき人はあるまじ。然れば浪人寺法師山賊强盜等を集めて、合戰に及ぶとも、其鋒先を以て、天に叶ひ人に應じ給へる關東に敵せん事、精衞が海を埋むの譬に似たり。爰を以て先づ急難を遁れ、退いて緩々慮り、時を待たんが爲に、御母公御下向の儀を申し、品川邊に於て、宅地の願をあらましに立てたり。其底意は、彼所は地形平ならず、安居の備には、輙くなり難し。然るを四五町四方と願ひしは、外面に湟を構へ、地面を平にし、卑下の所を高く築かせ、數萬の人力を盡すには、大抵一兩年をも經なん。其上に大坂より材木を廻らし、殿閣閣房を造作し、金銀を鏤め丹青を施し、其功を遂ぐるには、又一兩年を歷て、大御所の御齡、桑楡に傾かせらるれば、薨去を待つに程遠かるまじ。若御運强く、經營の功畢る迄薨去なく

ば、僞言を以て、御母公御病惱にて、長途の御旅行協ひ難し。隨分療養の功を積んで快然の期を得て、速に御出輿あるべしと稱し年月を送り、諸國の大小名等、兩御所を恨み奉る樣に謀をなし、士卒を撫愛し、鄕民等を育まば、自然と御方に志を通ずる者多くならん。又大御所の御年齡、幾千年ならんも、若薨去に付きては、必ず天下に變あらん。然らば時節を見合せて、手段何程もあるべし。且去る關ヶ原合戰の後は、某が籌策に依りて、我君御虛弱にて、萬事剛勢に渡らせらるゝ事叶ひ難しと申し置くを、大御所明敏なりと雖も、夫を幸と思召し、油斷の萌あり。又大坂は無雙の名城。太閤重恩の大小名多きを以て、大御所豫て御當家を窺ひ測り給ふに、敢て志を恣にし給はずと雖も、內には、天下を掌握の思ある處に、三ヶ年以前、大御所御上洛あり、我君に御對顏ましますに、豫て聞及ばせらるゝとは大に相違せし故に、驚き給ひ、大御所在世の內に、御當家を亡されずんば、大樹の御爲惡かりなんとて、遠き慮を廻らされ、鐘の銘の難題に至れる事を、御母堂始め大野なども察識せず、只今にては愚意の忠節、却て怨となる事は、讒人傍に在りて然らしむるなり。諸事

は足下の胸臆にあるべし。此趣を宜しく言上せらるべしと申しければ、速水聞きて、一々理に中れりと心服し、卽ち立歸りて、市正が申す處、忠節たる由を細に言上しければ、秀頼公實にもと思召し、常眞公へも、右の趣を申し通ぜられて、少しは御心も安んぜられけるに、大野・渡邊一同に、片桐市正儀、上を蔑如にし、我意を働き、罪を蒙るに及び、己が誤を謝せん爲に、非を理になして、心に思はぬ忠言を顯はす事、最其罪輕からざる由を、頻に申上げければ、此儀に從ひ給ひ、且元を殿中に召して殺害し、信雄公を、秀頼公の輔相として、柄權を執らしむべきに決定し、其夜子の刻、淀殿より書を以て、明早天に出仕ある樣にと、常眞公の方へ申遣はされてけるこそうたてけれ。

或記に、廿二日の夜、大岡雅樂頭宅にて、大野修理・木村長門守・渡邊内藏助等相談して、市正が申歸の三件の內、一ヶ條も御同心無之旨を以て、市正を詐りて駿府へ差下し、其跡にて、且元が妻子並に主膳正にも生害せさせて、合戰の色を顯はすか、又市正に切腹仰付けらるべきかと申すを、織田常眞公の家臣生駒長兵衞とい

ふ者聞付けて、常眞公に告げけりと云々。

織田常眞公忠諫の事

九月廿二日の夜子の刻、織田信雄入道常眞公へ、淀殿より書を以て、明早天に登城あるべき樣にと招かれける故、常眞公は、廿三日の朝營内に入りて、老女等に見えらるゝ時に、片桐市正を誅し、貴方を輔相にして、柄權を掌らしめんと御決定ありし思召の趣を傳へければ、常眞公大に驚き乍ら、さあらぬ體にて申さるゝは、且元が心底、實否は度り難し。眼前當家の爲に、安からぬ事を申しゝが憎しとて、是非を糺明せず、輕々しく渠に刑を加へられなば、大御所と矛盾に及ばんこと必せり。然れば其利害得失、愚老が度るべき所にあらず。縱ひ市正、忠貞の心なくして、大事を議るとも、道理の當る所あれば、用ふるを以て公の沙汰とすべし。大將たる者、軍中にて令を下すには、君命を待たずといふ事のあれば、且元今度大切の使者に赴きたる上は、機變の處置もあるべき事なり。然るを私なりとて、是非の取捨之なきに

於ては、後代に誹謗を殘されんこと口惜しからずや。先づ市正を誅戮せん事は、暫く御延引あつて、能々御詮議を凝らさるべしと申さるゝにより、案に相違し、口を閉ぢて辭を出す者なかりしに、木村長門守重成進み出でて、某熟と思案を廻らすに、初め大藏卿局・正榮尼、市正に先達つて歸參し、且元我意を働く由申すを、修理殿・內藏殿、驚き聞きて之を信とし、先入の者主となつて市正を疑ひ、至極の事なるを非と思はるゝ事、且は日頃彼と不和の儀あるにやあらん。忠臣は身の爲にせずして、君の爲にすと聞傳へ候。抑今度駿府に於て、大御所、二女に御對面の時、聊御不快の御氣色なく、本多・天海が意得の樣に、三箇條の大事を談せしめ、市正が御請、御意に叶ひ、御慇懃の仰を蒙るにより、二女は、忠貞より發る謀なるをも知らず。さすがは女の淺ましき習なれば、嫉み憎むより疑を生じ、左や右申すに付きて、君臣共に市正を疑ふ樣にはなりぬ。之を以て古を思ふに、漢高祖の臣張良が謀にて、楚國の臣范增を殺して後に、楚を亡しゝ例あり。今市正は、豐臣家の長臣、智謀の棟梁なる故に、關東の智人、謀を設けて片桐を避け、御當家の人々に心を隔てさせんとするの陷

穴へ陷りたるならん。凡そ恩を荷ひ德を戴く人倫たる者、之を知らざらんや。況や市正に於てをや。能々御思慮あるべしと、憚る所なく申しければ、常眞公感ぜられ、秀賴公も、少しは服し給ふと雖も、未だ御決斷なき御氣色を見て、大野治長・渡邊糺兩人、間所に入りて密談しけるは、今日の評定に、常眞老並に長門守が心底を察するに、彼翁、往昔故殿下と不和になり、既に合戰に及ばんとする時、廻文を以て、軍勢を催さると雖も、故殿下の猛威に恐れ、織田家恩顧の輩、忽ち舊好を忘れ、催促に應ぜざるにより、力なく使を德川家に遣はして、織田家厚恩の輩丹羽・池田等を始として、皆秀吉に屬し、信雄が武運爰に極まらんとす。公の合力にあらずんば、末代の恥辱を得ん事疑なし。全く命を惜むにあらず。當家の武名を汚す事を思ふのみなり。願くは力を添へて、一戰を快くなさしめ給はゞ、縱ひ討死を遂ぐとも、生前の眉目、後世の思出たらんと、申送られければ、德川殿之を聞届けられ、天下の人秀吉に與し、織田家の舊好を忘るゝ事、道にあらず。如何にも味方申すべし。心を勞せらるる事勿れとありて、小牧・長久手の合戰ありけり。然るに故殿下、信長公の恩義を忘

れ給はざる故に、御和睦ありて、常眞老に國を授け給ひ、又家康は、智仁勇義の名將なりと感じ給ひ、御末期まで、尊敬他に異なりき。又去ぬる慶長五庚子年に、常眞老石田に與せられし所、命を助けられたる故、大御所の恩を荷ふ事深ければ、心中分り難し。又木村は、御前の御乳母子たるにより、御寵愛甚しく、皆其權勢に恐れ、諸人利發者と譽むるを誠と思ひ、高慢して學問を鼻にかけ、動もすれば異國本朝の古語を引き、分別顔すること、今に始めずと雖も、元來渠は臆病者なり。先年御胴坊齋阿彌と口論せし時、扇にて木村が面を打ちたるに、汝は法師なり、相手とするに足らず。某が命は、君の御爲に奉らんとこそ欲すれ、一朝の怒に、其身を失ふは不忠義なり。是れ大勇士の愼む事なりとて止みぬ。其後も、洗湯に於て無禮を仕かけられたる時、咎むる事なくして歸れるは、皆利口を以て、臆病を忠節に文なすなり。熟木村が心底を案ずるに、片桐を誅せば、忽兵亂とならん事を恐れ、穩便の沙汰を致す者なり。今も常眞老の申さるゝ如く、軍中にては、君命を待たずといはずや。逆臣を殺すは、忠義の致す所なれば、御上の命を蒙らずとも、片桐を城中に召

寄せ、誅戮すべしと議定する處に、淀殿密に大野・渡邊を召されて、何分市正を誅すべし。又常眞老は、素より愚蒙暗弱なりと雖も、總見院殿信長公の諡なりの息にて、諸人貴重するに依り、今度謀主に立てんと思ふに、却て妨に及ぶ。我れ親戚と雖も、國家の災害となる上は、殺害する事厭ふべからず。然れども今一應理を說きて、信服するか否やを見るべしと仰ある時に、中將といへる淀殿の侍女あり。是、常眞公從士の女なる故、何卒危難を告げ參らせんと、茶を持出でて、常眞公に勸め申し、密に如ㇾ此と知らせければ、常眞公恐怖して、此上は僞り肯くと思慮せらるゝ折節、重ねて淀殿より、市正不忠たる事顯然たり。誅せずんばあるべからずと仰出さるゝに就いて、領掌せられ、然らば入道愚蒙なりと雖も、將帥の任を蒙り片桐を誅し、三軍の令を施すべしといひつゝ、虎尾を蹈む心地して、急ぎ私宅に歸られけり。大野・渡邊密談の事は不審なりと雖も、記に依つて之を載す。

織田信雄入道常眞公は、信長公の第二男、母は生駒彌五左衞門入道道壽或家の記に、生駒式部少輔とあるが女なり。初め北畠權中納言從三位具敎卿權大納言晴具卿の息、天正四年十一月廿五日被ㇾ害、四十九歲の家督を

繼ぎ、三介具敎と諱し、後に勢・尾・濃三州の主となり、正二位內大臣に敍任し、天正十八寅年、秀吉公小田原合戰の後、所以ありて領地沒收せられ、流罪に處し、剃髮して後に、大坂へ召返され、或本に、百人扶持を賜はると云々、元和元年七月、四萬八千石を賜はり、寬永七年或八年四月晦日、洛陽北野館に於て薨去。時に七十三歲或七十一歲なり。今上州小幡二萬石を領する織田氏、柏原二萬石を領する織田氏の家系是なり。

片桐且元籠居の事

さる程に織田信雄入道常眞公は、僞り睡して城中を遁れ出で私宅に歸り、家臣生駒長兵衞を呼び、密に申さるゝは、往昔某、故太閤の爲に攻傾けらるべき所を、德川殿に援助せられ、小牧・長久手の合戰に、聊憤を散じぬ。慶長五子年に、石田に催促せられ、旣に存命の程も覺束なき處、大御所の慈愛に依つて身を全うし、今當城柱礎の樣に恃まれ、崇敬せらるゝも、皆關東莫大の恩榮なり。然るに右大臣殿、姦黨の勸に陷り、疑惑を生ずるの餘り、片桐市正を誅し、關東と矛盾の端を顯はし、兵革を起さん

織田信雄急を且元に告ぐ

とせらるゝ事、既に火急なり。何卒して此趣を片桐に知らせんと思ふに、某にも油斷せず、道路に監吏を附置かんも度り難し。汝宜しく慮を廻らし、左も右も計ふべしとあれば、生駒姑く思惟し、畏りて領掌し、市正に懇意なる豐臣家の健士北村總右衞門といふ者を招き、常眞公自筆の書簡を持たせ、急なる密事を告ぐるの間、如何にも障らぬ樣に拵へて、腹心の者を差越さるべしと、片桐が方へ申し通せしかば、且元、郎家臣小島庄兵衞賢廣に、胴服一領と、相州江州の名酒兩樽、並に白鳥一羽を、駿府の土產と稱し之を持たせて、常眞公へ遣はしければ、入道殿歡び受納して後、城中の企を委細に語られければ、庄兵衞聞きて大に驚き、急ぎ馳せ歸りて、市正へ申す所に、且元郎時に、舍弟主膳正貞隆が方へも申遣はし、若し何時にも討手來らば、一矢射て、健氣の擧動を見せての上、尋常に切腹せんと示し合せ、密に其用意をなせり。記には、石川伊豆守・大橋長左衞門尉が方より、廿三日の夜に入り、常眞公へ、封じ文を持ち來れり。入道殿披見せられし處に、明廿四日、片桐市正を城中に呼寄せ、殺害せんとの事なる由を書きけり。常眞公は、彼文を火に投じ、廿四日の未明に、

家臣雅樂助に書簡を持たしめ、急に片桐が宅へ、右の趣を申送らる。折節且元は出仕せんと欲し、玄關迄出でたるに、常眞公より書狀到來すと作れり。

城中には、斯る事とは露知らず。薄田隼人正兼相・石川伊豆守貞政等の力士を伏せ置きて、市正を刺殺さんと評定し、手配定まつて、淀殿より、且元が許へ使を遣はされ、此程申渡せる通り、明廿四日、(或廿五日)駿府より仰越されたる儀を、委しく直ちに聞屆けて、返答をなさしめんとこそ思ふなれ。疾より仕出すべき旨を命ぜられけり。市正斯くあらんと心得たれば、恭しく御請を申上げ、廿四日の朝になり、使を大野・渡邊が方へ遣はし、今朝出仕せんと、沐浴月額(さかやき)迄仕候處、遽に風邪に中り眩暈に惱み、登城仕り難し。一兩日療養を加へ、快氣次第登城仕らんと申遣はしければ、大野・渡邊等、待設けし方便を失ひ、密謀露顯せしかと後悔して、心の底には、織田・石川等を深く疑ひけり。同日午の刻、片桐市正が使、所司代板倉伊賀守勝重方へ相達す。其趣は、今度駿府より仰の旨を、罷歸りて右大臣殿に申し、色々道理を說き勸めし所に、讒人傍に在りて禍を招き、私の疑を起さしめ、却て不義なき某を誅せらるべ

きに極まる事、運の盡きぬる處にして、志ある者を、土芥の如くに視給へるなれば、君たる道を失へり。依之止む事を得ず、寇讎の思をなし、吾館に引籠り候。所詮關東と、御親子の孝順は調ふまじき由を、呉々註進せり。

或記に、片桐且元病氣たる由を、秀頼公にも淀殿にも御疑ありて、小性衆を見舞に遣はされ、其上御母子より、御方便の書を送り給ふと云々。其文章不分明なるにより、茲に記さず。

信雄大坂遁走

文京都に、津田與庵といふ者あり。織田家の支流にて、初め瀧川一益に仕へ、上州松波の城主小平治長興と申しゝが、一益沒落の後に薙髪して、家康公の御恩愛を蒙りしかば、關東へ忠節を勵まさんと思ふより外に、二心なき者なりけり。常に常眞公に謁する毎に、一度關東へ忠節を顯はし、慶長五子年の罪を償ひ給ふべき旨を諫めけるが、彼入道殿にも、素より其志ありける故、密々板倉より迎の船を得て、大坂を遁去らん事を示し合す。與庵板倉に此旨を告げしかば、勝重從者をして迎へしめぬれば、常眞公大に喜び、急ぎ船に乘りて大坂を退かれけり。城中の諸士之を聞くと等しく、

押へ止めんと犇きけれども、左右する内に時刻移りて、追着くことを得ざれば、手を空しくして歸れりとぞ。一本に、此事を、十月十八日の儀に作るは誤ならん。さる程に城中には、大小となく安き心もなく、ずは兵亂よと騷動す。片桐が宅には、市正兄弟並に且元が息出雲守孝俊以下、一族郎等馳集り、犇々と物具して、弓鐵炮を取揃へ、門局を堅めて、討手や來ると相待ちけり。又弟主膳正貞隆は、先年秀頼公、御疱瘡殊の外御大切に及び給ひし時、晝夜左右に候し、變あらば殉死せんと覺悟極めて居たりし體相、遍く十目の視る所なれば、其忠誠を感ぜられ、其後は秀頼公の左右にあつて、御懇意淺からざる者故に、今般も兄弟の心を問てさせんと、謀使を以て仰遣はされけるは、汝孝友の義を重んじ、不義の兄に從ひ主君に敵し、賊の名を千載に貽すべき事、返すゞゝも殘念なり。蚤く順に歸して御本丸へ入り、自今以後は兄に代りて、政事をも執るべき旨なりけるを、貞隆報じ申しけるは、臣年來一命を君に捧げ置きたれば、何とて私の恩義を顧み申すべきや。兄不義あらば、君命を待つ迄もなく、衆と共に謀りて之を誅すべし。然れども今般市正事、忠あつて不義なく、豊臣家の社稷、永く全からんこと

を願ひ、肺肝を碎き籌策を運らす處に、讒人の爲に掩はれて、旣に無實の罪を蒙れり。爰を以て御威光をも恐れず憤を發し、愚兄と共に、賊臣等が襲ひ來るを拒ぎ、兩人死を同うして、兄弟天倫を破らず。姦臣に一矢を發し、目を覺させんずる覺悟にて、全く君を恨み蔑如にし、兄に阿黨するに非ずと答へたれば、重ねて宥めて諭すべき樣もなく、城中にも兵を催し、片桐が隣家なる織田有樂の宅に軍兵を入置き、馬の腹帶を解かず、廿五日の晩景より、廿六日の巳の刻に至る迄、雙方白眼み合うてぞ居たりける。然るに大野修理亮・渡邊內藏助等は、諸士郎從を催し集め、片桐が番の者共を追立て、本丸に取入りて、門々を鎖固め、市正を討たんと議する故、城中又是に騷動し、上下東西に馳違ふ。片桐が郎等此儀を聞傳へ、取る物も取敢ず、市正が宅に馳集り、鐵炮に火繩をかけ、敵や遲しと相待ちけり。片桐下知して、敵攻め來るとも、必、御城に向つて、弓鐵炮を放つ事勿れ。塀を乘る者あらば突落し斬落し、時分を見合せ、一度も二度も討つて出で、死物狂すべしとて、舍弟貞隆・息孝俊を呼びて、旣に最期の酒宴をぞ始めける。抑片桐市正は、豐臣家の舊臣にて、始め助

作直盛と名乘れり。志津ヶ嶽七本鑓の中、其一人にて、每度武勇場數の者なれば、大野等が佞惡を憤り、一つには關東を欺かざる申譯に、騷動の始より、所司代板倉伊賀守へ告げて、加勢を請ひし處に、未だ援兵の至る聞えもなければ、熟思ふやう、大野等は、虎の威を借る狐の如く、城中は大勢にて、味方は郎從計りなれば、此儘にて合戰するも、利なからん事は必定せり。鬪、遲滯に及ぶ其内には、京都へも相聞え、板倉よりの加勢も來るべしとて、城中の人々に疑を起させ、狐疑猶豫するやうに、間者を以ていはせけるは、城中の輩、大略關東に志を通じ、若し今にも騷動の事あらば、日頃に目ざす大野・木村・渡邊等を一番に討取りて、關東の實檢に備へんと相謀る由を風說す。依之城兵共、互に心を置合せて思合はず、彼を見此を測りて時日を移せるは、片桐が方寸の謀に隔てられたる故なり。依つて速に攻擊たんともせず、空しく日を經しとぞ聞えける。

記に、是より先に、秀賴公の近臣今木源右衛門正祥(まさよし)といふ者、片桐が所に來り、貴殿は御當家棟梁の臣として、當時泰平の日、御城内に於て兵を集め、主君へ對し

弓を引かるゝ事、言語同斷なり。何故に穩に御自分の采邑に引退き、明白に利害を說きて、諫を獻せられざるといへば、市正答へて、忠臣の道は、君の爲に死を厭ふべからずと雖も、吾君は讒者の訟を御聞入あつて、罪なき愚臣に死を賜はらんとの聞え隱れなし。其臧否の明察もなきに、逆臣の名を蒙らん事無念に存じ、邪佞の輩が害を防がん爲めに、自己の兵を集むる所に、舊好恩顧の士、期せずして來會す。是れ主君へ敵對するに似たりと雖も、某が心裡に於て、聊仇怨を存せず。修理亮・內藏介等申合せ、寄せ來るべし。然らば快く一戰して、討死遂げんと思ふのみなりと申すに依り、今木點頭きて、然らば我思ふ所あり。之を語らん。今御城中に八つの御門あり。內六つは、足下兄弟の番所なれば、夜中密に人數を率し御城中に入り、御本丸を取固め、西丸にある御番衆を追立て、御城中を鎭め、大野兄弟が宅を蹈潰し、其上に我君は、大御所に對し、異心なき段を關東へ陳防し、若御承引なくば、其時こそ御當城に楯籠り、一戰に雌雄を決し、名を後代に殘さんこそ、武士の名譽たるべけれと、餘儀もなく申しけり。片桐聞きも敢ず、御城

中に取籠り、此方より手を出して讒者を殺害せば、夫こそ上を蔑如し、叛逆の志あるに似たるべければ、天下の惡名を受けん事必せり。是吾本意ならず、全く君に對し奉りて、不義の働なさん心なし。唯讒人の寄せ來るを待ち、一矢射て、切腹せんより外なしと答へければ、今木重ねて、然らば御前の御心にさへ、別儀ましまさずば、人質を出さるべきやと尋ぬれば、片桐、申すにや及ぶ。其儀に於て、爭でか違背申さんやと答ふ。今木其志を聞きて、片桐が宅を出で、秀頼公の御前に伺候し、且元が心底の段々、具に言上せり。其時秀頼公も、御心解け給ひ、渠は故太閤神靈委任の重臣にて、是迄萬事に忠ありて私なし。今又何ぞ俄に關東へ一味せんや。然るに不慮の雜說に遮られて、市正兵を集め籠居するにより、止む事を得ず討手を向けたり。且元異心なくば、何の憤かあらんとの仰にて、頓て御自筆の御書を認められ、其上速水甲斐守時之・今木源右衞門正祥兩人に書を持たしめ、片桐が方へ遣はされけり。兩使御書を以て、片桐が宅に赴き、御深切の仰事共を、細々しく申聞かせければ、且元感淚を流し、叩頭雀躍して喜べり。其上に市正申

すは、隣家なる織田有樂翁の屋鋪に、籠置かせ給ふ。御人數を、御引取り下され候やうにと申すにより兩使罷歸り、右の趣を言上すれば、御評定の上、尤に思召し、人數をも除かれければ、市正が宅に集れる軍士も退散せり。依之暫く城中は、事故なく鎭まりぬ。其後に秀頼公、七組の長に、登城すべき由を仰出されければ、伊東丹後守長實・速水甲斐守時之・堀田圖書助勝喜・眞野豐後守頼包・中島式部少輔氏種・靑木民部少輔信重・野々村伊豫守雅春等、謹んで御前に出づ。時に秀頼公仰出さるゝは、今度片桐市正駿府より還りて、三件の事を以て、利害を說くと雖も、何れも甚だ重事なるに依り、汝等とも相談し、其上に駿府への返答を致すべしと思ふ處に、雜說ありて、且元俄に兵を集め、已に動亂に及ばんとせり。斯る事も、當家運命の極まる所と思はる。さらでさへ疑を生ぜらるゝに、若し此事關東へ相達しなば、流布の雜說相加はつて、愈異心あるに決し、定めて軍兵を差向けられん。さある時は、如何陳ずとも解け難かるべし。所詮運を天に任せ、何れも先考神靈の舊好を忘れず、忠戰を勵むべしと、思召し詰められたる御諚にて、銘

々に御腰物を給はりけり。七人の輩頂戴し、各頼もしく、御請を申して退出せり。斯る處に大野修理亮・渡邊内藏介等、市正と御和睦ありしを憤り、秀頼公にも伺はず、諸郎從を集め、片桐が者共を追立て、本丸に取入りて門々を鎖固め、市正を討たんと議する故、城中又是に騷動せりと云々。

扨七組の輩は、一所に集り評議しけるは、今度の動亂を倩案ずるに、大野と片桐が不和より起れり。何れを贔屓して、君の御爲になるべきや量り難し。然れば雙方に組せずして、御前を衞護せんには如かずと、七組の面々は、常の如く袴肩衣を着し出仕して、本丸を守りけるが、伊東丹後守・堀田圖書助兩人は、懇に心を附けて、此騷動を各外目して、取繕はぬも如何なり。所詮市正が所存を聞きて、左も右も計らふべしと申す。時に速水甲斐守、此儘に打捨て置かば、只今にも兵亂出で來らん。某大野・片桐に和睦をなさしめん。然りと雖も承引せざる時は、老人の長生詮なき事なれば、片桐と刺違へ、死を共にせんといふ儘に、座を立ちて御前に出で、臣片桐が宅に向ひ、此騷動の靜まり申すやうに談じ度候。萬一許諾仕らずんば、直ちに誅戮

すべし。生死は其座の運による事に候。早速御暇を給はるべしと言上すれば、秀頼公聞召され、其儀最然らん。但和平ならずとも、卒爾の働無用なりと、堅く制詞を加へ給ひぬれば、時之畏りて、御前を退出致しけり。

或本に、淀殿の聊か所縁ありて、片桐が姻族に、朝日玄久と稱し、秀頼公の醫門に列し、才智の譽あつて、采邑千石を領せしが、且元が誅せらるべきを歎息する處、梅戸忠助密に來りて、駿府に於て難儀の仰を蒙り、止む事を得ずして三件を述ぶる旨、具に語りしかば、玄久驚き登城し、淀殿及び大野等に、市正逆意なき事を說きて、君臣の間、聊か相和するが如しと云々。

速水甲斐守說二片桐一令二退去一事

さる程に速水甲斐守時之は、秀頼公の御前を立ちて、片桐が宅に至り、且元に對面し、近々と居寄りて申しけるは、貴殿は、御當家二代に仕ふる舊臣にて、諸士の鑑ならずや。然るに君臣の禮を亂し、甲冑を帶し兵を集めらる。其體甚見苦し。仔細あら

はに言上して、切腹致されん事こそ、義士の取る所なるべけれ、何ぞ動亂を招かるぞと、苦々しく恥しめければ、片桐も眉をしわめ、されば候。最前も申す如く、我君を掠め申す讒者共、兵を聚め騷がする事、是非に及ばぬ次第なり。夫故止む事を得ず、取籠りて兵を集むと雖も、不忠の心毛頭なければ、君に對し弓を引くにあらず。然れども君よりの討手とあらば、定めて大野・渡邊等が向ふべければ、彼讒人と一合戰するより外なしと答へければ、時之重ねて、昔より社鼠といふ譬あり。社主の木像に住む鼠なり。是を捕へん術なし。薫べて捕へんとすれば、彼木像を損ず。讒人の族も亦斯くの如し。君君たらずとも、臣以て臣たらずんばあるべからず。君も讒者に暗まされ給ひて、諫言をも入れ給はずば、如何ぞ身を退き、剃髮染衣の身となつて、高野山にも上らざるやと申しけり。時に片桐、某もさこそと思へども、郭內を退かんとせば、忽ち賊臣其弊に乘じ、慕ひ擊たん事疑なし。然らば骸を路傍に晒し、恥を泉下に遺さん事を歎き、討手來らば、潔白に一戰して、一族玆に自殺せんと欲する由を申す時。に速水が曰、然らば大野修理亮と質子を取替はし、心靜に御宿

所を退散あるべきか。市正答へて、修理亮さへ得心あらば、某何ぞ貴殿の言を拒まんやと、少しは解けたる詞なれば、時之重ねて某齡七旬に餘り、最早惜むべき命にあらず。治長同心せざる時は、大野と共に刺違へ、世の動亂を靜めたるを以て、老後の眉目に當てんずるものよと答へける故、片桐愈心解けて、息出雲守を渡しければ、速水は是を携へて、片桐が宅を出で、孝俊を私宿に置きて、秀賴公の御前に上り、逐一に言上し、其後大野治長に對して、和睦の御使として、市正が宅に赴きたる樣子、幷に出雲守を人質とし携へ來つて、吾家に止め置きたる上は、貴殿忠義を第一に存ぜられなば、御子息信濃守を某に渡し、無爲の取扱尤ならん。夫ともにも、今度の騷動廣大に相聞え、御疑ありて、將軍家兵を差向けられなば、天運の到來、力に及ばざる所なれば、死を善道に守りて、運を天道に任すべし。大事の前の小事に、理不盡の沙汰あらば、國家の妨なるべしと、理を盡して演說しければ、大野之を領掌し、卽ち息信濃守治德をこそ渡しけれ。

記には、速水時之、片桐出雲守を連れて我宅に置き、其後大野修理亮に對し、右の

趣を申しゝ處に、治長が曰、片桐は逆心なり。何ぞ吾子と是を同じくせんや。さり乍ら斯くいふは、愚息を惜しむに似たり。出雲守は、我等が方に留置きて其詮なし。市正に返すべしとて、速水に添へて相送り、治德を渡しければ、市正是を聞きて、人の穩便を存せんに、我れ何ぞ亂を招かんと、片桐も亦信濃守を、速水に返し遣はせりとあり。

斯くて速水甲斐守時之は、再び秀頼公の命を承り、片桐が宅に行向ひ、市正に對面し、今度息出雲守殿を、人質として出さるゝ事、神妙に思召す所なり。貴殿先達ては、猥に兵を聚め、城中を躁がしゝ事を聞召され、おとなしからざる致方、其身の分に應せずとて、御怒ありけれども、今其陳謝を御聞届ありて、御憤を散ぜられし間、穩便に郭内を退かるべし。其節には、七組の族も、貴殿を守護せよと仰出さるゝ所なり。且修理亮が質子は、某が宅に留置きたり。御城内退去の時、相渡し候べし。心靜に支度あれと申せば、且元承服して、速に御請を申し、其上に御預の御器物並に年貢の御帳面、大佛造立殿閣經營の金錄を記しゝ帳面等を、盡く改め畢りて是を捧

げ、其後御當城を立退くべき旨を答へ申すにより、甲斐守聞届けて、片桐が宅を出でにけり。

或記に、同廿八日、片桐市正且元が飛檄、駿府に到來す。其趣は、市正大坂へ歸着の後に、淀殿東武に御下向の事を沙汰せし處、御母子御怒甚しく、佞臣其弊を窺ひ、讒問頻にして、某を誅せらるべき密策の趣を、告知らす者ある由を載せたり。本多上野介披露すと云々。

扨片桐市正は、器物帳面を委しく改め、老臣を以て、兩日に本城へ返し、秀頼公より皆濟の印章を受け、且二の丸に、在所の糧米大小の鳥銃玉藥以下を相渡し、十月朔日、郭内を退散すべきに極り、當日に至りければ、片桐は、大野が質子の來るを待つに、遲々に及びぬ。仍つて主從共に謀計に落ちしかと疑ひしが、辰の刻に至り、信濃守を質として、七組の長五十騎を率ゐ、守護し來りければ、市正は治德を受取り、婦女を先立たせ、多年住馴れたる市正曲輪を出で、大和川の邊まで立退きけり。城中より送り來れる七組の長、並に兩質子に宴を設け、酒食を勸む。元より且元は、七組

且元城内を退く

且元茨木に籠居

の長が疑を避けん爲め、從兵をして遠く居らしむ。此の如くして酒宴終り、相分れんとする時、七組の人々は、多年の舊好を思ひ、再會の期計り難きを悲み、落涙數行して、互に質子を取替へ、七組の輩は、大坂へ歸りけり。（一本に、松原といふ所にて人質を取り返すといふ。）扨主膳正貞隆、市正に申しけるは、自今以後は、貴兄關東に與せらるべきや。然らずば、剃髮染衣の身となりて、高野山に引籠り、雙方に屬せずして、忠貞を顯さるべきや。何れに決し給ふぞと、且窺ひ且勸むるを、且元聞きも敢ず、いやとよ始の中は、世をも捨てばやと思ひしが、今大坂を追出され、露命を續がん爲め出家せしと、城兵共に笑はれん事こそ口惜しけれとて、猶も輕々しくは退かず、貞隆を後殿として備を立て、郎從以下三百餘人、俄に甲冑を帶し、鐵炮に切火繩を掛けたり。此時迄に、大野・渡邊等兵を發して追擊たば、片桐を討滅しなんことと、立所にあるべきを、市正が城內を退くを幸とするか、又流石に七組の面々の手前を憚りけるか、敢て其事に及ばざりけり。片桐は、夫より河內路に廻り、船を求めて川を越え、一條の堤路を經て、領邑攝州島下郡茨木城に籠れり。（此城は、昔富氏始めて築き、後に中川清秀保てりと云々。）日々に營壘を修補し、兵糧恩

の輩を懐け、守禦の設をなせりとかや。

記には、市正城中を立退かば、大野が輩追撃たん事を怕れ、大佛殿造營の勘定等不分明に依つて、十月五日迄、退散する事なり難しと披露し、朔日に俄に備を立て、甲冑を帶し城を退きけり。然るを城中には、片桐こそ押寄せたれと騷動し、門々を鎖固め、禦の事のみにて、遮り留めんといふ人もなかりきと云々。

石川伊豆守退去并板倉伊賀守註進智計の事

茲に石川伊豆守貞政といふ者あり。故太閤に仕へて、度々の合戰に大功を顯し、始め土用介と稱す。蒔田權之介正時は、八專介と呼ばれ、一雙の勇者なり。此度貞政は、片桐に一味して、秀賴公に背く心ありと、雜說出で來れり。依之誅せらるべき由風聞す。伊豆守堪へ兼ね、十月朔日の晩景に、宿所を出でて登城し、大野修理亮・渡邊內藏介に向つて、某事、片桐市正に內應する由にて、死を給ふ旨を謳歌す。此儀實說に於ては、甚だ謂れなし。元來片桐に罪なし。愚臣も亦然り。鼻の先智慧の伝

臣等聚りて、市正を惜み讒言を構へ、忠義の者を失ひ、己が權威を振はんとして、國家の傾く事を知らざる故なり。如此危き時は、如何程忠義を存ずるも、盡し難かるべし。然れば早く己を潔うして、身を退くには如かず。誰なりとも、申さるゝ旨あらば出向はるべし。相手は選ぶべからずと罵れども、營中の諸士氣を呑まれたるか、又は討手の御下知もなきに、躁動に及ぶべからずと、上を窺ひ兼ね、先づ當座の穩便を存ずる故か、誰あつて討止めんとする者なければ、貞政左右を白眼みて退去し、堺の津に赴き、高野山の方へ往きしと聞えけり。又大坂の祐筆に、大橋長左衞門重保といふ者あり。是も同じく城中を疎みて大坂を退去し、關東に屬しけり。

一說に、石川伊豆守は、去月廿四日、片桐登城せば、之を討つべき旨を承ると雖も、主膳正と睦しきが故に、貞隆に告げて落髮し、高野山に赴きけり。諸人怪む所に、石川が宅に一封の遺狀あり。其詞に、君命に隨ひ、且元を誅戮すべしと雖も、市正曾て咎なく、讒臣の謀る所歷然たり。殊に某主膳正と、膠膝の交をなすにより、之を害するに忍びず。然れば命に違うて、武門の大義を失ふ。是に依つて弓箭を棄

て、桑門の徒となると云々。

同七巳の上刻、板倉伊賀守勝重より、駿府へ繼飛脚到來せり。本多上野介正純披見せし所に、片桐且元大坂に於て、讒者の爲に已に誅せられんとする故に、弟主膳正貞隆と共に宅地に取籠り、必死に究まる。是に於て大坂城中の人々、心々になりて靜ならず。近日合戰に及ばんとす。委細は追々註進仕るべしとの事なり。上野介此書策を深く祕し、阿茶局をして密に披露せしむ。則大御所御表の戶を開かせ、正純を召され、御密談の後に、上野介奉書を認め、駿府より京都まで、道筋の城主、勝手次第に發向すべし。又伏見の城代松平隱岐守定勝は、御城を堅く守るべし。御動座として、來十一日、御首途あるべき旨を仰出さる。此時成瀨隼人正正成は、尾州名古屋に在るに依つて、本多上野介・安藤帶刀兩判にて、連署を以て脚力を飛ばす。然るに兼日より、今日御表に於て、觀世三十郎に、御座敷能仰付け置かれしに、昨廿九日の宵より天曇り、夜半に及び雨大に降り、御廣間と御對面所の御椽甚だ濡れ、今朔日小雨止まず、濡掛り協ひ難きに依りて、松平右衞門大夫正綱心を勞し、漸く掃除

等奇麗になりしかば、御前に罷出で、舞臺の掃除出來し、役者の輩悉く揃ひ申す由を言上せし處に、近々出陣すべきに、何の用あつて能見物すべきと仰出されければ、此時に諸人驚きて、扨は大坂の騷動なり。遂には斯くあらん事にこそと申合へり。

大坂町中人心騷亂

又今日の申の上刻に、雨少し降り雷鳴す。翌二日になつて、昨日出陣の事申出す所に、雷鳴せしは、吉事なる由を上意ありけり。さる程に大坂には、片桐市正・石川伊豆守立退きければ、城中大に騷動し、人馬東西に馳違ひ、既に一戰にも及ぶ如くなれば、之を見る農人商夫等、只今事出で來れりと周章騷ぎ、資財雜具を山林に持運び、子を逆に負ひ、子は親を尋ね親は子を尋ね呼ぶ有樣、前代未聞の事共なり。秀賴公聞召され、大野治長に命じ、町々に奉行人を附置き、之を制せられけれども、大水を手に防ぐが如く、騷ぎ立ちたる諸人を、遮り留むべき樣ぞなき。秀賴公、重ねて大野修理亮を召され、早く城中へ兵糧を取入れ、籠城の用意すべしと仰せられければ、治長承り、大坂・堺及尼ヶ崎の川口に着け置きける賣買の米船を點檢して、金銀を與へ、買ひ求めける程に、四五日の間に、廿萬餘石を籠めたり。其上諸國に廻文を遣はし大

名を語らひ、又諸浪人を招かれけり。然るに此時、關東御藏入の米二萬石（一本、五萬石に作る）大坂にありしかば、板倉勝重より、大野治長・織田有樂が方へ申遣はしけるは、今度合戰に及ばんとする由風聞す。愈籠城の用意もあらば、其儘に差置かるべし。然らずば捨置くべきにあらねば、此方へ御渡しあれと申遣はしければ、修理亮・有樂が返答に、城中糧米多く貯へ候。速に引取るべしと申すにより、板倉則ち奉行を遣はして運送せしめ、伏見へ取納めければ、時の人、板倉が智計を感じけり。

或本に、勝重は八右衞門尉好重（一本頼重）の二男なり。好重は、參州額田郡小美村の住人にて、同國松平大炊助好景に屬して、永祿八年四月、吉良義顯と戰ひて、好景と共に討たれぬ。嫡男木工右衞門尉忠重は、主殿助伊忠（景好の男）に仕ふ。伊賀守は、幼き時より僧となり、同國夏山といふ處の禪院にあり。三男喜藏定重、主殿助家忠（伊忠の男）に仕ふ。天正二年十月、高天神の城にて討死す。此後家康公の仰あつて、勝重還俗して、氏を澁川と名乘り、又板倉に更め、四郎左衞門尉（一本四郎右衞門）と申しけり。一説、家康公の御家人永井善右衞門、始め武者修行すとて、諸國を廻れり。或時御前に召され、國々の事聞召す次に、誠や板倉が子の僧となりしは、生殘りてありといふ。若し廻りや逢ひけると尋ねさせ給ひしに、さん候。當國夏山の

緇に禪僧の僕を、板倉が子の由申すと答へ奉れば、大に悅ばせ給ひ、頓て永井して召せれ還俗せさせ、御家人となされきとぞ。天正十六年、家康公、駿河の國府に移住せさせ給ふに至つて、多くの御家人の中を選び給ひて、勝重をして、此所の町奉行職になされんと仰下されしに、勝重其任に堪へざる由をいひて、固く辭し申しけれど、御免なければ、板倉さらば宿所に歸り、妻にて候者と議してこそ、御返事をば申すべけれと申す。家康公笑はせられ、さもありなん、罷歸りて相議れと仰下さる。妻は勝重が歸るを迎へて、悅ぶべき事ありと告知らする人の候ひし。如何なる幸の候といひけるに、勝重ほゝ笑みて、物をもいはず衣裳を脫捨て、座に直り妻に向ひ、されば今日召されし事、餘の儀にあらず。今度御座所を移さるゝに依つて、彼町の奉行たるべき由を仰下さる。段々辭し申せども御免なし。さらば我れ家に歸り、一妻に議り候はんと申して罷立ちぬ。扨御事は、如何にや思ふといふ。妻大に驚きて、あな淺ましや、私事などならば、夫婦議るといふ事もこそあれ。公の御事に、斯る事候べき。ましてや押して下さるゝ處なり。殊には職に堪へぬ堪ふるは、御事の心にこそあるべけれ。自ら爭でか知り侍ふべきやといへ

ば、勝重、いや〳〵此職に堪へぬ堪ふるは、我心一つの事にあらず。御身の心によ
る事にて侍る。先づ心を靜めて聞き給へ。古より今に至り、異國にも本朝にも、
奉行などいはるゝ者の、其身を失ひ家を亡さぬは稀なり。或は内縁に附きて、訟
を斷る事公ならず、或は賂に依つて理を分つ事に私多し。是等の禍、多くは婦人
より起る所なり。我若し此職に預らん後は、親しき人の言寄らん事ありとも、訴
訟の事執らせ給ふ由聞かば、僅の贈物來るとも、受け給ふまじきか。是等の事を
始として、此勝重が身の上、如何なる不思議のありとも、差出でて物いふまじき由、
堅く誓を請けざらんには、勝重此職を預かる事、いかにも叶ふべからず。されば
こそ、御身と議ふべしとは申しつれといふ。妻熟と打聞きて、誠に宣ふ所、理に
こそ侍れ。自らは如何なる誓をも立てなんといへば、勝重大に悦びて、神にかけ
佛にかけて堅き誓を立てさせ、此上は思置く事なし。さらば參らんとて、衣裳引
繕うて出づ。袴の後腰を押振りて着たり。妻後樣を見て、袴の後惡う候といひて、
立寄りて直さんとす。勝重聞きも敢ず、さればこそ、我妻に議らんと申しゝは過

たざりけり。勝重が身の上、如何なる不思議ありとも、差出でて物いはじと誓ひしを、早くも忘れ給へり。今の承る事叶ふべからずとて、又衣裳を脱ぎ捨てんとす。妻大に驚き悔みて、様々の證文を參らす。さらば其事を、いつ迄も忘れ給ふなといひて、御前に參る。家康公は、如何に、汝が妻、何とかいひしと仰せければ、妻にて候者が、承り候樣にと申す。さこそはあらめと、大に笑はせ給ひきとぞ。天正十八年、關東へ移り給ひても、職、元の如く、關ヶ原陣の後慶長八年より、京都の所司代となりたり。

元和五未年より、其子周防守所司代となりけるに、後見して京都に住し、寛永元子年四月廿九日、八十三歳或は八十にて卒去す。慈光院傑山源英と謚す。白石先生曰、此人の事、世に傳ふる事極めて多く、悉く擧ぐるに遑あらず。當時の智ある人に、勝重が事を尋ねしに、此人の訴を斷ずるに、訟に負けし者、己が非なるを悔みて、職を恨みずと答へしに、此一言にて、此人の才と德とを知るべしと云々。

或說に、板倉伊賀守・息周防守二代は、所司といひて所司代といはずと云々。此説實なるや覺束なし。

新東鑑卷之四畢

茨木勢得レ援不レ及レ戰并關東御進發御手配の事

片桐東市正且元、大坂を立退きし後は、城中より船梁(ふなばし)を吹田川に設け、茨木を攻むる備を立て、且近境の里民に一揆を促させ、片桐を攻破らば、三ヶ年課役を免許し、七ヶ年年貢を收納すべからざる旨、觸知らする由沙汰あるに依つて、追々市正より、板倉が方へ援兵の儀を申越す事急なるに依り、勝重、丹波の國士等に下知して、茨木を援はんとする所に、彼國公領の代官村上三右衛門吉政、(或賴清、)伏見に在りて之を聞き、急に片桐を救はんと欲すれども、伏見の城代松平隱岐守定勝之を制して、豫て關東の御教令に、若し事あるに臨んでは、城内の士一人も出す事なかれとあれば、汝之を背くべからずと申すに依り、吉政爲方なく、此趣を板倉に達して、猶其指揮

を伺ふ。是は畿内の成敗は、伊賀守に仕置かるゝ故なり。勝重も亦、村上が微勢を以て茨木を援ふとも、させる益なからんと思ひければ、御敎令を守るべき由を以て、同じく之を制す。此吉政は、兼々茨木の地勢を能く知る者なりければ、則ち曰、彼構堤と、唯一條の逕路ならでは、壘中へ出入する事なし。假令大坂勢、船梁を吹田川に設くとも、綱を張らざれば爲す事能はず。茨木の兵士油斷なく、晝夜心を盡して防ぐ時は、何ぞ容易く船梁を設くる事能はんや。誠に寡を以て衆を防ぐべき要地なり。萬一敵兵川を越えて來る時は、運と力の續かん程働きて、市正と決死を共にせんずるものをと、重ねて申し通じければ、勝重は其微勢を以て、大坂の猛勢に敵し難からんと思へども、其勇敢を感じ、申す所も正しく理に中るを以て、さ程に存じ極められたる上はと容しければ、村上大に喜び、未の刻に出京し、伊賀守に挨拶し、子の刻に吾が住所に馳還り、日頃畜へ置きたる金銀米錢等を取出し、馳集る者共に與へける程に、年來深山に住馴れ、鹿猿などを相手として、弓鐵炮を事とせる者共二百餘人、瞬く中に聚りけり。其上に扶持し置きたる騎馬の兵、少々相集りければ、時を

移さず十月三日の午刻、茨木へこそ赴きけれ。若是迄にも、大坂勢火急に寄せ來らば、茨木の小勢、保ち兼ねて危かるべきに、最早近國より、五騎十騎づつ段々に馳集りしまゝ、早大勢になりにければ、片桐が勢も、心中大に安堵しけり。又大坂には、豫て茨木を攻落し、軍神の血祭にせんと議せられけれども、異議區々にして一決ならず。其上京勢若干馳加はり大勢なる由、斥候の者告げ來りしかば、今は寄すとも利あるまじ。愁なる合戰して、手始に敵に利を付けさせ、味方の弱りを仕出しなば詮なしとて、茨木を攻むる事を相止め、其後評定して、味方を洛中に入置き、京都を放火し、上り來る東國勢の居所を安からしめじと謀りて、究竟の諜者数十人を京都に遣しける所に、板倉常々遠慮を廻らして、聊油斷なければ、洛中洛外に相觸れ、他所より忍び來る者を聞付け見付け次第、私に奉行所に連れなば、其品に隨ひ恩賞あるべしと、手配を定め置きければ、素より伊賀守が信義に懷きたる町人共、いで恩賞に預からんと、此所彼所より捕へ來る。勝重、其内に見所ある者一人を見立て、閑所に招き入れ、汝等が命を助け得さすべし。天運の傾ける大坂に仕へんよりは、御味方

家康戰備を整ふ

に屬し、大坂の問者を普く尋ね出すべしとて、遺なく捜し盡させ、多く金銀を與へ、其中に變心あるまじき者を選みて大坂へ返し、城中の計策を、委細に知らすべしと言含め遣す。依之城中の樣子をも委く聞く。冬夏兩度の合戰に、洛中不慮の變なく、上下無爲なる事は、偏に板倉が智謀の深き所なり。扨、駿·武の兩國へは、先達てより繼飛脚櫛の齒を挽くが如く、同三日（一本四日）大御所は、尾州宰相義直卿を召され、頭黑の御紋付白旗引兩の幕を給はり、上意に、明四日早朝より歸國あつて、軍勢を發せらるべし。輔臣成瀨隼人正正成には、路次中、義直卿に從ひて上京し、戰場にては大御所の麾下に在りて、諸軍の節制を施すべしとなり。又駿河頼宣卿へも、御紋の白旗中黑の幕を給はる。同日參州西尾城主本多縫殿助康俊、兵を率ゐて江州に赴き、膳所の城の加番すべき旨、老臣奉書を呈す。（七日に、西尾を發すといふ。）今夜京都より飛脚到來す。其趣は、片桐兄弟に押續きて、石川伊豆守貞政大坂を立退きたり。又片桐が一族は、茨木の城に楯籠り、石川は堺に赴く由申來れり。扨東武に於て將軍秀忠公は、軍令を奥羽其外關東の大小名に下し給ふ。且關西の大小名、江城修築として在府の族

を、早く歸國し、御下知に應じて、大坂へ出陣すべき由にて、各御暇を賜はりけり。同六日には、細川內記忠利、(後に越中守、)江府より休暇を得て歸國する所に、相州箱根に於て、大坂の變を聞き、駿府に至りて、父越中守忠興在國仕候上は、愚臣先鋒の任を蒙り、其功を勵ますべしと、本多上野介に就きて言上す。同日中川內膳正久盛參着せり。

一本に、竹中伊豆守重俊も、駿府に至るとあり、未だ詳ならず。

又平野遠江守長泰は、始め權平と稱し、志津ヶ嶽七本鎗の其一人なりしが、折節駿府に在りし處、東武に御留守仕るべき旨御下知ありける故に、長泰が申すは、其妻子殘らず大坂にあり。何卒御許を得て、今度は豐臣家に屬せんと願ひけり。家康公、永井右近大夫直勝に、金地院殿傳長老を以て、頻に御教訓を加へらるゝと雖も、更に肯せず。細川忠利は長泰に芝蘭の友たるに依り、尙も意見せしめ、東武へ携へ行くべしと密旨を蒙る。忠利卽ち平野が宅に到り、理を盡して利害を說きければ、遂に心解けて、武陽に赴き、寓居すべき由を領掌せしに依つて、君臣、悉く內記が辯才を感じけりといへり。

傳稱す、長泰が息權平長勝は、當冬大坂に籠城し、御和睦の後退去す。夏陣には、長泰病に臥して出張せずと云々。

同日の夜亥の刻、織田常眞公より、使を以て書束を捧ぐ。其趣は、豐臣家僻める心より兩御所を疑ひ、孝順の道を失へるに依り、頻に諫を加ふと雖も聞入なく、君臣相議して叛逆を企て、諸浪人を招き集め、一向籠城の用意あるに依り、共に信義を過らん事を恐れ、密に大坂を遁れ出で京都に來り、只今は津田興庵が宅に罷在候。若御進發御延引に於ては、由々しき大事に及ばんも慮り難し。早々御發向然るべしと申越されけり。

一本に、越前少將忠直朝臣は、在江戸なりしが、直に書束を以て國中の勢を催し、長臣等不日に上京すべき由を下知せらる。此羽書、越前福井に到る所、さすが秀康卿以來、驍臣謀士多かりしかば、僅三日が間に、大軍の武備悉く調ひ、出陣せりと云々。

同七日、片桐市正並に主膳正が使者小島庄兵衛・梅戸忠介參向す。市正茨木迄立退

き申候段、正純を以て言上する處、兩人を御前に召され、御胴服を賜はり、其上且元・貞隆へ御書を下さる。

今度佞人之族、種々依讒申、茨木迄立退候由、神妙被思召候。猶本多上野介可申候也。

十月十七日　　御判

片桐市正殿

同日豆州所々の港に、西國方の早船着津して、淹留する由聞ゆるにより、速く之を吟味し、楫を取上ぐべき旨、駿府の町奉行彥坂九兵衞光正に命ぜらる。且東海・東山兩道各其要地に衞兵を置きて、關東奉行の印章を持たざる者は、妄に通す事なかるべしと教令あり。同日に、御使番小栗又市忠政は、勇功の譽ある故に、三千俵の恩祿を加へ下さる。

記に、小栗又市郎忠政は、去ぬる頃駿府の御城にて、與力同心相共に、御門の番を勤めけるが、夜に入りて與力同心計を、其の番所に留置き、其身は宿所に歸り臥

し居たりしに、其夜城中に火災ありて、諸人我も〳〵と打消しけるに、又市郎は當番たれども、番所に居ざるに依り、大御所其懈怠を怒り給ひ、知行二千五百石の中千五百石と、足輕五十人を召上げられ、逼塞して居たりしが、幾程を歷ずして、領知同心前の如くに仰付けられ、愁眉を開き、御供に連れられけりと云々。

當時房州の在衞藤田能登守信吉も、嘗に上杉家に於て、銳武の名あるに依つて召出され、御使番たるべき諚を蒙る。京極若狹守忠高・同修理大夫高三・森美作守高政（一本、右近大夫に作る。下皆同じ。或本に、羽柴右近大夫忠政は、御歸陣の後美作守に任じ、本姓に改め、森と名乘るとあり。今按ずるに是なるべし）等は、武城の經營畢つて、歸國せんとする所に、豐臣家叛逆して、兵を擧ぐる風聞に依つて、道を急ぎ駿府に到り、登營せし處に、早く歸國して、令の至るを待ちて、速に大坂へ出馬すべき由を仰渡さる。此後は田中筑後守忠政を始め、中國・西國の大名小名、追々武陽より駿府に到着して、大御所の御旨を伺ふ族、皆斯の如き御下知を蒙り、各歸國す。又洛陽に於ては、板倉伊賀守、京近邊より、大坂へ米穀鹽等賣買の事を停止し、攝州・河州兩國へは、船留申渡して、城州淀の大商人木村與三右衞門に仰せ、板倉勝重が從士近藤源左衞

門・山口權兵衛・荻野八郎右衛門・山口左太夫・田中左内以下、五十騎を番兵とす。同八日土井大炊頭利勝（一本に、此頃の御奉書には、土井大炊助とあり大炊頭に作るは非なりといへり。未詳なり）は、秀忠公よりの御使者として駿府に來り、登城して、大御所、大坂表へ御動座あるべしと承り候。併關東の事、御仕置なし給はらずんば、治り難し。然れば暫く御進發を止め給ひ、先づ關東に御下知あるべし。已に甲州邊の人數も、江府に來る上は、奥羽二州の大小名も、不日に參着仕るべく候。大坂へは先づ將軍御發向あるべし。是に依つて竹千代君をば、酒井河内守重忠竝に弟備後守忠利・大番頭高木主水正正次・書院番頭內藤若狹守清次衞護し奉り、國君をば、侍臣朝倉藤十郎宣昌、保護し奉るべしとの御議定りたる由、審に言上す。大御所聞召され、御選能も其任に當るを以て、甚だ御安堵の由を仰せられ、御機嫌美しくして仰に、御自身一旦御入洛の上、大坂の形勢を窺ひ給ひて、豊臣家逆謀にあらずんば、速に御歸座あるべし。大樹は、坂東の猛勢を江府に置かれ、秀頼愈籠城に於ては、上方より一左右に應じ、大軍を率ゐ大坂へ發向し給ふべし。其期に及ばゝ、駿府に御歸ありて、十萬の勢を集め、坂東を鎮撫すべき由を歸り報

ずべしと、其外密事等を仰含められ、大炊頭は駿府を發足せり。抑利勝が先祖は、參州苅屋城主水野右衞門大夫（大御所御母公の父なり）嫡男下野守信元が子なり。（一說、利勝は家康公御妾腹の子なりと云々。）信元は、織田上總介信長公の命にて自害せり。依之一族家人等、悉く散亂せり。時に大炊頭は、未だ幼少にて、乳母が懷に抱かれしかば、我子と僞り苅屋を遁れ出で、同國岡崎に逃げ來りて、暫く徘徊しけるに、左右して參州の住人土井小左衞門利昌に賴りし所、利昌子なき故、彼小兒を所望して養子に定め、首服を加へ、土井甚三郎と名乘らせ、家康公に仕へさせしに、兩御所の御旨に叶ひ、官祿共に經登り、剩へ執權職に列りぬ。老中數輩の中にも、所緣ある事を思召されけるにや、密事の御使に仰付けられけり。

記には、利勝三日に江府を發足して、五日に駿府に着すといふ。

同日遠州掛川の城主松平河內守定行へ、急々伏見に至り、父讚岐守定勝と共に彼城を守り、淀の舊城に兵を置くべき旨を命ぜらる。又大坂表先鋒として、藤堂和泉守高虎は、伊賀國並に勢州安濃津の兵を引率し、領知より和州を歷て大坂へ向ひ、隨

藤堂高虎井伊直孝大坂進發の先鋒と決す

分軍功を抽んづべし。大和の國士等は、皆部下に屬し、列せらるべき旨を諭し給へり。高虎は譜代の臣にあらずして、先鋒の任を蒙る事は、太閤秀吉公薨去以來、拔群の忠勤を勵みし思召、他に異なるが故なり。又井伊兵部大輔直政の二男掃部頭直孝は、大番頭として伏見に在勤せしが、家兄右近大夫直勝病身たるの間、直孝陣代となり、彦根の軍勢を率し、父直政が格に任じて、藤堂と同じく先鋒たるべき旨を命じ給へり。

井伊家記に、板倉勝重、伏見の城より直孝を招きて、本文の如く通達せし處に、直孝謹しんで申すは、罷退き愚按を決し、其上に御請に及ばんと答へ、伏見の官舍に歸り、忽ち彦根の老臣數輩を招き、上意有難き旨告知らせ、自今各我が指揮に隨ひ、決して躊躇の心なくんば、領掌すべき旨を述ぶるにより、兄直勝は、多病劣弱にして其器に當らず。直孝は勇偉絶倫にして、大將の器備はり、當時僅に一萬石を領すと雖も、威望顯然たる故、彦根の老臣等も、悉く直孝を將師と、仰ぎ從はん事を欲すれば、腹心を委ねて、直孝の指揮、聊背く事なしと盟ふ。玆に於て御

諚に應ずべき由申上ぐと云々。

又曰、亡父直政が時より扶持せる軍術者を、彦根より招きていはるゝは、汝年來奥祕せし事を、今般我に傳へんやと問ひければ、答へて曰、素より希ふ所なりと、卽ち其祕書の一冊を貯へ來れりとて、懷中より取出し告げて曰、臣が齡既に朽耄に及んで、戰場に臨むとも、何の用にも立つべからざれば、御供に參るべからず。御心底いかゞ御定め候や、承り度候。我れ此書の敎を規矩として計策を用ひ、堅く守りて軍制を施し給はんか、又事に臨んでは、心の儘に損益決斷あるべきかと問ふ。直孝答へて、予が欲する處は、敢て敎を棄てず、又强ひて敎泥せず。時を計りて決斷を第一とせんとあれば、軍術者手を指して嘆じ、愚臣傳ふる所の術、卽ち玆に盡きたり。彼も是も棄て難しと、兩端を存ずる事は、智計如何程勝れたりとも、敗亂の道なり。機に應じて動き、時に隨ひて謀るこそ兵家の眼目なれ。必ず柱に膠して、瑟を皷し給ふ事勿れ。書は皆古人の糟粕なりとて、携へたる書を破り棄てしと云々。或說に、此書を破りし事は、所以あるべしと云々。

別記に、大御所入洛の後に、井伊直孝を二條に召され、汝が兄右近大夫が人數を召連れ、大坂表へ向ふべき旨仰付けられければ、直孝御請申して後に、私身を試したる事も御座候はゞ、恐れ乍ら申上度候へども、未だ若年の者に候へば、其儀に及ばずといひて退出せり。其時安藤帶刀御側に罷在りしに向はせられ、只今掃部口上は、故兵部が格ならば、一定御手先も勤むべしといふ心底と推量せり。汝如何思ふと仰あり。帶刀、上意の通に候と申上げければ、重ねて掃部頭を召され、先程の口上御聞屆あつて、御先手仰付けられ候。藤堂和泉守へも、御先手仰付けられたれば、兩人同樣に相勤め、互に出精すべき旨を、仰渡されけりと云々。

又勢州桑名の城主本多美濃守忠政、竝に息平八郎忠刻は、伊勢の國人を組として、先鋒を勤むべき由、駿府老中より命を傳ふ。又東海道筋の代官五味藤九郎重之に、御下知三ヶ條あり。第一、道中の橋々を修補し、行軍の憂なき樣にすべし。第二は、諸軍勢の旅舍を割付け、混雜擾亂なき樣にすべし。第三、農商の訴訟を宜しく沙汰し、油斷疎略あるべからずとなり。又關東の租稅吏彥坂平九郎へは、陣中兵糧、滯

なく運送すべき旨鈞命あり。翌日各駿府を發す。又川井左兵衞は、駿府の獄舍を掌るべしと仰付けられ、萬事の御備綿密なり。細川内記忠利は、豫て定め置きし如く、平野遠江守を將ゐ、駿府を發し武陽に赴けり。

或曰、細川内記の父越中守忠興は、家康公へ忠を竭しゝ人なり。九州の島津・加藤が如きは、屢御疑ある故に、秀忠公の密旨を、忠利に仰含めらるべき由にて、再び忠利は東武に下向すと云々。

同九日、最上駿河守家親參向す。是は家親が父出羽守義光、去ぬる五月十八日卒去して、家督繼目の禮なり。大御所の仰に、此度大坂の異變に依つて、大樹上方へ發向せらるゝに付、定めて汝に留守を命せらるべし。早く馳下りよく警衞すべき由を、直に御懇意の御諚を受け、再び武陽に赴く。又伊奈半十郎筑後が子なりに、八人持の鐵の楯を廿挺、京都にて鍛はすべき由を仰付けらる。則是も駿府を發足せり。同十日、江城土木の功なり、駿府に赴く人々は、淺野但馬守長晟・鍋島信濃守勝成・山内土佐守忠義及稻葉彥六郎典道・遠藤但馬守慶隆・毛利伊勢守高政本書に、長高とあるは誤なるべければ、今改む。下皆同じ。一本、此外

に蜂須賀阿波守至鎮・小出大和守吉英二人あり等、藤川の船橋に支へられ、又驛馬乏しく、原吉原の驛に滯留し、今日駿府に至り、大御所に拜謁し奉れば、是も先達ての輩と同樣の仰を蒙り、國々に歸る。又此間江城の御留守を命ぜられたる野州宇都宮の城主奥平大膳大夫家昌、惜いかな卅八歳にして卒せりと聞ゆ。

奥平家昌死去

或本に、家昌小字九八郎と稱す。母は、家康公の御息女加藤加納殿と稱すと云々。一說に、別腹なりと云々。父は信昌美作守と稱す。元和元年三月十四日に卒す。時に六十一歳なりと云々。今豊前國中津の城主十萬石を領すと。奥平氏の家系是なり。

大坂城中不和の事

さる程に大坂城中には、先達て諸大將打寄り、各軍評定あるべしとて、大野修理亮治長・渡邊内藏介糺・木村長門守重成・大野主馬介治房以下會合して、七組の番頭を招き集めし處に、或は病と稱し、又組中に口說ありと、種々に申立て丶一人も參合せず。使度々に及びければ、七組の番頭會合して評定しけるは、今般我君、籠城の御用意あ

大坂城內不和

りと雖も、何れも遂に評定に加はらざる其所以は、片桐市正は、故太閤の御時、小身の者なりしが、度々の合戰に身命を抛つて軍忠を顯し、志津ヶ嶽の合戰にも、七本鎗の其一人なり。依之渠が忠貞を感じ給ひ、祿を賜はり棟梁の宿老とす。いかで市正に私あるべきや。關東より三ヶ條の御所望に就ては、國家の爲を存ずればこそ、能くも申難き事を申しゝと、御勸賞もあるべき處に、却て御怒を受け、罪なくして御勘氣を蒙り畢ぬ。況や我々如きの者は、一旦御憐愍を加へらるといへども、畢竟賴みあるべからず。昨日の忠義も、讒者あれば、今日は不忠となること眼前なり。殊に當時は、大野・渡邊が計らひのみなれば、彼等を主君と仕ふるにも似たり。旁以て奇怪なりとて、色々と言拔け、評定に加はらねば、城中不和にして、何一つ一決せざりしに依つて、秀賴公より御饗應と稱せられ、此間七組の番頭を召されし處、速水甲斐守時之・青木民部少輔信重・眞野豐後守賴包・伊東丹後守長實・堀田圖書助勝喜・中島式部少輔氏種・野々村伊豫守雅春、殘らず出仕せり。太閤記に、御馬廻七頭、又七手組ともいふ。郡主馬首・野々村伊豫守・堀田圖書助・中島式部少輔・眞野藏人・青木民部少輔・伊東丹後守と見えたり。秀賴公出御あつて、思召し立ち給ふ事を、委細に仰聞け

られければ、速水甲斐守謹んで申上げけるは、先達て片桐市正事、駿府より命を受けて歸り、御諫言申奉る趣、憚乍ら一々其理に當るかと奉存候。然れば市正を御宥免ありて召返され、一旦關東の御所望の旨に任せられ、御和睦の上、思召立の事は、時節を御窺あるべき所に、若年の面々、血氣の勇に任せ、短慮の諫、甚だ未練の至なり。只今僅の勢を以て、日本國中の軍勢を引受けて、御合戰あらん事、蟷螂が龍車を遮り、精衞が海を埋めんとするに同じ。縱ひ諸國の浪人、召に應じ馳せ集まるとも、眞實和合の兵にあらず。其由は、譜代恩顧の輩すら、忠義を思ふ者は少く、無道の人は多し。事に臨んで、義を守り忠を勵む者は、開闢以來指を屈して算ふべし。況や欲に耽り、勝負も見えざる以前に、祿を定め職を望む浪人等、何ぞ危を見て命を捨てんや。然るに東國の軍勢は、數年恩を蒙り、恥を思ひ義を重んじ、一命を輕んずる譜代相傳の者共なれば、是を相手として戰ひ、利を得ん事思も寄らず。併先君舊好の武士等、心を一つにして挑み戰ふに於ては、要害無雙の御城なれば、如何に年月を經とも、堅固に守り禦ぐべし。然れども味方の中に、大欲不義の族相雜る

時は、東國方より謀を以て、官祿金銀等の員數を定め、反忠の事を催さば、忽ちに恥を忘れ欲に耽り、敵を引入れ、或は御城中に放火して、御味方の害をなさん事、掌を指すが如し。恐れ乍ら能々御明察あるべきか。全く臣等命を惜むにあらず。只君の御爲に宜しからぬ事を、歎き奉る計にて候。諫むべきを知り乍ら、諫め奉らぬは道ならず。さるに依て心底を殘さず言上仕候。七人の存念、皆以て同じと申せば、秀賴公は何とも仰せられず、默然としてましましける所に、大野治長大に怒りて、已に往は咎めずといはずや。且元縱ひ忠臣たりとも、今となりて變改あるべきや。各は偏に無事を好み、義を知らずして勇なき面々なれば、君も恃に思召さず、早々御暇を乞ひ、退出せらるべしと申せば、堀田圖書助・中島式部少輔聞きも敢ず、慮外なり修理亮、我々只今出城せんに、汝に暇を貰ひ、君臣の間の絕つべきか。物な言はせそ。治長を相手として其上に切腹し、君に御暇を申上げんと、太刀の柄に手を掛けて、一度に座を起たんとす。其時野々村伊豫守は、堀田・中島兩人を押止め、治長を引立て奥の方へ入りければ、六人の面々も、漸くと靜りけり。時に秀賴公、汝等が

申す所、一々理に中ると雖も、慮らず事の破れとなるは、我不運の然らしむる所なり。汝等同心なきに、强ひて籠城を勸め、討死を遂げさせんも不便なれば、只今暇を遣はす間、早く城中を遁れ出で、命を全うすべしと宣ふ。青木民部少輔、御言葉の下より申上ぐるは、我々再三御諫言を奉る事は、一命を惜むにあらず。只君の御爲を思ふが故なるを、愚臣等が申上ぐる處御耳に逆ひ、却て不忠と思召され、御暇を給はらん事、臣等が運も此迄なれば、汚名を後代に遺さん事口惜く候。御殿中は恐あれば、宿所に歸り自害仕り、命惜まざる心底を死後に顯はし、御覽に入れ奉らんと席を立つに、六人の輩此形勢を見て、民部少輔を押止め、一朝の怒に其身を亡すは、義士のなさゞる所なり。我々も斯く申せば、命を惜むに似たりと雖も、御前に思召詰めらるゝ上は、迚も死せん命なれば、敵寄せ來らん其時は、速に討死を遂げ、忠を泉下に報ぜんこそ、武士たる者の本意なれと制する故、青木も此儀を得心して、本座に居直りければ、秀賴公も甚だ御機嫌にて盃を下され、酒宴刻を移し、其後は愈浪人を招き集められけり。

長曾我部盛親の事

長曾我部盛親大坂方に與す

さる程に七組の番頭も、秀頼公の仰に任せ、愈籠城と覺悟を極めける後に、大野主馬介治房は、船場の町を出城として要害を構へ、東國勢と戰はんと議せり。其時靑木民部少輔信重・伊東丹後守長實、一同に申すは、老功の傳ふる所、籠城に內の廣きは、必ず持あぐむものなりといへり。況や今般は、天下を引受けて相戰ふに、何年にて功を立てんといふ期を知らず、兵糧費に捗々しからず、町人百姓を取籠めて、何の益かあらん。雜兵を外になし內を約にして、合戰然るべしと再三談じけれども、終に用ひざりけり。又修理亮治長は、太閤の時より貯へ置かれたる千枚分銅は勿論、城中なる金熨斗づきの間と號せしをも打崩し、小川七郎右衞門を奉行として、竹流しに拵へさせて、今度の軍用金となせり。扨諸國の浪人等は、大坂擧兵の由を、聞くと均しく馳せ來り、或は召に應じて群參する中にも、長曾我部宮內少輔盛親入道祐夢といへるは、初め右衞門太郎と稱し、土佐守元親が四男、母は齋藤內藏介が妹な

り。元親は天文八年五月の出生にして、十八歳の時、父元國に別れ家督相續し、土州江村郷岡豊の城主となり、勇猛にして、天正三年の頃は、土佐一國を平均し、其上に阿波・讃岐を切從へ、愈威勢を奮ひし處、同十三年羽柴秀吉公は、土佐守元親を退治せんと、御舍弟美濃守秀長卿・三好孫七郎秀次公を大將として三萬餘騎、其外諸國の軍勢を差向けられければ、土佐守元親は、舍弟長曾我部親泰と相議し、秀吉公の先手と戰ひけれども、軍に利なき故、始終の成功なかるべきを考へ、終に秀吉公に降參せし所、土佐一國を賜はり、廿二萬三千石を領し、後は羽柴氏を下されけり。扨元親が嫡男孫三郎信親といへるは、去ぬる天正十四年、秀吉公島津を攻め給ひし時、先手となつて向ひ、同十二月十二日、豐後國戶次の川にて、島津が臣鈴木大膳といふ者に討たれたり。二男は讃州香川氏の養子となり、早世す。三男は孫次郎親定といへり。津野大膳大夫の養子となり、他家相續たるに依り、四男盛親を家督とし、其身は慶長四年五月廿五日に卒す。時に六十一歲なり。雪溪居士と諡す。

或記に、太閤御在世の時、元親は京都より國に下り、一門衆家老を集めて申すは、

嫡子孫三郎討死してより、未だ家督を誰に繼がしむべしとも定めず、我も傾く齡なれば、信親が女を右衛門太郎に妻せ、家續に立てんと思ふ。如何あるべしと尋ぬれば、一座の人、盛親が不肖なるを知つて、敢て返答する者なかりし所に、元親が聟なる吉良左京進親實進み出でて曰、信親の御息女を、右衛門太郎殿の奥方となし、嗣にせらるべしとあるは、御嫡子の筋目立つに似たりと雖も、津野孫次郎殿は、秀吉公にも知らせ給ひ、御器量も勝れたれば、津野氏の家を、別人に御相續仰付けられ、孫次郎殿を、御家督に立てられ宜しからんと申せば、元親聞きも敢ず、いやとよ盛親を家督に立つるが、道の正しきに叶ひ、卽ち家長久の基なりと、甚だ不興に申さるゝにより、親實重ねて、何れに親疎はなけれども、某が申上ぐる所は、國家靜謐の基を固く定め度存ずるなりと諫言す。家老掃部助元辰も、最前より此座に在りて控へ居しが、進み出でて、只今吉良氏の仰せらるゝは、何れの御爲と、依怙の沙汰にはあらず、御家繁榮、子孫長久を祈るの良策に候間、是非とも御承引なさるべしと諫めければ、元親愈怒れる顏色にて、一言の答もなくして座を立ち、

奥へ入られければ、其日の相談は止みにけり。然るに佞臣等元親が傍に在りて、親實・元辰兩人の事を、樣々と讒言するに依り、終に天正十六年十月十四日に、掃部助に切腹申付けらる。親實も是を聞き、同じく切腹せりとかや。其後は誰あつて諫むる者なければ、思の儘に盛親を立て、家督とせられしと云々。

然るに慶長五年、石田三成、家康公を亡さんとせし時、盛親は無二の大坂方にて、勢州津の城を攻拔き、其後に關ヶ原に向ひ、南宮山に陣する處に、石田方敗軍せしかば、一戰にも及ばず退散し、伊賀路より大和路を歷て、泉州堺に馬を立て、井伊直政と常に交通あるが故に、徳川家へ謝すべき爲め、家來立石助兵衞・横山新兵衞を近付け、我等今度家康公の御方に參るべき所、秀家・輝元・増田・石田以下、秀頼公の御爲なりとて催促するに依り、心ならず徳川家に敵對せり。此旨を井伊兵部に申すべしと、呉々言聞かせ、攝府を出でて土州へ下りけり。斯くて立石・横山兩人は、井伊直政に就いて、主人の罪を陳じければ、家康公其旨を聞かせられ、宮內少輔急ぎ大坂へ上り、罪を謝すべき由、兵部少輔より申送るべしと仰出さるゝに依つて、直政家人川

手內記・梶原源右衞門兩人を、土州へ遣はしゝ所、盛親大に喜び、大臣家の御內意に隨ひ、急に大坂に上るべき爲に、既に居城を出でけるに、長曾我部が近臣久武內藏介申すは、御舍兄津野孫次郞殿は、藤堂和泉守と無二の親友なれば、此度の釁隙に乘じ、高虎が計らひにて、大坂迄おびき出し、孫次郞殿へ、土佐國を賜はらん事疑なし。急ぎ津野殿に切腹させ、其後に大坂へ御上りあれかしと諫めければ、素より盛親智慮淺くして此儀を承引し、故もなきに孫次郞に切腹させ、同年十一月十二日大坂に着き、天滿の寺に寄宿して便を窺ふ所に、家康公御下知ありて、伏見の居宅に移りけり。此日大御所は、藤堂和泉守を召され、津野孫次郞は如何あるぞと仰せられければ、高虎答へて、孫次郞は豫て御當家へ心を寄すといへる陰沙汰あるを、宮內少輔が腹惡くして、切腹申付けたりと承及び候といへば、家康公御氣色あつて、盛親を死罪に行はるべきかと沙汰ありしを、井伊兵部少輔色々申宥め、長曾我部は命を助かり、領地を沒收せられ、祐夢と名を改め、京都に住居せしが、一本、二條邊に住居せりといふ、大坂籠城の催あるに依つて、板倉勝重殊に怪み、諸士に命じ、彼宅を日々巡見せしむ。祐

夢は、內々大野と志を通じければ、淺野但馬守と舊約あるが故に、此亂を幸とし戰功を立て、小祿を受くべき爲に、紀州へ赴くと朋友を欺き、其受合の一箇を板倉へ出させ、勝重が許を得ると均しく、大坂に行きければ、秀賴公大に喜び給ひ、四國を悉く授くべき印章を與へ、其舊臣を招かしむるに、忽百騎計は馳せ集りけり。

或本に、今度秀賴公籠城の噂あるに依りて、板倉勝重、長曾我部を招き饗應の上に、貴殿の御事は、一旦御不審を蒙り給ふと雖も、某斯くてある上は、宜き樣に相計らひ、歸國の事を執成申さん。大坂より召さるとも、決して許諾あるべからずと、懇に申さるれば、盛親承引して、勝重が宅より、直に大坂へ下りけりと云々。

或本に、無禪は七歲の時より、長山公の御前に召仕はれて、七代の間、近衞殿の門を出でざる奉公人にて、年は百十九歲なり。相國寺門前に宅あり。又同町の藪の中に、寺子を取りて渡世したる浪人あり。大坂籠城の刻、不圖一朝彼男二三人、甲冑を帶して發足したり。是れ長曾我部なる由後に知られたり。此時も同町にては、異なる出立の男かなと、直に目に當てゝ見たりと語る。後に聞けば、寺町今

出川の辻にては、二三十騎計りになりて、馬鑓等を持たせたり。寺町三條にては、二三百騎になり、伏見にては大方千騎にもならんかと言合へり。珍事なれば、町所より訴へ出でしかば、板倉の某大に怒りて、夫と知らば、討つて捨つべかりけるものをといはれきとかや。斯様の物語、日々數多、皆實見の事なり。

山口左馬助弘定の事

今度大坂籠城の中なる、山口左馬助弘定といへるは、玄蕃頭正弘が二男なり。

或記に、弘定は、木村長門守重成が妹婿にて、松平右衛門大夫が小舅なりと云々。

正弘は、秀吉公に仕へ、忠勤を勵みし故に、段々と御取立にて、金吾中納言秀秋卿の後見に被仰付たる所に、秀秋卿不行跡にて、山口が諫を用ひられず。故に正弘は、後見の益なしと、連々に願を達し、太閤の御旗本へ歸り、越前國北の莊の城主となれり。

一本に、山口玄蕃頭は、筑前中納言秀秋卿の輔佐として附置かれたり。正弘、筑州

を検地せしに、秀秋卿の領卅萬石を三十七萬八千五百石とせしかば、夫より國民困勞し、山口を惡む事甚しかりけりと云々。

其後加州大聖寺へ所替す。五萬三千石なり。然るに慶長五年關ヶ原合戰の時、大坂方なるにより、前田中納言利長卿は、舍弟能登守利政を先手とし、一萬五千の軍勢を差向け攻められしが、正弘が嫡男右京亮備弘（よしひろ）、一本修弘、家人五百人計を召具し、同國南郷に出張し、利政の先手へ、鐵炮を放しければ、手負死人卅人計に及べり。されども前田勢之を事ともせず、愈軍勢を進めて攻むるに依り、右京亮人數を引纒ひ、大聖寺へ引退き、同四日利長の勢先手となつて、城近く攻め來れば、城兵凡千五百人、身命を捨てゝ防ぎけれども、金澤勢少しも怯まず、終に本城へ攻入りけり。山口が勢は、昨日今日の戰に、討死の者八十餘人、小人陪臣に至る迄、凡て八百餘人に及べば、寄手も死傷の者、九百餘人とぞ聞えける。山崎長門が家人木崎長左衞門は、備弘に立向ひしが、備弘、我と山口右京亮と名乘り、太刀の柄に手をも掛けずして、首を取らせたり。城主玄蕃允が家臣成田勝左衞門・同喜太郎・織田孫左衞門・速水五兵衞・山口源左衞門

高屋平太夫・大野作太夫等は、館に火を掛け切腹す。竹島物之助は主人玄蕃頭が介錯見て、其身も忽切腹せりとなり。此時左馬助弘定は、如何して迷ひ出でしか、又何方に居たるか詳ならねど、此度秀頼公の召に應じ、籠城を致しけり。

或記に、初より城中に在りて、秀頼公に召使はれしと云々。

大坂援乞二前田・島津・伊達等一事

さる程に大坂城中には、諸國の浪人等、我も〳〵と馳せ集まる事、畿内近國に其隱れなかりしかば、伏見の城代松平隱岐守定勝・京都所司代板倉伊賀守勝重、樟葉に新關を設け旅客を改め、洛陽の町人に觸れて、伍々の員數にて組々を定め、在京の浪士を糺し、大坂へ赴く事を制止す。且板倉は、松平隱岐守定勝・井伊掃部頭直孝・渡邊山城守宗茂等と相議し、勝重が家人朝比奈兵衞門義次を間者として、伊東丹後守が手に屬せしめ、毎日城中の評議を註進せしむ。

一本に、十月朔日に、大坂城中へ間者を入れしと云々。又朝比奈義次は、夏陣に、

樋口淡路守雅兼が手に屬せりといへり。

又秀頼公は、始め浪人を招き給ふ時に、大野・渡邊・木村等評議して、諸國の集勢を以て籠城し給ふとも、大名の荷擔なくては、御方御勝利の程心許なし、然れば先君恩顧の族を相催されて、援とせば宜しからんと、前田・島津・伊達等へ、使者或は御書を以て、御憑ありけりとぞ聞えし。

一本に、慶長十七年或十五年の秋、秀頼公竝に淀殿より、前田筑前守利長卿へ、密書を以て、太閤の御事、定めて御忘あるまじ。一度は御頼あるべし、左様に相心得られ候樣にと、仰遣されける所に、利長卿不承引なる速答にて、一度御頼なされたしとは、若し金銀等の御用に候歟、其儀に於ては、如何樣とも仕るべしと申送らせ、其書翰を、密に駿府へ獻ぜられけれども、大御所は、知らぬ顏にてまし〳〵けりとぞ。

別記に、慶長十五年の春、大坂より織田有樂・大野修理亮、加州利長卿へ書翰を投じて曰、右大臣殿、既に成長まし〳〵て、自然故太閤の餘烈を受繼がせ給へば、天晴

天下武將の棟梁として、御心の儘に、賞罰の權を執り給ふ時節到來せり。故太閤神靈の義を重んじ給はゞ、早く大坂に來りて、輔佐羽翼の力を展べて、永く萬民泰平の悅をなすべし。當時籠城に於ては、糧米現に在る所七萬餘石、福島左衛門大夫より、大坂に有合を以て進獻する所三萬石、其外町人の倉に在る所若干なり。是皆利長卿の覺悟たるべし。且黃金千枚大坂へ備用せられ、武備の設を厚くすべき由なり。利長卿其旨に應ぜず、舍弟利常より、彼書を駿府へ獻せし所、大御所の仰に、近年大坂にて神社佛閣大略再興あれば、縱ひ金銀を蓄へらるゝこと山の如くなりとも、盡すべしとの上意なり。豫て豐臣家、一度は兵を起さんと台慮を惱まし給ひけるが、是よりして一入雄略を廻らし給ひぬと云々。

一本に、慶長十九年の秋、加賀の黃門利長卿へ、大坂より書柬を送らる。其詞に、故太閤令汝爲傅、汝莫隔我矣、我亦憑汝と云々。

眞田兄弟の事

眞田左衛門尉幸村（信繁又信仍とあり）といへるは、信州上田城主安房守昌幸の二男なり。去ぬる慶長五子年に、上杉景勝卿叛逆たる由にて、家康公は、上杉氏を攻め給はんと、諸大名を召連れられ、伏見を御發向あつて、關東へ下向し給ふにより、眞田安房守昌幸・嫡男伊豆守信幸・二男左衛門佐幸村も、上州犬伏迄打つて出でけるに、石田治部少輔三成・大谷刑部少輔吉隆兩人より、昌幸へ書束來れり。其趣は、今般天下の御爲に、大老奉行相談し、內府を亡す催なり。眞田父子も同意あつて、會津への出陣を止めらるべしとの事故、安房守昌幸は、伊豆守・左衛門が先陣にあるを呼び返して申すは、只今石田・大谷より申越さるゝ旨趣を見るに、景勝卿御幼君に對し、逆心なき事公明なり。此上は內府を敵になして、此所より引返すべし。面々の志は、如何あると申せば、伊豆守答へて、仰、誠に至極せり。今度內府に從ひ給ひなば、世上の批判惡かるべし。其上父君には、石田治部と御緣者なり。（或說に、昌幸と三成は、宇多下野守が聟なりと云々。）弟左衛門佐は、大谷刑部が聟にて、上方に筋目あれば、先づ御領內に御歸り候て、御思慮あるべきなり。某は內府の御懇意といひ、殊更本多中務（忠勝といふ）と緣者のよしみ止み

難し。

或記に、始め本多中務の女を以て、伊豆守に嫁せしめんとす。然れども本多は、家康公の家臣にて陪臣たるに依り、父安房守許諾せず。家康公此儀を聞食され御養子となし、信幸に嫁せしめられしと云々。

御赦免あるに於ては、徳川家の旗下に屬すべし。其上に猶志す所あり。若し上方の軍破れ、城々に籠る輩まで、内府刑罪せらるとも、父と弟との罪を謝し、如何にもして危難を救ひ、夫のみならず眞田の氏族斷絶なきやうには、某計るべしと申せば、左衛門佐聞きも敢ず、憚乍ら伊豆守殿へ、某御意見申すべし。内府如何程懇切なりとも、太閤の御恩に似るべからず。又本多中務と緣者の因さる事ながら、是れ私の故にして公儀にあらず、又上方の軍破るゝに於ては、安房守殿と某が身命の危きを、救ひ給はんとの事なれども、凡そ戰場に臨みて功なき時は、將より士卒に至る迄、必ず戰死する事なり。然れば父と某とが、存命の程も計り難し。御苗字の絶えざる爲に、内府へ屬し給はんとあるも、事むづかしき御思案なり。秀賴公の御爲に、一家

忽亡ぶとも、御先祖への不孝とはなるまじ。事新しき儀なれども、天正年中に、安房守殿と内府と不和になり給ひし時、一旦當家の武功に因つて、德川家の軍勢を切崩すと雖も、德川・北條同意して、重ねて大軍を以て攻められんには、籠城危かるべきを、太閤の御下知に因つて和談となる。此時上杉氏も、越後より後詰を出されしは、淺からぬ所ならずや。夫以來豐臣家の旗下に屬する事、十餘年なり。然る上は君恩を忘れ、景勝卿の志を捨て、內府の味方し給ひなば、人たる道にあるべからず。信幸殿は御弱年より、御器量も人に勝れ、戰功もおはしませば、一廉の御用にも立ち給ふべき人の、むだ〳〵と敵になり給ふ事、殘念至極の御事なりと申せば、伊豆守大に立腹していふは、父に先立ち、無用の事をいふのみならず、內府の旗下に屬せん者は、人たる道にあらずと、妄に我れを輕んじ譏る。今一言を出すに於ては、卽時に討つて捨つべしと、打物の柄に手を掛くれば、幸村少しも動ぜず、我等は豐臣家の爲に死なんと存ずる命なれば、是にて御手に掛けられん事は、御免あるべしと返答す。時に安房守制して申すは、伊豆守がいふ所を按ずるに、一應其理なきにもあ

眞田昌幸幸村大坂方に與し信幸關東に與す

らず。秀頼公の御大事も、此度には限るべからず。唯望に隨つて、内府の味方すべしと、打解けて発しければ、伊豆守は、此所より秀忠公の御手に屬し、安房守・左衞門佐と引別れぬ。

或記に、眞田安房守は、此時に息伊豆守を呼寄せて、豐臣家に從はんと申聞かせければ、信幸一向同心せざるに依り、昌幸不與の顏色にて、某は老年の事なれば、立身の望は毛頭なし。然れども海野家眞田は海野小太郞幸恒の裔なりの再興を思ひ、次には其方や左衞門佐を、世にあらしめんが爲め計りに、存じ立ちたる事なるを、汝内府の家來本多中務が緣者たるを以て、親の命に背き、不屆たる由申すに依り、伊豆守僞りて申すは、近年内府の御懇志に付きて、一旦存寄りも申述べ候へども、是非上方の御一味とある思召に於ては、御意に隨ひ申すより外は無之と返答すれば、安房守大に喜び、其方同心の上は、愈相談を遂げ、秀頼公へ一忠節なくては叶ふべからず。其勘辨を致すべしと申せば、伊豆守、成程心得申候といひて、其座を立ちて勝手に出で、直ちに馬に打乘り陣所を出で、關東の味方せしと云々。

さる程に石田治部少輔三成は、大軍を引具し、内府を亡さんと攻下る由、關東へ相達しければ、家康公は、上杉を其儘に差置かれ、東海道を上り給ふ。秀忠公は、三萬八千の軍勢を引率し、木曾路を來り給ひ、九月朔日信州輕井澤へ御着。翌二日（一本に、四日）同國小諸に御陣を遷され、此所に二日御逗留ありて、上田の城主眞田昌幸が方へ御使者を立てられ、御邊一筋に石田・大谷が謀書を信じて、居城に楯籠れりと聞ゆ。上方靜謐するに於ては、小身なる其方、滅亡せん事疑なし。然れば時勢を計り、内府に歸服あるべしと申遣はされければ、安房守返答に、今般大老奉行の面々より、秀頼公の御味方せよと申聞けらるゝに依つて、其下知に從ひ候上は、縱ひ味方危くとも、今更驚くべきにあらず。御人數を向けられ候手始に、某父子を誅罰あるべしと申すにより、秀忠公、重ねて仰遣はさるゝは、大老奉行等の計略分明なるに依り、故太閤の御一族又は恩顧の輩、多くは内府の旗下に屬す。況や御邊は故太閤の時、させる御恩惠もなき人なれば、縱ひ大事を企つる輩、實心より出でたる事にもせよ、恨もなき内府を敵になす道理なし。然るを強ひて籠城せらるゝに於ては、伊豆守に腹切

秀忠、昌幸幸村等を攻む

らせ、其後諸軍を差向け、一時に城を攻落すべし。返々無益の義理立は、斟酌あるべしと仰せられければ、安房守又申して曰く、今太閤の御一族を始め、恩を戴く輩、内府に心を寄する事は、人々の氣象變る故なり。既に伊豆守を以て御推量あるべし。次に某仰を背くにより、賤息信幸に切腹仰付けらるべしとの儀、誠に子を思ふは切なりと雖も、若し今般伊豆守御味方申さずして籠城せば、某と共に討死遂ぐべし。然れば何れの道にも死亡を遁れず、理同じければ、今更彼を救ふべきにあらず。左右御心に任せらるべしと申すにより、此上は是非なし。然らば左衞門佐が籠りたる伊勢崎の砦を攻取るべしと仰出され、眞田伊豆守信幸御先手となつて、六文錢の旗を押立て、安房守が領内を放火し、伊勢崎へ兵を進めけり。幸村は、舍兄伊豆守が兵を見て、上田の城へ人を馳せて、防戰すべきか否やを伺ひしに、安房守が返答に、信幸寄せ來るに於ては、彼が先陣面目の爲に、其砦を攻取らせよと申越すにより、左衞門佐は手の者に下知して、暫く防ぎ戰つて、其後本城へ引退きけり。斯くて寄手の軍勢は、上田の城を攻むと雖も、眞田は守り禦ぐにより、未だ捗々しき事も

なかりしかば、本多佐渡守正信、秀忠公の御前に出でて申上ぐるには、眞田が城堅固にして、速に攻落すべき手段も御座なく候。又味方は、多勢の事に候へば、城兵より手を出すべき樣もなし。畢竟大事の前の小事に候間、此儘に差置かれ、美濃・尾張へ早々御發向然るべしと諫めければ、秀忠公暫く御思案あるべしと仰せられ、御近習計りを連れられ、城邊を御巡見ありけるに、安房守も手の者四五十騎を連れて、敵の形勢を見計らん爲に、城外へ出でたるを、秀忠公御覽じて、あれへ出でたる大物見は、定めて安房守父子の内なるべし。誰かある、足輕をかけて彼を喰止めよと仰せられければ、依田肥前守信政承り、鐵炮の者五十人計り召連れて、鳥銃をつるべ掛けし所に、昌幸さらぬ體にて、高砂の曲舞を手の者に謠はせ、舒々と馬を返せり。同七日に、御先手の者討つて出でしを、城中より見計り、兵士數十輩門を開きて馳懸り、御先手を追立てければ、見苦しく敗北して引退く所を、牧野新次郎行年十八歳なるが、麾を振つて手の者を勵まし、終に敵を城中へ追込めたり。斯くて秀忠公は、本多正信が諫に從はせ給ひ、上田の城攻を御止あつて、同九日小諸へ御馬

を入れられ、羽柴右近大夫・仙石越前守・石川玄蕃允・諏訪安藝守を留めて城を圍ましめ、急ぎ上方へ御出陣あるべしと仰出され、同十一日、小諸を御立ありしが、眞田父子、妨をなし候も計り難しとて、本道を除かせ給ひ、其日長峯に御止宿なり。同十七日、信州妻兒に於て、關ヶ原合戰に、家康公に御勝利の事を聞かせられ、夫より道を急がせ給ひ、廿一日草津へ御着なり。内府は、秀忠公の御延着を御立腹にて、其日の御對面なかりけりとぞ。其後に家康公は、眞田伊豆守を召され、上田に馳せ向ひ、父弟が首を刎ね來るべし。信州一國を與ふべしと仰ありければ、信幸畏り奉ると、御前を立ちて宿所へ歸り、出陣の用意をなして後、家康公の御目通を、何とやらん用ありげに立廻るに依り、公の宣ふには、汝何故茲に來り、出陣を延引するやと尋ね給へば、伊豆守畏りて、此度父の討手に仰付けらるゝ事、身に餘り有難く奉存候。併し恩賞の御朱印を頂戴して、出陣仕度と申上ぐ。家康公仰に、誠に此儀を失念せしと、其儘御印を下されければ、信幸謹んで頂戴し、宿所へ歸りて陣用意し、又御前へ出で、御訴訟の儀候故に、再び罷出づるといふに依り、家康公の仰に、汝が軍勢不

足なれば、加勢を願ふにやと仰せけり。信幸謹んで申上ぐるは、今度父が討手を蒙る事、生前の面目有難く候。夫に付きて、父が一命を御助け下され候に於ては、此上の御厚恩ならん。然らば先達て拜領仕候御朱印を獻上仕度しと、涙を流して言上す。家康公御氣色損じ、左右の仰なく、奥へ入らせられしが、暫くありて伊豆守を召され、汝が願尤なり。父と弟とを、年頃の忠節に依つて下さると仰せければ、信幸大に悦び、卽ち信州へ馳行き、事の樣を一々に申しければ、眞田父子は、籠城して其詮なしと思ひ、忽城を出でにけり。

或記に、關ヶ原表敗軍の後に、本多中務大輔忠勝は、井伊兵部少輔直政・榊原式部大輔康政へ、信州上田表眞田父子は、大罪の者に候へども、何卒助命なし下され候やうに、取持致し呉れと、伊豆守の願ひ候へども、拙者は緣者の事にて、遠慮に存候間、兩殿へ宜しく御執成給はり候樣にと申しければ、兩人の返答に、貴殿御意の通、渠父子は大罪の者なれども、豆州の身に取つては尤の事なれば、隨分と御聞屆ある樣に申上げんといひて、兩人其趣を、家康公へ申上げたる所に、内府

の仰に、秀忠合點なれば能きが、大方は得心あるまじきかなれども、先づ試み候へとの御意に付、扨は內府公の御前は別儀なしと、夫より秀忠公の御聞に達せし所、以の外に御氣色損じ、伊豆守は、父の事なればさもあるべけれど、安房故に、關ヶ原第一戰の御見屆をも申上げず、心外千萬也。然れば縱ひ內府公御免あるべしと仰せらるとも、此方より御願ひ申し、成敗すべき者なり。其上式部が存せし通り、上田表へ旗を差向け候時、降參せで叶はぬ處に、今に至り命を助け候とも、安房守に於ては、忝しと思ふ者にあらず。重ねて取次無用と仰せらるゝに依り、兩人是非なく、其趣を忠勝へ申達しければ、其後伊豆守は、三老中列座の前に出で、此間は老父安房が事に付、何かと御苦勞に成下され候。中務より委細申聞けられ、忝く存じ奉候。秀忠公御意の趣御尤至極、左右申上ぐべき樣も御座なく候。斯樣に存じ候故、式部大輔殿にも、御存じの通、上田表に於て、每度意見申遣はし候へども同心不仕、是非に及ばざる仕合に御座候。最早助命の御取持に於ては、御賴申上間敷候。就夫私御願の事あり。其儀は親にも見せ、私を如何樣にも御成敗

下さるべく候。私生殘り候ては、父の命も助けず、緣に引かれ、又慾心を以て關東へ屬し候と、父の存念も恥かしく御座候。且は逆意の者の悴にも候へば、斯樣にあるべき事と、御仕置の障にも罷成るまじく候と申せば、其言葉の下より康政が申すは、其許の御願至極尤に候。房州御助命の儀は、我等請合候間、氣遣あるまじとて、其段兩御殿へ申上げければ、御聞屆ありて、命を助けられしと云々。

夫より高野山へ赴き、久戸山の麓かぶろの宿或傳曰、學文路は高野山の北口三里計の麓なり。眞田は夫より一里計西、久土山村に住むと云々に蟄居して、いつにても豐臣家と關東との合戰あらば、大坂へ與して、日頃の手並を見せんものをと、常に思へりしが、父安房守は重病を受け、まさに死せんとするに因つて、昌幸歎息して申すは、我に一つの祕計あり。用ひずして徒になさん事といひけるを、幸村傍にて之を聞き、思召さるゝ旨あらば、家訓後學の爲に承り置き候はゞやといひければ、昌幸申すは、汝が及ぶ所にあらずとて語らざるに依り、幸村重ねて申すは、身不肖なる某故に、仰置かれたりとも甲斐なき者と、年來御覽じ捨てられけるにや、素より庸愚にして、人がましく申すべきにあらず。返々も愧入

り候ひぬと、深く恨みたる氣色なるに依り、安房守が申すに、汝を庸愚なりとして、志をいはざるにあらず。我は老功なれば、人に信ぜらるゝ時は、言聽かれ謀用ひらる。汝が才器縱ひ我に勝れりとも、軍陣の數を積まざるに依り、名顯れず。名顯れざれば、金言も聞かれず、良策も用ひられず。同輩異論を立て、口々心々にならば、何事も無益ならん。然れども胸中に思込めて、空しくせんも歎かしければ、汝が爲に語らん。三年を過ぎず、關東と大坂合戰に及ぶべし。然るに於ては、必ず大坂より我を招かれん。招きに應じて出づるならば、某を以て謀主とせられん。其時兵二萬計りを請けて、青野が原邊に出張し、關東の軍勢を支へん。汝是を知るやと問ふ。幸村暫く思案して、要害の地に據るにもあらず、堅確の城を守るにもあらず、隣國の援を待つにもあらず。二萬計の兵、而も國々の狩武者、關東十倍の鋭騎健卒を、平坦の曠野にて拒がん事存じも寄らず、不審に候といへば、昌幸申すは、我れも禦ぐべき手段なし。然れども某が武略の程は、豫て家康に見せたれば、二萬計の人衆を督して道に待つといはゞ、十萬廿萬の猛勢なりとも、行なりに容易く打破らんとは思は

れじ。兎角評議あらん間に、四五日は通すべし。我れ仔細を附置き、敵を計りて輕く引取り、又瀨多の橋をはねて爰に一支せば、攻上る關東勢を、凡そ十餘日は、所々に留滯せしめん。然らば昌幸こそ、東國の大勢を支へ得たれといへば、畿内西國の諸將、關東にや附かん、大坂にや與せんと兩端を持する者、多くは大坂に歸せんか。然らば大坂の兵、うちばに取りて七八萬に及ぶべし。其時人を遣し、二條の城を燒拂ひ、盡く大坂の郭外に柵を附け、弓鐵炮を備へて堅く守り怠らず。敵縱ひ頻に戰を挑むとも應ぜず。辱めらるとも怒らず、佚を以て勞を待ち、久しく保ち、日を空しうするの謀をなさば、東國勢多く退屈して怠あらん時、或は夜討にし、或は朝蒐にして、味方の勇を儲け、敵の心を惱さば、大軍糧乏しく氣勞し、敵怒つて力攻にせば、城は名城なり、柵の内櫓の上より、目當を打つが如くにせば、敵のみ日々に死傷せん。是に於て書通はずば使を遣し、故太閤恩顧の輩を招かば、初め關東に屬したるも、志を變じて大坂に從ふ者あらん。是力を借さずして力を借る習、東國勢相疑ひ、戰必ず務むべからず。虛を見隙を窺ひ、心を一にし力を合せて合戰を遂げなば、東

國勢を遠く追却けん事、掌を指すが如くならん。寔に軍を全うして、敵の軍を挫くの奇籌にあらずや。汝吾志を繼ぎて大坂に籠り、此理を以て人に說くとも、修理・主馬が輩、兵衞不鍛練の者なれば用ふべからず。無謀を好み滅亡を求めん。汝以後を見よといひて、慶長十六年六月四日、（一本十四年と計りあり、）六十五歳にて卒去せり。幸村泣々骸を葬り、尙も彼地に住みけるが、今度秀頼公の召に應じて籠城いたせり。

或記曰、眞田幸村は、豫て豐臣家に從はん事を、大御所思召して、大和國の住松倉豐後守に仰付けられ、幸村若し大坂へ行向ひなば押止めよ。異儀に及びなば、討つて捨つべしと御下知ありし故に、夜を日に繼ぎて、關東より馳上りけるが、眞田は早く大坂へ來りて、城中に入りけりと云々。

後藤又兵衞基次の事

後藤又兵衞基次、（一本には、政次とあり、）父は新左衞門と稱せり。東播磨別所氏の家臣なりしが、後に小寺政職（まさもと）の所に來つて病死せり。其時基次は未だ幼りしを、黑田官兵衞（後に如水）孝（よし）

高、愛憐を加へ、養育せしめて成人せり。後に又兵衞が伯父九兵衞といふ者、孝高に對して逆心を企てけるに依り追放せらる。基次も其一族たるに依つて、小寺の家を立退き、仙石越前守の許に居たりしを、孝高の息長政呼返し、知行百石にてありしが、次第に取立てられ、孝高・長政に隨身して、所々の戰場に功績多く、天正十五年筑紫陣の時、粉骨を盡し高名あり。文祿元年長政の供にて朝鮮に赴き、母利太兵衞・黑田三左衞門・又兵衞三人にて、一日替に先手を勤む。後に朝鮮陣にも亦然り。就中晉州の城の先登しけるを、加藤清正其武者振を感せりとなり。又蔚山にて、基次物見たる時、川端より引返し、味方川上を渡ると見えて、日本の馬の沓流れ參りし故に、敵の陣を見計る迄もなく、馳歸りたりと申すに依り、長政頓て川を渡り、戰に功を得られきとなり。又敵の退きしを、基次早く知りたるに依つて、如何にして見計りたるぞと、長政の尋ねられしに、引く時の武者埃は、先へ懸りて白し。又斯る武者埃は、黑みて濃き物なりといへり。是等の氣轉數度あり。慶長五年に關ヶ原合戰の時、黑田三左衞門と同じく、長政の先手を勤め合ひ、合渡川の先陣して功名あ

り。後に長政筑前國を拜領し、入國の後に、基次一萬六千石になり、嘉麻郡大隈の城を預かり、名を隱岐と稱す。基次大隈川の城に居乍ら、方々の他家へ書狀を取交し、且不行跡なる由を長政聞きて、向後他國の交通無用なりといはれしに、又豐前と申通じけるが、其露顯すべきを迷惑にや思ひけん、慶長十一年筑前を立退き、池田三左衞門尉輝政卿の許へ行きて、千人扶持を受けて居たりしを、長政聞きて、彼が不義を告げやられけれども、輝政、後藤を惜まれけるにや、其儘に差置かるゝに依り、重ねて輝政の息武藏守迄、其旨を申入れられければ、基次終に浪人せしが、此度城に籠り、再び又兵衞と名のり、陣將の列に備はり、其上秀頼公より、太閤の着給ひたる羽織迄を拜領せりとかや。

後藤基次大坂方に與す

或本に、基次が嫡子左門は、主人長政の命に叛き、改易せられたり。次男又市は容色勝れ小姓を勤め、小鼓の上手なりしが、博多の祇園神事の能に、日吉太夫が能の鼓を申付けられけるを、又兵衞立腹して、嫡子を改易し、二男を猿樂の相手にせらるゝ事心得難しとて、遂に國を立退きけりと云々。

或説に、基次が父を、一本に孫兵衞とあるは如何なり。後藤孫兵衞といへるは、今御旗本にありと云々。

明石掃部助全登の事

明石三郎左衞門景親が息男掃部助全登は、浮田中納言秀家卿の家臣なりしが、秀家卿は、慶長五子年關ヶ原合戰の時に、豐臣家に屬せられし所、大坂方敗軍せるに付き、討死して故太閤の御恩を報ぜんと、馬引寄せられしを、全登曾て同意せず。假令大老奉行の輩、皆關東へ降參すとも、天下の危難を御救あつて、秀賴公の御行末を、左にも右にも謀り給へかしと、言葉を盡して諫めければ、秀家卿實にもと思はれけん、然らば其方に任せ置くべしとあるに依り、掃部助悅びて、近臣廿人計り差添へ秀家卿を落し、其身は先鋒へ馳着きしが、勝誇りたる關東勢に突立てられて敗北せり。全登も爲方なく戰地を遁れ、主人の跡を慕ひけれども、行方知れざるに依り、近江路に懸り、京都へ上りける處に、秀家卿は配流となられしに依り、浪人して

月日を送りし處、今般秀頼公の召に應じ籠城せりとかや。

一本に、明石掃部助は、秀家卿の父直家の時に、備前國兒島の近邊飯山の城主明石源三郎金則が子にて、秀家卿の家老なりしが、關ヶ原合戰の後一兩年を過ぎ、全登筑前へ下りしに、黑田如水、竝に息長政憐を加へ、二千石を與へ、客人の如くして置かれしが、一旦秀家卿に附きて、關東に敵せし者故に、將軍家の聞え如何あらんやと、知音の方より內意を告ぐるにより、長政力なく、掃部助に暇を遣はされしが、其砌格別に厚くいひて、何に寄らず願あらば、聞屆けんといはれければ、明石答へて、當國へ召具したる者共の中に、澤原善兵衞・同仁左衞門・池甚太郎・島村九太夫此四人は、御領內に捨置くべし。此儀を御差許し下されと申して、其身は澤原孫右衞門其外數輩を召具し、嫡子內記・甥八兵衞等と、此度城に籠りけりと云々。

塙團右衞門直之の事

玆に塙團右衞門直之といふ者あり、元來加藤左馬助嘉明が家人にて、食祿千石に至

れり。或本に、伴團右衛門は、相州玉縄住人にて、北條左衛門大夫が歩行の者なり。後に加藤氏に仕ふと云々。去ぬる文祿二巳年朝鮮征伐の時、彼國に於て番船三艘を乘取りたる八人の內なりしが、關ヶ原合戰に、主人左馬助が差圖の場より、先へ足輕を出せり。嘉明大に怒りて、汝は將帥の職は得勤むべからずと叱りしを憤り、尙も立身の志ありて、致仕浪人して居たり。

一本に、塙團右衛門は、加藤左馬助に仕へしが、或時重科の者あるに依り、藪與左衛門と塙團右衛門兩人に仰せて、放討にせらるゝ筈にて、兩人一二の鬮を取り、彼科人の家に至り、與左衛門詞を懸けて斬懸りしに、彼者頓て拔合せ、暫く斬合ひたり。其日寒氣强かりしに、一二の太刀なりし團右衛門は、傍より火に當り、彼兩人の方を顧もせず、漸くあつて、與左衛門何とするぞといひける內に、藪は彼者を切伏せて止めを刺す。檢使の輩、其始終を申したりしに、左馬助は、與左衛門・團右衛門に、白銀十枚宛與へられたり。其意趣は、團右衛門が自若として火に當りたるを、感賞せられたる故なり。其後に藪・塙の兩人功勞あるにより、與左衛門に千三百石、團右衛門に千石の知行を與へ、懇志を加へられしに、直之は立身を思

ひ、仕を返せりと云々。

然るに今度、豐臣家の籠城ある事を聞きて、軍功を立てんと思ひけれども、大坂の通路を差塞がれ、出入輙からざる故に、案じ煩ふ處に、雲居といへる濟家の禪僧あつて、常に城中に出入するに依り、團右衛門は之を賴み、堺の津より柴船に乘つて、密に大坂に到り、城中にこそ入りにけれ。

塙直之大坂籠城

或記に、直之は浪人の後に、故主左馬助に構はれ、慶長十四巳年に出家となり、中國にありし處、大坂の一亂を聞くと等しく關東へ下り、何方へなりともありつかんと、譜代の家人山縣三郎右衛門といへる者を召連れて、近江路迄行きしが、諸浪人大坂へ抱へらるゝ由なれば、關東へや下らん、大坂にや入らんと心一決せずして、山縣に相談せし處に、三郎右衛門が申すは、遙々東國へ下り給ふとも、諸大名從臣數多なれば、祿多かるまじ。然らば大坂へ行き給ひなば、御賞翫ありて高知を賜ふらん。且軍功あらば、大名になり給はん、是理の當然なりと諫むるに付き、然らばとて、近江路より引返し大坂へ來り、傳手を以て、豐臣家に仕へんと徘

徊せし處に、雲居法師が城へ出入するに行逢ひしが、渠は直之が從弟たるに依り、
其事を談じ、直に城中へ入りしと云々。

毛利豐前守勝永の事

毛利豐前守勝永、父は豐前國小倉の城主（六萬石）壹岐守勝信といへり。慶長五子年は、豐臣家の味方となり、父子共に小倉城に籠れり。時に同州中津城主黑田甲斐守孝高は、關東方たるに依つて、勝信と攻め戰ふ内に、關ヶ原敗北と告げ來りければ、毛利父子は、黑田に降參し城を出で、土州に逃れ下りけり。

一本に、毛利勝信は、關ヶ原合戰の後に、其采邑を沒收せられ、千石の扶助を賜はり、父子共に土州へ謫せられたりと云々。

其後に、父壹岐守は憂死して、勝永は土州にて、喫茶を好み餘年を送り、其臣宮田甚三郎（後に甚之丞）を、折々京師浪華に登せ、器物を其從弟大野修理亮が方へ遣し、秀頼公の安否を伺はしむる所、先月下旬大野方より、秀頼公兵を起し給ふにより、豐前守勝

永は、武略群に超えたる故に、御賴みある由を、懇に言送りければ、早速領掌して、國主山内土佐守忠義を欺きて、此度關東大坂、御矛盾の聞え候へば、何卒彼地へ出でて一働し、關東へ軍忠を勵し、關ヶ原の先非を償ひ、舊領に復せんと申賺し、難なく暇を得て、已に土州より纜を解かんとして、宮田甚三郎を呼びて申すは、我れ大坂に着船し、豐臣家に屬する事聞えば、總領式部・次男藤兵衞、共に土佐守より誅罰すべし。此事如何せんとあれば、宮田心得て、夜に紛れ陸へ上り、式部が乳父小原文右衞門と相議し、千辛萬苦して、漸く式部を携へ來りて船に移れば、豐前守頓て順風に帆を上げ、大坂に至らんとする所に、尼ヶ崎に於て、建部三十郎正長が番船の爲めに、毛利勝永が荷舟等を抑へ留めらる。豐前守は事故なく、已に大坂城内に入りて、水軍樋口淡路守と與に、尼ヶ崎に至りて放火し、剩へ宮田甚三郎は、建部方の首一級を得て、大坂に送りけり。

新東鑑 卷之五畢

新東鑑巻之六

中島一揆の事

南泉堺の政所には、關東より、柴山小兵衛正和（一本定好）を差置かれけるに、大坂より、大軍を以て寄せ來り、此所を放火すべしとの風聞ありけるに依つて、柴山大に驚き、人を茨木に馳せて、近日大坂より多勢を以て、當津を放火せんとの沙汰あり。某が微勢を以て、彼大軍には敵し難し。早く加勢を給ふべしとぞ告げたりける。又此津に、佐々木の末流高宮相模守信綱が孫、今井彦右衛門久秀が息、帶刀左衛門久綱といへる者、剃髪して宗薫と稱し、茶道を好み、常々諸大名に交はり、大御所の寵遇殊に厚かりけるが、

或家記に、宗薫が父は宗久と稱せり。織田信長公に仕へ、三千石を賜はり、後に

秀吉公に仕へ、大藏卿法印に敍せられ、文祿二癸巳年八月五日に卒せり。息宗薫は、秀吉公より千石を給はりし處、後家康公に功あつて、三百石加賜せられ、都て千三百石となる。宗薫が二男を平左衞門といふ。子孫御旗本にありと云々。
去ぬる慶長四亥年に、家康公の御子上總介忠輝朝臣の室（伊達正宗の女なり）を媒約して、大老奉行等に譴責せられ、關ヶ原戰場にも、關東の旗本に列し、後に釆邑を賜はりしかば、豐臣家に於て、宗薫を憎む事甚し。斯る處に大坂城中より、赤座內膳直規並に槇島玄蕃允重利（或昭光）父子を大將として、數百人今井が宅に押寄せ、金銀資財を沒收し、宗薫を擒にして城中へ送り、禁獄せられたり。
或本に、太閤薨去の後、伊達陸奥守（此時は羽柴越前守と稱せり）正宗の女を、家康公の御息上總介忠輝朝臣の奥方とせられし時に、豐臣家の奉行中より、家康公へ、御届なくして御緣組ありし事を、尋ね遣はしゝ處に、公の仰に、御先代の御法式を、何しか忘れたりと返答し給ひけり。是に依つて奉行中より、正宗へ使者を以て相尋ねしに、正宗答へて、此緣組の事は、泉州堺町人今井宗薫始終取持ちし故、吾等は知らずと

申すにより、今井を呼寄せ、右の趣を申し丶處に、我等は町人なれば、左樣の御法式は存じ奉らざる由を答へけりと云々。

扨片桐市正且元は、堺へ加勢を送らんと相催しける所に、家人多羅尾半左衞門・富田太郎助等は、妻子を彼津に預け置きたるに依り、傍輩に先達て柴山を援はんと、頻に望みける時に、且元後より兵士を追々遣はすべければ、堅固に守るべしと言含めて、之を許しけるが故に、兩人大に欣び、速に馳向ひし所に、大坂の通路は、早敵の爲めに取遮られたれば、爲方なく舟を得て渡さんと、尼ヶ崎へ赴きけり。然るに此所の城主建部三十郎政長といへるあり。(今播州林田の領主一萬石を領する建部氏の祖なり。)父は先重內匠頭と稱し、秀吉公に仕へし故、彼政長も、秀賴公の臣に列し、此邊の賦税を沙汰せり。尤城下に、大坂の倉稟もありと雖も、志を關東に致す所、幼年にて小祿たるに依り、池田越前守重影(或は薫影とあり)を以て、尼ヶ崎の目代とし給ひぬ。又池田武藏守利隆よりは、南部越後といへる者と、騎士二十人各足輕二十人を差添へて、越前を援けしめらる。

一本に、越前守は、池田三左衞門尉輝政卿の外甥にて、元は本願寺の執務下間內

藏助重政入道法橋仲之が子なり。一本、父は下間少進といひ、輝政の妹聟なりといふ。今年五月廿一日、德川家の御家人に列せられ、播州尼ヶ崎の郡代に補せられしと云々。

別記に、池田越前守は、播州新宮に於て、一萬石を領す。息あり。重時又八郎と稱せり。寛文十庚戌年疱瘡を煩ひて死す。嗣子なくして領地召上げられ、其氏族治左衞門尉を召出され、新規に三千石を賜ひけりと云々。

然るに多羅尾半左衞門・富田太郎助は、尼ヶ崎へ廻り、建部三十郎に小舟を乞ひて打乘り、十月九日の夜半の頃堺の津に來り、政所の門を叩きし處、是より前に柴山小兵衞は、兵寡くして防ぐ事能はず。和州法隆寺或泉州岸和田へ逃入りければ、敵は早入替りて、若干の軍勢見えけるに依り、多羅尾・富田は肝を潰し、足早に此處を遁れ去らんとする處に、大坂勢之を怪み、大勢打つて出でければ、多羅尾・富田の兩人は、赤座・槇島が勢に取圍まる。中にも多羅尾は勇烈を顯はし、今井宗薰が空屋敷に走り入りて火を家屋に放ち、同十日一本四日とするは非なりの曉天に自殺せり。富田は、此紛に逐電して、行方知らずなりにけり。

或説に、是より先堺に、富豪の町人加賀屋正碩といへる者あり。此騒動の紛に、自身町中を駈廻りて申すは、女童足弱は格別、十五歳以上六十歳以下は、一人も當地を立退く事無用なり。其手段は、若者と老人と、當分敵味方となり、大坂へは、老人共より焔硝千斤を獻じて、放火狼藉の事を免るべし。又若者二三百人は政所へ行きて、大坂より討手夥しく向ふ由を承及び候。僅の御人數にては、御勝利あるべからず。岸和田へ御退あれと、無理に誘引すべし。幸ひ柴山殿は眼病なれば、此儀に從はれん事必せり。且關東より焔硝を大坂へ獻ぜし事を、咎め給ひなば、老人共の致す事にて、是非に及ばざる由を陳じて、世上靜謐の後は、勝利ある方へ付かんと申すにより、皆此議に同じけりと云々。

片桐市正且元は、此の如きとは夢にも知らず、日頃柴山小兵衞とは入魂たるを以て、片桐先達て大坂を立退きし砌も、家財雜具等を、彼所に預け置きたるに依り、旁見捨て難く、家臣梶尾佐左衞門・牧治右衞門を大將として、今村三右衞門・日比加左衞門・十河久兵衞・河跡五兵衞以下究竟の兵卅二騎・鐵炮の者五十人・雜兵二百餘人、共に

片桐勢と中島一揆合戰

尼ヶ崎に到り、建部三十郎政長に、渡海の舟を乞ひし處に、池田越前守・南部越後・田宮對馬等評定して、片桐市正は、豐臣家股肱の臣として、頃日まで大坂にあり、如何なる謀計あらんも知り難しといひ、船を借さず。剩へ門戶を閉ぢて中に入れねば、茨木勢は力なく、暫く長洲村攝州河邊郡に屬すに徘徊する處を、大坂の間者等此體を見て、大野修理亮に斯くと告げければ、治長聞きて、是れ天の與なりと大に喜び、茨木勢ならば、一人も殘さず討留めよと、其臣米村六兵衞・其子治太夫・次男市之丞以下數百人神崎に赴ふ。又野里村の莊屋北村三右衞門・三屋村の鄕右衞門といふ者兩人、此由を聞き、茨木勢を討留め申すべしと、大野に所望し、米村以下の軍兵に力を合せんと議し、中島・畑・大和田・鹿島・神崎の者共を狩催し、木綿布旗を吹靡かせ、其下に破具足を着し、或は瘦せたる馬に打乘り、或は竹鑓等を提げて、片桐勢を打圍みて、一人も討漏らすなと聲々に訇り、我れ劣らじと進みけり。其時梶尾兵左衞門は、牧治右衞門に睨し、畑水練を業としたる奴原、武士に對して何事をかせん。去來蹴散らして呉れんづと、馬の頸を連ね、多勢の中へ割つて入り、射伏せ切伏せ、無二無三に

掛りければ、郷民共は此勢に恐れ、氣勞れ勇氣撓みて進み得ず。斯る處へ大野が軍士等は、小曬・吹田の方より二手に分れ、舒に馬を歩ませ轡を雙べ、鋒を揃へて突いて掛りければ、戰ひ疲れたる片桐勢、此勢に辟易し、進み兼ねて控へたり。又嚮に追散らされたる郷民共は、大坂勢の來るを見て、一度に咄と馳集り、茨木勢を眞中に取込み、我れ討取らんと爭ひけり。片桐が軍勢二百餘人は、命を塵芥の如くに輕んじ、十文字に破り、巴の字に馳廻り、挑み戰ふと雖も、城兵の大勢に切立てられ、漸く五十人計に打ちなされしかば、幸ひ伊丹は要害の地なればとて、兵を彼處へ引退けんとする所に、郷民共は、蟻の如くに附け來り、又伊丹の郷民も、平生は市正が下知を仰ぐといへども、今に至つては大坂の命を守り、門戸を塞ぎて入れざれば、片桐が軍士等も爲方なく、這々茨木を心掛けて引取らんと思ひ、旗を廻す所に、大野が家臣米村六兵衞之を見て、夫れ遁すなと下知をなせば、豫て案内を知りたる北村三右衞門・三屋村の郷右衞門等、前途を塞ぎ道を橫切り、防ぎ戰ひければ、倦み勞れたる茨木勢は、多勢に揉立てられ、息絶え氣勞れて、四方八方に散亂す。不知案內なる

片桐勢、堀に落ち沼に轉びて、死を致す者も多かりけり。此時に牧治右衞門父子・梶尾兵左衞門・今村三右衞門・日比加左衞門・十河久兵衞等七騎、鶯塚（攝州河邊郡稻寺村にあり）の邊に馬を引返し、是に到つて踏留り、咄と駈入り、千變萬化すと雖も、牧治右衞門は北村三右衞門、今村三右衞門は鄕右衞門、日比加左衞門は米村市之丞に討たれ、殘る輩も皆枕を竝べて討死せり。城兵は侍の首三十・雜兵二十餘人の首を、秀賴公へ獻じければ、物始めよしと喜び給ふ中にも、米村市之丞は弱年にして、功名ある事を賞せられ、秀吉公の縅し給ひし金小札（きんこざね）の鎧に、黃金一枚を給はり、米村以下の軍兵等にも御褒美を賜はり、其外莊屋を始め、且武功ある鄕民等に金銀を下されけり。扨討漏らされたる片桐勢は、這々茨木に逃歸り、軍の次第を語りければ、市正聞きて或は怒り、或は討死せし士卒を憐み、臍を嚙むとぞ聞えける。

或記に、片桐市正は、今般士卒を多く討たせたるを憤り、是れ全く尼ヶ崎の城にある池田越前守・田宮對馬守が不覺にて、我兵を見殺したり、向後の爲なれば、此旨一々板倉伊賀守迄言上に及びければ、勝重京都より早飛脚を以て、大御所へ披

露せしに、家康公聞召され大に怒らせ給ひ、武藏守が家來共、尼ヶ崎にあり乍ら、何とて片桐が勢を見殺しけるや、心得難き心底なれば、仔細をきつと糺明仕るべしと御返答ありける故に、板倉則ち此旨を、西宮の陣所池田武藏守利隆が方へ申達しければ、利隆迷惑して、我等は樣子を存ぜざれば、尼ヶ崎の者共に尋ね、其上に御請を申さんと、頭立ちたる者（別記に稻川主馬・岩井九郎左衞門とあり）を、尼ヶ崎へ遣はして曰、城主建部三十郎若年たるを以て、萬事相談の爲と思ひ、古老の面々を加勢として差置く處に、茨木勢を大坂の者共に討たせ、城中に居乍ら見殺しては、我等の一分も相立たざる儀なれば、此段きつと申披き致す樣にとありけるに依り、尼ヶ崎の者共打寄り相談していへるは、片桐が軍兵、一揆の勢に取卷かれ、難儀の體に見うけ候へども、當城は海陣を守護仕らでは、相叶はざる城地に候處、城内無勢の人數を出して、茨木勢を救はん爲め、一揆の者共戰ひ半の時、若し海手より敵兵寄せ來りなば、城の防危からんと存じ、茨木勢に貪着仕らず候と、有樣に申さんといひければ、田宮・對馬が申すは、其御返答然るべからず候。尼ヶ崎は大切の所たるに

依り、先達て駿府に於て、加勢等の御沙汰あつて、堅固に相守るべしとの御事なるを、城中無勢などと申す儀は如何なれば、尼ヶ崎城内の者共は、茨木勢の危難を見屆けん。と各申候處に、田宮・對馬と申す者、一人不同心にて申候は、片桐勢を相救はんと、城中より人數を出しなば、大坂勢段々かさむに隨ひ、城中より追々加勢せでは叶はず候。其時に臨み、敵大軍を以て、當城に攻寄せなば、城中に人なくして防ぎ難く、其上茨木勢とは申せども、片桐が人數を、誰あつて見知りたる者も無レ之候。然れば城中の兵を引出さんが爲に、同志軍する事も量られず、縱ひ片桐勢は見殺したりとも、天下の御大事に及ばざる儀に候。萬一當城を大坂へ乘取らせては、武藏守が越度、天下の御爲に宜しからずとの御返答、然るべしと申しければ、其趣を利隆より、伊賀守へも相達しけるが、尙其後二條の城に於て御僉議ありしに、（一本に、御和睦の後とあり、未詳、）武藏守の家臣に伴大膳といふ者、御前にて段々申譯を致しければども、御憤解けず。今となりてとやかく申せども、眼前味方の討たるるを見殺にせし事、武藏守が心底不審なりと仰せられ、其儘御座を立たせ給はん

様子を見奉り、脇差を拔きて後へ投捨て、腹這ひして御側へ寄り、御小袖の裳に縋り、是は御情なき上意にて御座候。如何に御姫様の御腹より生れ候はぬとて、武藏守を御孫とは思召されず候や。（利隆の母は、中川久秀の女なり。舍弟忠繼・忠雄の母は、家康公の御息女なり。）只今此申譯仕らずしては、如何仕るべきやとて、涙をはら／＼と流し乍ら申上げければ、其忠誠を感じ給ひけるにや、今は聞分くるぞ。急ぎ歸りて武藏守に申聞かせ、安堵させよと上意ありけるに依り、大膳手を合せ平伏し、御禮を申し罷出でけりと云々。

別記に、大膳退出せし其跡にて、御前伺候の衆へ仰せられしは、あの大膳が父をも大膳といひて、武藏守が父三左衞門弱年にて、小新（こしん）（本書に庄三郎とあり今改之）といひし時の馬卒なりしが、長久手の戰に、小新が父紀伊守（本書に庄九郎とあり今改之）討死したるを聞きて、同じく死せんと乘付け行くを、彼が父大膳、其時は何某とかいひて、馬の口を取りしが、强ひて馬を引廻し、連れて退かんとしけるを、小新怒つて、放せ／＼と、馬上より鐙にて頭を續けざまに、二三町が程蹴付けし程に、面より流るゝ血は瀧の如くなるに、夫をも構はず遂に立退かせたり。其時討死を遂げなば、家も絶えなん

を、今播州一國の主となりしは、彼が父大膳が働にて、存命したる故ぞかし。さすが親の子程あつて、今の大膳も、主の事を庇ふ有爲奴と思ふなり。當時予が前に出でて、先の樣なる事をいふべき者を外には覺えず。武藏守はよき家來を持ちたりと仰あり。又輝政弓矢に念を入れたる故に、下々迄其風ありと御感ありきと云々。此說不審なりと雖も、載レ之たり。或說に、播州野里村北村三右衞門は勇猛ありて、隣鄕是に應ず。今度士民二百計を催し、大野治長が軍士と共に神崎に於て、片桐が勢を塵にせり。且元憤怒に堪へずして、太平の後に、大御所へ右の趣を訴へしに依り、彼三右衞門を決斷所に召出され、其事を御僉議ありけるに、三右衞門が曰く、野里村は大坂の封內なり。片桐は故太閤の重恩を荷ひ、權を取り威を逞うす。されば死を守りて忠を盡さるべきに、危難の時に方りて、君を忘れ身を顧み、城中の騷動させらるゝ事、武臣の本意ならず。是れ愚民が罪にあるべからずと申上げければ、大御所宣ふは、三右衞門義にして勇あり、且辯才あり。是を宥め置かば、隣邑の救たるべしとて、敢て咎め給はざりけりと云々。

矢野和泉守大坂へ參る幷家康公駿府御進發の事

爰に松平（本姓中村）伯耆守忠一が浪人に、矢野和泉守正倫といふ者あり。忠一は去年病死して、嗣子なきに依り、領地召上げられ家斷絕せり。後伯耆守が內室は、秀忠公の御養女たるを以て、忠一が妾腹に一男子ありけれども、上聞を歴ざりけるを、正倫深く歎き、段々と願ひ訟へしが、遲滯に及びしに依り、御承引なかりける處に、豐臣家籠城の由を聞き、矢野和泉守は大坂に來り、今般の御合戰御利運に於ては、伯耆守が幼息に、中村の遺跡を給はり、永く家門を續がしめ給ふ樣にと言上せしかば、秀賴公聞召され、十月十一日に御目見仰付けられ、新參の侍五十騎を、和泉守に預け給ひけりとぞ。　同日辰刻（或巳刻）前將軍家康公は、遊獵の御行粧にて御首途あり。

御留守は　鶴千代君、（後水戶賴房卿と稱す、）中山備前守信吉保護す。

三の丸は　三宅越後守康信。

或本に、三宅康信は、參州加茂郡舉母の鄉一萬石を領す。父は總右衛門尉康貞

と稱す。元和元年七十六歳にて死す。康信は天正十八年、小田原の御陣に供奉せしより、大坂の御陣に至る迄、供奉せずといふ事なし。元和六年二千石加賜せらる。寛永九年九月、勢州龜山の城にて卒す。其子大膳亮康盛父につぐ。今參州渥美郡田原城主三宅氏家系是なり。今度大坂へ供奉せしか、追つて可ㇾ考。

同惣右衞門康盛。一本尾州名古屋の在番とあり。

同國久野在番　久野丹波守宗成（むねしげ）。　同國沼津在番　長野九左衞門。一本渡邊四獄長とあり。

豆州走水在番　向井兵庫頭忠安。

相州小田原城竝關所　松平右近將監成重。

五郎左衞門正吉、一本に五左衞門一生の息なり。元和十一年に卒す。今豐後國大分郡府内二萬千二百石の城主松平氏家系是なり。

戸澤右京亮政盛。夏陣には、藤堂一學なりといへり。政盛は、治部少輔盛安が男、始九郎五郎と稱す。今羽州最上郡新莊六萬八千二百石の城主戸澤氏の家系是なり。

同國三崎御船番　小笠原安藝守信盛。時に十一歳。　同　新九郎廣信。

信州松本の在番　小笠原兵部少輔秀政。夏陣には供奉なり。

同國木曾妻兒關　山村甚兵衛良勝。

同國波合　千村平右衛門良重。宮崎太郎左衛門安重。知久伊左衛門。大和頼氏が子なり。

甲州府中の在番　諏訪因幡守頼永。

二萬三千石を領し、始め小太郎と稱す。安藝守頼滿が二男、新二郎滿隣が二男、安藝守頼忠が男なり。一本に、大坂前後の戰に從ひ、首四つ切つて獻る。寛永十八年五月十四日、七十三歲にて卒す云々。今信州諏訪郡高島城主三萬石を領する諏訪氏の家系是なり。首目錄に小太良とあり。未詳、追て考ふべし。

同國本洲の關所　渡邊囚獄長祐盛。

上州安中は　井伊兵部少輔直之。一本になし。

碓氷の關所　西鄉若狹守正員。二千石を領す。始め孫九郎と稱す。彈正左衛門家貞が二男なり。父家貞慶長二年、四十三歲にて卒せり。同六年兄孫九郎忠貞死して、家督相續せり。

房州の押番は　內藤左馬助政長。

一本に、父は彌二右衛門家長と稱し、慶長五年伏見の城に於て討死せり。政長大

坂の兵起る時、關東に止めらる。寬永十一年十一月十七日、六十七歲にて卒す。

今、日向國臼杵郡延岡城主七萬石を領す。內藤氏の家系なり。

武州小佛關は　御代官高室四郞左衞門。

遠州本坂　松平玄蕃頭淸昌。

或本に、三州吉田城主松平玄蕃頭家淸、慶長十五年十二月廿一日、四十五歲にて卒せり。嫡男民部少輔忠淸、同十七年四月二十日、廿八歲にて卒し、男子なくして家絕えたり。舍弟庄次郞淸昌に、西郡五千石を給はる云々。この時玄蕃頭なりしか。

三州岡崎御城番は　戶田土佐守高次。一本、北條出羽守氏重と二人に作る。別本に、三州田原城主五萬石を領す。戶田高次は、三郞左衞門尉忠次が二男なり。

初め岡崎の城を守り、其後大坂に上り、大御所の御陣にありと云々。

尾州名古屋の在番は　遠山久兵衞友政。一本に、水谷伊勢守勝利と二人に作り、水谷・遠山兩人夏陣には勢州桑名にありと云々。

江州彥根の在番　小笠原左衞門佐政信。

一本、若狹守に作る。又松平攝津守ともあり。按ずるに小笠原政信とあるは誤な

るべし。巻十二若狭守政信とありて大坂に向へり。一本、松平攝津守とあり、未ヾ詳。奥平美作守信昌の三男松平攝津守忠政は、今年十月二日、卅五歳にて卒すと云々。

同長濱の在番は　内藤紀伊守信正。一本、豐前守に作る。

同國膳所の在番　戸田左門氏鐵左門一西の男なり。今濃州安八郡大垣十萬石を領する戸田氏の家系なり等なり。

或本に、本多縫殿助康俊にも、江州膳所の加勢を仰付けられしと云々。

大御所供奉の輩には　本多上野介正純、板倉内膳正正重、松平右衛門大夫正綱、書院番頭なり。一本、正綱は甚右衛門正次の子、慶安元年六月廿三日に卒す。今三州渥美郡七萬石を領する松平家の氏系なり、秋元但馬頭泰朝。書院番頭なり。一本に、泰朝は越中守長朝の男なり。寛永十九年十月廿三日、六十三歳にて卒す。今羽州村山郡山形の城主六萬石を領する秋元氏の家系なり。

出頭衆には　伊奈筑後守、淺野七平太、岡兵藏。

御奏者番に　榊原伊豆守政次。永井右近大夫直勝。

御小姓には　松平筑後守、黒田信濃守、金森出雲守、川窪主膳正、別所軍平、高木善十郎、高力河内守、一本、高力河内守長次は、土佐守正長の息左近大夫忠房の弟なりと云々、長野千竹、高木助次郎、石谷友之助、

石河庄次郎、間野庄三郎、日根左京、柳澤左太郎、蜂屋五郎作、朝倉勘右衛門、駒木根長次郎、阿部次郎吉、加納九十郎。

御給仕番には　三吉備中守、同越後守、在城伊豆守、佐久間伊豫守、喜多見主水正、野々村三十郎、後に紀伊守、小栗勘十郎、後に駿河守、堀田權六。後に仁右衛門。

大番頭には　水野備後守分長。

一本に、水野分長は、右衛門大夫忠政の八男、尾州小川一萬石を領せし藤二郎忠分の嫡男なり。始め彈正少弼に任じ、慶長九年備前守となり、後又彈正少弼となる。此家系は所以あつて、寛文七年所領沒取せらると云々。

松平石見守康安、一本康定に作る、松平忠左衛門勝隆。後に出雲守、一本に勝隆は、大隅守重勝の五男なり。慶長十八年七月廿八日、大番頭となる。寛文六午年二月二日、七十八歳にて卒すと云々。

寄合組頭には　永井右近大夫直勝、始め出たり。兼帯なるか、西尾丹後守忠永。

旗奉行には　庄田小左衛門安次、一本三太夫安信とあり、保坂金右衛門なり。

鑓奉行には　大久保彦左衛門忠孝、一本に、大久保彦助とありて諱を脱せり、若林和泉守直則。

御使番には　山本新五左衛門政成、（記に頼貴・）初鹿傳右衛門正信、（一本昌久、）小栗又市忠政、服部權太夫政光、（一本政元、）島彌五左衛門一正、間宮權左衛門伊治(これはる)、（一本元等、）清水權之助正吉、原田藤左衛門種吉(たねよし)、奥山治左衛門重成、本多藤四郎正盛、河野莊左衛門盛政、米倉六郎右衛門昌繼、（一本信綱、）眞田內藏助、城和泉守昌茂、（一本に奏者番兼帶とあり、）山城宮內少輔忠久、眞田隱岐守信尹、瀧川豐前守忠往、佐久間河內守政實、（記には政盛に作る、）横田甚右衛門尹松(たねまつ)、鈴木久右衛門重昌（一本伊直）等なり。（一本、城和泉守以下、七人は、假に目付を兼ぬと云々。）

一本に、眞田隱岐守は、五の字の御指物を用ひずして、地黃に八幡と書きたり。是は息內藏助を組に入れ、其身は御目付たるに依つてなりと。又米倉六郎右衛門は、御指物の五の字の傍に、丹後と父が名を記せり。是は受領を望めるに依つてなり。大御所仰に、世上靜謐にならば、仰付けらるべけれども、先づは叶はず。然れども丹後守に紛れなしと、御上意ありしと云々。

御普請奉行には　佐藤駿河守繼成、村田（一本村瀨に作る）權右衛門由良(よりかた)。

御目附には　加々爪甚十郎忠澄、

後に民部少輔と稱し、江府町奉行となる。一本に、加々爪は、慶長四年秀忠公の御諱の字を賜はり、忠澄と名乘り、民部少輔に任せられ、寛永十八年正月十九日、江戸桶町の火事の時落馬して、五十六歲にて卒すと云々。

或本に、忠澄が父は、政尙隼人と稱せり。始め今川氏の家臣なり。後に家康公に仕へ、慶長元年七月地震に壓され、城州伏見に於て死すと云々。

花井庄左衞門定昌、豐島主膳正信滿、後に刑部少輔、日下部五郎八後大隅守宗好、牧野淸兵衞正景等なり。

御徒頭　松平豐前守勝政、阿部左馬助忠吉、松平志摩守重成、松平右馬助乘次、三井左衞門佐吉政。

御持弓は　石丸五左衞門。

御持筒は　中根喜藏。

御物頭は　坪內惣兵衞家定、蜂屋七郎兵衞貞賴、日向半兵衞政成、渡邊彌之助光、布施孫兵衞重次、一本重盛、島田淸左衞門直時、山岡主計景以、杉浦市右衞門正友、原田四

郎左衛門種平、諸賀源七郎滿俊、間宮佐五右衛門信盛（御鷹師を相兼ぬといふ）等なり。

道中御目附は　和田庄兵衛貞勝、落合小平治等なり。

或記に、御行列の次第は、御鐵炮六百挺・頭六人、上下合せて九百二十人。第二、御弓・百張・頭二人、上下合せて三百二人。第三、長柄五百筋・頭六人、上下合せて九百人。第四、騎馬五十人、上下合せて四百人。第五、歩行與力也。頭二人、上下合せて七百人。第六、疊楯百挺・持楯五百、上下合せて千五百人也。御小人之を持つ。第七、御使番二十人、上下合せて百二十人。第八、御旗本三千人。第九、御小姓組、上下合せて三百人。第十、御馬廻、上下合せて五百人。此次に御鷹役、上下合せて六十人。本部の目録に除き、員數に加へず。第十一、御側衆並に儒者・醫者・御祐筆人・御同朋・御膳方、上下二千餘人なり。常に御駕左右に伺公の面々は、西尾豐後守・竹腰山城守・板倉内膳正・本多上野介、其外南光坊天海は、御加持の爲に駕に乘りて、御跡に候す。第十二、常陸介賴宣卿の人數三千。第十三、後殿六頭、所謂、水野備後守・松平出雲守・安藤帯刀・三浦長門守・山口駿河守・永井右近大夫、人數

合せて三千。御弓鐵炮長柄等は、松平石見守之を主る。都合本部の御人數一萬三千餘なり。賴宣卿竝に鷹役の人數は除之。但し今度は、御弓鐵炮長柄等に至る迄略し給ふと云々。

大御所は、道すがら御鷹を放ち給ふ。軍役の輩は本海道を上り、御鷹野に就きて時刻を移さるゝ時に、其程に隨ひ路次に徘徊し、更に行列を變ずべからずと仰渡さる。或說に、御道すがら御放鷹あるは、第一、敵に臆せざる色を見すべき爲め、第二には、伏兵を設けさせぬ爲め、第三は、將軍を御待合あらん爲め、第四は、諸國の大名海道に出で向ふ時、込み合はぬ爲め、第五は、百姓町人共亂を恐れ、山野へ迷ひ盜賊等に遭ひて、資財を失ひ命を傷ふ憂なからしめんと思召し、此の如しと云々。未の下刻に、田中田中城は藤枝の南方なりとに着御なり。駿河宰相賴宣卿は、巳の刻一本長刻駿府を出で給ひ、軍勢の後を押へて御着なり。晚に及び、彥坂九兵衞光正言上に、天龍川の船梁出來す。然れども御駕の通らざる間は、行客を渡す事を停むべきかと相伺ひし處に、船梁は往來の爲なり。何ぞ之を禁ずべきや。併し群りて渡らば、忽ち敗壞すべ

し。中央一筋を通ずべき旨を命ぜらる。

一本に、此日、本多美濃守忠政、勢州の軍勢を率して、桑名を發すと云々。

大坂軍評定の事

去程に秀頼公は、軍事を尋ね給はんが爲に、古新の諸將を御前に召出されて、御相談ありける時に、大野修理亮治長進み出でて申しけるは、去ぬる慶長五年關ヶ原合戰に、大御所の出馬遲延に及びし故に、關東方の諸將大に氣を屈せり。倩愚按を廻らすに、大御所は耳臆病の大將なれば、今般の事を聞き給ひなば、大に仰天あつて、輕く軍勢を差向けらるゝ事能はず。必定世上の樣體を窺はれんか。其間に茨木の城を攻落し、後を心易くして、人數を京都に差向け、洛中を放火し、板倉を虜にし、近國の小城を一々に攻取りなば、自ら諸人、御當家幕下に屬せんと申しければ、眞田左衞門佐幸村、自餘の意見を待たず、進み出でて曰く、修理殿の申さるゝ處、其理あるに似たりとは雖も、大御所は生得耳臆病にて、關ヶ原陣に懈怠し給ふにより、毎と

ても延引あるべきの由は、餘り大荒目なる思慮なるべし。今般の合戰は、其時とは異なり。抑彼一亂は、天下の武士東西に分れ、德川家に從へる軍士の中にも、石田に親しき者半は雜りて、變易を量る輩繁多なり。故に御進發猶豫ありし由、某が兄伊豆守が家來、亡父安房守に語れり。依之父昌幸、大御所の慮の遠きを感じたり。夫に何ぞ耳臆病の大將とせんや。凡右大將家頼朝卿なりの時より、諸國に動亂ある時、兵を發する事輕きを以て故實とす。今兩御所、定めて能く此理を察し給ふべし。其上慶長五年より以來は、天下の大名悉く關東に歸伏して、彼下風に追從するにより、聊恐れ給ふ事なし。然れば急に兵を發せられん事必せり。夫に茨木を攻め、次に京都に向ひ、板倉を擒にすべき由は、甚だ緩なる詮議なり。今天下の諸侯、心を兩端に置く輩も多かるべければ、速に手を出し、武略を天下に施し、駿・武兩城の中を嚴しく攻破りなば、御方に參る人も多くあらん。只敵の根元たる駿府を攻拔くに於ては、畿內近國は攻めざるに降るべし。然るを御方緩々として、宇治勢多を打越させ、敵の爲めに氣を呑まれなば、合戰甚だ難儀たるべし。能々思慮あれかしと申しければ、

大野兄弟是に同心せず、頭を打振りて、いや〳〵關ヶ原合戰にも、東軍の向ふ事速ならず。此度とても、別に替りし事はあるまじと言張るに依り、此兩議區にして一決ならず。時に後藤又兵衞基次進み出で、大野に對して申しけるは、貴殿上手の碁を見給はずや。初の盤中に石を配り、碁終らんとするに及び、其石甚效あり。唯一隅を守りて三隅を知らざる時は、一隅は全しと雖も、其碁必ず負なり。昔は豐臣家天下を十分にし給ひて、其九を得。今は其二つならでは保ち給はざれば、尋常にして、今度の御合戰御勝利あるべからず。願はくは眞田殿と某とに、御人數二萬宛も差添へ下されなば、宇治・勢多に馳向ひ、石部の宿より、此方の在家一宇も殘さず燒拂ひて、東國勢の居を安からしめず、橋を燒落し舟を碎き、間者を敵陣に遣し、種々の雜說をいはしめ、或は夜々敵兵を劫し、心易く夜を寢させずんば、短氣の東國勢多くは退屈せん。尤も將を御選ありて京都へも遣され、板倉伊賀守と對陣せば、宇治・勢多の味方、後心易くして、敵を防ぐに便ならん。又大津の邊へも一兩輩を遣され、堀を掘り土居を築き、柵を振りて備を堅くすべし。又大和口の押として一兩輩、其

外七組の長一兩人に御人數を添へられ、茨木の城を押へ、扨御城中には、援兵を御定ありて、戰弱からん方の手當として挑み戰ひなば、假令東國勢勇み進むと雖も、長途を經たる勢なれば人馬疲れ、殊に寒氣に向へば、自在の働ならず、若し關東方宇治・勢多の難所に支へられ、日數を送る由諸國へ聞えなば、西國・中國の中に變出で來り、御當家に屬する者も自然とあるべきに、初より籠城する事、餘りの言甲斐なき御事に候と申せば、大野修理亮其理に伏し乍ら、服せぬ顏色にて、宇治・勢多に打つて出で、勝利を得べき謂れ何ぞと詰むれば、左衞門佐が曰、兵の利、先んずる時は、人を制するに利あり。凡そ籠城といふは、國取合ひ又は後詰の憑あるには利あり。今般の御合戰は、日本國を敵に受けたれば、叶はぬ迄も所々に討つて出で、御合戰あるべきを、初よりおめ〳〵と籠城せば、敵に氣を呑まるゝのみならず、誰か御方に屬して、御當城を援けんや。忽ち糧盡きて兵力を失ふべし。然る時は反忠或は降參の者あらば、終に落城疑なからん。先づ宇治・勢多へ馳向ひて合戰し、東兵大河を渡し兼ねて、數日を送る程ならば、近國は申すに及ばず、中國・四國へ間者を遣

し、關東勢、宇治・勢多に支へられ、軍難儀に及ぶに付、先君御厚恩の輩折を得て、某は豐臣家に屬せんと密通し、誰々は反忠の約を定め、又裏切せんと相謀るなんどと沙汰せしめば、心を變ずる人も出で來らん。況や小勢を以て大敵を防ぐには、大河を隔て切所をかけて戰ふに如かず。縱ひ無雙の御城にても、僅二里足らざる所に楯籠らんに、誰か御方に參らんや。愚慮の及ぶ所、寒氣に向ひ川を渡る東國勢を、川中にて之を討ち、又は三四町退き堅く備へ、或は所々に伏兵を置き、戰半ならん時、敵の後を襲ひ討たば、後陣より騷ぎ立ちて、先陣必ず途を失はん。其時奇正の備を以て、急に勝負を決せば勝利を得べし。是寒氣に川を渡して道を行く時は、手足凍えて弓箭を携へ、劒戟を取る事、自在ならざるに依つてなり。如此に謀りて利なくんば、其時こそは籠城し、五度も十度も討つて出で、或は夜討朝蒐して、叶はぬ時は快く自害せん。是ぞ勇士の面目たるべきと、憚る處もなく申しければ、此儀尤も然るべしと、皆同心しけり。爰に小畑又兵衛重景（後に豐前守といへり。一本豐後守に作る）が息に、小幡勘兵衛景憲といふ者あり。舊武田家に仕へしが、天正十申年三月、勝頼滅亡の時、景憲漸

く九歳なり。十二歳にて秀忠公に召出され、十六にして、武者修業に出づと申置き、德川家を出でたり。其後關ヶ原合戰の時は、忍びて井伊侍從直政に屬して、一番鑓をせしかども、御勘氣御免もなかりし處に、此一亂を聞くと等しく、伏見の城代松平隱岐守定勝、(于時遠州掛川城主五萬石なり、)京都の守護職板倉伊賀守勝重が許に行き、某大御所の御勘氣を蒙る事年久し。あはれ御赦免なし下さらば、今般僞りて大坂に屬し、城中の謀を貴下に告げ、又城兵然るべき方術をなさば之を妨げ、兩將軍家へ對し忠節を致さん。雖然證人なくては、御敵の名を請けん。願くは此儀を御聞屆あらば、城中へ入らんと申せば、勝重・定勝兩人共に最然るべし。公の御前に於ては、此方共に任せ給へと許しけるに依り、景憲欣びて、城中の人數に馳加はりけり。されども城中には景憲が心底を疑ひ、評定衆に加へざりし故に、手段を以て誓紙をなし、終に評定の席に連りしが進み出でて、臣卑老の身として、諸將の御計策を編し申すに似て、憚ありと雖も、心の及ぶ處を申上げずんば、君の御爲ならず。且は各の權勢に恐れ、愚意を演べざるも口惜く候。某が申す處理に當らば用ひ給へ。用捨は多分に任せら

るべし。最前よりの軍議、誠に詳なりと雖も、敵に依つて轉化するの理にあらざるか。其由は、大御所は數度の合戰に慣れ、武功當世に比する者なし、就中野軍懸合の戰、或は河を隔てたる合戰には殊に心利き、敵の多少と剛臆とを見取り、虚實を察して恰も神の如し。已に姉川・小牧・長久手・關ヶ原等の合戰、皆小勢を以て大軍を挫かるゝ事、人倫の及ばざる處を得たる名將なり。然れども修理亮殿の評せらるゝ如く、聞怖ぢして動轉する大將なれば、今度とて、さのみ急に發向はあるべからず。願くは要害に楯籠り防ぎ戰ひなば、數年を經とも輙く落城すべからず。其中には何ぞ變なからんや。變出で來らば、謀略いか程もあるべし。抑昔より、宇治・勢多の川を隔てゝ合戰ある事を數ふるに、治承四年の五月、平家太政入道清盛と、源三位入道賴政と合戰の時、賴政、宇治川を前に當て防戰する處に、足利又太郎忠綱先登して川を渡し、終に賴政・仲綱(伊豆守と稱す)・兼綱(源大夫判官と稱す)父子三人自害し畢ぬ。又元曆元年正月、蒲冠者範賴・九郎冠者義經上洛の時、木曾左馬頭義仲下知して、今井四郎兼平・楯六郎親忠・根井大彌太行親等を、宇治・勢多に差向けて防ぎ戰はしむる處に、佐々木

四郎高綱・梶原源太景季・畠山次郎重忠等、先陣して川を渡し、木曾が軍忽ち破れ、義仲終に粟津ヶ原にて討死す。承久三年六月、後鳥羽院御謀叛の時に、賴朝卿の後室二位禪尼下知して、北條小四郎義時をして、軍勢を催さしむ。依之義時の嫡子太郎泰時・舍弟助五郎時房等を、大將として攻上る。時に官軍、宇治・勢多に馳向ひて防戰す。東國勢の中に、柴田橋六兼義・佐々木四郎左衞門尉信綱等、先陣して河を渡す。時に官軍敗北す。又足利將軍尊氏上洛の時、新田義貞・楠正成等、宇治・勢多の橋を引きて防戰すと雖も、軍に利なし。如此度々の合戰に、一度も勝つ事なし。然るに今日本國中の軍勢馳向はんに、橋をはねて相戰ふとも、諸方の敵襲ひ來らば、味方の後陣より敗北して、一人も遁るべからず。又大津邊に要害を構へ、所々に伏兵を置きて戰はん事は、猶以て叶ふべからず。その故は板倉伊賀守・松平隱岐守、兼日より江州に忍を入置き、將軍家上洛の警固とする由承り及ぶ。然る時は味方の伏兵、却て敵方の爲に擒となられ事必せり。多からぬ味方を、初度の合戰に若干討たれなば、味方氣を失ふのみならず、大坂へ志ある輩も、自ら敵に屬すべし。此等の所、能々

思慮あるべしと申すに付、大野修理亮治長・渡邊內藏助糺等、素より景憲を信ずる故に、眞田・後藤が謀策空しくなつて、各退出せり。此勘兵衞今度に限らず、凡て然るべき謀をもなさず、適計略を申出す人あれば、種々に之を難じて妨げたり。抑景憲は、武田信玄の隊長たりし馬場美濃守氏勝が家老、早川彌左衞門山本勘介が門弟なりに軍法を學び、門人數多あつて、兵法の達人なり。故に秀賴公も近臣等も尊敬せり。城中の諸將は多く若輩なり、老功の者もありと雖も用ひられずして、末座にだにも連ならねば、諸事勘兵衞にいひ掠められて、眞田・後藤が謀を非とする事は、誠に拙しと私語き、唇を飜す人も多かりけりとぞ。以上軍議の卷は、不審なりと雖も、人口に膾炙し、且記にも載せたるを以て爰に記せり。

或記に、小幡勘兵衞は、元龜三申年五月朔日に出生せり。始め孫七郎と稱す。曾祖父は遠州の住人北畠孫十郎盛次といへり。或は尾張守重定と稱し、上杉家の臣なりしが、後に武田家に仕へて、上總介新龍と改名すと云々。祖父は北畠織部虎盛といへり。後に山城守日城（にちじやう）といひて、武田家に仕ふ。一本に、日城は永祿四年丙六月病死す。父は又兵衞と稱す。信玄の命にて、小幡上總介が庶子に准じ豐後守となり、信州海津の城に住し、天正十年年二月十一日に病死す。或記に、又兵衞が叔父小幡彌左衞門を、海津の城に差置か

れ、小幡山城守と稱す。又兵衛は信玄の旗本にありて、七百貫を領すと云々。嫡子を備中守（或藤五郎）といひしが早世せり。二男は則ち勘兵衛なりと云々。

或記に、安藤帶刀が備なる鈴木助兵衛といふ者は、もと大久保石見守が下吏なりしが、江州大津邊を支配せし頃より富饒なり。古田織部正が壻にて、城將大野主馬介と故友なり。古田は城中に通ずるに依り、其便を得て御和睦の後に、大野は鈴木が陣所に赴き、今東西和解整ふに似たりと雖も、實は我が僞計なり。依つて兩將軍兵馬を返し給ふ後に、忽ち洛陽を取布くべし。然らば故太閤恩顧の大小名、踵を續いで來服すべし。其由は兩將軍天下の大軍を以て、數日當城を攻められし所に、外壘のみを破り、總構さへ拔く事なし。秀頼公の名譽、誰か感ぜざらんや。兩將軍奧羽の兵を促し給ふ内に、大功忽顯るべし。因之益名士を集めんとす。夫に付き十二月四日、加州眞田丸を攻めし時、先登せし武田の舊士小幡勘兵衛を招かんと欲す。足下之を謀れといへば、左馬助が曰、我れ幸小幡に好あり。渠を招かんと答へて主馬介を歸し、其後小幡を招き此事を諭せり。景憲素より好む所な

れば、此詞を聞くと等しく間者となり、城內に入りて、密謀奇計を我が辯舌にて盡く破り、關東に告げ奉らんと、心中欣然として、速に之を許諾し、蚤く大野兄弟に謁すべしと、同月二十日の夜、密に城中に行き大野兄弟に遭ひ、必ず來陽御發起の節は、疾く馳せ參じ、籌策を運らすべしと約して退去せり。翌年正月廿五日、京都の板倉並に伏見の松平隱岐守に密話して、同廿七日城中に入りしと云々。此説に依れば、冬陣に、景憲は大坂にあらず。何れか是なる、追つて尋ぬべし。

正則贈二書大坂一并城內持口異論の事

十月十二日家康公は、遠州掛川に御止宿あり。又去る二日、(或は四日、)近年駿府に召仕はるゝ大野修理亮治長が弟壹岐守氏治を大坂へ遣され、先達て秀賴公より、片桐市正を誅せんとし給へる其意趣を聞屆け、且市正が許に至りて、安危を尋ぬべき旨を仰付けられし處に、今日掛川に歸り來りて言上に、大坂の城に入らんと存じ奉り候處、固く制して許されざるが故に、力なく茨木に向ひ、御旨趣を片桐に申聞かせ候由を

述べたり。

或記に、大野氏治は、治長と兄弟たるに依り、氏治密事を大坂へ告ぐべきかと御疑あり。然る上は渠を押へ留められ詮なきを以て、使節と稱し遣し給ふ所に、秀賴公竝に丹兄の危難を顧みもせず歸り來る事、御意には應ぜざりしと云々。一本に大坂に止まらずして歸り來る事を、御感賞ありしと云々。

又去ぬる八日、水野監物忠元は、將軍家の御動座、今少し日數之あるに依つて、御見立の御名代に、駿府に伺公せしが、今日發足して江府に赴けり。

或記に、片桐が使者靑木四郎左衞門竝板倉七郎參向して、大坂方人數夥しく集り、勢に誇りて和州に發向し、南都を侵し、宇治・槇の島邊まで放火し、帝都を略せん事の會議する由、巷說喧しき旨を言上すと云々。

或本に、御夜語の席に、甲州の舊臣日向半兵衞政成侍座せり。時に大御所、大坂には何者が多く籠りたるかと仰ありければ、政成が曰、忠義銳武の者はあるまじ、皆竹流金を取りて、逐電すべき者共に御座候と答へければ、大御所氣色損じ、

汝何をか知らんと怒らせ給ひける故、半兵衞畏入りて退出せしが、重ねて御傍へ密に召されければ、政成愈心ならず、戰慄して漸く進み出でしに、先に引換へ御美しき御氣色にて、大坂籠城の者共は、汝がいへる如くならん。然れ共其詞、敵方へ聞ゆるに於ては、忽ち浪人共の人質を取納め、いや乍ら衆心一致せん。然る時は戰に日數を費さん事を慮るに依つて、汝が卒言を戒めたりと御諚あり云々。此說に、相類する事あり。天正三年織田信長公、武田勝賴と長篠に於て合戰の時に、家康公の家臣酒井左衞門尉忠次、信長公に向つて、今宵私に兵を間道より鳶巢山に登せ、勝賴の陣後を襲はゞ、敗軍疑なしと申しければ、信長公御氣色ありて、汝何をか知らんと仰ありければ、忠次恐れて退かんとする時、信長公、忠次を召されて、汝が謀最も良しと雖も、衆人の知らん事を恐れて、叱せりと仰せられけりと。

同十三日家康公は、遠州中泉今濱松と見附との間にありに着かせ給へり。竹中伊豆守重俊は、福島左衞門大夫と故友たる聞えあり。去ぬる頃重俊を以て、正則へ諭さるゝは、今般豐臣

福島正則書を贈つて秀頼を諫む

家兵を起さるゝ事は、全く其心より出づべからず。織田有樂並に大野兄弟等、主人を蔑にし我意に募りて、相企つる所ならん。左衞門大夫は、豐臣家へ對し、疎意あるべからずと雖も、當家へも亦異心なき事、能く之を察知す。然れども衆人の疑あれば、正則東武に殘り止り、分國の軍勢は、息備後守引率して大坂に向ふべし。是世上の疑を散ぜんが爲の由を命ぜられし所に、今日福島父子の兩使參向して、竹中伊豆守を以て言上に、有難き恩言を蒙り訖ぬ。今度淀殿の勸に依て、豐臣家兵を起し給ふ事、正則驚歎するに堪へたり。是に依て母公並に右大將殿へ、愚簡を呈し諫めんとす。其趣は、大佛殿經營供養鐘の銘に依つて、兩御所の御咎を請け給ひ、之を解くに辭なく、御矛盾の企ある事、是れ天の所爲か。只非を改められ、淀殿を質として武陽に下し給ひ、陳謝あるべき事、御長久の謀ならん。正則素より無二の志を、幕府へ竭さんと存じ罷在候上は、天下の勢に從つて、大坂に向ふべし。豐臣家の滅亡と長久、此時に究れり。能々御思慮あるべき旨を載する檄一通を、彼使者持參して、本多上野介が內見に入れ、之を大坂へ持參せり。別記に、正則が大坂へ贈る書詞ありと雖も、疑はしきを以て略す。

或記に、先達て大野方より、正則が大坂にある處の糧米五萬石を、秀頼公の軍用に獻ずべき旨、遙に福島へ書を投せし處に、領掌して返簡を送り、其後正則が方より、藝州に住する元老福島丹波（一本、福島丹波重治は、別所豐後守が子なり云々）尾關石見が許へ、我は故太閤骨肉社稷の臣なり。汝等熟謀りて、備後守が譽たるべくんば、某を江府に棄て殺し、秀頼公へ忠戰を竭すべし。聊か恨むる所にあらずと申送れり。廣島の城中に於て、老臣等會合して評議を擬する所、丹波曰、今般大坂に屬し、安藝・備後の勢を以て、豐臣家に歸服する旨、世に披露せば、衆心區々にて大坂に從ふ人も多かるべし。勝利の後は、當家の繁昌勿論なり。若し亦大坂落城せば、當家も固より亡ぶとも、故太閤の親戚厚恩の主人なれば、武名を後代に殘され、關東へ忠を勵ます事は、士たる者の本意にあらず。たとひ一旦感賞せらるとも、實に反覆の臣とて、永く御疑を蒙るべければ、是非大坂に屬し、當家の浮沈を、豐臣家と共になし給へといへり。尾關石見が申すは、只今の論、誠に理に中れりと雖も、人倫の道ならず。只時勢を量り、家を立つるが可なり。倩關東と大坂と、其優劣を論せ

んに、主將の德士卒の和、悉く秀賴公の、大樹に及び給はざること、謂はずして明なり。然るに今度大野等が血氣に誇り、無名の軍して、豐臣家斷絕の時至れり。豫て努々關東に叛く事勿れと諫むる故に、備後守を始め、座席皆之に同心せり。大野兄弟は、關ヶ原合戰の佳例に傚ひ、福島左衞門・黑田筑前守・加藤左馬助は、必ず大樹の先鋒たらん。此輩は太閤の厚恩忘るべきにあらねば、まさかの時に及びては、反忠勿論なりとて、勇に誇る處に、家康公明敏にして、疾に之を察し給ひ、各江府に留められしと云々。

或本に、去る慶長六年、參河守秀康卿、越前の國に渡らせ給ひ、入部なされしに、福島左衞門大夫正則、自ら北莊に參りて賀し申し、越前の御家人に向ひ、正則此後も、常に御門下に伺候仕るべし。さり乍ら家無うては叶ふべからず候間、家を建つべき地を給はらんやと望みて、其後又正則、年來の因(よしみ)捨て參らせず、守殿天下の御大事あらんには、某必ず御方仕るべし。併乍ら太閤の仰せ置かるゝ旨侍れば、正則が身、秀賴公の世にましまさん限は、心にも任すべからずと語り、暇申して歸

りしと云々。

同記に、秀康卿は、太閤の御養君たりし故に、正則其因(よしみ)を思ひしにや、又守殿の御身に、御大事あらんといひしは、秀康卿は兄にて、秀忠公は御弟なれば、家康公薨じさせ給はゞ、必ず天下の爭ひあるべしと思ひしにや、正則の心の內、計り難き事なり云々。

同十四日、大御所遠州濱松に着し給ふ。同日加藤肥後守忠廣參着の告ありし處に、肥後へ歸國して兵を催し、御下知に應じて、大坂へ向ふべき旨を諭し給ひ、御鷹ノを賜はる。又將軍の御使松平勘十郎秀信到着す。並に脇坂淡路守安元、東武より來りし處に、早く讃州の領邑に赴き、兵を率して、攝河の間に至り、藤堂和泉守が部下に加はるべき命を蒙る。蜂須賀家政入道蓬庵も此所に來り、御目見えすといへり。

一本に、蜂須賀阿波守至鎭は、先達て江府に在りて御城を築く時、大坂の一亂を聞き、阿州に檄を飛し、老父蓬庵に之を告げければ、蓬庵聞くと等しく兵を率し、南海を廻つて、十月十五日、參州吉田に着岸し、岡崎に參候し、本多正純を以て、

大御所に御目見せん事を達しける處、上意に、此所へ來るに及ばず、直に江戸に下り、將軍家に謁すべしと仰せらる。依之蓬庵は江府に赴くと云々。

大坂城内持口爭ひ

此日伊勢組の旗頭本多美濃守忠政、伏見に着せりと聞えし同日の晩景に、秀賴公は、諸大將を召集められ、重ねて軍評定あつて、持口等の次第、愈詮議を加へられし所に、持口善惡あるにより、鬮取して相定め宜しからんと議定し、鬮奉行大野修理亮治長・渡邊內藏助糺兩人、座の中央にあり、暫くして大野修理亮が曰、西黑門口は、平野口に相同じ。是亦追手の要害なれば、彼口二三十間は、某承りて相守らんと申せば、渡邊內藏助、聞きも敢ず居丈高になりて、修理亮每度我意の振舞、傍輩を蔑にせらるゝ事、甚だ奇怪なり。御邊と我等何ぞ勝劣あらんや。黑門口に於ては、某が固めんに誰か論せん。若し異儀に及ばゝ、太刀先を以て返答せんと罵りければ、治長大に怒りて、只今の一言こそ過言千萬なれと、已に討果すべき氣色なれば、座中の面面立寄つて押隔て、渡邊の申さるゝ處甚だ無禮なり。若し兩人事あるに於ては、君の御爲ならず。凡忠臣は、君の爲にして身の爲にせずと、言傳へたりと制すれば、

修理亮も理に服し、此上は縦ひ如何程の存念ありとも、君の御爲にならざる儀を、仕出して何かせん。渡邊忿に堪へずして、打物に及ばるとも、某相手になるべからずと靜りければ、內藏助も口を閉ぢて、互に無事になりけり。又南面に出丸あつて然るべしとて、眞田左衞門佐幸村を、軍將に仰付けられける處、左衞門佐が曰、某は當所に於て人數を抱へず、本國へ申遣し候により、軍勢甚乏しき由を申上げければ、然らば後藤・明石兩人の內を、一人召加へられんと評定ありけり。さるに依つて眞田、此事を山川帶刀に談じければ、山川聞きて、貴客一人にては、御人數も無足に候間、此儀尤然るべしと申しければ、幸村が曰、御方申さるゝ如く、關東の大軍に對し、我が人數にては、防ぎ難からんと存ずれども、倩後藤・明石が形勢を察するに、飽まで人の善を嫉み、身の勝手のみを致す人なれば、却て合戰の妨たるべし。是又難儀なりと申す。時に山川の甥に北川次郎兵衞といふ者ありけるが、進み出でて、彼所は既に眞田丸と號し、御普請等まで有之處に、今更難儀なればとて、他人に讓られ候事は、誠に無念の至ならずや。貴客假令小勢なりとも、固く御守あつて叶はぬ時

には、速に討死を遂げられなば、弓矢取る身の面目ならんと、又餘儀もなく申しければ、元來勇氣の眞田なれば、打默頭きて御請を申しゝかども、眞田は小勢たるにより、黃母衣の中より、伊木七郎右衞門遠雄を召加へ給ひ、其外伊丹周防守正俊・平井七郎兵衞保則・山川帶刀賢信・北川治郎兵衞宣勝に、諸國の集り勢五千人、並に信州より馳來る眞田が手勢百五十人を以て、固めけりとぞ聞えし。

或本に、此頃城中の風聞に、今般召抱へられたる長曾我部・眞田・毛利の三人衆は、何れも關ヶ原一戰に、關東へ敵對せられしと申し乍ら、左衞門佐は、其時父安房守に從うての事なれば、兩將軍の憤も輕し。其上舍兄伊豆守・伯父隱岐守などは、關東へ奉公の儀なれば、底意の程も度り難きを、憖に思召すは如何と取々に申すを、幸村聞き傳へ、心憂く思ひ過す所に、城の構に續きたる南の方に出先あり。誰が致したるとは知らず繩張して、竹木等を少々寄せ置きしを、眞田は此所を出丸に取立て、自分の一手を以て楯籠り、敵寄せ來らば、華やかなる軍して、叶はぬ時は討死を遂げ、名を萬天に擧げて、人口の穢を雪がんと思ひ、同席の長曾我部盛親・

毛利豐前守竝に大野修理亮へ、某が伯父隱岐守竝に愚兄伊豆は、關東に召仕はるにより、某城中に在つては、二心も生ぜんかと、御疑の程も量り難し。然れば御城の巽の方なる出丸を、某一分に御預け下されなば、諸人の疑を散じ、且内を堅くなすの謀にもならんと申すにより、此段秀頼公へ言上に及びし所、尤に思召し、早速御承引あつて、且幸村が勢計りにては不足たるべしとて、明石掃部助を加へらるべき御内意ありけれども、眞田は、他の勢を交へずして、防戰仕り度由を申し、既に繩張を極め、普請に取掛りけるが、後藤又兵衞基次之を見て、薄田隼人正兼相に出會し、某存寄あつて、御城の南の方に出丸を取立てんと欲し、繩張を致し、竹木抔を取寄せ置きし場所を、何者か繩張を切棄て、材木等を外へ運び出し、此節專ら普請を相企つ。假令御上の御用地と雖も、一應の御屆はあるべき儀なり。まして外人の所行に於ては、理不盡なる仕方、堪忍罷成らず。明日に至つては、手前の人數を召連れ行き、彼場所を取返さでは、一分立ち難しと申すにより、隼人正驚きて、貴殿の御腹立尤至極せり。某篤と承り合せ、宜しき樣に量らふべし。

縱ひ明日に至るとも、卒爾の働御無用なりと制し、夫より長曾我部宮内少輔・毛利備前守竝に織田有樂・大野兄弟・木村等打寄り相談せしが、此儀は明石掃部助ならでは、意見を致すべき者なしと、全登を招き、右の趣を語り、御邊後藤に意見して、何分内々にて事濟み致す樣に取計はるべしと、各口を揃へ申すにより、明石は又兵衞が小屋に至り、種々に申宥むと雖も、眞田殿の所行とあつては、尙以て堪忍罷りならずと申切つて、同心せざれば、掃部助是非なく歸り來り、此段を申せり。豫て大野治長は、後藤・明石を以て、長曾我部・眞田・毛利と同列にせんと思へども、基次・全登は陪臣たるに依つて、三將の手前を思ひ、遠慮してありけるが、今般の爭を幸として、密に秀賴公に申して、又兵衞・掃部助を、三將と同列に仰付けられけり。且基次は、援兵の將として、戰ひ弱からん方へ、加勢すべき由を命ぜられ、重ねて明石掃部助に、山川帶刀賢信・北川次郎兵衞宣勝を差添へて、御内意を仰入れられければ、後藤は面目身に餘り、謹んで御請を申し、眞田に出丸を渡しけりと云々。

或記に、持口の事決定せざるを、長曾我部盛親、餘り本意なく思ひ、織田有樂・大野道犬等を五六人茶に事寄せて私宅に招き、盛親がいへるは、大野修理殿自己の才覺を以て、持口の事を申さるゝにより、諸將異議區々なり。上意を以て仰付けられんに、如何ぞ違背すべき。各は只今迄二の丸に居給ひて、持口あれば、今三の丸に於て、二の丸三增倍にして、其方角に從ひ、懸隔の相違なきやうに割付け給ひなば、宜しからんと申すにより、何れも之に隨ひしと云々。

大御所御上洛路次中御指揮の事

家康岡崎到着

十月十五日、前將軍家康公は、參州吉田に御止宿。十六日には岡崎に着御なり。秀忠公よりは、其定省を、日々驛次の羽書を以て、武陽へ註進の爲に、板倉周防守重宗を、大御所の臺駕に附けらる。又成瀨豐後守正武此所へ參向して、奧羽の大名着陣す。悉く江府に到らば、將軍速に御出馬あるべきかと、伺はせ給ひし處に、大御所御許容ありけり。一本に十三日とあり。又福島左衞門大夫正則、書牒を老中まで呈し、臣既に御

疑を避けんが爲に、妻子を江城に入置く上は、微勢なりと雖も、台旗に隨つて大坂へ發し、軍忠を盡さん事を請ふ。大御所より、正則底意なき旨顯然たる上は、尙更江府に止りて然るべき由、懇に御返簡を給へり。尾張宰相義直卿は、今日名古屋を首途あつて、六里進み、一宮に屯し給ふ。此日大坂城中には、山川帶刀を召出され、秀賴公、直に御慇懃の仰あつて、足輕の兵を預けらる。江府に於ては、將軍家大坂御發向供奉の軍列、（一本十五日、）竝に御軍法を仰出さる。

一、喧嘩口論堅停止之上、若於違背之族者、不論理非雙方共誅罰すべし。或は親類緣者の因をなし、或は傍輩知音の好身に依つて、荷擔之族於有之者、本人より爲曲事之間、急度可申付。自然於令用捨、雖後日相聞者、主人可爲重科事。

一、先手を差越、縱雖令高名、背軍法上者可成敗事。附先手に相斷らずして、物見致すべからざる事。

一、仔細なくして他の備に相交る輩有之者、武具馬具共に可取之。若其主人於

レ及二異儀一者、可レ行二重科一事。
一、人數押之時、脇道すべからざる旨、堅く可二申付一事。
一、諸事奉行人之申旨不レ可二違背一事。
一、爲二時之使一如何樣の者を差遣すといふとも、不レ可二相背一之事。
一、持鑓者爲二軍役之外一間、長柄を差置き持たすべからず。但長柄之外持たするに於ては、主人馬の廻に可レ爲二一本一事。
一、於二陣中一馬を取放すべからざる事。
一、不レ可二押買狼藉一。若於二違背一者見合可二成敗一事。
一、小荷駄押之事、兼日に相觸、軍勢に不二相交一樣に可二申付一事。
一、船渡之儀、他之備に不二相交一可レ爲二一手越一事。馬以下同前之事。
右條々若於二違犯之輩一者、可レ處二嚴科一者也。

慶長十九年十月

伊達政宗は、當月四日仙臺を發し、今日東武へ着陣せり。路次なる野州小山に於て、

伊達政宗秀頼の招を拒む

秀頼公の使者和久半左衞門といふ者、（或本に、秀頼公の祐筆五百石を領す、）秀頼公の旨を述べて、今度圖らずも、大御所の憤を蒙れり。政宗宜しく之を和慰すべし。若其諫を許容し給はずば、汝速に大坂に組すべしとの事なる由を、詳に相告ぐと雖も、政宗諾せざるに依つて、和久は空しく歸れり。政宗宿次の檄を江府に捧げて、此旨を將軍家へ達せし所に、鴻命下つて、豆相兩州の代官井出藤左衞門・佐野兵衞追手を馳せて、三島の驛に於て半左衞門を捕へたり。

半左衞門は、近衞信輔公より墨毫を傳受し、秀頼公の執筆にて世に名あり。靜謐の後に、伊達家へ給はり、家臣となる。入道して宗是と稱すと云々。

家康名古屋に到着

同十七日未刻、前將軍家康公、尾州名古屋に着御あり。大手門前に於て、洛陽より下向せし古田織部正重能・醫師半井驢庵拜謁す。同十八日大雨降るにより、名古屋に御逗留あり。此所迄は道すがら御放鷹ありしが、御鷹を關東に返し給ふ。今日京都より羽書來る。先に今井宗薰父子、大坂勢の爲に命を失ふ告ありて、其趣を註進ありし處に、彼父子、命は恙なく虜となりて、城中に禁獄せらるゝ由の告なり。又

家康岐阜到着

前田少將利常の使者此所に來り、去ぬる十四日、筑前守國元を發足仕候へば、近日上京致すべし。陣所は何方に取るべく候やと之を伺ふ。一本に、十六日岡崎にて、此儀を伺ふと作れり。淀・鳥羽の近邊に出張あるべき由を仰せらる。又越前少將より使者來りて、一昨十六日、江州坂本まで着陣の由を言上すれば、則ち西岡東寺九條邊に陣場を相定むべしと、御下知あり。同十九日、濃州岐阜に着御なり。一本に十八日。本多上野介より、驛路の奉書を以て、西海・南海並に山陰・山陽の諸軍、早速大坂に向ひ、遠く圍むべき旨を觸れ促す。今日伊勢組の旗頭本多美濃守忠政、軍勢を引率して河州牧方に陣す。美濃組の旗頭松平下總守忠明は、淀・鳥羽まで陣を遷せり。同日德永左馬介昌永一本壽昌へ、秀頼公より、書を以て陳べられけるは、今度片桐を誅せんとする事は、渠古老の身として、身の程を忘れ我意に誇り、一命令を蔑にする故なり。秀頼母子、大御所並に將軍家に對し、全く疑心あるにあらず。然るに押して當所を攻めらるゝ由を聞きて、止む事を得ず籠城を企つるとの趣なり。此書を德永が使者携へ來り、本多正純に就いて之を捧ぐ。家康公莞爾とし給ひ、是大野等が、予を欺く謀略なるか。其短智不便いふ計りなし。

斯る者共の、大義をなさんと企つるかと仰せられけり。一本に、徳永より、大坂の廻文を御覽に入れし所、美濃國にて一揆起る事あるべし。其心得を致すべき旨、仰出されきと云々。

一本、徳永へ、大坂より贈られしといふ文に曰、

今般市正對二秀頼一條々不屆之仕合有レ之付、市正儀折檻候處、大御所以之外及二御立腹一近日御出馬有レ之由、誠以不レ及二了簡一儀候。且者對二兩御所一秀頼毛頭野心不レ存候由、此旨宜レ被二申上一者也。

十月　秀頼墨印

徳永左馬介殿

江府に於ては、驛路の制法を仰出さる。

覺

一、路次中宿々木錢之事、宿主の薪を焚き候に於ては、一人に付き鐚(びた)錢三文づつたるべし。馬一疋には、六文宛の事。

但し自分に薪を求め焚き候に於ては、宿賃は不レ可レ出事。

一、駄賃馬之儀、次候處より外へ、追通し申間敷事。
一、駄賃錢の儀、如₂御定₁嚴重に可₂相濟₁事。
右此旨可₂相守₁者也。

慶長十九年十月十九日

安藤對馬守
土井大炊助
酒井備後守

関東諸將東武を發す

今日より、諸將次第に東武を發す。
一番には、酒井左衛門尉家次が組、松平甲斐守忠良、山内土佐守忠義、小笠原若狹守政信、
案ずるに、政信の父左衛門佐信之なるべし。或本に、小笠原播部助信峯、慶長三年八月十九日、五十二歳にて卒せり。是より先、酒井左衛門尉忠次の三男小平治を養つて世嗣とす。信之左衛門佐と稱す。大坂の軍に、將軍家の先陣に進むと云云。今越前國大野郡勝山の城主二萬二千七百七十石領する小笠原氏の家系なり。

水谷伊豫守勝隆、仙石兵部少輔忠政、一本、好俊に作る、同大和守久隆、相馬大膳亮利胤、一本、清胤に作る、六郷兵庫頭政乘、設樂甚三郎貞光、一本貞信に作る、根津小五郎是宗。一本に脱す。

二番には、本多出雲守忠朝の組、淺野采女正長重、松下石見守重綱、一本、松平氏に作るは誤なるべし、植村主膳正康明、一色宮內少輔直氏、一本、宮內大輔に作る、須賀攝津守忠政、秋田城之介實季等なり。一本、此外に眞田河內守信次とあり。

三番には、榊原遠江守康勝が組、松平丹波守康長、北條出羽守氏重、

或本に、福島左衞門大夫綱成(つなしげ)は、幼くして北條左京大夫氏康に仕へ、寵をうけ、後に北條氏になる。綱成凡そ戰に遭うて、小軍は數知らず、大軍三十餘度、向ふ所破らずといふ事なし。天正十五年、七十三歲にて卒す。其子常陸介助繁は、父に先立ち天正六年、四十三歲にて卒せり。氏繁が男左衞門大夫氏勝、慶長十六年、五十二歲にて卒せり。氏勝、始め保科彈正忠直の三男を養つて子とす。氏重出羽守と稱す。萬治元年十一月、六十三歲にて卒す。世繼なくして家斷絕す。時に下野國關宿城主三萬石を領せり云々。

成田左馬助氏宗、（一本氏忠、）丹羽五郎左衛門尉長重等なり。

四番には、土井大炊頭利勝が組、佐久間備後守安政、（一本安次、）舍弟大膳亮勝之、堀淡路守直寄、筒井主殿助（本書に主殿頭とす）定慶、（一本政次、）北條又太郎氏利、

或本に、左京大夫氏政の弟美濃守氏親は、北條家滅亡の後に、相模守氏直に從ひ高野山に登る。氏直卒して後、秀吉公に召され、河州狹山にて一萬石を賜はる。慶長五年二月、五十六歲にて卒せり。其男美濃守氏盛遺跡を繼ぐ。同十三年、三十八歲にて卒せり。四男子あり。嫡男を氏信美濃守と稱す。寛永二年、廿五歲にて卒す。二男熊丸早世す。三男を左京大夫氏利といふ。四男氏重民部大夫と稱す云云。此時氏利を又太郎と稱せるが、兄氏信は、大坂へ向はざりしにや。

由良信濃守定重、溝口伊豆守宣政、

一本、政一に作る。宣政は伊豆守善勝が兄、伯耆守宣勝なるべし。始め秀吉公より、御諱の字を給はり、秀信主膳正と稱す。寛永五年に卒す。

等なり。（一本、此外に、羽柴美濃守視良・高力左近大夫直房二人を載す。）

家康柏原到着

五番に、酒井雅樂頭忠世が組、細川玄蕃頭興元、牧野駿河守忠成、脇坂淡路守安元、一本に主水正に作る、土方掃部助雄重、一本、掃部助雄豊に作る、鳥井土佐守成次、杉原伯耆守長房、新莊主殿直好。一本、越前守直定に作る。

以上五組の内、毎日一組づつ武城を發し、東海道を押登る。其行粧の夥しき事、譬ふるに物なしとぞ。同廿二日、大御所柏原に着御なり。一本廿九日とす。此日九鬼長門守守隆新家村に陣を張る。是より先に、守隆は台命に依つて、大船五艘、軍船五十餘艘を催し、大坂に到りて川口を防ぎ、諸國運送船の往來を止む。又板倉伊賀守は、大御所の命を奉じて、大小名上京の遲速を論ぜず、在京の諸軍着到の員數に應じ、和州にて糧米を配分す。京畿兵糧に乏しき故に、半分銀子を以て渡す。時に奉行の輩言上しけるは、人數を僞り倍して、糧米を貪る事あらん。是あらたむべきかと伺ひし所に、大御所の仰には、吝嗇も時あるべし。敵方より間者を入れ、軍勢の多少を察する事、糧米の員數に依るべし。敵、味方の大軍を聞きて畏るゝ時は、其利計るべからず。然れば米穀を吝み、何の益かあらん。必ず其勢の多少信僞を糺す事勿れと、

寛大の御意あり。又先達てより、板倉へ、勢多の橋際に大軍紛擾し、川に陥る事あらんか、橋詰の左右に、埓を結はしめ置くべしと命ぜられたり。是亦猛勢を敵方へ知らしめん御計策かといへり。扨大坂よりは、間者六十餘人を、修驗者として洛陽に入置き、大御所二條より御出陣の後に、彼城郭を放火せんと企つる處に、反忠の者ありて、伊賀守へ告げけるにより、則兵を遣し、二十餘人を虜にせり。

一本に、將軍家より、御書を藤堂和泉守に遣さる。其文に、此事、實說なりや追つて可レ考、

書札之通令二祝着一候。爰元仕置之儀、堅く申付候間、自二御所一之御左右者、未レ無レ之候得共、頓而可レ令二出馬一候間、萬々其節可レ申也。

十月二十日　　秀忠

藤堂和泉守どのへ

同廿一日、彦根に着御の處に、將軍家より御使として、石川又四郎或記に、石川八左衞門正次とあり・渡邊半四郎或書に圖書宗綱とあり參上して、即本多上野介に就きて、秀忠公の御旨の趣を、上聞に達せんと請ふ。正純曰、先年關ヶ原合戰の刻に、御使相違あるを以て、大久保助左衞

門（一本、助十郎に作る）御勘氣を蒙り、〔此間脫字アルカ〕取次はすべし、御口上は直に言上し、御返事をも承るべしとて、上野介御前へ參り、御使兩人來る由を申上ぐ。

或記に、關ヶ原合戰の時に、家康公江戶御出馬の頃、山本新五左衞門義一・大久保助左衞門忠益兩使を、秀忠公の許へ遣され、萬事の小事を捨置かれ、早速御上洛あるべき由を仰せられし所に、秀忠公聞誤らせられ、眞田を攻め給ふに日を送り給ひしより、石田敗北の後に、濃州へ出でさせられ、大御所大に御立腹あり、是使者の不調法となり、御勘氣を得たり。然れども程なく御免許ありしと云々。

時に家康公、彼者共は、使者をも見事勤むる程に、生立ちけるやとの上意にて、御前に召出されければ、兩使謹んで、將軍家當月二十日までに、關東奥州の御仕置相濟候はんに付、來る廿三日御動座あるべし。然れば大坂へ御取懸けあらん事、暫く御延引遊ばされ被下べき旨仰上げらる。大御所の上意に、敵兵討つて出でずば、大樹の上着を相待つべし。若し又討つて出づる事あらば、一戰を遂ぐべし、然りと雖も將軍家、餘りに途中を急ぎ給はぬやうにと仰遣され、則兩使に御暇を給はりぬ。廿二

日大御所永原に御止宿。一本に、廿一日永原、廿二日に膳所に着御と作れり。家康公竹中伊豆守を召され、汝安藝・備後に赴き、福島備後、守兵を大坂へ出すべき由下知すべし。又備後に鍛冶多し。鐵の楯を速に作るべき由を命ぜらる。同日板倉が飛檄來りて、泉州堺の津に奉行人なき故、亂妨狼藉の賊あり。是に依つて制策を立てたる由を註進す。廿三日御駕矢橋に到る。早船にて膳所の城に入らせらる。戸田左門一西御膳を獻ず。記には、大津十四夜にて、晝御膳を召上らると作れり。未の下刻、二條の城へ着御あり。藤堂和泉守、先日上京せしかば、御前に侍座せり。近臣をして、大坂の地圖を出さしめ、湟の淺深を問ひ給ひ、城攻の利害を論ぜらる。本多縫殿助康俊は、此間まで、膳所の城の援兵たりと雖も、既に御上京の上は其詮なし。急ぎ兵を率ゐて、河州奈須に赴き、彼地の庶民亂妨を畏れ、山林に居住する由なり。早く復住の令を施すべき旨を命じ給ふ。又泉州岸和田は、要樞の地なり。伏見加番の中より、松平安房守信吉早く馳行きて、彼城主小出大和守吉英に代りて、守衞怠るべからざる由の命なり。今日將軍の御使青山善四郎重長、上京して拜謁を遂げ、越前少將其勢二萬、加賀少將其勢三萬餘、下京に到る。此日大

坂にては城より兵を出し、外郭を自燒す。米澤中納言は、今日武江を發せらる。

或記に、前場牟入齋、大坂より遁れ來る。之を召出され、城内の事を尋ね給ふ處、軍旅の事、淀殿の胸臆に出づる故に、衆悉く眉を顰むる旨を演說すと云々。

一本、片桐市正竝弟主膳正より使者を以て、今般の仕合、是非を申上ぐべき樣も無御座、御陣中へ罷出候も、迷惑申候由を言上す。本多正純より誓紙を遣さる。是に依つて御陣の役を相勤むと云々。

同本に、織田常眞公も、此節大御所御對面ありし處に、愚老危急存亡辨へ難き時、公の救援を蒙り、一旦社稷を保ちし處に、先年青野原一戰の砌、石田に語らはれ、公に對し敵せんとせしに、却て憐を加へられ、春秋を送り候事は、御恩の厚きに依れり。其洪恩の萬一を報ずべき爲に、大坂を遁れ出で、上洛仕りたりと、謹んで申されければ、大御所御喜あつて、左文字の御脇差を遣されしと云々。

異本に、昨夜聖護院御門跡（本書に青蓮院とありと雖も、誤なるべければ、今之を改む）の坊官杉本大進、山伏二十人を生捕り、所司代の屋敷へ引來れり。伊賀守之を糺明するに、某等は大野修理亮が

手の者なり。大御所明日入洛と承り、時刻を窺ひ、二條邊を放火すべき由を白狀するに依り、禁獄せらると云々。

將軍秀忠公御動座の事

秀忠江戶を發す

十月廿三日、大御所は二條へ着御ありけり。此日將軍秀忠公、江府を御首途あつて、神奈川に御着なり。

御旗奉行には、三枝平右衞門昌吉（後に土佐守といふ。一本に、土佐守昌次に作る）・島田治兵衞政次（或は重次に作る）。御鐙奉行には、小林庄之介正次・永田善左衞門重利・多門縫殿助信淸・安藤治右衞門正次。一本に、此外に米津梅千之介康勝・小宮山又七郎昌親・戶田七介光宣・伊東右馬允正世・小坂新介勝吉・松田六左衞門宣勝・實賀彌七郎滿俊・筧勘右衞門元成とあり。是なるべし。

大番頭は、阿部備後守正次・土岐山城守定義（定義は上州利根郡沼田城主三萬五千石を領する土岐氏の家系なり。或忠義）・書院番頭水野隼正忠淸・牧野內匠頭信成。

或本に、信成は元和二年大番頭となる。慶安四年四月十一日、七十二歳にて卒す。今丹後田邊城主三萬五千石を領する牧野氏家系なり。

御小姓組番頭或に御花畑番とあり・水野監物忠元或は京都に使すといふ・井上主計頭正就本書半九郎正就に作る・成瀨豐後守正武等なり。御持弓頭には、內藤右衛門後に外記と稱す政重。御持筒には青山善四郎一本石見守に作る重長、是は頃日台命を受けて上京す。御物頭には、近藤石見守秀用(ひでちか)鐵砲百挺組五十人・三枝平右衛門昌吉兼役なり、一本にには不載・屋代越中守勝永鐵炮五十挺、一本秀正に作る・久永源兵衛重頼或は重勝に作る弓頭組四十人也・本多太郎左衛門重吉弓頭なり、組四十人・加藤喜介正重鐵炮五十挺、組五十人なり・森川金右衛門氏俊或は氏信・細川金兵衛勝吉或は勝久に作る、鐵炮五十挺組七十人・駒木根右近利政。或は利久に作る、鐵炮百挺組五十人。御使番には、內藤右衛門勝成・朝比奈源六正成・安藤治右衛門正次兼役・山田重太夫重利・今村彥兵衛重長・小澤瀨兵衛忠重・中川半左衛門忠勝・渡邊圖書或は半四郎宗綱・兼松源兵衛或は又四郎正成・村瀨左馬介重治或は重政・溝口外記常吉・近藤勘右衛門用政・久貝忠左衛門一本忠四郎に作る、後因幡守と稱す云々・青山善四郎重長。兼役なり、御持筒頭の所に出でたり。御目附には、山岡五郎次景長一本五郎作景隆とあり・加藤伊織則勝・永井彌右衛門昌元・高木九兵衛正次・木村源太郎元正。諸道具奉行には、秋山平左衛

門或は十右衛門に作る昌秀・荒川又六郎或は久四郎忠吉一本に、右兩人は鐵炮奉行に作る・中山勘解由昭守・神谷與七郎淸直或は淸正とあり。一本右兩人を弓奉行とあり・山角又兵衛正勝・伊東長兵衛或は新十郎弘祐。一本に右兩人を軍奉行とす。宿割役、淺井六之介道多・五味金右衛門豐直或は豐盛・柴山九右衛門正信・須田治郎太郎廣莊一本治郎太夫廣長に作る・市川茂左衛門滿友・青木小右衛門・高田小次郎直政一本眞正・內藤平右衛門淸久。御跡備は、安藤對馬守重信、次は本多佐渡守正信、組は本多大隅守正吉正信が二男なり・立花左近將監宗茂・舍弟主膳正統益或は直次・前田大和守利孝・日根野織部正吉明・藤田能登守信吉・菅谷左衛門佐範貞、其外蘆田衆・那須衆・津金衆・武川衆・由利衆、並に秋元越中守富朝・坂崎出羽守成正等なり。

○一本、此外に、大番頭牧野內匠頭信成・渡邊山城守・松平丹後守重忠。書院番頭靑山伯耆守忠俊・內藤若狹守淸次・松平越中守定綱。御小姓組頭板倉周防守重宗。御物頭倉橋內匠政勝・服部權太夫保正。鐵砲五十挺組七十人。御使番石川六左衛門重勝・服部與十郎後に權太夫、疑らくは此保正が息か・三宅半七郞重勝・石河三右衛門勝政或は利政に作る。後に堺奉行となり、土佐守と稱す・川口長三郞・太田善太夫。御目附太田新左衛門信盛。奧小姓田中主膳正・小山佐源太後に長門守・本

多主膳正(後に美濃守)・松平伊賀守・三浦佐十郎(後に阿部對馬守)・鳥井讃岐守・內藤左兵衛督・神尾猪之助(後に宮内)・伊澤吉兵衛(後に隼人正)・太田新六・安藤甚介・川口左門・井上半三郎・內藤小市郎・木造長吉・三宅宗十郎(後に惣兵衛)・御小納戸牧又十郎・三宅藤五郎。御徒頭槇村志摩守(後に大和守)・內藤市正信廣・松平內膳重利(後に大隅守)・安部彌市郎(後に攝津守)信盛。御跡備岡部美濃守定勝(疑らくは、內膳正長盛息美濃守宣勝なるべし)と云々。

別記に、假御目附加々爪民部少輔忠隆・花井庄右衛門・豐島主膳信滿・日下部五郎八とあり。

先陣後陣凡て二十萬餘騎、武陽より城州伏見までの間、兵馬旗指物透間もなく相續けり。江府御留守には、竹千代君(將軍家光公)・國松君(忠長卿と稱す)・松平上總介忠輝朝臣・家康公の御婿羽柴(本姓蒲生)飛驒守秀行卿・息松平下野守忠郷(奥州若松城主六十萬石なり)・同御婿奥平美作守信昌の息大膳大夫家昌の二男美作守忠昌(今年九歲)、竝に最上駿河守家親(羽州山形城主六十萬石)・下野國城主鳥井左京亮忠政・上州厩橋城主酒井河内守重忠竝舍弟備後守忠利・內藤若狹守清次(或本、清次は修理亮清成が男なり。清次は慶長十三年十月十日、五十四歲にて卒す。今信州伊奈郡高遠三萬三千石城主內藤氏家系是なり、)・朝倉藤十郎宣正等(宣正は後に筑後守と稱

し、駿河忠長卿の家臣となれり、又藝州廣島城主福島左衛門大夫正則・豫州松山城主加藤左馬介嘉明・筑前國福岡城主黒田甲斐守長政・平野遠江守此子孫御旗本にありといへり・谷出羽守衛友、記に、政則とあるは誤なるべし。父は大膳亮衛好と稱す。別所長治と合戰し、天正七年九月に討死す、以上五人は、太閤恩顧の者なる故に、東武に抑へ止めらる。　將軍より越後忠輝朝臣に密旨あつて、萬一大坂に於て、味方の軍利あらざる由を聞かば、此者共は必ず叛くべし。然れば時刻を移さず忽に誅戮すべしとの事なり。

一説に、秀忠公御出馬の前に、密に加藤嘉明・黒田長政を召され、福島左衛門大夫は、太閤の恩惠を顧るべき者なり。若叛逆の志あらば、刺殺し候樣にと御賴あり。又福島をも密に御招あつて、加藤・黒田が事を斯く仰せられ、御賴ありけりと云々。

或記曰、秀忠公より、上總介忠輝朝臣を始め、其外の面々へ書を賜はる。其文に、

今度留守中たとひ如何樣の儀有之といふとも、城中を出づべからず。酒井河内守と相談せしめ、折々手前の番所まで罷出候て、諸法度以下堅可申付候也。

十月廿三日　御墨印

越後少將どのへ

今度留守の儀申付くる上は、鳥井左京亮幷米津勘兵衛・島田兵四郎相談せしめ、諸事念を入れ可₂申付₁事肝要なり。

十月廿三日

最上駿河守どのへ

會津年寄中

宇都宮年寄中

右三通にて被₂下レ之。其外鳥井左京亮に一通、又酒井備後守・內藤若狹守・高木主水正・朝倉藤十郎へ連名にて一通、米津勘兵衛由政・島田兵四郎此兩人江府町奉行なり。或本に、慶長年中、町奉行は米津勘兵衛・土屋權右衛門。元和二年より島田彈正とあり。彈正此時兵四郎といひて町奉行なるか連名にて給はる。其文粗相似たるにより爰に略す。

秀忠藤澤到着

同廿四日藤澤に着御あり。蜂須賀阿波守家政入道蓬庵、此驛に參向せし處に、忝き台命を承りて江戶に赴き、佐竹左京大夫義宣は東武を發す。京都に於ては、傳奏廣橋大納言兼勝卿・三條權大納言實條卿、敕使として二條の城へ來らせらる。

秀忠小田原到着

一本に、將軍の御使水野監物忠元、參着して登營し、上杉中納言・伊達陸奥守、去ぬる廿一日、江府を發すべき旨を言上す。又今般召に應じ、士卒を引率して上京せし諸將、大御所に拜謁すと云々。

同廿五日、將軍小田原に着御。

或記に、大御所より蜂須賀蓬庵へ書を賜ふ。其文に曰、

今度此表阿波守萬事入ㇾ精候段滿足候。依ㇾ之内書遣候。委細土井大炊頭可ㇾ申也。

十月廿五日　家康

蓬庵へ

新東鑑卷之七

城將持口の事

大坂城の要害

抑大坂城は、經營其矩に當り、地勢其利を得たる所に、天正十一癸未年より、秀吉公の居城となり、壘壁往昔に增し、結構更に盡し、西は海水渺漫として、朝煙紀伊の海迄を襟とし、潮汐の進退は、攻守の權を呈し、波濤の夜を驚かすは、三軍の警を備へ、東は深地浩々として、泥水人馬の通路を絕ち、北は大河を帶として、遠く卷き綏く繞つて、運送防禦の咽となる。南一方は陸地にして、驅引の自由、不任意といふ事なし。是其大綱なり。細に原ぬるに、總構西の方は、高麗橋を追手として川筋を抱へ、北は天滿橋備前島迄天滿川を受けて、芝土居を築き塀櫓を構ふ。此川淺く清く、防禦に利寡しとて、兩川の下に亂杭を打ち堰留め、漫々たる水を湛へたり。東

方玉造口より猫間川の端迄、二町が間を掘通し、固く壘壁を設く。南方の總構天王寺の方は平陸にて、地勢頼み難しと、玉造までの間に乾湟(からほり)を深くす。其高さ一丈の土居を築きて、八寸の角柱を以て塀を堅確に構へ、猶も敵を乘越させじと、板四枚づつを打ち、其上乾湟の中間に土堤ありて夫に柵をふり、それのみならず、又向の岸下と塀際と兩方にも、柵を設け栗の木を用ひたり。凡て惣構の周匝三里程の間、隅々折目每に櫓あり。升形には一間に、鳥銃十挺を賦れり。誠に日本無雙の名城なり。

或記に、大坂城は、往古生玉明神の社地なり。明應年中に、蓮如上人兼壽、(存如上人の子にて、大僧都信證院と號す。明應八年三月廿五日、八十五歳にて寂せり、)寺を立てゝ本願寺と稱す。天正の初年、顯如上人光佐、(證如上人の子なり。信樂院と號す。文祿元年十一月廿四日に寂す、)營みて城となし、石山と號したり。天正四年四月より、織田信長公、諸將をして之を攻めしむ。然るに城兵屢勝に乘り、同八年七月上旬、終に和談となりて城を獻せり。同十三年太閤益堅固にし給ひけり。(別本に、顯如上人大坂の城を出で、教如上人光壽・興上寺佐超・准如上人光照父子四人、共に同國鷺の森に在寺せりと云々。)

或本に、當時の御城は、元和元年庚申築かれし所なりと云々。

城東二の丸東側北より

速水美作守時員（ときかず） 五百人或は百卅人

一本に、速水甲斐守時之が親類といへり。

神保出羽守幸昌 四百五十人或は百人

一本に、神尾氏に作るは誤なり。

生駒宮内少輔正繼 二千五百人馬上十騎

一本に、諱を正能に作る。

多田藤彌入道正之 二千人或は三千人 稻木右衛門尉數量一本に、稻木三右衛門尉に作る 二千人

木村長門守重成 五千人或は三千人馬上廿騎

一本に、木村常陸介重之の子といへども慥ならず。母は秀頼公の御乳母右京大夫なり。旗は中白四目結の紋、馬印は銀の瓢簞に、白熊（はぐま）或は銀の茶臼にて、出（だし）は金の捻竹に蒲を付け、白母衣を掛くといへり。

三浦飛驒守義世　　七百廿八

一本に、諱を義賢に作る。

織田左衞門佐　　千人

左衞門佐と稱する者未詳。恐らくは信長公の御舍弟武藏守信行の二男左衞門尉元信なるべし。然れども此時は既に改名して、主水元重と稱す。

淺井周防守　　二千人　　　內藤宮內少輔忠豐（一本に、宮內丸に作る或は諱を忠冬とす）

此外寄合衆東側三の丸に備ふる輩

山口左馬介弘定　　五千石

一本に、諱を家弘に作る。加州大聖寺の城主玄蕃頭正弘が二男なり。

伊東美作守長弘（一本、伊氏に作るは誤なり）　　森右京亮家祥（いへよし）　　山名伊豫守義照

堀對馬守直連（なほつら）

或本に、越後國春日山城主羽柴左衞門督秀治が息堀久太郎秀政が弟なりと云々。

金森掃部助可憲（よしのり）

或本に、金森出雲守重則が弟に作る。又は重則が庶子にて、與一郎といふ町人なりと云々。

佐崎宮内信俊（或は元親に作る）　井伊左近直章　生駒圖書助満政

秋田佐治右衛門良盛

一本に、秋田佐治兵衛に作る。秋田城之介實季が甥なりと云々。

内藤新十郎玄忠

或本に、若州武田庶流内藤庄左衛門が息宮内少輔忠豊が舎弟にて、天樹院殿の乳兄弟なりと云々。

片岡清九郎經俊（記に、繼純に作る）　松田治郎兵衛英道　加藤九兵衛明友

跡部五郎右衛門勝元　瀧川義太夫詮益　堀田茂介正明

山橋下野守正總（一本光親に作る）　生田清三郎盛舍（一本に、生駒氏に作る）　佐々木九郎兵衛政晴（一本に九郎右衛門政清に作る）

桑原藤太夫一久　松田理介秀政　森藤九兵衛長好（記に、森九兵衛に作る）

矢野喜内正匡（一本、矢野宮内に作る）　山本左兵衛延利（一本、豊種に作る）　大藏五郎左衛門長治（一本に、五郎左衛

門義信に作る　田中淸兵衛勝重一本、義隆に作る　中井治郎左衛門正房　山中藤次郎幸勝一本に、藤三郎忠一に作る　千種又三郎顯理あきとし　祝彌三郎直弘一本に、秀長に作る

右、靑屋口より玉造迄之を堅むとなり。或本に、東側の人數都合二萬二千計りと云々。

城南二の丸東より

仙石豐前守秀範入道宗也　二千人

信州小諸城主仙石越前守秀久が弟なり。旗は蛇の目、馬印は白三本幣纒しやひ、眞田丸の後に備ふといへり。

戸田民部少輔家正　五千人

黄母衣衆の內なり。或本に、太閤御在世の時、黄母衣衆といへるは、戸田民部少輔・三好丹後守・井上忠右衛門尉・津田與左衛門尉・郡主馬正・松原五郎兵衛尉・野々村伊豫守・長原雲澤軒・尾藤甚右衛門尉・靑木民部少輔・伊東丹後守・毛利壹岐守・一柳右近大夫・速水甲斐守・赤美平七郎・中島式部少輔・服部采女正・山田久三郎・荒川助八郎・山田忠右衛門尉・長坂三十郎・近藤九助・伊木七郎右衛門尉・石見下野守等なりと云々。

明石掃部助全登　二千人記に、旗白黒段筋　渡邊內藏助糺たゞす

或本に、渡邊庄左衞門が息にて千石を領す。今年廿六歳なりと云々。
一說に、攝津の從士渡邊民部少輔が息なりといふ。旗赤白の段々なり。

湯淺右近正壽(まさなが)　二千人

生國尾州といへり。食祿三千石なりとかや。
一說、足輕頭にて、七百石なりと云々。

石川肥後守貞矩(或は康勝)　百人

伯耆守數正(始め與七郎)が二男なり。數正は家康公譜代の臣なりしが、天正十三年十一月十三日、關東を出奔して秀吉公に奉仕せり。

織田左門賴長　八千人(馬上二百騎)

長益入道有樂の二男なり。元和元年正月城中を遁れ出で、剃髮して道八(だうはつ)と稱す。(一說、此時已に剃髮したりと云々。)雲生寺と諡す。

記に、馬上百廿騎、馬印白吹貫云々。織田氏家系に、賴長自ら左門と稱す。從四位下に敍し侍從に任ず。後に剃髮して、自ら道八と稱す。又藪阿彌陀佛と稱す。元

和六年庚子九月卅日卒すと云々。

長曾我部宮內少輔盛親　五千人

土佐守元親が息なり。旗は地黃に黑餅なり。一本に、國人等舊好を思ひ、集まる事三千人と云々。

明石丹後守金延　五百人

一本に、浮田家の浪人にて、明石掃部助が季父なりと云々。

井上小左衞門時利　五百石

一本に、諱を定利に作る。長井隼人佐(佑カ)道利が三男なり。幼にして父を喪ひ、姓を易へ、秀吉公に仕へ、後に代官となると云々。記に、野々村伊豫守が組にて、十一騎役を勤むと云々。

薄田隼人正兼相　四百人

小姓頭にて、三千石を領すといへり。一本に、西表の持口にありと云々。旗は青黃色にて、馬印は幣なり。

此外寄合衆

南條中務大輔明成

筑後國南條の城主中務少輔光明が息なり。

羽柴河内守秀敎　三上外記舍郷　木下左京亮秀規一本、左京大夫に作る

赤座内膳正直規大小姓頭なりといへり　德原八藏政宣　松田圖書助秀辰一本、諱を秀長に作る、伊達家の浪人なり

松田治郎右衞門秀冬　赤座三右衞門明俊記に直之に作る

早川九郎左衞門行重或は諱を光俊に作る。豐後國の浪人にて、始め主馬と稱すと云々

右天王寺の方を守る。大和衆・紀州根來衆加之。

或記に、右十人の外に、一宮助左衞門尉廣政・和州浪人筈尾宮内春行或春重・同九兵衞尉秋定四人を載す。

巽の方出丸

眞田左衞門佐幸村

安房守昌幸が二男なり。旗は赤色、馬印は唐人笠上に垂を付く。手勢百五十人、都

合五千百五十人の將たり。

伊木七郎右衞門遠雄

武間和泉が息にて、黄母衣衆の中なり。

伊丹周防守正俊

落城の後に、關東へ召出さると云々。

平井七郎兵衞保則　七百人

一本、諱を保利に作る。平井久右衞門が弟にて、生國尾州なりと云々。

山川帶刀賢信

鐵炮大將にて、二千石を領すと云々。

北川治郎兵衞宣勝

蒲生飛驒守氏鄕の浪人にて、圖書宣則が子なり。二千石にて鐵炮大將なり。

城西二の丸南より

眞野豊後守賴包　一萬石

七組の長なり。其身は三の丸にありて、組子計。

組の輩

飯尾勘十郎景光　千四百卅石　石川八左衛門貞隆　八百石
家所(かしよ)帯刀晴正　千二百四十石　長原彌左衛門宗之　七百石
鈴木藤右衛門重冬　千百廿石　不破平左衛門氏武　五百石
津田平八郎信冬　千十一石　林小傳治武氏　千十一石
赤松伊豆守則友　千石　河合又八郎久晴（一本、河合平八郎に作る）
雨森出雲守舍次(いへつぐ)　千石　堀田將監延祐　四千七十石
堀田勘左衛門正冬　四百八十石　大原治郎作武兼　三百七十石
平野甚助泰春　三百廿石　高司(たかす)助三郎經清　四百石
齋藤平吉龍武　三百廿石　眞野左太夫賴孝　三百六十石
跡部三左衛門晴光　三百九十三石（或四百石）　金森平左衛門正晴　三百石
甲斐佐左衛門知實（記に、甲文彌左衛門三百卅石と云々）　三百五十石

堀田茂介正數　三百石

城東持口の中に、堀田茂介正明とあり、不審なり。一本に、堀田掃部は鹽屋町口にあり。父は若狹守と稱す。關東に仕ふるにより、落城以後、掃部は將軍家へ召出され、兵部といふと云々。其人ならんか、追可考。

太田平藏資重　三百石

前田六左衞門正次　三百卅石（或三百五十石）

大野助左衞門治重　二百五十石

川北莊左衞門英貞　二百石

乾彥九郎順豐　二百石

大津惣兵衞好長　百九十石

平野莊兵衞泰定　百八十七石（或百八十石）

清水喜右衞門定清　百七十三石

河村吉內繼光（一本、喜內或は吉介ともあり）　三百石

高橋三右衞門長俊　三百卅石（或三百五十石）

酒井平十郎忠仲（一本に、酒井平三郎或は平二郎に作る）　三百卅石

內田久介正雄（まさかつ）　二百石

川毛源三郎祐舍　百九十四石

木村長治郎重保（一本に、木村長三郎百八十五石とあり）　百八十五石

赤井彌七郎　百七十七石

野間長三郎三次　百七十三石

眞野半三郎賴連　百六十石　川毛治郎右衞門祐郷（すけさと）　百六十石
木村源內長矩　百九十五石　岡村與八郎定元　三百石
川崎源治郎晴淸（或は、川村源七郎に作る）　三百石
右四十三人の內、赤松則友の外に記す所の諱は、異本に據つて記せり。信僞未詳。

青木民部少輔信重　一萬石
或は、諱を一直に作り、又一重ともあり。七組の長なり。父は重直加賀右衞門と稱し、始め土岐美濃守。夫より齋藤山城守・織田信長公等に仕へ、武功を顯す事少なからず。信長公橫死の後、秀吉公に仕へ、刑部卿法印になり、慶長十八年八十六にて卒せり。旗指物は黑地に富士山、馬印はばれんの上に富士山なり。（記に、指物は金の小田笠に金ののれんを附くろは誤なり。）
一本に、組子は速水甲斐守に讓り、追手升形預の大將にて、人數二千人と云々。

組の輩

赤松帶刀則長　二千五百石
中村孫太夫胤長　千五百石
佐々藏太夫政祐　千百石
槇島治太夫重次　八百五十石
山中源介幸長　七百石
青木五郎左衞門祐武　五百五十石
小堀又太郎一重　五百五十石
相澤善太夫武之　四百五十石
岡孫太夫信次　四百餘石
菅谷五太夫守治　三百五十石
三國新太郎長吉　三百五十石
大津總太夫好字(よしいへ)　三百五十石
眞野兵太郎道高　三百五十石

赤松彥太夫則治　二千二百石
西國宗太夫友之　千百石
武居五太夫正房　八百五十石
一色太郎右衞門俊賴　七百五十石
井吉三郎太夫定具　六百五十石
津田平太夫信秋　五百五十石
末吉勘介元定　四百五十石
石井九郎太郎顯一　四百五十石
同彌太夫　三百五十石
浦岡四郎左衞門知次　三百餘石
同新之丞長一　三百石
中西善九郎爲次　三百五十石
齋藤新五郎定與　二百五十石

江原和泉武次　二百五十石

右組輩都合廿九人、異本に依つて記レ之。信僞未詳。（記に、組の輩知れず。追つて可レ考とあり。）

速水甲斐守時之　一萬石

七組の長にて、旗は段々の立筋、馬印は輪貫なり。

一本に、其身は二の丸に在りて、組を三の丸に出し置くと云々。

組の輩

森村左衛門俊矩（一本、森村左門に作る）　二千四十石　山中又左衛門幸次　八百石

渡邊五兵衛　八百石　佐々市藏政齋　七百石

北村總右衛門保安　七百石　一色駿河俊春　四百七十石

槇島三右衛門重種　二百石　榊原三右衛門康次（一本に、榊原三左衛門に作る）　五百石

榊原主膳康春　五百石　竹内源介元信　四百七十石

夫馬（せば）甚三郎（異本に、武卜（部カ）甚二郎遠元とあり）　四百卅二石　佐々竹千代　二百石

千種又治郎朝顯　二百石（或は三百石）　鈴木與一郎重長　二百石

森新十郎勝房（一本、諱を勝高に作る）　四百石　一色中務俊友　四百石

森民部少輔長元　三百十二石　速水助七郎時依　三百十二石（或三百石）

澤庄兵衛信之　三百三石（或三百石）　南孫介忠之　百九十三石（或二百石）

森藤右衛門長實　百八十石　北村五介保祐　百八十七石（或百八十石）

本郷庄右衛門晴安　百九十三石（或二百石）　宮崎半七郎寛倫　百六十四石（或百五十石）

埒氣忠介就元　百七十七石（或百八十石）　山内彦介豊重　二百石

安威傳右衛門重次　二百四十石（或三百五十石）　山本太郎右衛門信武　三百石

都合廿八人。佐々政齊・千種朝顯二人の外の諱は、異本に依つて記之と雖も、信僞未詳。

槇島玄蕃允重利　二千石

一本に、諱を昭光に作る。速水甲斐守が組なりと雖も、一騎役を勤む。旗は紺地に竹の丸、馬印は鳥毛の丸なり。或本に、槇島玄蕃允昭光は、將軍義昭公に仕ふと云々。

大野主馬介治房　五千人
知行千石なり。修理亮治長が弟、旗の紋に鉈を付く。
名島民部忠純　二千人
一本に、諱を忠統に作る。

寄合衆

黑川但馬守貞胤　千石
或記に、江州の出生にて、五百石を領すと云々。
矢野和泉守正倫　千俵
故は、中村伯耆守忠勝が家臣なりといふ。
鎌田兵部丞政貞　千石
渡邊内藏五郎弘（或說に、渡邊内藏介が弟なりと云々）　千石
淺香庄七郎成盛　千俵
一本に、諱を盛定に作る。上杉謙信譜代の者なりと云々。
萩田庄五郎高次　千俵

一本に、秋田氏に作り、上杉浪人なりと云々。

佐藤主計助春信　千五百石　本多掃部助正淸或記に、浮田家の浪人なりと云々　五百石

木曾長次郎義成　千石　津田監物信充或本に、津田長門守が弟にて、五百石を領すと云々

飯田左馬允家貞　千石　飯田佐太郎直定　二百五十石

飯田甚二郎貞元　飯田主計定直或本に、主計は家貞が弟なりと云々　千俵

下方市左衛門助重　千俵　別所內藏介信正　千俵

武田榮翁　千石

或は竹田に作る。榮翁は秀吉公の時祐筆なり。後に四千石を領せりと云々。

丹羽左平太定長　五百石

或記に、尾州の產にて譜代なりと云々。

宮田平七郎照定　千石　木村主計助宗明　千石

德原三十郎政光　五百石　上條又八郎長續或記に、織田常眞公の家人なりきと云々

米田監物貞安　千石

或本に、細川越中守忠興の家臣米田助右衛門が子にて、始め與七郎と稱せりと云云。

一本に、姓を長岡に作る。

一宮助左衛門廣家一本一色に作る　明石內藏介信正　塙團右衛門直之始め加藤左馬介嘉明に仕官せり　千俵

御宿越前守

或は、三宿に作る。始め勘兵衛と稱し、越前家の浪人なり。

右槇島玄蕃允以下廿一人の知行高は、記に脫漏す。異本に依つて記之。信僞未詳。

城北持口西より

伊東丹後守長實　七千人

七組の長にて、旗は黑地、馬印は鳥毛の棒なり。

組の輩

水野內記忠利　千石　長野治右衛門爲有　八百石

高松彌三郎武長　千石　丹羽喜平治長次　八百石

中尾新左衞門泰政　千石（一本五百石）　木金文左衞門宣久　五百石
上原治郎右衞門祐之　七百石　藤堂庄右衞門直武　二百五十石
三宅源治郎高次　六百八十石　岡村九郎右衞門定雅（さだまさ）　六百八十石
吉田治兵衞國好　五百廿石　柴田彌五右衞門　五百廿石（或五百石）
野澤助左衞門隆貞　五百石　山口藤左衞門正一　二百石
松井喜兵衞友政（一本、松井嘉兵衞に作る）　四百石　小[illegible]喜助高武　四百石
長崎彌右衞門高泰　三百石　吉田治左衞門吉充（よしみつ）　三百石
大館左兵衞義元　三百卌石（或三百五十石）　松村善右衞門淸武　三百石
津田茂右衞門信爲　百九十石　松田將監祐淸（記に、村田氏に作る）　二百石
津田新右衞門信滿　百九十石（一本に二百石）　三村九郎右衞門淸武　百九十石
村上兵部義則　百九十石　森枝治郎右衞門道貞（記に、光枝氏に作れり）　百八十五石（或二百石）
都合廿六人の諱は、異本に載するに任せ記せり。雖レ然信僞未詳。

堀田圖書助勝喜　三千人

八千石を領すといへり。旗は無紋の折入蓼、馬印は黒の半月、黄緥を付くる。七組の長なり。

組の輩

山本喜兵衛晴友　六百五十石　山田太郎兵衛順許(としもと)　四百石
木下小介秀行　千石　粟屋彌四郎昌弘　千石
土肥久介實弘　五百五十石　伊木半七矩次　五百五十石
山田市兵衛順廣(まさひろ)　五百石　能勢庄兵衛春次（一本に、佐左衛門とも庄右衛門ともあり）　三百八十五石（或四百石）
田部小傳治治弘　五百石　平野九左衛門泰武　四百石
藤田傳右衛門正恒（記に、蒔田(まいた)氏に作る）　二百七十一石（或三百石）　團長右衛門孝晴　二百五十石（或三百石）
土山左兵衛直一　二百五十石　林孫兵衛通武　二百五十石
仙石淸右衛門久次　三百五十石　坂井彦九郎政祐　三百五十石
久野久三郎正滿　三百石（記に三百三石）　川田九右衛門行長　三百五十石（或は二百八十石）
中村平介一氏　三百石　圖師(ずし)久兵衛純之（記に、圖師久右衛門とあり）　三百石

中村平介一氏　三百石　村路喜三郎頼仲　三百四十石又は二百五十石
大藏五郎介長武記に、大藏五郎右衞門に作る　中村九右衞門清久　二百石
祝井彌十郎恒武　三百石一本二百石　吉田宗四郎好久　百九十三石或二百石
小川左介修之　百九十三石　小川宗五郎修治　百九十三石
佐々平藏政一　百九十三石　川村喜三郎繼直　百九十石或二百石
落合庄兵衞宣久　百九十石　乾小治郎順平　百五十八石或百五十石
大野久兵衞友治　百八十石

都合卅三人の內、山本晴友の外卅二人の諱は、異本に依つて記すと雖も、信僞未詳。

後藤又兵衞基次　三千人

黒田家の浪人なり。旗は總白、馬印は黒半月なり。

大野修理亮治長　五千人

或記に、越前朝倉の浪人大野彌介治元が長子半二郎治武が嫡男なり。治元は尾州

智多郡の産なりと云々。或記に、關ヶ原御陣の後、片桐市正且元の長臣と定められ、小出播磨守吉政（慶長十八年に卒せり）相加はる。大野修理亮には、九千石加賜せられ、凡て一萬石になると云々。旗は地白に宇都宮笠三階、馬印は宇都宮笠なり。家祿一萬石（或は一萬五千石）なりと云々。

中島式部少輔氏種　四千八

一本に、諱を氏重に作る。旗は白、馬印は一本簑（しなひ）白、七組の長にて一萬石を領す。

組の輩

青山助左衞門忠元　千七百石　金森掃部近友　五百石

田中傳右衞門政一　千石（或千百石）　安威八左衞門昌元　千百石（或千石）

丹羽源左衞門長冬　千石　蘆谷三右衞門俊正　四百四十石

雲林院右兵衞冬祐　八百五十石　片岡喜藤治春經　三百五十石

片岡忠介春清　八百卅石　上野小平太清昌　三百五十三石

堀田小三郎正矩　七百八十石　伊東長藏長正　三百五十石（或四百石）

杉原三郎喜昌　七百石
遊佐三左衛門長重　六百五十石
長谷川四郎兵衛清一　五百七十石
寺町惣右衛門直澄　三百廿石
坂井平八郎尙高　三百石
蒔田又右衛門正宣（一本、村田又左衛門に作る）　四百石
飯尾平左衛門景元　二百十八石（或三百石）
小出忠三郎英國　二百十三石（或二百五十石）
林長次郎長季　二百五十石
池山新八郎貞昌（一本、池田氏に作る）　二百五十石
舟津九郎右衛門隆好（一本、長澤氏に作る）　二百九石
水野與一郎忠直　二百石
寺町孫四郎直則　百七十八石（一本、二百石）

土方新八郎雄清　七百石
宮羽清三郎成寛　三百八十石（或三百石）
吉田半左衛門重賢　三百五十石
林甚内通寛　三百二石
河村平右衛門繼友　二百石（或三百石）
堀田孫二郎正光（一本、堀氏に作る）　二百八十六石
寺西市兵衛直元（一本、寺町市郎兵衛に作る）　二百十八石（或三百石）
場屋彦右衛門充次　二百十二石（或二百石）
伊部地半左衛門正貞　二百九石
河村庄兵衛晟繼　二百六石
林助十郎長朝　二百六石
中原傳右衛門興元　百七十石（或百五十石）
赤部長介俊房　百七十八石

中島才藏氏之　百九十二石（一本、二百石）　寺町新介直定　百八十五石

福永彌吉知豐　百八十五石（一本、百五十石）　宇野傳十郎親長　百七十八石（或二百石）

都合四十二人、飯尾景元の外四十一人の諱は、異本に據つて雖レ記レ之、信僞未詳。

野々村伊豫守雅春　三千八百人

七組の長にて、一萬石を領す。旗は地白に大の字、馬印は唐團扇、銀熊革にて覆輪す。

組の輩

白樫主馬介俊正　二千石　清水助十郎定躬（さだちか）　三百五十石

平野彌治衛門泰行　千二百石　白樫治郎兵衛俊高　千石

川添式部由倫（よしとも）　三百石　一柳茂右衛門直氏　七百六十石

水野源六政勝　七百石　安部清三郎正邑　七百七石（或七百七十石）

平野六左衛門泰高　七百四十五石（一本八百石）　田中忠左衛門只利　七百四十五石

小笠原金左衛門貞久　七百十一石（一本、七百石）　川村伊左衛門繼秋　二百七十石

廣瀬治左衛門景幸	七百石	飯沼久兵衛信方	三百廿石（或三百五十石）
永井藤太一元	六百石	津田小右衛門長充	二百石
竹越三郎兵衛直雄（一本、竹越三郎左衛門に作る）	五百七十石	岸善右衛門一道	五百七十石
木下伊右衛門貞次	五百石	日比角左衛門了次（なりつぐ）	五百石
生駒孫介近吉	四百七十八石（或五百石）	山田忠右衛門順茂（みちもち）	四百七十八石
大野木工左衛門治成（はるしげ）	四百廿五石	大屋助三郎知吉	四百廿五石
赤座治郎右衛門直遠（なおとお）	四百石	福富平七郎貞興（一本、福田氏に作る）	三百六十石
栗屋五郎右衛門富昌	三百六十石	矢野喜三郎正茲（まさこれ）	二百石
岡村百々（どど）之助定友	百九十石	山田九右衛門順之（まさゆき）	百九十六石
山羽豊藏豊茲（とよしげ）	百九十六石	横田源兵衛安倫（やすとも）	百九十四石
田中德兵衛忠宗	百九十六石	山口平左衛門正興	百九十三石
桂治郎吉好隆	百八十四石	蒔田源太郎正富	百九十石
日比小十郎了春（のりはる）	百八十三石	五十君（いそみ）小平治廣高	百八十三石

都合四十人の內、矢野正玆の外卅九人の諱は、異本を以て記之、信僞未詳。

城北三之丸

南部久左衛門尉信連　千人

或記に、故は岐阜中納言秀信卿の家臣なりと云々。

寄合衆

桑山甚左衛門貞國　二千石
古田九良八勝明　五百石
古田玄蕃允豐重　五百石
野々村豐前守雅規　千石
福富兵部全澄(たけすみ)　五百石
岡部大學則綱　五百石
木村豐前守重宗　千石
佐藤才治郎春良　五百石
渡邊數馬守(さもる)　千石
木村彌左衛門重之　五百石
森島藤右衛門晴武　千石
三浦三左衛門義行　五百石
網代權之助遠之　三百石
赤松小左衛門則之　五百石
安威八左衛門昌俊（中島組の內に同名出でたり、不審）　三百石
青木主計重長　三百石

堀田久左衛門正豐（一本、堀田惣左衛門に作る）三百石　野間久兵衛三氏（みつうぢ）　三百石

山田惣左衛門吉政（一本に、山田文左衛門に作る）三百石

都合十九人の知行、並に野々村雅規・木村重宗・堀田正豐・岡部則綱の外十五人の諱は、異本に依つて記レ之。信僞未詳。

城中二の丸南方

織田長益入道有樂　三千石

或本に、織田備後守信秀の第十一子源五郎長益入道有樂、後に如庵といふ。元和七年十二月十三日、七十五歳にて卒す。正傳院と謚せりと云々。

祝丹波守穆治（よしはる）　藤掛土佐守定方　三千石

城中三丸西方

大野信濃守治德（はるのり）

修理亮治長が嫡男なり。之に伊賀衆を加へて守らしむ。

本丸

毛利豐口守勝永

軍勢三百餘人の長たり。旗は白地に日の丸、或は筋違、馬印は鳥毛の輪貫、番指物は金の半月なり。

同式部少輔勝家

小姓頭 細川讃岐守賴憲　三千石

近習 今木源右衛門正祥　五百石異本に依て記之

近習 平井治右衛門保延　三百石異本に依て記之

茜の吹貫五十本を預かる。

小姓頭 毛利河内守元隆　五千石或三千石

近習 平井吉右衛門保能　五百石異本に依て記之

小姓頭 津川左近親行　二千石

郡主馬介良州　五千石或二千石

一本、諱を良列に作る。

御旗奉行なり。金の切裂十二本、御馬印金の瓢簞、本に切裂付きたるを預かる。

是は太閤より相傳の御馬印なりとかや。

此外穢多村出張の舟手には、樋口淡路守雅兼・中村木工右衛門百成なり。福島の方

なる大安宅丸の船は、宮島備中守則英・樋口丹後守兼具兩人にて之を守る。同新在家の出張は、小倉作左衞門行春・大野道犬等を以て堅めたり。誠に城の構備の體、容易く攻落さるべしとは、皆人思はざりけりとかや。

長曾我部盛親怨秀頼公之下知事

十月廿五日大坂の城中には、秀頼公の近臣等打寄り、長曾我部宮内少輔が持口餘り廣ければ、覺束なしと評定して、木村長門守重成・渡邊内藏助糺を御使として、盛親に仰下されけるは、汝が持口最も大切なり。物頭の中を一人召加へらるべき間、宜しく相談致し、合戰を仕るべき旨を演達しけり。宮内少輔之を聞き、怒れる顏色に涙を浮め、身不肖なる某故、持口を危く思召され、他人の下知を受くべき旨、力及ばざる所なり。然れば此持口にありても益なく候へども、今御當家を立退かば、盛親こそ見限られて、旣に御城中を逃出でたれと諸人に嘲られんも口惜く候。所詮進退玆に極り候間、先に進みて討死遂げんより外なく候。然れば誰人に限らず、仰に從

ひ下知を受くべしと返答致しければ、兩使驚きて、足下聞誤れり。彼持口の總大將は貴殿なりと雖も、場所餘りに大なるにより、一人の働を以て御下知あらば、心の屆かざる所あらんかと思召され、足輕頭の輩を相備に仰付けらるべしとの事なり。全く貴殿の武略を蔑し仰せらるゝにあらずと、再三陳防に及びければ、盛親漸く心解けて、此上は御上を恨み申すべき樣なし。縱ひ何人を仰付けらるとも、下知を兼ぬべし。毛頭不足に存せずと申すにより、兩使罷歸り、右の段を委細に言上しければ、眞田が持口に屬けられたる北川次郎兵衞宣勝に、鐵炮足輕を相從はしめ、長曾我部に加へ給へり。依之持口合せて三百六十四間の處を、長曾我部・北川相守りぬ。今日申の刻大地震して、民家顚覆し、神社佛閣破却に及びければ、是唯事にあらずと世人申合へり。同廿六日、秀忠公三島に着御なり。藤堂和泉守高虎並に大和の國士旦堀丹後守直寄等は、一萬餘兵にて、片桐兄弟を案內として、河州國分に至り屯す。丹波篠山の城主松平周防守康重は、山陰道の勢を率し、攝州の地に臨みて、其臣都築久太夫重次を以て、別府川の端に、大坂より差置かれたる番兵を擊捕り、川を越えて又

佐志川を渡れり。同廿七日秀忠公志水今海道より六七町計ありに御止宿の處に、先に使せし石川又四郎・渡邊半四郎、江州彦根より歸參す。大御所の仰に、敵兵討つて出でずば、將軍の御上着を御待あるべし。若亦討つて出づることあらば、御一戰を遂げられんとある御口上の趣を聞召され、是より行程を急がせ給はんとて、諸番士の中に、壯健の輩を、一隊より七八人宛選み出し給ひ、半荷物の體にて御駕籠に從はしめらる。安藤對馬守重信は、麾下の軍勢を率ゐて、跡より押登るべき旨を上意なり。是日泉南堺の津の商人等上京して、白銀二百枚を獻上す。

或記に、丹州福智山城主有馬玄蕃頭豐氏は、江城修築の功を遂げて歸城し、兵馬を調へ山崎を經て、攝州三田の采地に行き、爰にて又軍旅の設をなし、大坂に臨まんと欲し芥川に至る。時に其元老右近といふ者諫めけるは、是より三田に往く路次、加茂の鄉の間に小坂あり。道狹く竹木陰欝たり。敵伏兵を設け、我軍坂下に臨む時、急に起り見下して、火炮を發するに於ては、的になつて悉く滅さるべし。彼死地を避け神崎に廻り、三田に赴きて可ならんといへども、豐氏承引せざりければ、

右近怒りて曰、大坂には毛利豐前守・眞田・明石・後藤が如き場數の士あり。必ず此策を失ふべからず。然らば徒に死するのみならず、不慮の嘲を骸の上に遺さんよりは、今速に自殺し、其汚名を免るべしと、已に死に就かんとす。豐氏驚き其諫を容れ、神崎に赴きけり。案に違はず大坂方、加茂鄕に伏兵を設けたる處、豐氏道を替へて吹田川を渡る旨を聞きて、臍を噬むと云々。

十月廿八日二條の城に於て、大坂より遁れ出でたる輩に、城中の事を尋ね問はしめ給ふに、籠城の勢凡六萬計、或は三萬餘騎、兵糧廿萬石餘有之由を申す。又昨廿六日、後藤庄三郎内々にて、池田武藏守・淺野但馬守・鍋島信濃守は、江戸御城の御普請より直に參向せし故、殊の外貧用逼迫たる由言上せしに依り、白銀二百貫目づつ拜借せり。其外小身の諸大名方も恩借せり。此日將軍秀忠公は、掛川に着御なり給ふ。

或本に、將軍より書を藤堂高虎に賜はる。其詞に、

書狀今日掛川にて令披見候。路次中飛立程と思ひ候へども、大軍召連候故、はかゆき候はで令迷惑候。餘り遲はり候間、人數をば段々に申付、跡より成次第

に急ぎ候事に候。大略來二日三日頃には可ㇾ爲二上着一候間、彌我等上着迄、大坂御取詰の事、御待被ㇾ成被ㇾ下候樣に可ㇾ被二申上一候。此度の事候間、是非とも其方を賴み候也。

十月廿八日　　秀忠

藤堂和泉守どのへ

藤堂和泉守は、甲斐喜右衞門正房を案內として、河州の敵地を侵し小山に陣す。此所譽田の邊は、東國方三吉備中守が領地なれども、庶民軍勢の近寄るに恐れ、山林に潜まり隱るゝにより、高虎が雜卒之を侵す。備中守、此旨を大御所へ訴へければ、上裁あつて、高虎彼者共を誅し亂妨を制す。此時の放火に、里巷大略燒失せしかども道明寺は、豫て大御所より、放火亂妨制禁の印章を給はる故に、其災を遁る。廿九日將軍は吉田に御着あり。

大坂東南攻口諸將の事

秀忠岡崎到着

十一月大朔日、秀忠公は岡崎に御止宿あり。此日洛中の商人より、鉛千斤を、二條へ獻上せり。

或本に、先達て伊奈筑後守を以て、京都より大坂への通路八幡・牧方・狹田の宮に至り、堤を築きて道を廣くすべき由を命ぜられし處、今既に其功畢りて、軍勢の往來自由を得る處に、大坂の城より、根來正德院、二百騎を以て堤を斷たんとす。家康公豫め察し給ひ、牧方に屯する勢州・濃州の諸將より、輕卒二百人を選み出して、狹田の宮の近邊の堤の下に伏せて、之を守らしめ給ふ故に、根來勢の來るを見て、急に火炮を發しければ、敵大に周章逃走る處を、味方追擊して首六七級を得。是より此堤を侵す事なしと云々。

大坂城攻擊部署

又大御所は、諸國の大名小名竝に御譜代の面々に、坂城の攻口を仰付けらる。

東　方　或記に、正當を志貴野口、正面を大手口、東南を玉造口、西北を京橋口といふと云々。

上杉中納言景勝卿　羽州米澤城主

傳記、五大老の略傳に見えたり。

佐竹左京大夫義宣　同久保田城主

廿萬五千八百石（或は廿萬三千石餘）を領す。常州水戸城主常陸介義重の息なり。（義重は、慶長十七年子年四月十九日に卒す。）始め八十萬石を領せし處、關ヶ原一亂の時、志を豐臣家に致しゝにより、領地召上げられ、兩度に知行を給へり。寛永十癸酉年正月十五日卒す。

堀尾山城守忠晴　雲州松江城主

東方の遊軍たり。傳記三老の略傳に載せたり。

京極丹後守高知　丹後國宮津城主

十二萬三千石を領す。（一本に十二萬七千石。）始め修理亮（或は修理大夫）と稱す。長門守高吉の二男なり。（高吉は、天正九年正月廿五日に卒すといふ。）元和八年（或は六年）八月十二日、五十一歳にして卒す。息三人を產めり。食祿各配分し、長男采女正高廣、七萬五千石を領せり。（采女正は、寛永二年より丹後守と稱す。）然るに高廣の息丹後守（或采女正）高國の代、寛永六午年年、所以あつて改易仰付けらる。

本多出雲守忠朝　上總國大多喜城主

五萬石を領す。始め內記と稱す。中務大輔忠勝の二男なり。（忠勝始め平八郎といふ。慶長十四酉年十月十八日、

六十三歳にて卒す。元和元年大坂に於て戰死す。然るに忠朝の息男幼少たるを以て、舍兄美濃守忠政の二男甲斐守政朝に、家督相續仰付けらる。命に依つて忠朝が女を、政朝が室とすと云々。然るに政朝の兄中務大輔始め平八郎忠刻、母は岡崎三郎信康君の御息女なり。元和二年、豐臣家の後室を以て内室とす。同三年采地十萬石を給はり、父と共に播州姫路の城にあり。寛永三年五月七日、卅一歳にて卒去す。其嫡男幸千代は、元和七年十二月九日早世す。次女は松平新太郎光政の内室なり、父忠政より先に卒す。嗣子なきにより、政朝家督相續し、播州龍野城主十五萬石となり、寛永十五年或は十二年病死す。遺言により伯父出雲守忠朝息内記政勝、家督を繼ぐ。寛文十一亥年に卒す。依之高の内九萬石は、政朝の息正長に給はる。政長は、後に中務大輔に任す。今石州濱田五萬石を領す。本多氏の家系なり。六萬石は政勝の息出雲守政利に給はりし處、身持不行跡により、天和二戌年二月、領地播州赤穗を召上げられ、一萬石を給はり、後に所以あつて、元祿六酉年六月改易仰付けらる。

眞田河内守信吉

父は信州上田城主信幸伊豆守と稱す。信幸は、萬治元年に剃髪し、一當齋と稱す。同十年十月、九十二歳にて卒去す。寛文十一戌年六月、父に先達つて死去す。息兵助兄を熊之助といへり早世す幼少たるを以て、信州松代城元和

八年に移れり十萬二千石なりは、信吉の弟大内記信政家督を繼ぐ。兵助は父信幸が隱居の采邑三萬石を給はり、信利或は信澄、一本に信助、始の諱は信澄と云々伊賀守と稱す。天和元酉年十一月廿二日、所以あつて領地召上げられ家斷絶す。本家は代々松代に在城す。

或記に、信州上田城主十一萬五千石眞田伊豆守信幸父子大坂陣の時、將軍家の先陣して城を攻む云々。按ずるに、諸實錄に、信幸大坂に向ひし事を載せず。不審なり。然れども信吉・信政若年なれば、信幸在城あるべからざるものなるか。

淺野采女正長重　常州眞壁城主

五萬石を領す。彈正長政の三男なり。嫡男は紀伊守幸長、二男は但馬守長晟。寛永九申年九月七日、或は三日、四十五歲にて卒す。然るに曾孫内匠頭長矩の時、所以あつて切腹仰付けられ、領地沒收せらる。是普く世に知る所なり。時に播州赤穗城主五萬三千石なり。

松平丹後守忠重　遠州横須賀城主

二萬六千石を領す。一本、諱を重忠に作る。大隅守重勝の息なり。重勝は、慶長十七年、上總介忠輝朝臣に附けられたり。元和六年十一月十四日、七十二歲にて卒す。寛永三年七月十一日に卒去す。今豐後國杵築城主、三萬二千石を領す。

松平氏の家系なり。

牧野駿河守忠成　上州多湖城主

一本、右馬允に作り、越後の國長峯の城主とせり。二萬石を領す。始め新次郎と稱す。父を康成右馬允といふ。慶長十四酉年十二月、五十五歲にて卒せり。祖父を成定右馬允と稱せり。永祿九寅年十月廿三日、四十二歲にて卒せり。今越後長岡の城主、七萬五千石を領する牧野氏の家系なり。

西尾丹後守忠永

始め主水正と稱せり。隱岐守吉次の養子にて、實は酒井河内守重忠の三男なり。吉次は慶長十一午年十一月廿八日、七十七歲にて卒せり。元和三巳年、常州土浦に於て二萬石加賜せられ、同六年申正月十四日、卅七歲にて卒す。今遠州橫須賀三萬五千石を領する西尾氏の家系なり。

遠藤但馬守慶隆　濃州郡上城主

二萬四千石を領す。始め左馬助と稱せり。小治郎胤直の息なり。寬永九申年三月、八十三歲にて卒す。慶隆より六代目を、岩松常久と稱せり。元祿五年或は六年五月九

日早世し、嗣子なくして領地召上げられ、常久の父彈正左衛門常春の從弟戸田彈正氏廣の息主膳胤親を召出され、一萬石を賜はる。今江州三上領主遠藤氏の家系なり。

德永左馬助昌重　濃州高須城主

一本、諱を量壽（かずなが）又は壽昌に作る。 五萬石を領す。父は下總守義昌（よしまさ） 或は石見守昌村 入道法印式部卿と稱し、始め信長公に仕へ、三萬石 或は二萬石 に至り、太閤歿後は關東に忠を盡し、二萬石加賜せられ、慶長十七年十二月、六十四歲にて卒せり。左馬助家督相續す。後、身持不行跡により、元和五未年領地召上げられ、息下總守昌勝と共に流刑せらる。慶安元年六月、家康公御遠忌により、昌勝を召返され、三千俵 或は千俵 給はる。承應三年九月、五十歲にて卒す。息賴母家督相續す。

酒井左衛門尉家次　上野國高崎城主

五萬石を領す。始め小五郎又宮內少輔と稱せり。左衛門尉忠次の嫡男なり。忠次後に一智と稱し、慶長元年十月廿八日、京都西陣櫻井の辻子に於て卒す。忠次が曾祖父は、德川二郎三郎有親、祖父は坂井五郎親淸といへり。後文字を酒井と改む。 家次は元和四年三

月十五日、五十五歲にて卒す。今、羽州莊內城主、十四萬石を領する酒井氏の家系なり。

京極若狹守忠高　若州小濱城主

九萬二千石を領す。參議從四位下忠次卿の息なり。(長門守高吉の嫡男。)忠次卿は、始め江州大津城主にて、六萬二千餘石を領せり。關ヶ原合戰の時關東に屬し、後に三萬石加賜せられ、慶長十四年酉五月三日、四十七歲にて逝去なり。(或は六月二日、四十五歲にて逝去と作れり。)忠高相續し、後年加賜せられ、雲州松江城主となり、廿四萬石に至り、寬永十九(一本十四)年六月二日に卒去なり。嗣子なくして領地召上げられ、忠高の舍弟主馬首高政の長男高和(たかかず)召出され、播州龍野城主となる。今讚州丸龜城主、六萬三千石を領する京極氏の家系なり。

京極修理亮高三(たかみつ)

(或は、修理大夫に作る。)丹後守高知の二男なり。元和六年八月、父高知が所領を分ちて、三萬五千石(或は三萬石又は三萬九千石)となり、丹後の國田邊の城主、寬永十三子年九月十三日に卒す。

今、但州豐岡の城主、一萬五千石を領する京極氏の家系是なり。

毛利伊勢守長高

或本に、森勘八高政は、秀吉公の御家人なり。天文十年羽柴・毛利和睦の時、高政兄弟を人質として、毛利に出しけり。所以あつて其後に毛利に改む。豐臣家天下を知召されて後、民部少輔となる。關ヶ原陣の時、身大坂にあり乍ら、志を關東に通ず。其後伊勢守に任ず。寛永五年十一月十六日、七十三歳にて卒す。今豐後國佐伯の領主二萬石毛利氏の祖なり。恐くは、長高とあるは誤なるべし。

菅沼織部正定房

二萬石を領す。織部正定盈の二男なり。定盈は、慶長九辰年七月十八日、六十三歳にて卒去せり。舍兄を定仍（さだより）志摩守と稱せり。慶長十巳年十月、卅歳にて卒去す。依之定房家督相續せり。後年加賜せられ、四萬三千石に至りて病死す。嫡子左近定照一本、定直に作る、後に左近大夫と稱す家督相續す。慶安元子年早世し、嗣子なくして領地召上げられ、定房の二男主水定治に七千石、三男主殿定恒に三千石を給ひきと云々。

伊東修理大夫祐慶　日州飫飯城主

五萬三千石或五萬七千石を領す。父を民部大輔祐隆といへり。關ヶ原合戰の時は、大坂城中にありて志を關東に通ぜし處、篤疾に罹り卒す。此時祐慶は本國にありと云々。

本多縫殿助康俊　參州西尾城主

二萬石を領す。隼人正忠次の養子にて、實は酒井左衞門尉忠次の二男なり。隼人正は、多病により退隱して、慶長十八丑年四月十六日、六十五歲にて卒せり。元和六或七年二月七日、五十三歲にて卒す。今江州膳所領主六萬石、本多氏の家系なり。

福島備後守正勝

始め正之刑部少輔と稱す。父は左衞門大夫始め市松正則と稱し、秀吉公に召出され、數度の軍功を顯し、次第に立身して廿萬石に至れり。關ヶ原合戰の時は關東に屬し、大功ありしにより加賜せられ、藝州廣島城主となり、四十九萬八千石に至る。元和元丑年從三位參議に敍任し、同五年六月、所以あつて領地沒收、父子共に配流

せられ、寛永元子年七月十三日、配所に於て逝去なり。正勝は、元和六酉年九月十四日或は十六日父に先達つて卒す。時に廿六歳なり。

松下石見守重綱　常州小隈城主

一萬六千石を領す。右兵衞尉吉綱の息なり。吉綱の父は之綱加兵衞尉と稱す。慶長六年正月廿日、或は慶長三戌年に卒去す。一本に、慶長三年二月、松下若狹守長則が嫡男石見守之綱法名長參、六十二歳にて卒去すと云々。後年加賜せられ五萬石に至り、奥州二本松城主となり、寛永四卯年病死す。息石見守長綱家督相續せし處、亂心にして、同五辰年領地召上げらる。

根津小五郎是宗。此家系、御旗本にありや未詳。

秋田城之介實季　常州宍戸城主

五萬石を領す。始め東太郎と稱せり。關ヶ原合戰の時は、關東に志を通せり。一本に、一揆に事寄せ、領國にありて上杉家に內通せりと云々。其質極めて吝嗇にして、理義に違ふ事多かりし故、後年勢州朝熊に謫せらる。一本、此時十九萬石を領すと云は誤か。息河內守俊季を召出され、五萬石を給はり、奥州三春の城主となる。

植村主膳正康明

一本に、土佐守康明、又は主膳正安勝とあり。未詳。

或本に、植村帯刀泰勝は、土佐守泰忠の男なり。泰忠始め參州鳳來寺の別當安養院といへり。軍功あつて三千石給はり、慶長六年二千石加賜せらる。同十六年十二月十八日、七十三歳にて卒す。泰勝父に繼ぎて大坂前後の戰に馳向ひ、首を切る事十二。元和六年大番頭となる云々。或曰、所領する上總國大神山二千石の地、泰勝が時賜へりといふ。未詳。諸役人の系圖大番頭なる事、寛永十二年二月に至る。此頃迄世にありし上總國の領主一萬石の植村土佐守、所以あつて寛延四年十月に所領沒收せられしも、泰忠を以て祖とせり。康明といふはなかりき。追つて可ㇾ尋。

小出大和守吉英（よしふさ）　泉州岸和田城主

三萬石を領す。始め右京進と稱す。祖父秀政大和守（始め甚左衛門）と稱す。尾州中村の産にて、幼より秀吉公に仕へ、後に泉州岸和田の城主となり、三萬石に至り、慶長九年、六十六歳にて卒す。父を吉政播磨守と稱す。慶長十八丑年、四十九歳にて卒す。吉英は寛文六（或は八）年三月九日、八十餘歳にて卒す。此家系は、嗣子なくして元祿九子年に斷絶す。

小出伊勢守吉親　但州出石城主

二萬石を領す。始め對馬守と稱す。大和守吉英の舍弟なり。寛文八申年三月十八日、八十二歳にて卒す。今丹波の國薗部の城主、二萬六千七百石を領する小出氏の家系なり。

仙石兵部少輔忠政　信州小室城主

一本、兵部大輔好後に作る。誤なるべし。越前守秀久（始權兵衞）の嫡男なり。元和八年四月六萬石に至り、同國上田の城に移る。一本に、父秀政も、冬夏兩度の御陣に供奉せしが、御加增給はる日に卒すと。寛永五年四月廿日に卒す。而して忠政の孫主稅正明（後越後守）家督相續の時、忠政の二男釆女に、二千石を分ち給はれり。今但州出石の城主、五萬八千石を領する仙石氏は、卽ち嫡家なり。

六郷兵庫頭政乘　常州府中領主

彈正忠道行（みちつら）が男なり。元和九亥年、一萬石加賜せらる。寛永十一年四月廿八日、六十八歳にて卒す。今羽州本莊二萬石を領する六郷氏の祖なり。

相馬大膳亮利胤　奥州中村鄕城主

六萬石を領す。彈正大弼盛胤の息長門守義胤の子なり。寛永二年九月十日、四十五歳にて卒去す。其子虎之助（後に義胤大膳亮）幼し。祖父義胤、家の事を執行ひ相續せり。（義胤は、寛文十一年十月十六日、八十八歳にて卒すと。）

松平甲斐守忠良　下總國關宿城主

父を康之因幡守と稱す。（家康公御兩親略傳に載せたり。）

設樂甚三郎貞光

此家系、今御旗本の中にありといへり。未詳なり。（或本に、設樂甚三郎は、始め松平藏人信孝に仕へたりと云々。別記に、設樂甚三郎は、天正十八寅年、武州羽生の内にて、三千石を給ふと云々。）

水谷伊勢守勝隆　常州下館城主

一本に、此時は尾州名古屋に在番すと云々。四萬八千石を領す。父を勝俊右京大夫と稱す。結城中納言秀康卿に仕へしが、終に御家人となり、慶長十一年六月三日、六十五歳にて卒去せり。勝隆家督相續し、後年備中國松山城に移り、寛文四年閏五月三日に卒す。元祿六酉年十一月、孫出羽守（一本に彌七郎）勝賢死して嗣子なく、領地

召上げらる。

保科肥後守正光　信州高遠城主

三萬石を領す。父を正直彈正忠始め越前守と稱せり。慶長六年、六十歳にて卒す。正光實子なく、後年秀忠公の御庶子を養嗣とす。之を正之肥後守と稱せしが、竟に廿三萬石に至り、奥州會津の城主となる。一本、元祿五申年十二月、正之の息肥後守正容へ、將軍公より松平氏を賜はれりと云々。

松平丹波守康長　常州笠間城主

三萬石を領す。始め孫六郎と稱す。戸田主殿助重貞の二男なり。嫡男は、忠重彈正と稱せり。永祿十年、松平氏を賜はれり。元和二年二萬石加賜せられ、常州高崎の城に移る。同三巳年七萬石に至り、信州松本の城主となれり、或本に、康長は、寛永九年十二月十二日卒すと云々。

松平安房守信吉　常州土浦城主

四萬石を領す。後に伊豆守と稱す。松平伊豆守信一が養子にて、父は櫻井與二郎忠吉の嫡男なり。信勝が父は、藤井利長彦四郎と稱し、德川治郎三郎長親の五男なり。參州藤井に住するを以て氏とせり。元和三年或は六年八月朔日に卒去す。今信州上田城主五萬三千石を領する松平氏の祖なり。一本に、伊豆守信一は、大坂御陣に、泉

州岸和田の本城を守り、寛永元甲子年、七十六歳にて卒すと云々。

新莊越前守直定　常州麻生城主

三萬石を領す。父を直頼駿河守と稱す。秀吉公に仕へ、三萬二千石に至る。太閤歿後、家康公へ忠を竭し、剃髮して宮內卿と稱せり。慶長十七年十二月十九日、七十五歲にて卒せり。直定家督相續し、元和四年四月廿一日、五十七歲にて卒す。而して嫡子越前守（始め主殿）直好二萬七千石、二男美作守直房三千石を配分す。直好死して息藏人（後に越前守）直矩幼少たるを以て、伯父直房が長男市右衞門直時後見す。延寶二寅年八月、直矩を輔けたる賞として、高二萬七千石の內、七千石を分ち給へり。然るに同四辰年直矩頓死す。（仔細ありといへり。）嗣子なくして領地召上げられ、新規に三千石を給はり一萬石となり、隱岐守に任ぜられたり。今尙常州麻生の領主たり。

松平越中守定綱　下總國山川領主

一萬五千石を領す。始め三郎四郎と稱す。久松佐渡守定後の息松平隱岐守定勝の三男なり。氏は永祿三年二月、父定勝に給はれり。今奥州白川城主十一萬石を

領する松平氏の祖なり。

南　方

前田筑前守利常　加州金澤城主

百廿萬二千石を領すといへり。始め利光と諱せり。大納言利家卿の末男なり。慶長六丑年五月十六日、(一本、慶長十巳年六月十八日に作る、)松平氏を給はれり。舎兄利長卿嗣子なきにより、同六月廿八日家督相續す。萬治元年十月十二日逝去。時に從三位中納言なり。

松平三河守忠直朝臣　越前福井城主

五十二萬五千石。(或は六十七萬石餘に作る。)羽柴中納言秀康卿の嫡男にて、文祿四年野州結城に於て誕生なり。小字長松と稱せり。後年從三位參議に敍せられ、同九年亥五月、所以あつて配流せらる。慶安三年九月十日、配所に於て逝去なり。是より先越前國は、舎弟伊豫守忠昌(于レ時越後高田城主)に給はり、忠直卿の息仙千代丸を、高田城主(廿五萬石)とし給ふ。之を光長越後守と稱す。然るに天和二戌年二月、家臣小栗美作(光長の妹聟なり)の事によ

り、領地召上げられたり。後年松平大和守直基（伊豫守忠昌の末弟なり）二男備前守長知を召出され、十萬石給はり、美作國津山城主となり、宣富越後守と稱せり。（今に五萬石なり。悉く忠直卿配流の所に載す。）

或本、福井は、始め北の莊といへり。元和九年に改めらると云々。

井伊掃部頭直孝　上州安中城主

三萬石を領すといへり。肥後守直親の息兵部大輔直政の二男なり。直政は幼より家康公に仕へ軍忠あり。（幼名萬千代丸。）北條亡びて、秀吉公の命により、上野國箕輪（十二萬石）といふを給はり、高崎の城を構へて移る。關ヶ原合戰の後に、江州澤山の城を給はり、十八萬石に至る。慶長七年二月朔日、四十一歲（或は四十二歲）にて卒去せり。嫡男兵部大輔直勝（始は右近大夫直繼）家督相續せり。同九年の春仰によつて、同國彥根に城を築きて移り、慶長十九年十二月、（或は元和元年に作る、）多病に依つて直孝に家督相續仰付けらる。終に卅五萬石に至れり。（五萬石は、家光公より給ふ處なりといふ。）萬治二亥年六月廿八日卒去す。（直勝の家系は、今越後國與板の領主二萬石を領する井伊氏の家系なり。）

分部左京亮光信　勢州上野城主

左京亮光喜の息なり。一本に、夏陣には父光喜も出陣すといふ。光信卒せる年月未ㇾ詳。今江州大溝の城主、二萬石を領す。分部氏の家系なり。

或本に、勢州上野の城主一萬石を領する分部左京亮政壽(まさよし)は、御陣に、關東へ忠を盡せるにより、後に一萬石加賜せらる。政壽女子のみにて男子なし。依ㇾ之外孫を養つて子とす。政壽卒せる年月未詳。左京亮光信是なり。後に江州大溝の地を給うて移ると云々。

一柳監物直盛　勢州神戸城主

六萬八千石を領す。始め四郎右衛門或は四郎左衛門と稱す。又右衛門直高の二男なり。直高は、天正八年五十二歳にて死去せり。嫡男伊豆守始は市助直末は、秀吉公に仕へ、三萬石に至れり。小田原合戰に、山中の城を先蒐して討死す。嗣子なくして、直盛家督相續す。尾州黑田の城に移さる。關ヶ原合戰の時は關東に屬し、加增せられ、寛永十三年八月十九日。七十三歳にて卒す。息三人あり。歿後食祿各配分す。

嫡子丹後守直重三萬五千石にて、豫州新居郡城主となる。卒せる年月未詳。二男を直則美作守と稱す。豫州・播州に於て三萬石を配分し、豫州川上に城を築きたく願を達する所に病死す。男子なし、女子あり。小出伊勢守吉親が次男右衛門直次を聟として、家督相續を願ふといへども、兼て言上せず、未明の願なる故、領地召上げらるゝ。然れども遺言せし事を不便に思召され、右直次へ新規に一萬石を賜はりしと云々。然るに直重息二人あり。嫡男直興監物と稱す。二男を直照半彌と稱せり。父直重遺言により、五千石の分知を賜ふ。寛文五年七月廿五日、禁裏御普請の事に付不調法あつて、領地召上げられ加州に謫居す。禁裏修造の時、直興其役に従ひしが、造り畢つて後、密に豫州へ下り、遷幸の時京師にあらず。平日淫佚の聞え多く、所領沒收せられけるとぞ。

古田大膳亮重治　勢州松坂城主

五萬四千石を領す。吉左衛門某が二男なり。舍兄兵部少輔重勝、一本信勝、秀吉公に仕へ三萬四千石に至る。關ヶ原合戰の時關東に屬し、後に加賜せらるゝ所なり。慶長十一年十一月廿五日、四十七歲或は四十九歲にて卒せり。息男幼なり。依之重治家督相續す。元和五年本高にて、石州濱田へ所替仰付けられ、彼地に於て卒す。甥兵部少輔重恒、家督相續せしが、身持不行跡にて、同年六月十一日、領地召上げられたり。一本、重恒は、寛永□年に卒せしが、實子なきにより、兎角の事なくして領地召上げられしと云々。

桑山伊賀守元晴　和州御所領主

一本、加賀守貞晴に作る。二萬六千石を領す。修理亮重晴の二男なり。重晴は、秀吉公に仕へ三萬石に至り、薙髮して治部卿法印宗榮といふ。慶長十一午年十月、八十三歲にて卒す。元晴死して嗣子なく、舍弟加賀守貞晴、家督相續せり。貞晴死して嗣子なく、領地召上げられ、舍弟主水を召出され、千石を賜ふといへり。

桑山左衞門一直（かずなほ）　和州新莊領主

二萬石を領す。修理助重治入道宗榮の嫡男九郎二郎一重の二男なり。嫡男を、一晴修理亮と稱す。慶長九辰年二月廿八日、卅三歲にて卒去す。寬永十三子年八月、四十八歲にて卒す。一直の曾孫を、一尹美作守と稱す。一説、一尹の父を一芝修理亮と稱せり。隱居の時知行を分ちて、美作守は一萬二千石を領すと云々。不屆の事ありて、天和二未年五月、領地召上げられたり。

脇坂淡路守安元　豫州大洲城主

五萬三千石を領す。始め甚太郎と稱す。中務大輔安治の二男なり。嫡男を安忠甚内と稱す、父に先達つて卒去す。安治は始め甚内と稱し、秀吉公に仕へて、志津ヶ嶽七本鎗の其一人なり。寬

永三年八月六日、將軍家御上洛の時、京都西洞院に於て死去せり。時に七十三歲なり。今播州龍野城主脇坂氏の家系是なり。

或本に、安治八元和元年致仕して、同三年洛陽西洞院の舊宅に引籠れりと云々。

藤堂和泉守高虎　勢州津城主

廿餘萬石を領す。源介虎高の息なり。始め與左衞門（以前は與吉といへりと云々）又佐渡守と稱せり。舊は秀吉公の舍弟大和大納言秀長卿に仕へ、軍功あつて二萬石を賜はる。秀長卿逝去の後、薙髮して高野山へ登りし處、秀吉公御懇志の仰あつて召出され、次第に立身し、七萬石（或は八萬石）に至れり。太閤歿後は、志を家康公に通じ、專ら關東へ忠を竭しゝにより加賜せられ、終に卅二萬三千九百餘石に至り、寬永七午年十月五日、七十五歲にて卒せり。

生駒讃岐守正俊　讃州高松城主

三老の略傳に載レ之。

金森出雲守重賴　飛驒國高山城主

五萬八千石を領す。始め長門守と稱す。出雲守可重(よししげ)の三男なり。嫡男は、飛驒守重近、二男は甲斐守重次といふ。可重が父は五郎八長近入道なり。慶長十二未年八月十二日、八十四歳にて卒去せり。一本に、重賴始め長門守と稱す。慶安三年に卒すと云々。可重は太閤に仕へ、三萬八千石に至り、後關東に忠を盡せり。元和元卯年六月或は閏六月三日五十八歳にて卒す。可重の曾孫出雲守賴時、所以あつて二萬石を召上げられ、濃州郡上へ移れり。此家寶曆八年、百姓一揆の事にて、領地召上げられたり。

伊達陸奥守政宗　奥州仙臺城主

或曰、正宗に作るを是なりと。六十一萬五千石を領す。父は輝宗左京大夫と稱し、天正十三乙酉年十月八日に卒去せり。政宗小字(をさな)孫吳丸、後に左京大夫と稱し、秀吉公小田原合戰に遲參し、又奥州に一揆蜂起せし時、黨する聞えありて、素より侵略せし郡邑を召上げられ、卅萬石となれり。一說、以前は百廿萬七千石なりしと云々。其後に羽柴氏を賜はり、越前守と稱せり。關ヶ原合戰の時は、關東へ忠を盡しゝ故、加賜せられ、慶長十三申年十二月或は三月十一日松平氏を賜はり、陸奥守と改め、寛永十三子年五月廿四日、七十三歳或は七十五歳にて逝去せらる。時に從三位權中納言なり。

伊達遠江守秀宗

小名兵五郎と稱す。陸奥守政宗の男なりしが、始め豐臣家に仕へし故に、政宗遠慮を以て、本家相續を二男忠宗に讓れり。一説、秀宗は妾腹たりと云々。慶長十九寅年十二月、豫州宇和島城主となり、萬治元年六月八日、六十八歲にて卒す。

寺澤志摩守廣高　丹州福智山城主

七萬三千石を領す。始め忠次郎と稱せり。藤右衞門廣正の息にて、秀吉公に仕へ五萬三千石に至る。關ヶ原合戰の時は、關東に屬して御加增あり、寛永三寅年、或は慶長六年に作れり、肥前國唐津城主となり。十二萬三千六百石となり、同十年四月十一日に卒す。息兵庫頭堅高、家督相續せしが、耶蘇宗門一揆の事により、同十四寅年領地召上げられ、舊領七萬三千石を賜ひし處、自害して家斷絕に及べり。

神保長三郎相茂

夏御陣に、伊達政宗敵兵と思ひ、家臣等悉く討殺されきといへり。子孫ありや未詳。

本田左京亮正利

子孫御旗本の内にありしや未詳。或記に、本多左京正武、二萬五千石を領すと云々。別記に、織田信雄公の從臣勢州舟江城主本田左京亮といへるありしが、秀吉公御在世の内に、家斷絶せりと云々。

丹波五郎左衞門長重卿　常州古渡城主

始め加賀守と稱せり。惟住越前守長秀の息なり。長秀始め五郎左衞門と稱し、尾州兒玉の產にて、十五歲より信長公に仕へ、若州・越州二ヶ國を領し、後に秀吉公に屬し、加州半國を加へられ、天正十二申年四月十六日、五十一歲にて卒せり。長重家督相續の處、若年たる故、家臣等の軍法調はず、加・越の二國を召放され、後又家人等の不調法あつて、若州も召上げられ、加州松任に於て四萬石を賜はり、文祿四未年五月、二萬石加賜せられ、從四位下參議に敍せり。然るに關ヶ原合戰の時、豐臣家に屬しける故、領地召上げられ、再び五郎左衞門と稱せり。其後慶長八年一萬石を賜はりけり。後年次第に御加增ありて、寛永四卯年十萬石といふ奥州白川城へ移され、同十四丑年閏三月四日、六十七歲にて卒す。今奥州二本松十萬七百石を領する丹羽氏の家系なり。

松倉豐後守重正　和州高取城主

一本に、和州二見城主に作る。三萬三千石を領す。父を勝重右近と稱す。筒井順慶の臣にて、伊賀國名張に於て五千石を領し、天正十四年三月七日、六十五歳にて卒す。重正始め九市郎と稱す。秀吉公に仕へ、一萬三千石に至る。一本、重正、故は筒井家の臣にて、伊賀國簗瀬にて、八千石を領せり。慶長十三年七月より、御家人となれりと云々。關ヶ原合戰の時は關東に屬し、御加增あり、後年肥前國島原の城主となり、兩度加賜せられ、六萬石に至り病死す。一本、重政は、寛永七年十一月十六日卒す。時に五十七歳と云々。息長門守重次家督相續の處、寛永十五年耶蘇宗門一揆のことにより、領地召上げられ家斷絕す。

高力左近大夫忠房　武州岩付城主

二萬五千石を領す。始め長房攝津守と稱す。慶長四亥年六月、秀忠公より諱の字を給へり。父は直孝一本、正長に作る權左衞門尉後に土佐守と稱せり。慶長十三申年正月廿六日、七十九歳にて卒す。後年四萬石或は三萬五千石に至り、寛永十五寅年四月、肥前國島原城主となり、同十六年卯歳に卒せり。一本に、忠房は明暦元年十二月十一日、七十三歳にて卒すと云々。息二人あり。食

祿各配分し、適男左近大夫隆長三萬七千石或二萬七千石を領せし所に、利欲深うして民困究せるにより、寛文八申年領地召上げらる。

溝口伊豆守善勝　越後國澤海城主

一本、諱を政一に作る。一萬四千石を領す。伯耆守秀勝の二男なり。嫡男は直勝伯耆守と稱す。今越後國新發田城主五萬石を領す。溝口氏の家系なり。秀勝は、幼より丹羽長秀に寄寓せしが、勇武の譽あるにより、信長公に寵せられ、五千石を賜はる。後に秀吉公に屬し、四萬四千石に至り、越後國柴田の城を賜はる。天正十四年豊臣氏を賜はれり。關ヶ原合戰の時は、領國にありて一揆をうけ、慶長十五年に卒して後は、息兄弟に知行を分ち給へり。善勝一萬二千石を領す。舊は二千石。後年四千石御加增あり。一本になし。寛永十一戌年五月二日病死す。善勝の孫を政胤伊豫守と稱せしが、息金十郎政武早世により、加藤内藏介明友の二男を養子とせり。之を政親帶刀と稱す。明友は、加藤式部少輔明成が息にて、母は伊豫守政胤が姉なり。貞享四卯年八月、所以あつて領地召上げらる。

羽柴美作守親良（ちかよし）

四萬石を領す。堀左衛門督秀政が二男なり。嫡男は秀治左衛門督と稱す。病死後息越前守忠俊、家督相續せし所、家臣の爭より事起り、慶長十五年二月領地召上げられぬ。始め秀吉公に仕へ、秀家と稱せしが、浮田中納言と同諱たる故更む。兄左衛門秀治が領地の内を配分せり。後年姓を改め菅原とす。是母方の姓なり。寛永十四丑年五月十三日、江府に於て卒す。時に五十八歳なり。息三人あり。各食祿を配分し、嫡男美作守親昌二萬石を領す。今信州飯田城主堀氏の家系是なり。或本に、親昌は寛文十三年七月十六日卒す。法名宗外といふ。

佐久間大膳亮勝之

信江常三州の內にて、一萬八千石を領す。又左衛門盛次が四男なり。嫡男は、盛政玄蕃允と稱せり。柴田勝家に屬し、天正十一年五月首を刎ねらる。二男は安治右衛門尉と稱す。後に關東へ召出され、三萬石に至る。此家系斷絕す。三男は柴田勝家の養子にて、勝政三左衛門督と稱す。關東へ召出され、御旗本の中にありと云々。始め佐々內藏介盛政の養子となり、秀吉公に仕へたり。寬永十一年十一月十二日或は寛永十九年とありに卒す。此家系は嗣子なく、貞享五年に斷絕たり。

堀淡路守直重

三萬石を領す。堀左衛門督秀政の家臣堀監物直政の三男なり。嫡男は、直清雅樂助と稱し、後に監物といふ。二

男は直寄丹後守なり。今越後椎谷一萬石、信州須坂一萬石餘を領す。堀氏兩家の祖なり。

毛利長門守秀就　長州萩城主

卅六萬九千餘石を領す。始め藤七郎と稱せり。大膳大夫輝元卿の息なり。慶長十三申年松平氏を賜はり、慶安四卯年正月五日、五十七歲にて卒す。輝元卿の事は、五大老略傳に載せたり。

鳥居土佐守成次

始め久五郎といふ。彥五郎元忠の二男なり。嫡男は、忠政左京亮と稱す。江府に御留守たり。光忠は慶長五子年八月、伏見の城にて討死す。時に六十二歲なり。甲州谷村城主三萬五千石に至り、駿河忠長卿輔佐の長となり、病死す。息淡路守成行は、忠長卿御生害の後、領地召上げられたり。

一本に東方靑屋口・玉造口・平野口等自丑寅至辰巳

佐竹右京大夫　米澤中納言　本多出雲守　淺野釆女正　眞田河內守

松下石見守　秋田城之介　植村主膳正　堀尾山城守　仙石兵部少輔

水谷伊勢守　相馬大膳大夫　酒井左衞門尉　松平安房守　京極丹後守

京極若狹守等なり。

天王寺邊自辰巳至未申

松平伊豫守　細川內記　小笠原信濃守　水野日向守　堀丹後守　前田筑前守

榊原遠江守　丹羽五郎左衞門　成田左馬助　井伊掃部頭　越前忠直朝臣

金森出雲守　神保長三郎　寺澤志摩守　松倉豐後守　桑山伊賀守

桑山左衞門佐　本田左京亮　藤堂和泉守　脇坂淡路守　生駒讚岐守

伊達陸奥守　伊達遠江守等なりと云々。

新東鑑卷之七畢

新東鑑 巻之八

岡山近邊幷西北攻口諸將の事

岡山御本陣の近邊御右備

阿部備中守正次組共

始めの名兵九郎、後に伊豫守と更む。父は正勝伊豫守と稱せり。慶長五子年四月、六十六歳にて卒去す。于ㇾ時五千石を領すといへり。正次家督を繼ぎて次第に立身し、正保四亥年十一月に卒去す。于ㇾ時大坂御城代なり。今備後國福山城主十萬石を領する阿部氏の家系是なり。

秀忠公御右備

高木主水正正次組共　相州海老名城主

七千石を領す。始め善次郎と稱せり。主水正清秀の三男なり。嫡男は、善二郎光秀といへり。天正二年十六歳にて戰死せり。二男は志摩守一吉、始め內膳正と稱す。下野守忠吉朝臣に仕へたり。嗣子なし。清秀は慶長十五戌年七月十三日、八十五歳にて卒す。時に五千石を領す。正次家督相續して、後に一萬石となり、寛永七午年十一月晦日、六十八歳にて卒す。今河內國丹南の領主、高木氏の家系是なり。一本、正次參陣には東武にあり。疑らくは正次息正成なるべし。或本に、主水正正成、關ヶ原戰の時山道の御供し、今年所領の地を給ふ。千石。大坂の戰に、將軍家に從ひ高名を顯し、其賞として上總國にて地を加へ給ふ。千石。寛永三年十月三日、肥前守に任ず。父卒して家を繼ぎ主水正になる。同十二年四月二日、四十九歳にて卒す云々。此時は善十郎といひしか。

一本、正次十一月朔日に卒すと云々。

倉橋內匠政勝

子孫御旗本にありや可尋。

近藤石見守信房

未詳。一本に、近藤石見守秀用一萬石を領すといふ。又近藤平右衞門秀用、後に石見守に任ずともあり。

或本に、秀用は、寛永五年十二月六日、八十五歳にて卒すと云々。

牧野豊前守友成

未詳。一本に、牧野右馬允康成の嫡男大和守友成、慶長・元和兩度奉行すと云々。

安藤對馬守重信　野州鹿沼城主

或は、下總國小見川の城主に作る。三萬五千石を領す。始め彦十郎太五左衞門と稱す。木工助基能の二男なり。嫡男は帶刀直次と稱す。元和七年六月廿九日、六十五歳にて卒す。今奥州岩城城主五萬石を領する安藤氏の祖なり。

坂崎出羽守成正　石州津和城主

三萬四百石或は三萬石を領す。浮田直家秀家卿の父なりの弟安家入道安心が息にて、始め浮田左京亮と稱し、秀家卿に仕へしが、家中に爭あつて、慶長四年家康公の御指揮にて、前田德善院に預けらる。同五年關ヶ原合戰の前より、德川家に仕へし處に、所

以ありて元和二辰年死を給ひ、家斷絶す。

本多大隅守正吉　下野國壬生領主

一本、忠純に作る。一萬八千石を領す。佐渡守正信の三男なり。嫡男は上野介正純、二男は安房守正重なり。元和元卯年一萬石御加增ありしが、後家人の爲に橫死し、家斷絶す。

板倉周防守重宗

伊賀守勝重の嫡男なり。勝重は、慶長五年より京都の守護職となり、元和五未年隱居し、寛永元年四月廿九日に卒せり。重宗は是より先、元和五年或は六年より所司代となり、三十四年の間在役にて、明曆二丙申十二月朔日卒去。時に七十一歲なり。

本多佐渡守正信　下野國宇都宮城主

五萬石を領す。始め彌八郎と稱す。佐渡守俊成の嫡男なり。或は故居鷹匠なりといへり。元和二辰年六月七日、七十九歲にて卒す。息上野介正純家督を繼ぎ、次第に立身して十五萬石に至り、同九亥年所以ありて出羽國由利へ配流。寛永十四年三月十日、配

所に於て卒す。時に七十七歳なり。息出雲守政勝は、寛永七年五月十日、三十五歳にて、父に先立ちて配所にて死去す。二男志左衛門（一説配所に於て出生）を召出され、俵數を賜はれりといへり。

田中久兵衛政孝

伯耆守宗弘の次男なり。甥田中筑後守忠政、元和元年卒去して家斷絶す。後に三萬石を給はる。又政孝末期に及び、秀忠公の御小姓菅沼翁之介を聟とす。之を主殿頭定政といひしが、所以あつて御勘氣を蒙り、領地召上げられ、後に御免許ありて二千俵を賜はり、終に地方にて五千石下され、老衰して死亡せり。

井上主計頭正就

（一本、半九郎に作り、後主計頭に任ずと云々。）阿部（後井上に改姓す）半右衛門尉淸秀の三男なり。（嫡子は、太左衛門重成、二男は權左衛門正友、後に筑後守に任ず。）淸秀は幼より淸康君に仕へ、慶長九辰年九月に卒す。正就家督を繼ぎて、元和八戌年迄に五萬八千石に至り、遠州横須賀城を給はる。寛永五辰年殿中に於て、戸島刑部が爲に害に遭へり。時に五十二歳なり。今遠州濱松六萬石を領する井

上氏の祖なり。

前田大和守利高

大納言利家卿の末男なり。元和二辰年に、一萬石を給はる。今上州七日市の領主前田氏の祖なり。

松平伊豫守忠昌

越前中納言秀康卿の二男なり。小字虎松或は虎之助と稱す。或記に、元和元卯年正月元服あつて、伊豫守と稱すと云々。元和五年三月、越後國高田城主となり、廿四萬石舊は信州川中島十二萬石なりを給はる。元和九亥年五月、舍兄忠直朝臣配流の後に、越前國福井城主となり、正保二酉年八月朔日、四十九歳にて逝去。時に參議正四位下なり。息越前守光道、家督相續せられ、延寶二寅年三月に卒。嗣子なきにより、遺言して末弟兵部大輔昌親を家督とせり。昌親も亦子なくして、兄中務大輔昌勝の息仙菊丸を養子として隱居す。仙菊丸後に綱昌越前守と稱せり。所以あつて貞享三寅年閏三月、領地召上げられ隱居。昌親へ新に二十五萬石を給はり、三十五萬石なり、再勤あつて吉品よしのりと諱す。後に吉品の舍兄中

務大輔昌勝の六男吉邦を養子とす。之を伊豫守と稱す。今に至る迄越前福井城を領せらる。當時は三十萬石なり。詳に三十七卷目に載す。

立花左近將監宗茂　奥州棚倉領主

一萬石を領す。始め統虎と諱す。筑後國柳川城主にて、十一萬九千六百餘石を領す。一說十三萬三千二百石。左近將監鑑連の養子にて、實は高橋主膳入道紹運が子なり。關ヶ原合戰の時、豐臣家に屬せしにより、領地召上げられたり。元和六申年八月九日、本領筑後國柳川城十一萬九千六百餘石になり、同八年飛驒守と改め、其後隱居して立齋と稱し、寬永十九年午十一月廿五日、七十四歲にて卒す。

南部信濃守利直　奥州岡城主

此時十萬石を領せしならん。小字彥九郎と稱せり。父は大膳大夫信直といひしが、慶長四亥年十月五日、五十一歲或は五十四歲にて卒せり。或本、利直は寬永九年八月十八日、五十七歲にて卒す云々。

土方掃部助雄重

記に、掃部頭雄正に作る。河内守雄久の二男なり。嫡男は、丹後守雄氏と稱す。今勢州菰野城主一萬二千石を領す、土方氏の家系

なり。雄久は始め織田信雄公の臣にて、後秀吉公に仕へ、四萬五千石或は二萬二千石に至る。慶長四亥年九月、所以ありて常州太田郡に配流。同五年七月召返され、德川家に仕ふ。後に本地四萬五千石或は二萬二千石を賜はり、同十三申年十一月十一日、五十六にて卒す。然るに孫伊賀守雄隆の代貞享元年七月、所以あつて領地召上げらる。時に奥州窪田領主二萬六千石なり。舊は二萬八千石なり。内二千石は、雄隆の弟民部雄賀配分せりと云々。

或本に、雄重寛永五年十二月廿九日に卒す。三十七歲と云々。

水野監物忠元

右衛門大夫忠政家康公の御外舅の嫡男下野守信元息織部正忠守或は忠義の二男なり。嫡男は、大藏少輔吉勝と稱す。元和六申年十月六日に卒す。今肥前國唐津城主六萬石を領する水野氏の家系なり。

酒井雅樂頭忠世

祖父を雅樂頭正親といへり。天正四子年六月六日に死す。父は河内守重忠、上州厩橋城主にて、三萬三千石を領す。冬夏兩度の御陣、江府に御留守たり。元和三

年七月廿一日、六十九歳にて卒す。今播州姫路の城主、十五萬石を領する酒井氏の家系なり。

細川玄蕃頭興元

一萬石を領す。兵部大輔藤孝幽斎と稱すの二男なり。嫡男は、越中守忠興なり。元和五年三月十八日卒去す。一本に五十七歳。今常州谷田部の領主一萬石を領する細川氏の家系なり。

脇坂主水正安信

始め甚九郎と稱す。淡路守安元の三男なり。嫡男は、甚内安忠と稱す。二男は淡路守安元といふ。寛永九年四月七日、所以あつて改易せらる。于時一萬石なり。

細川内記忠利

記に賴包とあり。始の諱なるや未詳。越中守忠興の三男なり。舍兄を忠隆といへり。父忠興と相善からず、薙髮して休無と稱す。次を與五郎有閭ありさとといふ。大坂に籠れり。忠利家督となり、後越中守に任じ、寛永十八年三月十七日、五十六歳にて卒す。

青山伯耆守忠俊

始め藤五郎と稱す。父は長俊播磨守と稱せり。慶長十八丑年二月二十日病死す。忠俊後に五萬石に至り、武州岩付城主となり、寛永二丑年十二月、仔細あつて御勘氣を蒙り、所領召上げられ、同九申年遠州今泉村へ蟄居し、同二十未年四月廿五日、八十六歳にて死去す。息を仙千代丸と稱す。程もなく召出され、三千石給はり、之を宗俊因幡守といふ。慶安元子年正月三萬石下され、信州小室城主となり、後に五萬石に至る。今丹州龜山城主、青山氏の家系是なり。

岡山茶臼山の間天王寺豐志谷方

尾張宰相義直卿　尾州名古屋城主

家康公第十二の御子なり。慶長十六亥年三月二十日、左近衞中將に任ぜられ、同日從三位宰相に昇進し給ひ、元和三巳年七月十九日正三位中納言、寛永三寅年八月十九日、從一位大納言に進ませらる。家康公の傳に載す。

駿河宰相頼宣卿

家康公第十三の御子、官位御昇進、義直卿と同日なり。元和五年紀州和歌山へ移り、寛文七未年五月二日隱居し給ふ。（家康公の傳に載す。）

榊原遠江守康勝　上野國館林城主

十萬石を領す。始め政直小十郎と稱す。式部大輔（始小平太）康政の三男なり。康政は慶長十一年年五月十四日、五十九歲にて卒せり。舍兄忠政出雲守（慶長十二未年九月廿一日、廿七にて卒す）と稱す。大須賀氏を相續す。其次を伊豫守忠長といへり。慶長九辰年十二月十五日、二十歲にて病死す。依レ之康勝家督相續せしが、元和元年卯五月廿七日、洛陽北野陣營に於て卒す。時に三十六歲なり。嗣子なくして、舍兄忠政の息松平五左衞門忠次、家督相續せり。（忠次は、此時大須賀氏の家を繼ぐ。遠州橫須賀にて三萬石を領せり。玆に至りて、大須賀氏の家斷絕す。）

或本云、忠次一代は松平氏なり。寛文五年三月廿九日に卒すと云々。

成瀨隼人正正成

一萬千石を領す。始め小吉と稱す。尾張義直卿輔弼の臣たれども、大御所に從つて政を沙汰す。元和元卯年、尾州犬山の城主となり、三萬五千石に至る。（嫡子正虎、左衞門と稱

し、家督相續す。二男は之成伊豆守と稱せり。父の本領一萬千石にて、幕府に奉仕する處に、寛永九年一本に、十一年十月廿八日に卒去し、嗣子なくして家斷絕せり。

安藤帶刀直次

一萬石を領すといへり。始め四郎兵衛と稱す。木工之介基能の嫡男。（基能に連弟多し。所謂彌兵衛基定・傳右衛門家定・太郎左衛門家次・治右衛門定次等なり。）元和三巳年、一萬石加賜ありて、遠州掛川の城主となり、賴宣卿に近侍し、竟に三萬五千石に至れり。嫡男彥四郎重能は、元和元卯年五月、大坂に於て戰死せしにより、二男彥兵衛直治家督相續せり。之を飛驒守と稱せり。

成田左馬助氏宗　野州烏山城主

一萬石を領す。左衛門尉長忠が二男なり。舍兄新十郎長邦、父長忠に先立ちて早世す。其子新五郎房長、僅二歲たる故、氏宗を後嗣とし、十五歲に至る迄長忠が遺跡を預りし所、元和九亥年二月十八日に死去す。依之領地召上げらる。新五郎之を訴ふと雖も、御聞屆なかりきとかや。

水野日向守勝成　參州苅屋城主

三萬石を領す。始め六左衛門と稱す。右衛門大夫忠政の二男なる和泉守忠重の

嫡男なり。父忠重は、慶長五子年七月、池鯉鮒の驛にて、加々井彌八郎に殺害せられたり。御歸陣以後に兩度加賜ありて、備後國福山の城主となり、十萬石に至り後に病死す。或本に、勝成慶安二年三月十五日卒す。八十八歲と云々。勝成より五代目を、勝峯松之丞と稱せしが、元祿十一寅年に早世す。嗣子なくして領地召上げられ、同姓備前守の息勝長へ、新規に一萬石を賜はる。今下總國結城城主、一萬八千石を領する水野氏の家系是なり。

堀丹後守直寄　越後國長岡城主

始め三十郎と稱す。堀監物直政が二男なり。舊は奥田氏。舍兄を雅樂助直清後に監物と稱す。共に堀左衛門督秀政に仕へたり。然るに慶長十五戌年に兄弟威を競ひ、直寄駿府へ訴ふる旨あり。依之主人越後守忠俊秀政の息並兄直清は流刑せらる。元和四年九萬石檢地の高一萬石を續て十萬石とすに至り病死す。息丹後守直時、死去して實子なく、舍弟千之助直定を以て、家督相續を願ひ置きけれども、兼々上聞に及ばず、末期の事なるに依つて領地召上げられ、三萬石を賜はる。今越後國村松の領主堀氏の家系なり。或本に、

直寄は寛永十六年六月廿九日卒すと云々。

永井右近大夫直勝

二萬七千石。（或は五千石。）始め長田傳八郎と稱す。平右衞門重元の息にて、信康君に召出されしが、御生害の後家康公に仕へ、永井氏に改む。元和八戌年七萬石に至り、下總國古河城主となり、寛永二年十二月廿九日（一本に九日）病死す。長子傳八郎尙政（後に信濃守）は、別に二萬石を領せしが、家督相續して九萬石となり、同十酉年一萬石加賜あり、薙髮して信齋といふ。尙政に五男子あり、各知行配分す。嫡子尙政（始め大膳後に大膳大夫）七萬五千石を領す。（二男は、伊賀守尙庸、今濃州加納城主三萬二千石を領す。○永井氏の家系なり。）丹後國宮津城主となり病死す。息尙長（始め傳三郎後信濃守）家督相續の處、延寳八申年內藤和泉守忠勝の爲に橫死す。之を能登守直國と稱す。今和州新莊を領する永井氏の家系是なり。

本多上野介正純（まさずみ）

佐渡守正信の嫡男。（佐渡守傳に載す。）

西方

淺野但馬守長晟　紀州和歌山城主

三十七萬四千石を領すといへり。五奉行の略傳に載せたり。

鍋島信濃守勝成　肥前國佐賀城主

龍造寺隆信の家臣たり。隆信死して後に、息政家若年たるにより、直茂之を輔佐す。然るに政家早世せし故に、其家を領せり。關ヶ原合戰の時に、豐臣家に屬せしが、早く降參して本領安堵す。元和四年六月三日、八十一歳にて卒す。（此間脫字アルカ）同八戊年十二月廿六日松平氏を賜はり、明曆三年三月十四日、七十九歳にて卒す。

三十五萬七千石を領す。羽柴加賀守直茂の嫡男なり。直茂始め平右衛門と稱す。

蜂須賀阿波守至鎭（よししげ）　阿州德島城主

十八萬六千七百餘石を領す。始め長門守（一本、大坂陣後に阿波守と稱すとあるは誤ならん）と稱す。祖父は尾州蜂須賀の住人正勝小六（後彥右衛門尉又修理大夫に任ず）といへり。信長公に召出さる。父は家政小六といふ。後に秀吉公より阿波國德島を賜はり、阿波守に任ず。剃髮して蓬庵と稱せり。關ヶ原合戰の時は、豐臣家に屬せりと雖も、至鎭は家康公に供奉し、關東に

在りて卽ち御味方たる故、本領安堵す。蓬庵は寛永十九年十二月廿九日、八十一歳にて卒す。元和元卯年、松平氏竝に淡路國を至鎮に給はり、同六申年二月六日、三十五歳にして父に先立ち卒去す。今に至る迄、廿五萬七千九百石を領し、阿波國德島の城主なり。

山内土佐守忠義　土佐國高知城主

廿四萬二千石を領す。土佐守一豐の養子にて、實は一豐の舍弟修理亮康豐の子なり。一豐始め對馬守と稱し、秀吉公に仕へ、六萬石に至れり。關ヶ原合戰の時は、關東に屬し加賜せられ、二十萬三千餘石となり、慶長十巳年九月二十日、六十歳にて卒す。忠義も始め對馬守と稱せしが、同十五戌年松平氏竝に秀忠公の御諱の字を賜はる。寛文四年十一月廿四日、七十三歳にて卒去す。

石川主殿頭忠總　濃州大垣城主

五萬石を領す。大久保相模守忠隣の二男なり。外祖父石川日向守家成慶長十四年十月廿九日、七十六歳にて卒すの息長門守康道、慶長十二年七月廿七日、父に先立ちて卒す。依之忠總養

子となり、元和二年一萬石加賜せられ、慶安三寅年（一本、四卯年）十二月廿四日に卒す。今勢州龜山の城主、六萬石を領す。石川氏の家系なり。

池田左衛門督忠繼　備前國岡山城主

三左衛門輝政卿の二男（嫡男は武藏守利隆）にて、小字藤松、後に三郎（一本十郎）と稱せり。慶長十七子年（或は十三申年十二月）松平氏を給はれり。元和元申年二月廿三日、（或は廿六日、）疱瘡にて卒去す。時に十七なり。同六月舍弟宮内少輔忠雄卿を以て、遺跡相續仰付けらる。後年忠雄卿逝去せられ、息光仲（後に相模守に任ぜらる。今因州鳥取の城主池田氏の家系なり）幼少たり。要樞の地なる故に、舍兄武藏守利隆の息新太郎光政へ家督相續仰付けらる。代々備前國岡山の城主にて、卅一萬五千二百石なり。

戸川肥後守遠安　備中國庭瀬城主

（一本、正利に作れり。）三萬石を領す。肥後守（始は富川平右衛門と稱せりとぞ）秀安が男なり。もと浮田中納言秀家卿の家臣なり。慶長四亥年家中に爭ありしにより、家康公の御指揮にて、前田德善院に預けらる。關ヶ原合戰の前に、一萬石にて召出さる。（浮田家にて、二萬五千石といふ。）軍終り

て三萬石となる。或は大坂陣の後とあり。寛永四卯年十二月廿五日、六十一歲にて卒す。息四人あり。嫡男平助所以あつて遊客となり、生涯を終ふ。二男土佐守正安家督相續し、二萬二千五百石或は二萬二千石を領す。一本に、達安息四人あり。嫡子土佐守正安家を續ぎ、二萬五千四百石を領す。二男內藏助三千四百石、三男主膳三千石、四男主水千二百石なり云々、高三萬三千石となる。本文と相違す。寛文九酉年五月廿二日卒す。時に六十四歲なり。息二人あり。領地配分す。嫡子土佐守安宣、二萬千石を領す。延寶二寅年十二月廿八日、二十歲にて卒す。息二人あり。嫡子某五歲にて家督相續す。後に縫殿助と稱す。同七未年十一月二日卒す。嗣子なくして家斷絕す。縫殿助弟主計を召出され、五千石を賜はり御旗本に候す。

一本に、正安嫡子平八郎信安早世す。二男玄蕃安定家を續ぐ。舍弟木工之助、所領千五百石を分つ。此年土佐守に任じ、延寶二年十二月卒す。嫡子縫殿助家督相續す。舍弟に所領千石を分ち、同七年十一月九歲にて死し、家斷絕す。舍弟土千代に、五千石を賜へりと云々。

岡越前守貞綱

八千石（或は一萬石）を領す。故は浮田秀家卿の家臣なり。慶長四亥年家中に爭あつて、家康公の御指揮にて、增田右衛門尉に預けられ、關ヶ原合戰の前に關東へ召出さる、然るに大坂御陣の時、城中へ内通する由顯はれ、元和元年卯七月廿九日、切腹仰付けられ、家斷絕せり。

池田宮内少輔忠雄　淡州須本城主

六萬三千石を領す。小字勝五郎といへり。三左衛門輝政卿の三男なり。慶長十七年、（或は十三年十二月、）松平氏並に秀忠公の御諱の一字を給はれり。元和元卯年舍兄忠繼卒去して後、備前國岡山城主となり、（此時十四歲とかや、）寬永九申年四月三日、三十一歲にて逝去すと云ふ。時に參議從四位下なり。

花房志摩守重勝

一本に、諱を正成に作る。故は浮田秀家卿の家臣なり。慶長四年家中に爭あつて、家康公の御指揮により、增田右衛門尉へ御預あり。關ヶ原合戰の前に召出され、一萬石を賜はれりとかや。今備中國の中に七千石を領すといへり。

同五郎左衛門職利

一本、諱を職則に作る。元和六申年十一月廿七日、四十一歲にて死すとあり。傳記未詳。

同四兵衛

傳記未詳。疑らくは助兵衛か。或記に、花房志摩守が息助兵衛重舍は、本浮田家の臣なり。慶長四年家中に爭ありて、佐竹義宣に預けられ、關ヶ原合戰の前に召出されきと云々。別記に、花房助兵衛職之、老衰せりと雖も、關東より御賴によりヽ冬夏兩度共に大坂に向ひしと作り、一本には、元和三巳年二月十一日、六十九歲にて卒去とあり。今御旗本の中にありや、追て可ㇾ尋。

戶川助左衛門正盛

傳記未詳。一本、戶川肥後守弟なり云々。

竹中伊豆守重俊　豐後府內城主

二萬石を領す。始め源助と稱せり。秀吉公に仕へ、一萬石に至る。關ヶ原合戰の

時は關東に屬す。重俊卒して、息采女正重次家督相續し、寛永九年長崎奉行仰付けられし處、姦淫私曲數多あつて、同十年死を賜はり、領地悉く召上げられ家斷絕す。

一本に、伊豆守重利〔上記、後トアリ、イカヾ〕祖父を重治半兵衛尉と稱す。天正七年六月、播州平山の陣に於て死せり。時に卅六歳とかや。父は重門丹後守と稱す。秀吉公に仕ふ。關ヶ原陣の時關東に屬す。寛永八未年十月九日卒す。五十九歳なりと云々。

或本に、重門が碑文に、重門三男一女あり。長子左京亮重常・二男采女正重次・三男伊豆守重利早世す云々。伊豆守重利は、采女正重次が弟なり。弟の家を、兄の續ぐべき樣ならじ。又父丹後守重門に、府内の城を給ひたらんに、長男左京亮こそ繼ぐべきに、二男重次續ぐべしとも思はれず。如何さま所以あるべしと云々。

中川内膳正久盛　豐後府内城主

七萬四千石を領す。始め秀征(ひでゆき)と諱す。一本に、始の名秀作とあり。瀨兵衛尉清秀の二男嫡男右衛門大夫秀政は、文祿二年朝鮮國に於て鷹狩に出で、彼國の伏兵に討たれたり。時に廿五歳なり修理大夫始め小兵衛秀成の嫡男なり。祖父清秀は、信長公又秀吉公に屬す。天正十一年二月、江州志津ヶ嶽の合戰に、柴田勢に討たれたり。

秀成家督を續ぐ。關ヶ原陣の時は、德川家の味方せり。慶長十七年八月十四日、四十二歲にて卒す。久盛、家督相續せり。承應二年三月、致仕入道して入山と稱す。卒せる年月未詳。

稻葉彥六郎典道　豐後國臼杵城主

五萬石を領す。伊豫守一鐵（或は長道又道長といふ。又曰、始め貞道と諱す。剃髮して三位法印に任じ、天正十六年十一月十九日に卒す）の嫡男濃州曾根城主右京亮貞道の息なり。貞道は慶長八年九月三日、六十一歲にて卒す。典道、家督相續して、寬永三年十一月十九日に卒す。時に六十一歲なり。

松平下總守忠明　勢州桑名城主

五萬石を領す。奧平美作守信昌の四男なり。（嫡男は大膳大夫家昌、二男は松平右京大夫家治、三男は松平攝津守高政なり。）天正六年、駿府に於て松平氏を給はり、文祿元年秀忠公より御諱の字を下されたり。後年次第に立身して、寬永十六卯年廿五萬石（或は十二萬石）に至り、和州郡山より、播州姬路城へ移り、正保元申年四月（或は三月）廿五日、六十二歲にて卒去す。息下總守清良家督相續の後に、度々所替仰付けられ、元祿五申年羽州山形に移され、五萬石減少せり。

今勢州桑名城主、十萬石を領する松平氏の家系なり。

向井將監忠勝

父は、忠安兵庫頭と稱す。一本、寛永二年三月廿六日、六十九歳にて卒すと云々。此家系今御旗本の中にありといへり。

九鬼長門守守隆　志州鳥羽城主

四萬六千石を領す。父を嘉隆大隅守と稱せり。關ヶ原合戰の時、豐臣家に屬して領國にありしが、敗軍の後に自害す。守隆は、始より關東に屬せり。寛永八未年九月、六十歳にて病死す。嫡男志摩守良隆、三萬六千石を領し、攝州三田の城主となりて早世す。嗣子なくして、幼弟久隆或は直隆と諱す後に大和守一萬石を領せり。家光公の御治世に、二萬石となる。今丹州綾部の領主九鬼氏の祖なり。

小濱民部少輔光隆

三千石を領す。元和六申年二千石加賜せられ、大坂船手の役となる。此家系は、今御旗本の中にありといへり。

千賀與八郎信親

一本、諱を政次に作り、別記に孫兵衞ともあり。傳記未詳。

北方

羽柴右近大夫光重

傳記未詳。疑らくは森美作守忠政の息右近大夫忠廣なるべし。美作守始め羽柴氏にて、關ヶ原合戰以後、本姓森氏に歸れり。寛永十年卒す。然れば忠廣も羽柴氏なれば、光重と諱す。後に秀忠公より御諱の字を賜はりしなるべし。一本に、羽柴左京大夫は、木下肥後守が二男にて、筑前中納言秀秋卿の弟なり。秀秋卿逝去の後、石州へ國替にて、大隅川崎の寄手なり。

池田治兵衞長幸　因州鳥取城主

五萬三千石を領す。三左衞門輝政卿の弟、備中守長吉の息なり。元和元卯年十二月備中守に任じ、同三年一萬石加賜せられ、備中國松山の城主となり、寛永九年四月十日（或は十二日）卒去す。息出雲守長常、家督相續すと雖も、同十八巳年九月、病死

して嗣子なく、領地召上げらる。

山崎甲斐守家治　因州若櫻城主

四萬五千石を領す。元和三年七月、備中國成羽城主となり、五千石御加增あり。寛永十八年讚州丸龜へ移りて後病死す、息虎之助家督相續せし處に、明曆二申年卒去し、嗣子なくして領地召上げられ、伯父勘解由を召出され、新規に五千石、備中國成羽にて給はれりといへり。一本に、讚州丸龜城は、寛永十八年山崎甲斐守家治拜受す。息な志摩守といへり。卒去後五萬石の内舍弟勘解由五千石配分す。四萬五千石嫡子虎之介領せし處、早世す。嗣子なくして、領地召上げられたり。と云々。

一本、家治父は家盛左馬允と稱す。慶長十九年十月八日に卒す。于時四十八歲

本多美濃守忠政　勢州桑名城主

十萬石を領す。始め平八郎と稱す。父は中務少輔忠勝といふ。慶長十五年或は十六年十月十八日、六十三歲にて卒す。忠政家督相續して、元和三年五萬石加賜あつて、播州姬路の城へ移る。寛永三寅年或八年八月十日、五十七歲或は五十六にて卒す。嫡男中

務大輔忠刻（ただとき）は、別に十萬石を領し同城にありしが、同年五月七日、卅一歳にて父に先立ち死去す。依ㇾ之忠政の舍弟甲斐守政朝（以前は、堺出雲守忠朝の遺跡相續たり）遺跡相續し、寛永十五年（或は十三年）十月二十日、四十歳にて卒去す。今石州濱田城主五萬石を領する本多氏の家系是なり。

池田武藏守利隆　播州姫路城主

勝三郎信輝（後に勝入）の二男三左衞門輝政卿（始め小新）の嫡男なり。祖父信輝は始め信長公に仕へ、天正十二年、信雄公と秀吉公矛盾の時に、豐臣家に屬し、尾州に於て、嫡子紀伊守之助と共に戰死す。輝政卿は、關ヶ原合戰の時關東に屬し、後に五十二萬石餘（始め參州の内十五萬石）に至れり。慶長十七年九月參議に任じ、同十八年正月廿八日逝去す。利隆始め左衞門督と稱す。然るに秀忠公より、武藏守の御稱號を下され、慶長十二未年十二月、松平氏を拜賜す。元和二辰年六月十三日、卅三（或は卅七）にて卒去す。息新太郎光政は、利隆の弟忠繼の遺跡相續たるにより、同舍弟忠雄の息光仲、家督相續す。之を相模守と稱す。元和三巳年、因州鳥取へ所替して以來、代々彼城

にありて卅二萬五千石を領す。

能勢伊豫守

傳記未詳。或記に、能勢攝津守賴次、寛永三年正月十八日、六十三歳にて卒すとあり。追つて可ㇾ考。

森美作守忠政　作州津山城主

十八萬五千八百石を領す。對馬守可政の六男なり。嫡男傳兵衞と稱す。元龜元年織田信長公、朝倉義景と合戰の時に、越前國手筒山に於て討死す。時に十九歳なり。二男は武藏守長一、天正十二年、尾州長久手に於て戰死。三男は蘭丸、四男坊丸、五男は力丸と稱せり。天正十年六月、信長公、明智光秀に攻圍まれ給ふ時に、兄弟三人共に戰死す。

忠政始め信長公に仕へて軍功あり。依ㇾ之信州川中島に於て、食祿十二萬石並に羽柴氏を給はり、右近大夫と稱す。關ヶ原合戰の時に、關東に屬せり。寛永十一年七月に卒す。息あり。忠廣右近大夫と稱す。寛永十年父に先立ち死去す。嗣

子なく關民部少輔成次忠政の聟の嫡子内記長繼を養子とす。長繼に息三人あり。嫡男を美作忠繼といふ。二男伯耆守長武といへり。知行の内一萬五千石を配分せしが、長武死して嗣子なく家斷絶す。三男對馬守長俊といふ。一萬五千石、播州三日月の領主森氏の家系是なり。忠繼の息を長成伯耆守と稱す。狂氣せしにより、元祿十丑年八月領地召上げらる。此時祖父長次八十八歲存命せるが召出され、新規に二萬石給はる。今播州赤穂の城主森氏の家系是なり。

加藤式部少輔明成

父は左馬介嘉明、始め孫六と稱し、秀吉公に仕へ軍功あり。志津ヶ嶽七本鎗の隨一なり。關ヶ原合戰の時關東に屬し、廿二萬石となり、豫州松山城を給はる。舊は豫州正木城主十二萬石、或十萬石といへり。元和四年奥州會津城主となり、四十萬石に至る。寛永八年九月十二日、六十九歲にて卒す。明成家督相續の處に、家臣堀主水より事起つて、寛永二十未年領地召上げられたり。後に明成が息彌三郎明友を召出され、石州安濃郡に於て一萬石を賜はる。其後内藏助に任ず。今江州水口の城主、二萬五千石を領する加藤氏の家系是なり。

或本に、左馬助嘉明が二男民部少輔明利は、寛永四年、奥州三春城三萬石を給ひ、同五年同國二本松に移り、同十八年に卒す。故ありて領地召上げられし所、本家繼絕して、冬嫡子彌三郎を召出され、三千石給ひしが、早世して嗣子なく、所領沒收せらる。二男平八郎兄に先立ちて死す。三男三左衞門・四男源左衞門、後に御家人に召出され、祿米千俵宛給はると云々。

市橋下總守長勝　伯州矢橋城主

二萬三千石を領す。父を長利壹岐守と稱す。天正十三年七十三歲にて卒せり。長勝家督相續す。織田・豐臣兩家に仕ふ。關ヶ原陣の時、關東に屬せり。元和二年二萬石加賜せられ、越後國三條の城主となる。同六年十七日に卒す。六十四歲。嗣子なくして家斷絕せり。甥長政を召出され、二萬石を給ふ。（長政、始より秀忠公に仕へ、四千石なり。）後に下總守に任ず。長政卒して政信家を繼ぎ、弟傳左衞門に所領を分つ。今江州に仁生寺一萬八千石の領主市橋氏の家系是なり、

一本に、長政、女子のみあつて男子なし。寵愛の小姓を聟とし、三四郎長吉と

名告らせ、家督相續せんと望む。斯くて卒せしが、家人等承引せず。甥昌成を以て家督を願ひければ、御聞届あつて、本領二萬石を給はり、三四郎には、別に三千石を下されきと云々。

關長門守一政　伯州黑坂城主

五萬石を領す。父は安藝守盛信入道方鐵と稱せり。數代三萬石を領せり。一政始め信長公又秀吉公に仕へたり。太閤歿後は家康公へ忠を盡し、慶長十五戌年二萬石加賜せらる。一本に、故は蒲生家に仕へ、浪人して關白秀次公へ奉仕し、後年關東へ召出されしといふ。元和二卯年四月、邑内治まざることあつて、知行沒收せられ、息兵部少輔長盛へ、新規に五千石給はれりと云云。或本に、關長門守一政、始め勝藏又右兵衛佐と稱せり。元和三年の頃、一政卒して嗣子なく、舍弟勝丸が男十兵衛尉が子兵部少輔氏盛を召出され、五千石賜はりしと云々。

岡部內膳正長盛　丹州龜山城主

三萬二千石を領す。始め彌太郎と稱せり。父は正綱治郎右衛門と稱す。天正十二申年或は十二未年二月十日、四十二歲にて卒せり。長盛家督相續し、後年加增給はり、寬永九申年十二月二日に卒す。時に六十五歲なり。今泉州岸和田の城主五萬三

千石、岡部氏の家系なり。

松平周防守康重　丹州笹山城主

五萬石を領す。父を松平左近將監忠次と稱せり。天正三亥年八月、松平氏を賜はり、周防守康親と改め、同十一未年六月、六十二歳にして卒去せり。康重家督相續して、寛永十七辰年に卒去す。今參州岡城五萬四百石を領する松平氏の家系是なり。

有馬玄蕃頭豐氏　丹州福智山城主

八萬石を領す。父を則頼中務大輔と稱す。慶長七寅年七月廿八日に卒す。元和七酉年、或六年、田中筑後守の闕地を給はり、筑後國久留米城主となり、廿一萬石となり、寛永十九午年九月三十日、七十六歳にて卒せり。

黑田右衞門佐忠之

小字萬德丸と稱せり。祖父を小寺官兵衞孝高、中頃勘解由、祝髮して如水といへり。信長公に仕へ、後秀吉公に屬し、十二萬石に至り、豐前國中津城主となり、慶

長九辰年三月二十日、筑前國福岡の城中に於て卒去せり。時に五十九歳なり。父を長政筑前守と稱す。冬陣には關東にあり。小字松壽、後に吉兵衞と稱せり。秀吉公に仕へて武功あり。關ヶ原合戰の時は、專ら關東へ忠を盡しゝに依つて、兩度御加增あつて、五十二萬餘石となり、筑前國福岡の城主たり。元和九酉年閏八月四日、兩將軍家秀忠公家光公御上洛の時供奉にて、京都報恩寺に於て卒去す。時に五十六歳なり。筑前國十里松の內崇福寺に葬る。忠之は慶長十八丑年正月廿一日、松平氏を給へり。寛永十八年台命により、鍋島氏と、交るゞ長崎に行きて異國を防護す。承應三年午八月十二日、五十三歳にて卒去す。

別所豐後守吉治

始め孫四郎と稱し、播州三本城主別所小三郎長治が弟なり。長治は、天正八年五月、秀吉公に攻圍まれて自殺す。吉治は秀吉公へ召出され、一萬五千石に至る。關ヶ原合戰の時は、豐臣家に屬し、後に德川家へ召出され、小祿を給はるといへり。傳記未詳。

一本、別所豐後守貞治、丹州國郡一萬七千石を領せし處、關ヶ原合戰の時大坂へ屬し、領地沒收せらる。息あり、孫二郎友治といへり。大坂再亂の時麾下に屬し、大和口に於て戰功あり。依之御旗本に召出され、二千石を領す。元和二年十二月、所以ありて死を給ふといふ。

加藤右近正喜

未詳。疑らくは加藤遠江守光泰の息左近大夫貞泰なるべし。伊豫國大洲城主六萬石を領す。加藤氏の家系なり。

池田備後守知政

一本、諱を重信に作る。未詳。或記に、慶長十九寅年四月廿二日、池田備後守父子三人、所以あつて有馬玄蕃頭豐氏が封內丹波國福智山へ配流せられ、同十月廿九日、豐氏に從つて難波の役に赴き、微忠を勵し、罪を償はん事を欲するにより、恩許あつて、有馬が部下に列せりと云々。

島津薩摩守家久　薩州鹿兒島城主

七十萬八百石を領す。始は又八郎忠恒といへり。修理大夫義久入道龍伯慶長十六亥年正月廿一日、七十九歳にて卒す弟兵庫頭義弘入道惟新の息なり。關ヶ原合戰の時に、父子共に豐臣家に屬し、其後に降參して、本領安堵せり。惟新は隱居して、元和五未年七月廿一日、八十五歳にて卒す。是より先忠恒は、慶長十一午年九月朔日、松平氏并に家康公より、御諱の字を賜はりぬ。是より以前羽柴氏なり。寛永十五寅年二月廿三日逝去。時に從三位權中納言なり。

細川越中守忠興　豐前國小倉城主

卅九萬九千石を領す。父は兵部大輔藤孝入道玄旨。號二幽齋一。慶長十五戌年八月二十日一本、八日に作るは誤なりに卒去す。一本に七十一歳に作る。忠興は始め信長公に仕へ、後秀吉公に奉仕し、羽柴氏を給はり、丹後國田邊・豐後國杵築に於て、十二萬石或は十一萬石を領す。關ヶ原合戰の時は、父子共に關東へ忠を盡しけるにより、食祿加賜せらる。後に參議從三位に任ず。元和五年剃髮して三齋と稱す。正保二年十二月三十日或二日に逝去なり。今肥後國熊本城主、五十四萬石を領する細川氏の家系なり。

田中筑後守忠政　筑後國久留米城主

卅二萬二千石を領す。始め民部大輔長顯といふ。兵部大輔長政（後に筑後守吉次）といへり。信長公・秀吉公に仕へ、十萬五千石に至る。太閤歿後は、家康公に忠を盡し、慶長十四酉年二月十八日に卒去せり。忠政家督相續して、元和六年申八月八日（一本、元和七年八月七日）に卒す。嗣子なくして領地召上げられたり。

加藤肥後守忠廣　肥後國隈本城主

七十三萬二千三百卅四石九十六升餘を領すとかや。小字虎之介と稱す。（一本に、寛永三寅年八月、秀忠公より御諱の字を給はり、忠廣と稱すと云々。）父は清正肥後守と稱せり。慶長十六亥年六月廿四日に卒去せり。忠廣家督相續の所、息豐後守光正より事起りて、寛永九年六月配所に赴き、領地悉く沒收せられ、承應二年二月（或は三月）二日、五十二歲（一本に、五十七歲）にて、配所に於て卒去す。

備前島方

片桐東市正且元　和州茨木城主

始め二萬石を領す。直盛助作と稱す。孫左衛門直貞(法名一齋)の嫡男なり。秀吉公に仕へ、志津ヶ嶽七本鑓の一人なり。慶長十九年十月、大坂を出でて關東に志を盡し、元和元年五月卒す。息出雲守孝利(始め元包)家督相續して、四萬三千石に至り、寛永五年に死去す。嗣子なく領地召上げられたり。(或は、孝利の弟半之丞爲元を召出され、小祿を給はれりと云々。)

片桐主膳正貞隆

(一本、元重に作る。)始め加兵衛尉と稱す。且元が舍弟にて、始め秀頼公に仕へしが、市正と共に大坂を立退き、關東に仕へ、和州小泉にて一萬三千四百石を給はる。(或は、本より領すともいへり。後關東に召出され、一萬六千四百石になるとも云々。)寛永元年十月一日、(一本に、寛永四年、)六十八歳にて卒す。息石見守定昌家孫相續す。(其後、異腹の子に、二千石を分つといへり。)今は一萬千百石を領す。

石川伊豆守貞政

片桐、大坂を立退きし後に、城中を遁れ出で、關東に仕ふ。此家系御旗本にありや、追つて可レ尋。

宮城丹後守豊盛

始め長次郎と稱し、秀吉公に仕へたり。元和五年、知恩院造營の奉行として上京し、同六年造營成らざる內に死去す。其孫主膳正豊嗣、祖父に相繼ぎて奉行を勤むとあり。家系御旗本の中にありや未詳。

本多豊後守康紀　參州岡崎城主

五萬石を領す。始め彥三郎後に伊勢守と更む。父は康重豊後守と稱し、慶長十六亥年三月廿二日、或は三日、五十八歲にて卒す。康紀家督相續して、元和九申年九月廿五日、四十五歲にて卒す。息忠利伊勢守と稱せり。寬永十一年閏八月、五千石加賜せられ、正保二年二月十日、四十六にて卒去す。息三人あり。嫡子越前守五萬石を領し、遠州横須賀城に移りし所に、其身不行跡にて、天和二年二月、食祿減少し一萬石となる。今信州飯山城主、三萬五千石を領する本多氏の家系是なり。

蒔田權之介正時

一萬石。始め秀賴公に仕ふ。一本に、冬陣には大坂城中にありしが、元和元年春、有馬湯治と僞り大坂を遁れ出で、關東に奉仕すと云々。

木下右衛門大夫延俊　豐後國日出城主

二萬五千石を領す。始め孫兵衛と稱す。伯耆守家定の三男なり。政所殿の略傳に載せたり。

同宮内少輔俊房

一本、利房に作る。二萬五千石を領す。此時、備中國足守城主といへり、或は元和二年に給はると云々。今備中國足守の城主なり。

長谷川式部少輔守知

一萬石を領す。源三郎入道宗仁の息とぞ。宗仁は、信長公・秀吉公に仕へ、一萬石に至れり。守知が息三人あり。各知行配分して、嫡男縫殿助正尙七十石を領す。正尙卒して後に嗣子なく、領地召上げられきとぞ。

一本船場口　自未申至戌亥

淺野但馬守　鍋島信濃守　蜂須賀阿波守　石川主殿頭　池田宮内少輔

戸川肥後守　戸川助左衛門　花房助兵衛　花房五郎左衛門　岡越前守

池田左衛門督

等なり。

同後陣　松平下總守　稻葉淡路守　德永左馬助

等なり。

難波橋方東船手

向井將監　九鬼長門守　或は小濱民部少輔　小濱彌十郎　千賀與八郎

其外一柳監物　有馬左衛門佐　古田大膳助　分部左京亮　本多美濃守

等なり。

北方天滿口（自戌亥至丑）

森美作守　池田武藏守　中川內膳正　山崎甲斐守　能勢伊豫守　池田備中守

關長門守　加藤式部少輔　別所豐後守　加藤左近大夫　市橋下總守

松平周防守　岡部內膳正　池田備後守　有馬玄蕃頭

等なり。

同後陣　毛利長門守　毛利甲斐守　福島備後守　竹中伊豆守　竹中采女正

同吉藏　稻葉內匠助　妻木雅樂助

等なり。

備前島・淀川・大和川の間

片桐東市正　片桐主膳正　同豐前守　宮城丹波守　花房志摩守　蒔田權介

稻葉彥六　木下右衞門大夫　木下宮內少輔　長谷川式部少輔　木下伊勢守

伊東修理大夫　本多豐後守　菅沼織部正　本多縫殿助　牧野駿河守

松平丹波守

等なり。

右之通攻口御定ありと雖も、大坂へ着御の後、其容體により、差替へらるゝ事あるべき間、先づ右の旨に相心得候べしと、各へ仰渡されけりといへり。

或記に、駿河賴宣卿は、當年十三歲たり。然るに御備定まりける時、某に御先手仰付けられ候樣と望み給へば、家康公仰に、城兵强くして、先手攻倦みなば、其間に申付くべしと宣ひけりと云々。

右七八卷、諸將の略傳知行高或は死去の年月等は、拾ひ集めし所の書に、傳寫の誤多かるべければ、重ねて誤を正すべし。

將軍家軍器の圖〔挿圖九十七略之〕

御軍旗幷御認記の由來

一、厭離穢土欣求淨土の御旗は、永祿五年の秋、參州一向宗佐々木上宮寺・針崎正滿寺・野寺本稱寺、一揆を起せり。此時德川家御譜代の面々大勢、宗門の爲に數代の主君を捨て一揆に與し、家康公へ弓を彎き、同七年九月に至る迄、合戰止む時なかりき。又今川家の參州に城を構へたる族も、一向宗に一味しける故、德川家の軍大に危く、家康公は、御菩提所參州淨土宗大樹寺の住職登譽上人に、加勢の事を御賴みありければ、和尚畏つて、淨土宗の寺院々々へ相觸れ、檀那の中の武士たる者は申すに及ばず、百姓町人等に至る迄馳集りける程に、其勢千餘人に及

べり。此時和尚自筆に、德川家の旗へ、厭離穢土欣求淨土と書かれたり。彼旗を眞先に押立て、一揆の中に攻入り、死を輕んじて戰ひければ、一向宗は敗北し、德川家の勝利となれり。彼文は、生を輕んじ、死を幸にする事を示せる意なり。これは其始め一向宗一揆の時に、上宮寺の住持、吾壇那の輩が、冑の眞中へ、進足極樂淨土退足無間地獄と書きたりとの事故、淨土宗の族にも、此句を書きて死を勸めし者なるべしといへり。

德川家馬印の由來

一、扇の御馬標、五本骨一本、七本骨とするは誤か、本多平八郎後に左衛門忠豐、天文四年戰死といひ、或は天文十四年、參州安祥寺畷の合戰に、父子共討死と云々、屢軍功あるを以て、右の御馬印を、家康公の御祖父淸康君より賜ひし所なるを、孫中務少輔忠勝父は忠高平八郎と稱す。天文十四年、參州安祥寺畷に於て戰死す。舍弟肥後守忠眞は、元龜三年、味方ヶ原の合戰に討死す。迄相傳せし所に、文祿二辰年、家康公の御所望により獻せりといへり。此御認記に就いては、意味深き事もありとぞ。

或記に、天正十八寅年小田原合戰の時、上杉景勝卿于時三十六歳・前田利家卿・眞田安房守昌幸・毛利河內守秀賴等と一手になり、上州路搦手に廻れり。上杉家に馬

幟なかりけるを、秀吉公御覽じて、景勝の備知れず、馬印を持たせ然るべしと仰ありければ、景勝卿の申さるゝは、駿河大納言殿家康公なりの馬印はなやかに候間、申請けたく候とありければ、家康公御喜悅にて、左樣候はゞ、參らすべく候。併し我等と紛れ申すべし。色を御替あれと仰ありける故、上杉家は、淺黄にせられきと云々。

按ずるに、此說に據る時は、本多家より奉りしは、文祿年間以前なるべし。後年上杉家に、扇の馬標を用ふる事を聞かず。

新東鑑卷之九上

東南攻口の諸將旗指物認旗の圖〔挿圖二百二略之〕

新東鑑卷之九下

岡山近邊並西北攻口の諸將旗指物認旗の圖〔挿圖二百九略之〕

一、義政將軍の代の程、畠山左衞門督政長、同左衞門佐義就と、故管領左衞門督持國入道德本が家督を爭ふ事あり。康正二年の夏、河內國萱振といふ所にて、終に

合戰に及ぶ。彼等もと一族なりしかば、其旗同じくして、敵味方分ち難しとて、政長頓て旗に乳付けて竿になしけり。其代の人、皆之に傚ひて、旗の制一變し後世に所謂乃保利これなり。

或本に、近代多く棹付を縫くゝみにし、乳を付くる旗を用ふ。其所以は、旗を張立つる時、棹へ通すに手間取らず、或は森林中などを通るに、物にかゝらずして、其自由能きを以てなり。又縫樣は、針返しをせず、打通すことを嫌ひ、射向の方へ、まくり出して縫ふと云々。

岡山近邊竝西北攻口の諸將旗指物認旗の圖

大正四年一月十二日印刷
大正四年一月十五日發行

國史叢書
新東鑑一

定價金一圓

不許複製

編者　黑川眞道

發行者　國史研究會

右代表者　小瀧淳
東京市本郷區駒込林町二二四番地

印刷者　楢山定吉
東京市神田區三崎町三丁目一番地

印刷所　友文社
東京市神田區三崎町三丁目一番地

發行所
東京市本郷區駒込林町二百廿四番地
振替貯金口座東京二七〇二四番
國史研究會